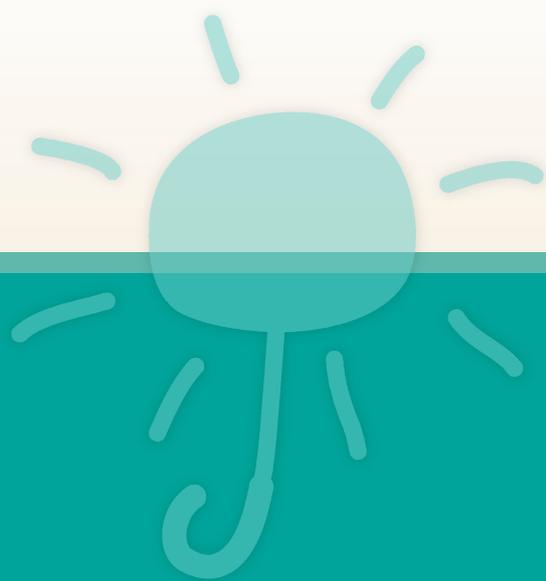


法テラス白書

令和元年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著





法テラス白書

令和元年度版

日本司法支援センター 編著

法テラス 運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

法テラス白書（令和元年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、総合法律支援法により平成18年4月10日に設立され、以来、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策、さらに東日本大震災法律援助などの業務を実施してまいりました。社会の大きな変化の中、国民の司法アクセスニーズの増大・多様化とともに業務は拡大しており、最近では、平成28年7月から大規模災害に関する被災者法律相談援助が、平成30年1月から認知機能の十分でない方々に対する特定援助対象者法律相談援助及びDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対するDV等被害者法律相談援助が開始され、また、国選弁護関係でも、平成30年6月から被疑者国選弁護対象事件が全勾留事件に拡大されました。これまで多くの国民の皆様にご利用いただき、また、多くの関係機関の方々に支えられて、本年4月に創立から15年目を迎えることができましたことを、深く感謝申し上げます。

令和元年度も、法テラスのご利用はますます広がっており、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）における情報提供件数が約39万5千件となり、開業以来の累計が448万件に及びました。民事法律扶助においては、弁護士・司法書士への無料法律相談（法律相談援助）が過去最多の31万5千件を超え、弁護士・司法書士費用の立替え（代理援助・書類作成援助）も11万5千件を超えています。

自然災害が頻発する中、被災者支援もますます重要性を増しています。令和元年度は、前年度から継続の平成30年7月豪雨に関する被災者法律相談援助が6月まで実施され、10月から令和元年台風第19号の被災者法律相談援助が実施されています。また、昨今猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症に関連するお悩みに対しても、いち早くQ&Aの形でホームページの特設ページを設けるなど、迅速な情報提供に努めました。

また、昨年の改正出入国管理法の施行により、在留外国人に対する支援の強化も喫緊の課題となっております。令和元年度は、電話による多言語情報提供サービスの使用言語も2言語増やして9言語にするなど、外国人対応の充実に取り組んできました。

本白書では、このような令和元年度の法テラスの業務の状況を概観するとともに、特集として、第1に法テラス・サポートダイヤルのあゆみ、第2に新型コロナウイルス感染症に関する取組について取り上げました。

令和2年度も、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な法的問題への対応、令和2年7月豪雨に関する被災者法律相談援助の実施、外国人対応体制の強化など、多岐にわたる法的支援ニーズへの対応の充実が求められております。皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年11月吉日

日本司法支援センター

理事長 板 東 久美子

目次

法テラス運営理念	2
法テラス白書（令和元年度版）の発刊に寄せて	3

■法テラスの概要

1. 概要	8
（1）設立	8
（2）組織	8
（3）主な業務	9
（4）事務所	10
（5）予算・決算の概要	12
2. 主な業務の概況	13

■法テラスのあゆみ

1. これまでのあゆみ	14
2. 令和元年度の主な出来事	16

特集1 いつでも・どこでも・誰でも 必要な方に役立つ情報を～法テラス・サポートダイヤル～

特集 1-1 法テラス・サポートダイヤルのあゆみ	18
特集 1-2 ある日のサポートダイヤル	20
特集 1-3 利用者にとって役立つ情報提供をするために	23

特集2 新型コロナウイルス感染症に関する取組

特集 2-1 法テラスにおける対応	28
特集 2-2 業務実績	31

1. 情報提供業務

1-1 令和元年度における業務の概況	33
（1）利用者の利便性向上のための取組	33
（2）品質向上のための取組	33
（3）多言語での情報提供	34
（4）法教育の取組	34
1-2 業務の概要	35
1-3 問合せ件数	36
（1）サポートダイヤル	36
（2）地方事務所	37
1-4 問合せの傾向	38
（1）サポートダイヤル	38
（2）地方事務所	41
1-5 認知媒体 （サポートダイヤル、地方事務所）	42
1-6 利用者の地域分布	44
（1）サポートダイヤル	44
（2）地方事務所	45
1-7 紹介先関係機関 （サポートダイヤル、地方事務所）	46
1-8 多言語情報提供サービス	47
（1）サービスの概要	47
（2）サービスの仕組み	47
（3）問合せ件数	48
（4）問合せの傾向	49
（5）認知媒体	49
（6）利用者の地域分布	50
1-9 法教育	51

2. 民事法律扶助業務

2-1 令和元年度における業務の概況	54
（1）法律相談援助及び代理援助の概況	54
（2）令和元年台風第19号の被災者に対し、 被災者法律相談援助を実施	54
（3）特定援助対象者援助事業の状況	54
2-2 業務の概要	55
1 民事法律扶助業務	55
2 特定援助対象者援助事業	57
（1）特定援助対象者法律相談援助	57
（2）行政不服申立手続への法律扶助対象拡大	57
3 被災者法律相談援助	57
2-3 契約弁護士・司法書士数の推移	58
2-4 法律相談援助の状況	59
1 法律相談援助の状況	59
（1）実施状況	59
（2）法律相談援助を受けた人の属性	61
2 特定援助対象者援助事業の状況 特定援助対象者法律相談援助の実施状況	62
3 外国人向け法律相談の状況	63
2-5 代理援助・書類作成援助の状況	64
（1）実施状況	64
（2）代理援助・書類作成援助を受けた人の属性	65
2-6 代理援助の状況	67
2-7 書類作成援助の状況	69
2-8 立替金の償還（返済）	70
（1）償還	70
（2）立替金の免除	70
2-9 不服申立てと再審査申立て	71

3. 国選弁護等関連業務

3-1 令和元年度における業務の概況	83
3-2 国選弁護関連業務	84
（1）業務の概要	84
（2）国選弁護制度	84
（3）弁護士との国選弁護人契約の締結	86
ア 契約の種類	86
イ 契約の方式	86
（4）国選弁護人候補の指名通知	87
（5）国選弁護人に対する報酬及び費用の算定	90
ア 概要	90
イ 報酬算定の手続	91
（6）国選算定基準の改正	92
3-3 国選付添関連業務	93
（1）業務の概要	93
（2）国選付添人に対する報酬及び費用の算定	95

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

4-1 令和元年度における業務の概況	101
（1）常勤弁護士とは	101
（2）司法ソーシャルワークに関する取組	101
（3）被災地での活動	101
4-2 業務の概要	102
4-3 常勤弁護士の配置	102
（1）配置	102
（2）司法修習直後の者からの採用	104
4-4 常勤弁護士の確保	105
4-5 司法過疎地域事務所の設置	106

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備 … 107	イ 問合せの傾向 …………… 140
(1) 実務研修 …………… 107	5-3 東日本大震災対応 …………… 141
ア 本部主催の研修 …………… 107	1 震災法律援助業務の実施状況 …………… 141
イ その他の研修 …………… 107	(1) 業務の状況…………… 141
(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・	(2) 震災法律援助契約弁護士数・司法書士数の推移… 144
常勤弁護士業務支援室 …………… 110	2 被災地出張所における「よろず相談」… 146
5. 犯罪被害者支援業務	3 被災者専用フリーダイヤル (震災 法テラスダイヤル) …………… 148
5-1 令和元年度における業務の概況 …………… 111	7. 受託業務
(1) 犯罪被害者支援業務の概況…………… 111	7-1 業務の概要 …………… 149
(2) DV等被害者法律相談援助事業の状況 …………… 111	(1) 日本弁護士連合会委託援助業務 …………… 149
(3) 研修等の実施 …………… 111	ア 業務内容…………… 149
5-2 犯罪被害者支援業務 …………… 112	イ 援助要件等…………… 151
(1) 犯罪被害者支援業務等の概要…………… 112	ウ 業務実績…………… 151
(2) 犯罪被害者支援ダイヤル …………… 114	エ 援助費用…………… 151
ア 問合せ件数…………… 114	(2) 中国・サハラ以南残留孤児日本人国籍 取得支援業務…………… 154
イ 問合せ内容…………… 115	8. その他
ウ 紹介先 …………… 116	8-1 組織 …………… 155
エ 認知媒体…………… 117	(1) 本部と地方事務所の組織 …………… 155
(3) 地方事務所 …………… 118	(2) 事務所 …………… 156
ア 電話及び面談による情報提供 …………… 118	(3) 根拠法 …………… 159
(ア) 問合せ件数 …………… 118	(4) 主務大臣 …………… 159
(イ) 問合せ内容 …………… 118	(5) 資本金 …………… 159
(ウ) 紹介先 …………… 119	(6) 役員状況…………… 159
イ 犯罪被害者支援の経験や	(7) 職員状況…………… 159
理解のある弁護士の紹介業務…………… 120	8-2 法テラスの認知状況 …………… 160
(ア) 弁護士数 …………… 120	(1) 認知状況の推移 …………… 160
(イ) 弁護士紹介件数…………… 121	(2) 性別・年代別認知度 …………… 161
ウ DV等被害者法律相談援助業務 …………… 122	(3) 認知経路 …………… 162
5-3 被害者国選弁護関連業務 …………… 127	8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声 … 163
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための	8-4 審査委員会 …………… 167
国選弁護制度…………… 127	(1) 審査委員会とは …………… 167
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況 …………… 128	ア 審査委員会の設置趣旨 …………… 167
ア 被害者参加弁護士契約弁護士 …………… 128	イ 法令上の根拠…………… 167
イ 選定請求状況…………… 129	ウ 構成…………… 167
5-4 被害者参加旅費等支給業務 …………… 130	エ 委員の任期…………… 167
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要 …………… 130	(2) 審査委員会の審議事項 …………… 168
(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績…………… 131	ア 審査委員会の審議事項…………… 168
6. 災害対応	イ 審査委員会の運営…………… 168
6-1 法テラスにおける災害対応 …………… 132	ウ 審査委員会の開催頻度等…………… 168
1 東日本大震災への対応 …………… 132	エ 審査委員会議決の内訳…………… 168
2 総合法律支援法改正と	オ 公表事項…………… 168
被災者法律相談援助…………… 132	8-5 顧問会議 …………… 169
3 被災者への情報提供…………… 133	(1) 設立の趣旨…………… 169
6-2 令和元年度における災害対応 …………… 136	(2) 顧問会議メンバー…………… 169
1 令和元年度の災害…………… 136	(3) 顧問会議の開催状況…………… 169
2 台風第15号及び第19号への対応 …………… 136	8-6 地方協議会…………… 170
(1) 令和元年台風第19号における	開催の目的、状況…………… 170
被災者法律相談援助業務の実施状況…………… 137	法テラス用語の解説 …………… 176
ア 全体の件数及び推移(月別)…………… 137	法テラスの刊行物 …………… 181
イ 事務所別件数…………… 138	
ウ 相談内容の傾向…………… 138	
エ 相談を実施した場所の傾向…………… 139	
(2) 情報提供業務の実施状況…………… 139	
ア 問合せ件数の推移(月別)…………… 139	

資料目次

特集1 いつでも・どこでも・誰でも 必要な方に役立つ情報を ～法テラス・サポートダイヤル～

資料 特集1-1 サポートダイヤルのあゆみ	19
資料 特集1-2 サポートダイヤルのOP研修カリキュラム (イメージ)	24

特集2 新型コロナウイルス感染症に関する取組

資料 特集2-1 電話等法律相談実績 (速報値)	31
資料 特集2-2 新型コロナウイルス感染症の影響にかかる問合せ件数 (速報値)	32
資料 特集2-3 新型コロナウイルス感染症の影響にかかる問合せ内容分野別内訳	32

1. 情報提供業務

資料1-1 情報提供業務の流れ	35
資料1-2 サポートダイヤル問合せ件数の推移	36
資料1-3 地方事務所問合せ件数の推移	37
資料1-4 サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移	38
資料1-5 令和元年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた人の性別、年代	39
資料1-6 令和元年度サポートダイヤルにおける問合せ分野別の男女比 (上位30分野)	40
資料1-7 地方事務所問合せ分野別内訳の推移	41
資料1-8 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移	42
資料1-9 地方事務所認知媒体内訳の推移	43
資料1-10 令和元年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数	44
資料1-11 人口1万人あたりの令和元年度サポートダイヤル問合せ件数 (都道府県別)	44
資料1-12 令和元年度地方事務所別の問合せ件数 (電話・面談の合計数)	45
資料1-13 人口1万人あたりの令和元年度都道府県別問合せ件数 (電話・面談の合計数)	45
資料1-14 令和元年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳	46
資料1-15 令和元年度地方事務所紹介先関係機関内訳	46
資料1-16 多言語情報提供サービスの流れ	47
資料1-17 多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移	48
資料1-18 令和元年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳	49
資料1-19 令和元年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳	49
資料1-20 令和元年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数 (上位20都道府県)	50

2. 民事法律扶助業務

資料2-1 民事法律扶助の手続 (全体の流れ)	56
資料2-2 特定援助対象者法律相談援助の利用の流れ	57
資料2-3 契約弁護士数の推移	58
資料2-4 契約司法書士数の推移	58
資料2-5 法律相談援助件数の推移	59
資料2-6 法律相談援助の事件別内訳の推移	60
資料2-7 法律相談費の推移	60
資料2-8 令和元年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代	61
資料2-9 特定援助対象者法律相談援助件数の推移	62
資料2-10 特定援助機関別相談実施件数	62
資料2-11 申入対象者の資力状況	63
資料2-12 特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳 (一般相談との比較)	63

資料2-13 令和元年度外国人専門相談実施件数	63
資料2-14 代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移	64
資料2-15 令和元年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代	65
資料2-16 代理援助・書類作成援助を受けた人の収入 (月額) の推移	66
資料2-17 代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付受給状況の推移	66
資料2-18 代理援助の事件別内訳の推移	67
資料2-19 代理援助立替金実績の推移	67
資料2-20 代理援助事件の結果別内訳の推移	68
資料2-21 書類作成援助の事件別内訳の推移	69
資料2-22 書類作成援助立替金実績の推移	69
資料2-23 立替金償還実績の推移	70
資料2-24 立替金償還免除実績の推移	70
資料2-25 不服申立てと再審査申立ての件数の推移	71
付表2-1 契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移 (地方事務所別)	72
付表2-2 契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移 (地方事務所別)	74
付表2-3 法律相談援助件数の推移 (地方事務所別)	76
付表2-4 令和元年度法律相談援助の事件別内訳 (地方事務所別)	78
付表2-5 代理援助・書類作成援助開始決定件数の推移 (地方事務所別)	79
付表2-6 令和元年度代理援助の事件別内訳 (地方事務所別)	80
付表2-7 令和元年度代理援助事件の結果別内訳 (地方事務所別)	81
付表2-8 令和元年度書類作成援助の事件別内訳 (地方事務所別)	82

3. 国選弁護等関連業務

資料3-1 国選弁護関連業務の概要	84
資料3-2 勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が付された割合	85
資料3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合	85
資料3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度	85
資料3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲	86
資料3-6 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移	87
資料3-7 被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名をした割合	88
資料3-8 被疑者国選弁護事件受理件数の推移	89
資料3-9 被告人国選弁護事件受理件数の推移	89
資料3-10 被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬	90
資料3-11 被告人国選弁護事件 (裁判員裁判事件以外) の基礎報酬	91
資料3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬	91
資料3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬	91
資料3-14 少年事件の流れと国選付添制度	93
資料3-15 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移	94
資料3-16 国選付添事件受理件数の推移	94
資料3-17 一般保護事件のうち国選付添人が付された割合	95
資料3-18 国選付添人の基礎報酬	96
資料3-19 実質審理期日に対する加算報酬	96
付表3-1 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移 (地方事務所別)	97
付表3-2 国選弁護事件受理件数の推移 (地方事務所・支部別)	98
付表3-3 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移 (地方事務所別)	99
付表3-4 国選付添事件受理件数の推移 (地方事務所・支部別)	100

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

資料4-1	常勤弁護士配置先一覧	103
資料4-2	常勤弁護士の配置数の推移	104
資料4-3	司法過疎地域事務所の設置数の推移	106
資料4-4	常勤弁護士に対する実務研修実施状況	108

5. 犯罪被害者支援業務

資料5-1	犯罪被害者支援業務の流れ	112
資料5-2	弁護士費用等に関する援助制度	113
資料5-3	犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における 問合せ件数の推移	114
資料5-4	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移	115
資料5-5	令和元年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳	116
資料5-6	犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移	117
資料5-7	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	118
資料5-8	令和元年度地方事務所紹介先関係機関内訳	119
資料5-9	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	120
資料5-10	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)	120
資料5-11	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移	121
資料5-12	令和元年度犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士紹介案件の被害種別内訳	121
資料5-13	DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ	122
資料5-14	DV等被害者法律相談援助の相談件数の推移	123
資料5-15	令和元年度DV等被害者法律相談援助の 被害種別内訳	123
資料5-16	令和元年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別	124
資料5-17	令和元年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代	125
資料5-18	DV等被害者援助弁護士数	126
資料5-19	国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ	127
資料5-20	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	128
資料5-21	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移(地方事務所別)	128
資料5-22	選定請求件数及び罪名内訳	129
資料5-23	通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と 国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)	129
資料5-24	被害者参加旅費等の支給の流れ	130
資料5-25	被害者参加旅費等支給業務実績の推移	131

6. 災害対応

資料6-1	法テラス災害対応年表	134
資料6-2	災害時に利用できる制度の比較	135
資料6-3	被災者法律相談援助の月別件数の推移	137
資料6-4	被災者法律相談援助の事務所別件数	138
資料6-5	被災者法律相談援助の事件別内訳	138
資料6-6	被災者法律相談援助の実施場所別件数	139
資料6-7	令和元年台風第15号・第19号に関する問合せ 月別件数の推移	139
資料6-8	令和元年台風第15号・第19号に関する問合せ 分野別内訳	140
資料6-9	震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成 援助開始決定件数の推移	142

資料6-10	令和元年度震災法律相談援助の事件別内訳	144
資料6-11	令和元年度震災代理援助の事件別内訳	144
資料6-12	震災法律相談援助契約弁護士数・ 震災法律相談援助契約司法書士数の推移	145
資料6-13	被災地出張所における「よろず相談」件数と 内訳の推移	146
資料6-14	被災者専用フリーダイヤル(震災法テラスダイヤル) 問合せ内訳の推移	148

7. 受託業務

資料7-1	日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び 援助内容一覧	150
資料7-2	令和元年度申込受理件数(地方事務所別)	152
資料7-3	事業種別申込受理件数の推移	153
資料7-4	事業種別受託業務援助費用の推移	153
資料7-5	令和元年度申込受理件数(本部取扱い)	154

8. その他

資料8-1	本部及び地方事務所組織図	155
資料8-2	法テラス全国事務所所在地	156
資料8-3	名称認知度及び業務認知度の推移	160
資料8-4	認知状況の推移	161
資料8-5	認知経路の内訳の推移	162
資料8-6	苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移	163
資料8-7	令和元年度業務別苦情内訳	164
資料8-8	苦情等取扱結果の推移	164
資料8-9	令和元年度「皆様の声」に基づいた 取組事例等のご紹介	165
資料8-10	日本司法支援センター審査委員会委員名簿	167
資料8-11	審査委員会議決の内訳	168
資料8-12	令和元年度地方協議会開催一覧	170

注記1：平成30年度の統計から、構成比の表記において、四捨五入をしているため、実際の構成比の合計は100にならないことがある。

注記2：本書において、日付の注記のないものは、令和2年3月31日現在の内容を掲載している。

注記3：本書における災害名称の表記については、以下のとおりとしている。

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」は、「東日本大震災」

「平成28年(2016年)熊本地震」は、「平成28年熊本地震」

「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)」は、「平成30年7月豪雨」

「令和元年台風第15号(令和元年房総半島台風)」は、

「令和元年台風第15号」又は「台風第15号」

「令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)」は、

「令和元年台風第19号」又は「台風第19号」

1. 概要

(1) 設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会の意見書を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

当時、日本の社会は、いわゆる「事前規制型社会」（主として行政による規制や指導を通じて個人や企業の活動や利害を調整する社会）からいわゆる「事後救済型社会」（国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、その結果、紛争や利害対立が生じた場合については、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る社会）へと変わりつつあり、法テラスは、そうした社会の変化に対応して「法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指し設立されたものである。

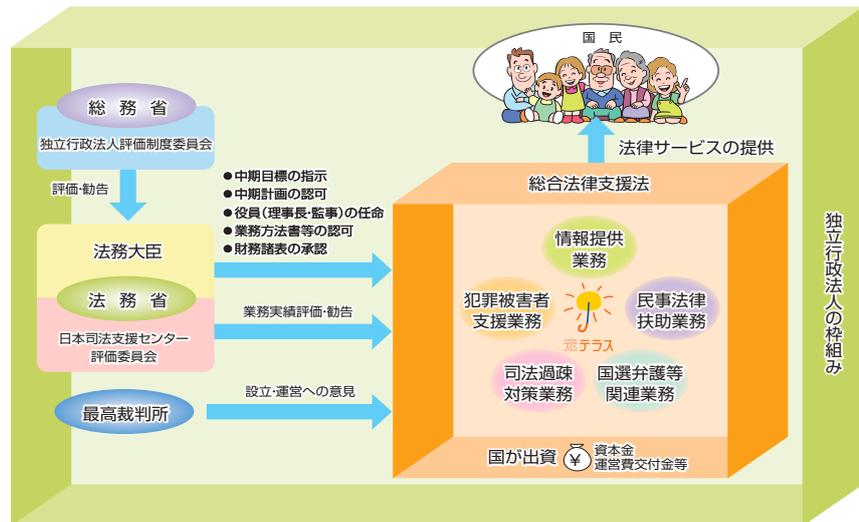
設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）で業務を開始した。

(2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称「法テラス」の由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「 **法テラス**」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) 主な業務

法テラスの行う主な業務は、①総合法律支援法第30条第1項、②東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）（平成24年4月1日施行）、③総合法律支援法第30条第2項において次のように規定されている。

① 総合法律支援法第30条第1項の業務（本来業務）

ア 情報提供業務（33ページ：情報提供業務 参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（54ページ：民事法律扶助業務 参照）

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障害者等に対する資力にかかわらず法律相談等（平成30年1月24日施行）、大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（平成28年7月1日施行）の業務が追加された。

ウ 国選弁護等関連業務（83ページ：国選弁護等関連業務 参照）

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件に拡大された（平成30年6月1日施行）。

エ 司法過疎対策業務（101ページ：司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務 参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（111ページ：犯罪被害者支援業務 参照）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や

関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介などを行う業務。

また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して資力にかかわらず法律相談を実施する業務が追加された（平成30年1月24日施行）。

司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスでは、「司法ソーシャルワーク」を推進している。これは、地方公共団体・福祉機関の職員等（福祉職）や弁護士・司法書士と協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者、生活困窮者等のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組である。そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

（活動例）

- ・福祉職を対象とした法テラス業務の説明や法律講座の開催
- ・福祉事務所、自立相談支援機関、地域包括センター等の施設における法律相談の実施
- ・福祉職からの要請に基づく高齢者・障がい者に対する出張法律相談の実施

② 法テラス震災特例法の業務

震災法律援助業務（132ページ：災害対応 参照）

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、民事事件やADR等の手続に関する弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

③ 総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（149ページ：受託業務 参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務。

（4）事務所

法テラスは、本部（東京）のほか、全国110か所に事務所を設置（令和2年3月31日現在）。

事務所の種類には、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4つがあり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

① 地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスが行う全ての業務を行う。

② 支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスが行う5つの本来業務を行う。

③ 出張所

東京に2か所（上野、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所7か所（宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、福島に2か所（二本松、ふたば）、岩手に2か所（大槌、気仙））を設置。

④ 地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。令和2年3月31日現在で37か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所にはさらに2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（34か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（3か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行う全ての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地（47か所）のほか、北海道に3か所（函館、旭川、釧路）	全国に11か所 川越（埼玉）、松戸（千葉）、多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、浜松・沼津（静岡）、三河（愛知）、姫路・阪神（兵庫）、北九州（福岡）	岩手に2か所（震災対応） 宮城に3か所（震災対応） 福島に2か所（震災対応） 東京に2か所 大阪に1か所 気仙・大槌（岩手）、東松島・山元・南三陸（宮城）、二本松・ふたば（福島）、上野・八王子（東京）、堺（大阪）	34か所 八雲・江差（函館）、むつ・鯉ヶ沢（青森）、宮古（岩手）、鹿角（秋田）、会津若松（福島）、牛久（茨城）、秩父（埼玉）、佐渡（新潟）、魚津（富山）、中津川・可児（岐阜）、下田（静岡）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、安芸・須崎・中村（高知）、平戸・対馬・杵岐・五島・雲仙（長崎）、高森（熊本）、延岡（宮崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、宮古島（沖縄）	3か所 下妻（茨城）、熊谷（埼玉）、佐世保（長崎）

(5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の大半が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務において発生した立替金の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
運営費交付金	15,117	15,396	15,391	15,861	15,712
国選弁護人確保業務等委託費	16,067	15,478	16,851	16,914	17,042
合計	31,184	30,874	32,242	32,775	32,754
対前年伸び率	△ 0.42	△ 0.99	4.43	1.65	△ 0.06

(注) 平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度の運営費交付金及び国選弁護人確保業務等委託費については、補正予算等の金額を含む。

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収 入					
運営費交付金	15,206	15,117	15,396	15,391	15,861
事業収入（民事法律扶助償還金等）	10,958	11,469	11,859	12,206	11,744
補助金等収入	69	69	46	45	55
受託事業収入	17,230	17,411	17,014	17,950	17,857
その他収入	1,064	1,119	1,495	1,667	1,505
計	44,526	45,185	45,811	47,260	47,022
支 出					
民事法律扶助等事業経費	18,337	-	-	-	-
受託事業経費（国選弁護人確保事業）	15,458	-	-	-	-
受託事業経費（日本弁護士連合会等委託事業）	1,772	-	-	-	-
その他人件費等経費（受託事業に係るものを除く）	7,911	-	-	-	-
事業経費（注 2）	-	32,319	32,928	33,705	33,254
一般管理費（注 2）	-	3,503	3,717	4,061	3,353
人件費（注 2）	-	7,911	7,737	7,875	8,665
計	43,477	43,733	44,382	45,642	45,272

(注 1) 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注 2) 独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、平成 28 年度より支出の区分を見直している。

収入	支出
運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの
事業収入	民事法律扶助の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など
補助金等収入	国民からの寄附金や、地方公共団体からの補助金
受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの
その他収入	運営費交付金の繰越分等
	民事法律扶助等事業経費
	民事法律扶助業務の立替金など
	受託事業経費
	受託業務の実施に係る経費
	その他人件費等経費
	人件費、事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	事業経費
	民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など
	一般管理費
	事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	人件費
	給与、賞与及び法定福利費など

2. 主な業務の概況

平成27年度から5事業年度における各業務の概況は次のとおりである。

業 務	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
情報提供業務					
サポートダイヤルへの問合せ件数・電話	295,600 件	322,595 件	305,130 件	322,150 件	345,623 件
サポートダイヤルへの問合せ件数・メール	22,920 件	27,004 件	34,214 件	40,559 件	49,477 件
サポートダイヤル問合せ件数・合計	318,520 件	349,599 件	339,344 件	362,709 件	395,100 件
地方事務所問合せ件数	202,987 件	204,837 件	196,135 件	206,269 件	200,333 件
民事法律扶助業務（※）					
法律相談援助件数	286,602 件	298,220 件	302,410 件	314,614 件	315,085 件
代理援助件数	107,358 件	108,583 件	114,770 件	115,830 件	112,237 件
書類作成援助件数	3,993 件	3,877 件	4,278 件	3,522 件	3,309 件
契約弁護士数	21,033 人	21,885 人	22,346 人	23,371 人	23,740 人
契約司法書士数	7,128 人	7,193 人	7,294 人	7,440 人	7,453 人
国選弁護等関連業務					
被疑者国選事件受理件数	70,393 件	66,579 件	63,839 件	78,780 件	80,145 件
被告人国選事件受理件数	59,504 件	56,388 件	53,655 件	53,862 件	53,010 件
国選付添事件受理件数	3,698 件	3,427 件	3,417 件	3,489 件	3,325 件
国選弁護人契約弁護士数	26,370 人	27,667 人	28,585 人	29,297 人	30,160 人
国選付添人契約弁護士数	13,409 人	14,272 人	14,867 人	15,177 人	15,501 人
司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	250 人	232 人	215 人	198 人	201 人
司法過疎地域事務所の設置数	35 件	35 件	35 件	35 件	34 件
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	13,056 件	12,014 件	13,461 件	15,145 件	15,343 件
地方事務所受付件数	13,380 件	13,825 件	12,717 件	14,035 件	11,262 件
精通弁護士紹介件数	1,603 件	1,677 件	1,705 件	1,795 件	1,355 件
被害者参加旅費等請求件数	2,594 件	2,912 件	2,685 件	3,111 件	2,818 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	521 件	511 件	561 件	635 件	595 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	4,449 人	4,709 人	5,038 人	5,250 人	5,440 人
震災法律援助業務（※）					
法律相談援助件数	54,575 件	52,995 件	53,433 件	54,765 件	50,944 件
代理援助件数	2,126 件	471 件	219 件	216 件	100 件
書類作成援助件数	43 件	31 件	29 件	0 件	36 件
震災法律援助契約弁護士数	3,043 人	3,134 人	3,197 人	3,231 人	3,259 人
震災法律援助契約司法書士数	1,192 人	1,205 人	1,224 人	1,219 人	1,236 人
受託業務					
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数 (全援助合計)	22,316 件	22,444 件	22,206 件	15,158 件	12,374 件
中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援 委託業務援助申込件数	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件

（※）平成28年度以前は、契約弁護士数は「受任予定者弁護士数」であり、契約司法書士数は、「受託予定者契約司法書士数」である。

1. これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立（本部・東京） 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任） 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者として日本弁護士連合会（日弁連）、中国残留孤児援護基金と契約締結
平成19年	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日本弁護士連合会委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計で100万件を突破
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京コールセンターのみで受電業務を実施
	4月4日	仙台コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とし、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所

平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計で200万件を突破
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所 多言語情報提供サービスを開始
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数が累計で1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計で300万件を突破
	4月14日	平成28年熊本地震発生
	6月3日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	7月1日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の一部先行施行により、平成28年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	1月	民事法律扶助援助件数（代理援助・書類作成援助）が累計で100万件突破
平成30年	1月24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行により、「特定援助対象者法律相談援助」及び「DV等被害者法律相談援助」開始
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	4月10日	板東久美子理事長就任
	6月1日	被疑者国選弁護制度の対象が勾留事件全件に拡大
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）発生
	7月14日	平成30年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和元年6月27日まで）
平成31年	1月5日	コールセンターへの問合せ件数が累計で400万件を突破

2. 令和元年度の主な出来事

平成31年 4月1日	<p>多言語情報提供サービスの通訳言語が7言語から9言語に拡大</p> <p>外国人向けの「多言語情報提供サービス」の対応言語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語）に、ネパール語・タイ語が追加。</p>
令和元年 9月9日	<p>令和元年台風第15号（令和元年房総半島台風）日本上陸（千葉県付近）</p>
9月24日	<p>「令和元年台風第15号Q & A」を作成し、ホームページに掲載</p>
10月12日	<p>令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）日本上陸（伊豆半島）</p>
10月15日	<p>「令和元年台風第19号Q & A」を作成し、ホームページに掲載</p>
10月18日	<p>令和元年台風第19号被災者に対する「被災者法律相談援助」開始</p> <p>総合法律支援法に基づく特別措置の適用を受けて、被災者の方々に対する無料法律相談を開始。併せて被災者専用フリーダイヤルによる情報提供も開始。（令和2年10月9日まで）</p>
11月6日～8日	<p>ワークショップ「刑事司法手続における法的支援の質の確保」に参加</p> <p>アジア地域から10か国が参加しジャカルタ（インドネシア共和国）で開催された国連薬物犯罪事務所（UNODC）主催の広域ワークショップに、法テラスから1名が参加。各国の刑事国選弁護制度の成り立ちや、犯罪被害者に対する法的支援の在り方について意見交換を行った。</p>
11月20日・25日	<p>国際協力機構（JICA）と日本弁護士連合会共催の研修を法テラスで実施</p> <p>昨年同様「司法アクセス強化」をテーマとする開発途上国向けの研修の一部が法テラスで実施され、8か国の参加者の方々法テラス本部・コールセンター・宮城地方事務所を来訪。熱心な意見交換が行われた。</p>
12月7日	<p>京都 kongress の第2回公開シンポジウムに理事長が出席</p> <p>「第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）」に向けて開催された第2回公開シンポジウムにおいて「再犯防止と更生支援に向けた取組の現状と今後の展望」をテーマとしたパネルディスカッションに、板東久美子理事長が参加。</p>
令和2年 2月14日	<p>「第21回法整備支援連絡会」に参加</p> <p>法務省法務総合研究所と国際協力機構が「Access to Justiceの向上と法整備支援」をテーマに開催した連絡会に、法テラスから1名がパネリストとして参加。</p>
3月27日	<p>新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、Q & Aを公開</p> <p>急速に感染が拡大するなかで、同感染症から派生する法的問題に関するQ & Aをホームページに掲載。法テラス・サポートダイヤルでは、年度内に電話やメールで約430件の問合せを受け付けた。</p>
3月31日	<p>「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」終了</p> <p>公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託により実施していた同業務について、同法人との契約が終了した。</p>

特集1

いつでも・どこでも・誰でも
必要な方に役立つ情報を
～法テラス・サポートダイヤル～

特集1-1 法テラス・サポートダイヤルのあゆみ

- (1) 利用累計448万件に
- (2) 大規模災害にも対応

特集1-2 ある日のサポートダイヤル

特集1-3 利用者にとって役立つ情報提供をするために

- (1) 研修（フルタイムOPの場合）
- (2) 目標設定と面談・対応チェック
- (3) 日頃のフォローアップ

寄稿 西アフリカ・コートジボワールのコールセンター“ALLO JUSTICE”のこと
弁護士 原 若葉

特集2

新型コロナウイルス感染症に関する取組

特集2-1 法テラスにおける対応

- (1) テレビ電話などによる法律相談を可能に
- (2) 国選弁護業務を遅滞なく
- (3) 感染防止に向けた取組

特集2-2 業務実績

- (1) 「電話等による法律相談援助」の実績
- (2) 法テラス・サポートダイヤルにおける対応状況

特集 1

いつでも・どこでも・誰でも 必要な方に役立つ情報を ～法テラス・サポートダイヤル～

特集 1-1 法テラス・サポートダイヤルのあゆみ

(1) 利用累計448万件に

平成18年10月2日、いつでも、どこでも、誰でも、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」という基本理念を掲げ（総合法律支援法第2条）、法テラスは業務を開始した。同時に、「情報提供業務」（総合法律支援法第30条第1項第1号）の主要な拠点として、法的トラブルを抱えた人との最初の接点となるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」、以下「サポートダイヤル」）が始動した。

サポートダイヤルは、司法サービスの総合窓口として、全国からの法的トラブルの悩みに対し、独自に整備した5,000件に上る法制度情報（FAQ・よくある質問と答え）及び22,000件に上る関係機関・団体の相談窓口情報のデータベースの中から、解決に役立つ情報を探し提供している。必要な場合は、具体的な法的支援が受けられるよう、法テラスの地方事務所や関係機関・団体を案内する。令和元年度の利用件数は395,100件に上り、業務開始からの累計利用件数は約448万件となった。

現在、サポートダイヤルには、一般ダイヤル0570-078374（おなやみなし）のほか、犯罪被害に遭われた方向けの犯罪被害者支援ダイヤル0570-079714（なくことないよ）、東日本大震災や政令で指定された大規模災害により被災した方向けの被災者専用ダイヤル0120-078309（おなやみレスキュー）及びメールでの問合せ窓口を開設し、毎日1,000件以上の問合せに対応している。

(2) 大規模災害にも対応

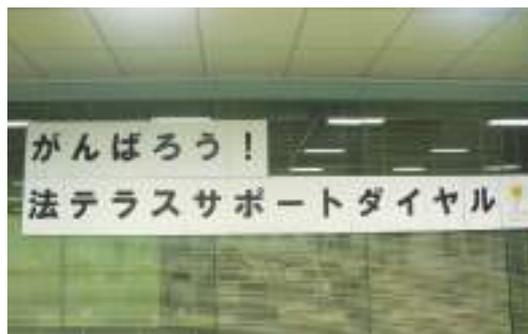
平成23年3月11日、東日本大震災が発生。東京都から宮城県に移転したばかりのサポートダイヤルの職員も被災したが、震災直後から一丸となって全国からの様々な問合せ対応にあたった。

同年11月には被災者専用のフリーダイヤルが開設。その後発生する大規模災害の被災者に対する情報提供という大きな役割を担うことになった。

さらに現在（令和2年8月）は、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっている。わが国もかつてない状況に直面する中で、サポートダイヤルは感染防止対策をとりつつ、緊急事態宣言下も問合せ対応を続けた。

このように、様々な社会状況等に応じた問合せに対応するため、サポートダイヤルは、独自の研修・教育体制、運営体制を構築し、総勢106名（令和2年8月現在）の職員やオペレーターは、日ごろから研鑽を重ねている。

本項では、第一線で活動するサポートダイヤルの一日と研修・教育体制について紹介する。



東日本大震災後、サポートダイヤル内に掲げられたスローガン

資料 特集1-1 サポートダイヤルのあゆみ

年度実績		サポートダイヤルのあゆみ	サポートダイヤルで留意した社会のできごと (一例)	事例
平成18年度	128,741件	平成18年10月：法テラス業務開始		
平成19年度	220,727件			
平成20年度	287,897件			
平成21年度	401,841件	平成22年2月：累計利用件数100万件を突破		
平成22年度	370,124件	平成22年12月：宮城県で一部受電業務開始	東日本大震災、大手クレジット会社破産、C型肝炎、引越・敷金トラブル、職場での自殺	子供が中学校でいじめにあっていた。登校しても自分の教室に入ることができず、別室で自習をしていた。中学は卒業したが、いまだに恐怖心が残っている。学校といじめ相手を訴えることができるか。
平成23年度	339,334件	平成23年7月：受電業務、宮城県に完全移行 12月：被災者専用フリーダイヤル（震災法テラスダイヤル）開設	ワンクリック詐欺、民法特例法（相続放棄熟慮期間関連）、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）、いじめ、法テラス震災特例法	
平成24年度	327,759件	平成25年1月：累計利用件数200万件を突破 3月：法律相談援助希望者の資力要件確認対応の開始（一部地域）	民法改正、過労死、ストーカー、家事事件手続法施行、奨学金返済	
平成25年度	313,488件		私的整理ガイドライン、最高裁判所婚外子に関する違憲判決、キャッシング詐欺、偽装縁組、デートDV	婚外子（認知済み）であるが、相続は3年ほど前に発生している。これからでも遺産分割の主張ができるか。
平成26年度	330,738件		出版・教育関連会社個人情報流出、法テラスを騙った団体「全国司法支援センター」からのハガキ送付詐欺、少年法改正	
平成27年度	318,520件	平成27年10月：地方事務所が応答できない電話のサポートダイヤルへの自動転送開始 平成28年2月：累計利用件数300万件を突破	日本年金機構個人情報流出、マイナンバー、関東・東北豪雨、台風18号被害、軽井沢スキーバス転落事故	奨学金の滞納残額400万円を一括請求された。とても払える金額ではない。どうしたらよいか。
平成28年度	349,599件		熊本地震関連、自動車燃費不正、奨学金返済問題、鳥取地震被害、高齢者交通事故、遺産分割最高裁判決、旅行会社倒産、C型肝炎	
平成29年度	339,344件	平成29年10月：法律相談援助希望者の資力要件確認対応の開始（全地域）	AV出演問題、過重労働問題、フリマアプリトラブル、仮想通貨、九州北部豪雨、刑法改正、NHK受信料、振り袖販売・レンタル会社業務閉鎖、労働契約法改正、民泊問題	仮想通貨（ビットコイン）を利用して投資の取引をし、詐欺にあった。どのように対処したらよいか。
平成30年度	362,709件	平成31年1月：累計利用件数400万件を突破	西日本豪雨、セクハラ、シェアハウス問題、大阪北部地震、パワハラ、北海道胆振東部地震、インターネット詐欺、破産者マップ	シェアハウスの契約をし、家賃一年分を一括払いしたが、入居一週間前に運営会社が倒産したため入居することができないと連絡があった。支払った家賃の返還請求ができるか。
令和元年度	395,100件		児童虐待、高齢者交通事故、時間外労働、生命保険会社不適切契約、あおり運転、台風被害、職場のいじめ、新型コロナウイルス、給与ファクタリング	

特集1-2 ある日のサポートダイヤル

8時45分

※登場人物は仮名です。

「みなさん、おはようございます」。宮城県内のオフィスビルにあるサポートダイヤルのフロア。スーパーバイザー（SV）の田村は朝シフトで出勤してきたオペレーター（OP）約60人に、大きな声であいさつした。サポートダイヤルの一日は「朝会」から始まる。

「先日、パワーハラスメント防止法が施行されました。連日メディアで大きく取り上げられており、社会の関心が高まっています」。田村は、この日の問合せに影響のありそうなトピックスや注意事項などを伝達した。

SVは、サポートダイヤルのOPの対応内容・品質・運営などの現場監督・管理を担っている。OPの経験を生かしてSVに就いた者もいれば、各地の法テラスで他業務を経験して就いた者もいる。このように様々な経歴を持つSVがいることにより、サポートダイヤルに入電する問合せへの幅を広げている。



OPは各自指定された座席で田村からの指示を聞いている。OPの河野はメモを取っている。新型コロナウイルス感染防止のため、席の正面、左右にはパーティションが置かれるようになった。朝会が終わると、OPはヘッドセットの準備を始めた。今日は月曜日。サポートダイヤルの1週間がスタートした。

9時00分

業務開始。待ちかねたように業務フロア内の電話が一斉に鳴り始めた。月曜は1週間のうち、最も問合せ件数が多い。特に午前中は、電話のコール音が途絶えることはない。河野の電話にもコール音が鳴り、電話を取る。

電話をかけてきたのは、勤務先の飲食店を解雇された近畿地方の従業員男性だ。新型コロナウイルス感染症の影響で売上が激減し、突然解雇されたとのこと。サポートダイヤルには、相談内容に対応する法制度や関係機関の相談窓口情報等を検索するデータベース（情報提供システム）がある。

河野は話を聴きながら、適切な情報を検索する。解雇に関連する労働法制、相談窓口としては弁護士や労働局が考えられることを伝えると、「わかりました、早速電話してみます」と少しほっとしたような口調。相談先で、解決する方向に進めばいいが…。そう思いながら電話を終えると、河野は案内したFAQや相談窓口等の情報を情報提供システムにすばやく入力した。入力されたデータは、問合せ傾向などを分析するための基礎になる。入力を終わるとすぐに次のコール音が鳴り、河野は電話を取った。

11時30分

昼休憩の時間になった。サポートダイヤルでは昼の時間帯も休むことなく問合せ対応を続ける。そのため、昼休憩は交代制だ。受電状況が落ち着いた僅かなタイミングで、SVから昼休憩の指示が出る。河野は数名のOPと共にフロアを出て休憩室に向かった。

14時00分

午後も電話は鳴り続けている。OPの内藤は、時折相づちを挟みながら、利用者の話じっと耳を傾けていた。電話口の女性は声からもわかるほどに憔悴している。結婚して3年。夫が不倫していることを知ったが、離婚に踏み切るべきか、夫婦関係の再構築を目指すべきか…。これからどうしたらよいかわからず、思い悩んでいるようだった。

内藤は利用者の気持ちに寄り添いながら、少しずつ女性の状況や不安に思っていることなどを聴き出し、整理していく。「離婚や慰謝料の話はまだ考えられない。まずは夫と話し合いたいが、直接夫と話す冷静になれない気がして…」。

内藤は、家庭裁判所の夫婦関係調整調停の手続と、気持ちを整理する手助けになればと、女性が住む関東地方の自治体の女性相談窓口の電話番号を案内した。

女性は内藤と話をしたことで、自分の気持ちや今後の方向性が整理できたと感じ、安心したのだろうか。感謝の言葉を述べて電話を切る女性の声は、少し落ち着きを取り戻していた。



14時30分

内藤の電話対応はいつもより長引いた。途中から内藤の電話対応の状況をモニタリングしていた田村は、内藤の電話対応が終わると「お疲れさま」と声をかけ、このタイミングで少し休憩をとるよう指示した。内藤はほっとした顔をして、休憩室に向かった。

16時45分

9時から電話対応業務に就いた朝シフトのOPが退勤する時間が近づいてきた。入れ替わりに16時45分からの夕方シフトのOPが出勤してきた。サポートダイヤルの勤務は6パターンのシフト制。シフト交代時にその都度、朝会と同様引継のミーティングを行っている。

SVの田村は、夕方から出勤してきたOPとのミーティングを始めた。「本日は、午後の情報番組で法テラスの名前が出た影響で、入電件数が増えています」。田村は、朝会でのトピックスや注意事項に加えて、最新の情報なども伝える。

夕方から夜にかけては、仕事などの事情で日中電話をかけることが難しい人からの入電が増える。

18時00分

夕方シフトで出勤してきたOPの平山が電話を取った。「ちょっと聞きたいことがあるんですけど」。平山の声のをさえぎるように、男性が勢いよく話し始めた。中部地方の小都市からかけているという。相続に関する問題のようだが、トラブルの相手方である親族への怒りが激しく、平山が声をかけても耳に入らない。内容も複雑そうだ。

平山は、SVの三浦に指示を仰ぐべく手を挙げる。三浦は業務終了まで担当するため昼過ぎに出勤し、平山らOPの様子をモニタリングしていた。

三浦は手が上がったのを見るとすぐに平山の席に駆け寄り、平山に、きりのいいタイミングで男性に声をかけ、いったん電話を保留にするよう指示した。保留の間、三浦は平山に、込み入った内容なので問題点を整理するにとどめて、弁護士など法専門家との相談を案内するよう指示した。

保留を解除すると少し冷静さを取り戻していた男性に対し、平山は、法テラスの無料法律相談を受けられるか確認することにした。男性の収入や資産の状況を尋ねると、法テラスの無料法律相談が利用できることが分かった。

通常、このまま男性の希望する地域の法テラス地方事務所へ転送するが、既に地方事務所の業務時間を過ぎている。平山は、男性からの入電記録を情報提供システムに残し、該当の地方事務所と共有。男性に明日以降、ご自身で地方事務所へ電話をしていただくよう案内した。



21時00分

サポートダイヤルの業務終了時間になった。新規の電話受付が停止された。ひとりまたひとりと、OPの対応が終了していく。電話のコール音が止まったサポートダイヤルに、事後処理のためのキーボード音だけが響いている。最後に入力し終えたOPが三浦に「お疲れ様でした。」と言って、業務フロアを去っていった。

21時30分

OPの全員が退勤し、あとは明日の業務に向けての準備。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、パソコン、電話機などは各OPが毎日消毒を行っている。

自分の席の消毒を終えてSVの三浦は業務フロアを見渡した。今日も一日の業務が終了した。安堵しながら、電気を消してドアを閉めた。

こうしてサポートダイヤルの1日が終わった。



特集1-3 利用者にとって役立つ情報提供をするために

法的トラブルに悩む利用者からの様々な問合せに適切に対応するには、法的な知識等はもちろんのこと、利用者の心情に寄り添って、利用者の最も重要な訴え（主訴）を素早くつかみ、適切な情報を検索し、わかりやすく案内する、という一連のスキルが必要となる。

これには、マニュアルに加えて、知識の定着と対応の実践が重要になる。そこでサポートダイヤルでは、OPに対し、数か月間に及ぶ研修のほか、日常的な教育を徹底して行い、対応品質の維持・向上に取り組んでいる。

(1) 研修（フルタイムOPの場合）

新規採用OPはまず、新任研修と継続研修を受ける。

新任研修では2か月かけて、サポートダイヤルへの問合せが特に多い分野（生活上の取引、男女・夫婦問題など）を集中的に学ぶ。継続研修では、新任研修で扱った分野以外の分野を1か月かけて習得し、さらに数か月かけて実践をしながら対応技術を身につける。

問合せは様々な分野に及ぶため、問合せ内容を分野ごとに類型化して研修を組んでいる。例えば、金銭の貸し借りや契約、消費者問題などは「生活上の取引」、婚姻関係、離婚、親権などは「男女・夫婦」、相続、遺言、遺産分割などは「相続」といった具合である。

日々の講義のあとは必ず確認テストを行い、ロールプレイングを実施する。これにより知識及び対応の定着を図る。また、各分野の研修実施後は習得できているかをチェックする「見極め試験」を行い、先輩OPが付いての受電対応研修（OJT）を経て、単独対応を目指す。

このように長期間にわたる研修を終了して初めて、OPは全ての分野の問合せを任されることになる。



資料 特集 1-2 サポートダイヤル OP 研修カリキュラム (イメージ)

研修種類	研修時期	研修内容
新任研修	1か月目	・「生活上の取引」「男女・夫婦」「親子」の講義、確認テスト、ロールプレイングを中心とした研修 ・「生活上の取引」「男女・夫婦」「親子」の見極め試験（筆記・実技）
	2か月目	・「相続」「労働」の講義、確認テスト、ロールプレイング ・「生活上の取引」の受電対応（OJT付き）を開始 ・「相続」の見極め試験（筆記・実技） ・「生活上の取引」に加えて「男女・夫婦」の分野についての受電対応（OJT付き）を開始 ・「労働」の見極め試験（筆記・実技） ・民事法律扶助の「ご利用条件（収入状況確認）」の見極め試験（実技）
継続研修	3か月目	・未受講分野（不動産、交通事故など）の講義、ロールプレイング ・新任研修で扱った分野について、単独で受電対応を開始
	4か月目	対応分野を「全分野」に拡大
	5か月目	地方事務所との転送、被災者フリーダイヤルの研修後、基本的な全業務に対応可能となる。

ミニコラム1

研修を受講して

サポートダイヤルOP（勤続年数5年）

もともと法律には興味があり、学んでみたいという気持ちからサポートダイヤルのOPに応募しました。新任研修は、まったく知識がないところからのスタートでしたので、研修についていくのはとても大変でした。講義のあとに毎回確認テストがあるので、いままで聞き慣れない法律専門用語や法体系等を覚えるために、とても緊張感をもって臨んでいました。OJTは、いきなり一人で電話対応ということではなく、先輩OPが隣で一緒に聞きながら指導してくれるため、安心して対応することができました。

カリキュラムは徐々に実務に近づいていくように組まれているため、少しずつ単独で対応する力がついていくことを実感しながら取り組んでいました。

初めての着台の時にはとても緊張しましたが、お困りの利用者のお話をよく聞き情報提供ができたときは、とてもやりがいを感じました。

法律を勉強していて損はないですし、ニュースを興味深く見るようになったのは、オペレーターを始めたためだと思っています。

(2) 目標設定と面談・対応チェック

研修以外にも、日ごろから対応品質を向上させるための様々な取組を実施している。

① 目標設定と振り返り面談

すべてのOPに対し、年に2回、SVが面談を実施している。4月から5月頃に実施する一回目の面談では、OPが各自の課題を設定して臨み、9月から10月頃に実施する二回目の面談では、OPの課題への取組状況をSVが確認・指導する。指導項目は、「利用者の理解度を確保しながら話を進めているか」、「利用者のニーズを早期に掘り出しているか」、「利用者の属性に応じた対応ができているか」、「無理にFAQを案内していないか」、など、約40項目にもわたる。さらに、面談時には各OPの対応記録等を一緒に確認し、改善点などを共有して、次回の目標を設定する。



OPが設定する課題の内容は、法制度等知識面の向上に限らず、「早口になっていないか」、「気になる口癖がないか」、「事務的な対応になりすぎているか」など、対応品質に関するものも多く、多岐にわたる。例えば、「法制度を定着させる」という目標を設定したOPは、案内したFAQを都度ノートにメモしたり、「口癖を治す」という目標を設定したOPは、改善すべき口癖を付箋に書いてモニターに貼り、常に意識づけするなどしている。

このように、各OPが自分の課題を客観的に把握し、積極的に課題に取り組むことで、利用者への有益で適切な情報提供につながっている。

② 電話対応中のモニタリング

OPの電話対応中、SVがモニタリングし、対応内容等に間違いがないか、案内の仕方に改善点はないかなどを確認する。内容や伝え方に工夫の余地がある場合は、OPが終話後、「このように話すとよい」、「こう伝えるとわかりやすい」といったアドバイスをしたり、参考となるFAQを伝えるなどしている。

③ 第三者による客観的評価

専門業者にOPの対応記録等の評価を依頼し、その結果をフィードバックしている。

(3) 日頃のフォローアップ

社会情勢等の変化、新たな事件・事故等の発生、法制度改正等に伴って変化する利用者の問合せに対応するため、OPに最新の情報を共有し、必要な研修を行って、適切な案内ができるようにフォローしている。次に掲げるものは、サポートダイヤルにおいてOPに行ったフォローの一例である。

- 平成25年、家事事件手続法が全面的に改正され、改正にあわせてFAQも全面的に更新した。改正後の家事手続について適切な説明ができるように、OPに対する研修を実施した。
- 平成27年頃、明らかに時効期間が経過した債務（借金）について、債権者（債権回収業者）が訴訟を提起するというケースが頻発した。OPが適切な対応をできるように研修を実施し、利用者が一部でも支払いをすると債務の全額を支払わなければならないという法制度と、裁判には無断欠席してはいけないということを利用者に案内するよう徹底した。
- 平成31年4月、旧優生保護法により不妊手術を強制された被害者の方に一時金が支給されることになった。優生保護法被害弁護団の情報をOPに周知し、被害者の方から問合せがあれば、各地の弁護団を紹介できるように体制を整えた。
- 令和元年12月、養育費の算定表が改定されたことを新聞等の報道で把握し、この情報をOPに周知することで利用者に最新の情報を案内できるようにした。

ミニコラム2

「利用者にとって役立つ情報提供をするために」

サポートダイヤルSV

SVは、OPに対して助言・指導・監督する立場にある。日々の受電業務において、OPにわからないことがあれば、SVの指示を仰ぐために手が挙がり、そうするとSVはすぐにOPに駆け寄り、迅速、適切な指示を出す必要がある。そのため、前提として各種法制度や全国の関係機関、法テラスの各種制度に関する知識を十分に備えていなければならない。これには、日頃から正確に学習し情報収集しておく必要がある。

また、SVは、OPを支える役割を担うため、クレームも含め相応の配慮が必要な入電については、OPに代わって受電対応を行うこともあり、OPとは異なる応対力が求められるという難しさや苦労がある。

サポートダイヤルには様々な問合せがあり、冒頭から冷静にお話ができない利用者の対応をすることもあるため、OPの対応に変化がないか、受電時間が長くなっていないかなど、担当する10人のOPの様子を常に注視し、緊張感をもって業務にあたっている。

電話が多い週明けなどは息をつく暇もないほど応対に追われることもあるが、法的トラブルに困って電話をかけてこられる利用者のために、OPを支え役立つ情報を提供していることにやりがいを感じる。今後もOPとともに解決に役立つ情報を提供できるよう、切磋琢磨していきたいと思っている。

寄稿

西アフリカ・コートジボワールのコールセンター “ALLO JUSTICE” のこと

弁護士 原 若葉

コートジボワール共和国の司法省には、小さなコールセンターがあって、市民の皆さんの困りごとのお問合せに応じている。オペレーターが二人、スーパーバイザーは一人。営業時間は朝8時から夕方4時。コールが入ると、オペレーターがまずお住まいの地域などを確かめ、問合せの内容に応じてQ&Aを検索して回答する。即答できないときは、スーパーバイザーの出番だ。Q&Aはおよそ700問。離婚をはじめとする家族の問題、解雇などの労働問題、土地争い、DVや犯罪被害など、現地のよくある法律問題が網羅されるよう、相談経験豊富なベテラン法律家が書き下ろした。コールが終わると、利用者の概要と問合せの内容をパソコンに入力して記録する。・何だか法テラスのコールセンターと似ていないか？



ALLO JUSTICEでのスナップ



サポートダイヤル訪問時。左が原弁護士

それもそのはず、このコールセンターのモデルは、法テラス・サポートダイヤルだ。2015年3月、来日した同国の関係者が法テラスを訪問し、仙台にも足を運んだ。彼らの印象に残ったのは、何よりもまず、市民の問合せを受付けるコールセンターの存在。そして情報提供のシステムと、関係者のプロ意識。帰国後に「コールセンターを民刑事局内に設置すべき」と大臣に進言し、それが実現した。

法テラス本部での任期を終えた後、私は同国でこのコールセンター「ALLO JUSTICE（もしもし司法ダイヤル）」の立上げに携った。司法アクセス改善は、10年に及ぶ内戦後の復興計画の重点項目の一つでもあった。現地でニーズ調査を行うと、法律的な困りごとは身近に沢山あるのに、ほとんどの人はそれが法律問題だと気づいていない。つまり、法律情報の需要はとても高い。そして皆、電話が大好きだ。アフリカでは近年爆発的に携帯電話が普及し、男女問わず、どんな地方の農村にいても電話をかけることができる。通話料も高くない。コールセンターが1つあれば全国の人が使える。

「ALLO JUSTICE」は、2016年12月の開業以来、日本人専門家の離任後も着実にサービスを続け、二年半ほどの間に約3000件の情報提供を行った。市民の反応は、予想をはるかに超えて良い。この実績をうけて司法アクセスをテーマに来日研修が始まり、12か国の司法関係者がすでに法テラスを訪問した。2020年度には、さらなる展開の可能性を探るJICAの調査も予定されている。

こうして法テラス・サポートダイヤルの系譜をくむ異国のコールセンターやその関係者たちを、今後もぜひ応援いただきたい。

原若葉弁護士（第一東京弁護士会所属）。1990～2003年、大手渉外事務所にて国際取引全般に関わる。その後、外務省条約局・同経済局などに任期付公務員として勤務。2010年～17年JICA非常勤客員専門員、2012年4月～14年3月まで日本司法支援センター本部第一事業部長として、東日本大震災の法律援助業務、コールセンターの情報提供業務などに携わる。2014年12月よりJICA専門家としてコートジボワールに赴き、2017年4月帰国。



ALLO JUSTICE周知カード

特集2 新型コロナウイルス感染症に関する取組

特集2-1 法テラスにおける対応

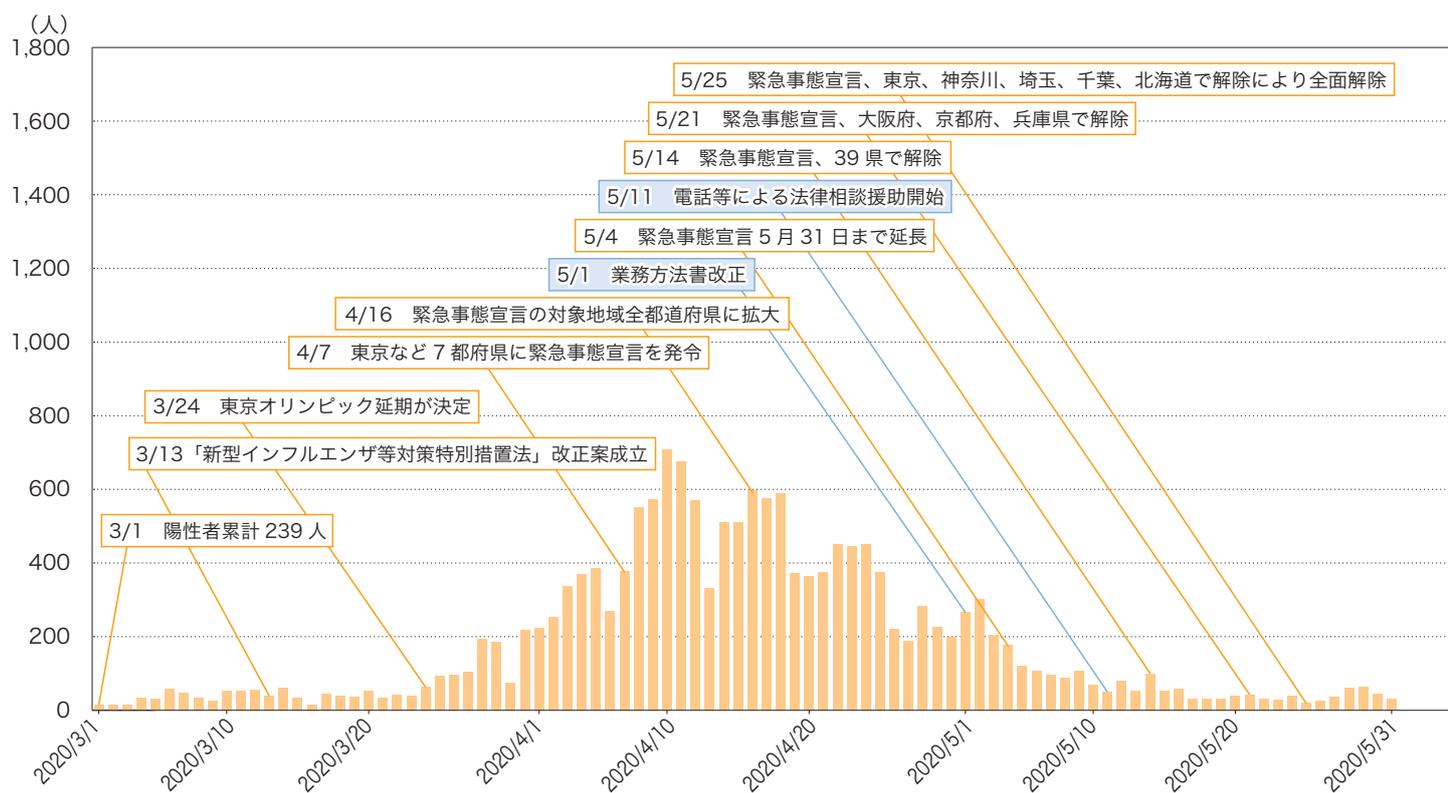
令和2年1月、国内初の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されて以降、感染拡大が続いた。この中で、当センター来所者や職員等の健康・安全の確保を最優先しつつ、国民の司法サービスに関するニーズに対してどのようにしたら対応できるのか、また、遅滞が許されない業務の継続をどのように図るかなど、様々な課題に直面した。

(1) テレビ電話などによる法律相談を可能に

当センターの基幹業務である「法律相談援助」は、相談者と弁護士等が、相談者のプライバシーを保護するため密閉された相談室において「対面」で面談を行う方法を前提としていた。また、DV、ストーカー、児童虐待事案を対象とした法律相談援助も同様であった。しかし、このような相談形態は、相談者や弁護士等に感染のリスクがあり、地方事務所で開催する法律相談援助業務は、当初、中止や縮小を余儀なくされた。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会的・経済的混乱を背景に、労働問題やDV等事案、破産などの法的問題が急増しているにもかかわらず適切な法的サービスが提供できないという事態を引き起こすものであり、このような時であるからこそ、国民のニーズに的確に答えていくための方策を切り開いていく必要があった。

新型コロナウイルス感染症陽性者数（令和2年3月1日から8月31日）



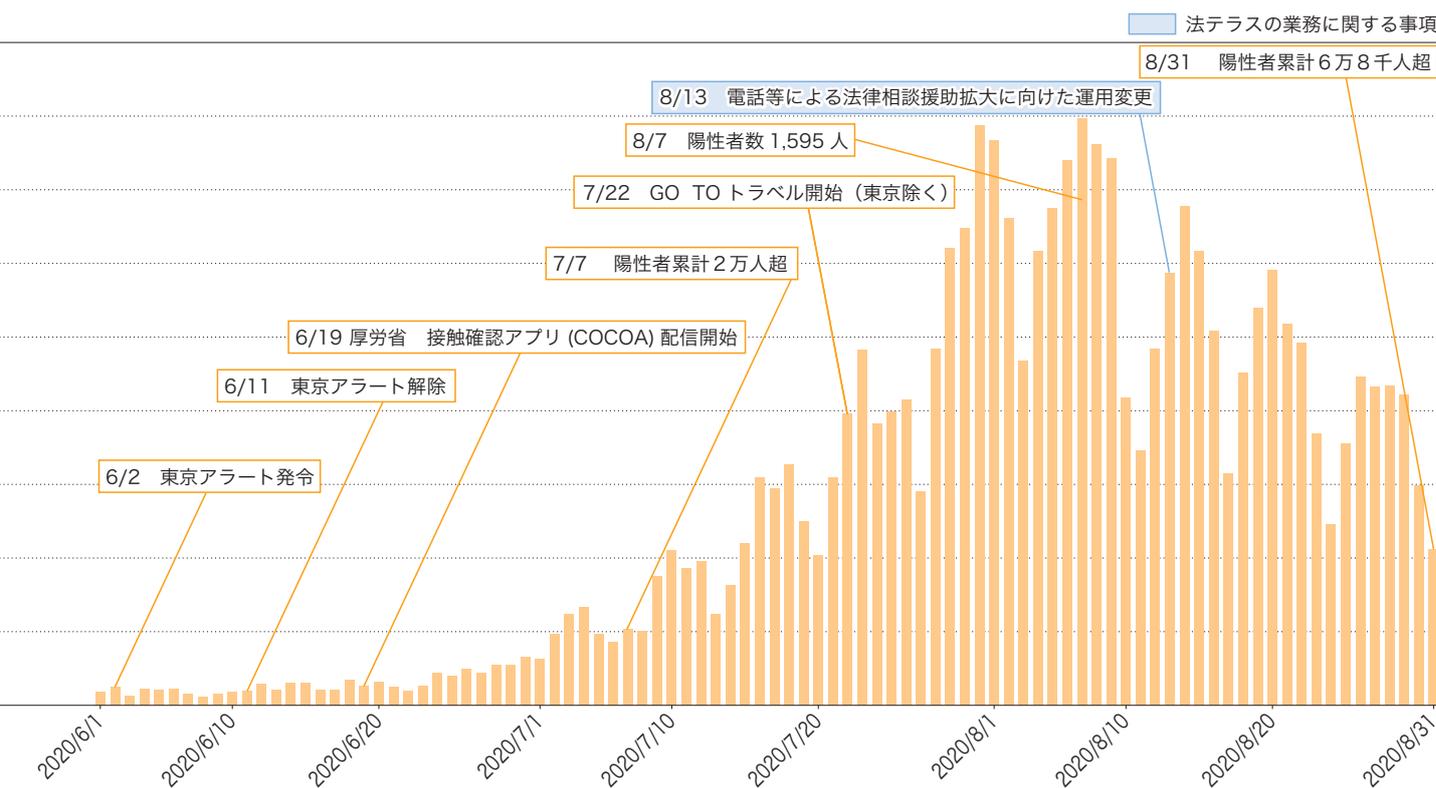
そこで、法テラスの業務に関連する事項を定めた業務方法書を法務大臣の認可を得て改正し、テレビ電話や電話など「音声及び動画又は音声のみを電気通信回線で送受信する方法」による法律相談援助業務（以下「電話等による法律相談援助」）を期間を定めて行えるようにした。さらにDV等事案を対象とした法律相談援助も、同様に業務方法書を改正してこの方法で行えるようにした。令和2年5月11日以降、準備の整った地方事務所から順次当援助業務を開始した。

8月13日からは、この電話等による法律相談援助について、当センターを介しての受付とする運用から、一定の条件の下で弁護士・司法書士の事務所での受付についても適用を広げ、利用者の利便性を高める運用とした。なお、令和2年8月現在、多くの地方事務所で、感染拡大の状況や各地の実情に合わせて、面談による法律相談と電話等による法律相談援助を併用して対応にあっている。

(2) 国選弁護業務を遅滞なく

被疑者・被告人等の権利を擁護するためには、裁判所において国選弁護人等の選任が速やかに行われる必要があり、そのためには、法テラスが契約弁護士の中から迅速に国選弁護人等候補者を指名し、裁判所に通知しなければならない。これは感染リスク回避のための人員縮小の下でも、できるだけ遅滞なく実施しなければならない業務である。このため、人員配置の再調整を含む各種の感染予防策を取る、休日業務の地方事務所間での再配分を試みるなどして業務継続体制を維持し、「遅滞のない指名通知」に努めた。

また、本部で集約して実施している国選弁護人等に対する報酬算定及びその支払業務については、感染予防策を図って業務が停止することのない体制とすることに細心の注意を払った。縮小人員体制により一部の算定通知に遅れが生じたものの、報酬支払を遅延しないよう調整を行って滞りなく送金を実施した。



出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html>) オープンデータ「陽性者数」を加工して作成

(3) 感染防止に向けた取組

全国に緊急事態宣言が発令されたことで、法テラス・サポートダイヤル（法テラスのコールセンター。以下「サポートダイヤル」）や各地の地方事務所では、業務運営体制の調整等を図らなければならなくなっ

た。サポートダイヤルでは、コールセンターという特性上“3密”（密閉・密集・密接）が避けられない職場環境にあるが、法テラスにおける情報提供業務の主要な役割を担う立場にある以上、受電業務を滞らせることは避けなければならない。

また、地方事務所での面談による情報提供・無料法律相談を実施についても、同様に“3密”は避けられず、来所者及び地方事務所職員等の感染防止策を図る必要がある。サポートダイヤル・地方事務所とも、国民へのサービス提供と、感染防止対策という2つの相反する課題に対応するため、それぞれ人員配置の再調整、執務場所の感染防止策（マスク着用、アルコール消毒、アクリル板の設置等）を徹底した。

事務所における感染防止策の例



アルコールディスペンサーの設置



利用者等への案内文書



面接ブースの感染防止対策

このほか情報提供業務の一環で、市民の法的問題への対応力を高めることを目的として取り組んできた法教育事業においても、感染防止の観点から新たな取組みを始めている。例えば、従来は実際に会場に集客する方式で実施してきたところ、オンラインセミナー方式を取り入れたり、題材として同感染症に関連する内容等、すぐに役立つテーマを取り上げたりするなど、多彩な企画の充実に努めている。

特集2-2 業務実績

(1) 「電話等による法律相談援助」の実績

「面談による法律相談援助」に代わる仕組みとして実施可能となった「電話等による法律相談援助」の開始後の実績は、資料 特集2-1のとおりである。徐々に面談による法律相談が再開され、実施件数は減少しつつあるが、東京・神奈川など首都圏では電話等による法律相談の割合が高い傾向がみられる。

資料 特集2-1 電話等法律相談実績（速報値）

	5月	6月	7月	8月
電話受付件数	2,641	6,495	3,572	3,010

※5月11日以降、各地方事務所の実情に合わせて実施

(2) 法テラス・サポートダイヤルにおける対応状況

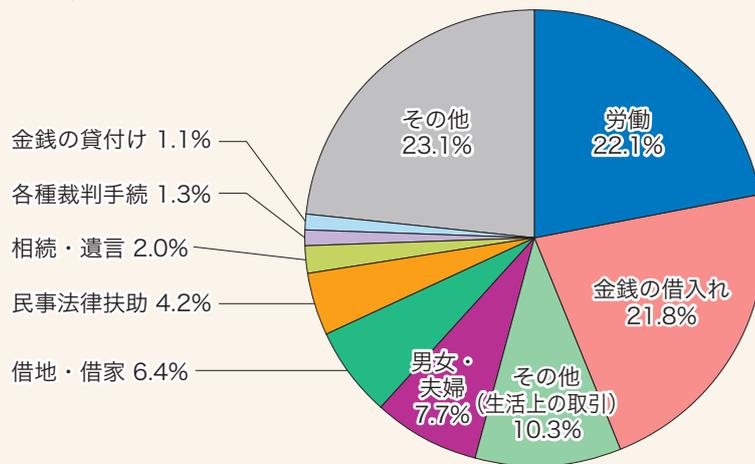
当初、生活上様々な法的問題が発生することが予想されたため、ホームページにQ&Aを掲載することで情報提供の充実を図ることから始めた。その後徐々にサポートダイヤルにも新型コロナウイルス感染症に関連する問合せが増え始め、3月から4月にかけては急増した。5月には感染によって稼働できない事態を回避するべく、サポートダイヤルのオペレーターの人員配置について調整を図り、やむを得ず受付時間の縮小をしたが、6月からは、感染防止の方策を取りながら、通常を受電ができる態勢での対応とした。

本年2月から8月までのうち、新型コロナウイルス感染症の影響にかかる問合せの受付件数は、資料 特集2-2のとおりである。

資料 特集2-2 新型コロナウイルス感染症の影響にかかる問合せ件数（速報値）

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
件数	56	371	1,436	859	1,251	1,306	1,103

資料 特集2-3 新型コロナウイルス感染症の影響にかかる問合せ内容分野別内訳



問合せ例

- 「新型コロナウイルスの影響で収入が少なくなり、借金の返済が難しい。どうしたらよいか。」
- 「感染者との濃厚接触者に該当し、職場から休業するよう言われた。補償はどうなるのか。」
- 「緊急事態宣言下、子どもとの面会交流が止まっている。再開するにはどうしたらよいか。」
- 「予定していた結婚式をキャンセルしたいが、新型コロナウイルスの影響は免責事由にあたるか。」

1. 情報提供業務



1-1 令和元年度における業務の概況

(1) 利用者の利便性向上のための取組 —サポートダイヤルの活用、災害への取組—

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」、以下「サポートダイヤル」と）地方事務所において、日々多数の問合せに対応しているところである。サポートダイヤルについては、令和元年度に累計問合せ件数（電話・メールの合計）が448万件に到達した。また、平成28年度にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降、メールによる情報提供件数は増え続けており、令和元年度の問合せ件数は49,000件を超え、前年度と比べ約8,900件増加した。

サポートダイヤルでは、利用者の利便性向上の一環として、平成27年10月から開始した、各地の地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をサポートダイヤルに自動転送して問合せに対応する取組を拡大して継続実施した。また、ワンストップサービス（1か所で必要な案内や手続きが完了できること）を目指し、平成25年3月からサポートダイヤルにおいて、法律相談を希望する利用者に対して、法律相談援助を利用する条件となる収入や資産要件を確認する取組を始めた。平成29年10月から全国の地方事務所の利用者に範囲を拡大し、令和元年度も継続して本取組を実施することで、法律相談への橋渡しを行っている。

また、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び新型コロナウイルス感染症への対応では、ホームページに特設ページを開設し、Q & Aを掲載するなどして速やかに情報提供を行うとともに、令和元年台風第19号の被災者に対しては被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）による対応体制の整備を行った。

(2) 品質向上のための取組 —データの拡充と最新化、研修等—

法テラスでは、様々な問合せに対する確かな情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。また、全国の相談窓口情報をデータベース化して、データの拡充と最新化に努めている。

令和元年度は、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号の災害や新型コロナウイルス感染症の発生を受け、既存のFAQや関係省庁の対応等を基に新たに被災者支援のためのQ & Aを迅速に作成の上、ホームページに掲載するとともに、令和元年台風第19号についてはリーフレットを作成して、被災自治体に配布した。また、よく利用されるFAQ1,146件をホームページで継続公開するとともに、民法改正に関するFAQ等について、関連するFAQ193件を更新し、21件の新規作成を行った。相談窓口情報については、「公益社団法人 家庭問題情報センター」、年金事務所、職業安定所（ハローワーク）等について統一的な整備を実施するとともに、令和元年度中に既存の相談窓口情報約1,930件を更新、新たに約270件を追加した。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴（最も重要な訴え）の的確な把握やそのための会話技術が必要である。サポートダイヤルでは、第三者による客観的評価（専門業者が、法テラス職員が実際に対応した通話音声記録（コールログ）を評価したもの）の結果を踏まえ、オペレーター（サポートダイヤルにおいて情報提供業務を専門に行う職員）に対し個

別に指導を行い、情報提供業務における対応の質の向上を図った。

地方事務所においては、FAQ・関係機関データベース（全国の相談窓口情報をデータベース化したもの）からの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、サポートダイヤルのオペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所で開催するなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。また、各地方事務所においても、独自に勉強会や関係機関が開催する会議・研修会等に出席するなどしている。

（3）多言語での情報提供—ネパール語、タイ語による問合せが可能に—

日本の法制度や相談窓口情報に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、法テラスでは平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。

多言語情報提供サービスが「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(※)の一つであることから、令和元年度は対応言語にネパール語及びタイ語を追加した。また、外国語話者（中国語、ベトナム語及びタガログ語）に対するアンケートを実施し、外国語話者のニーズ把握に努めた。

令和元年度の対応言語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語の計9か国語であり、問合せ件数は4,725件であった。

(※) 政府により作成。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。法律トラブル相談等への対応の充実の具体的施策の1つとして当サービスが記載されている。

（4）法教育の取組 — 一般市民に向けた法教育事業を全国の法テラスで実施—

総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中でもつ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要であるとの観点から、平成22年度以降、情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

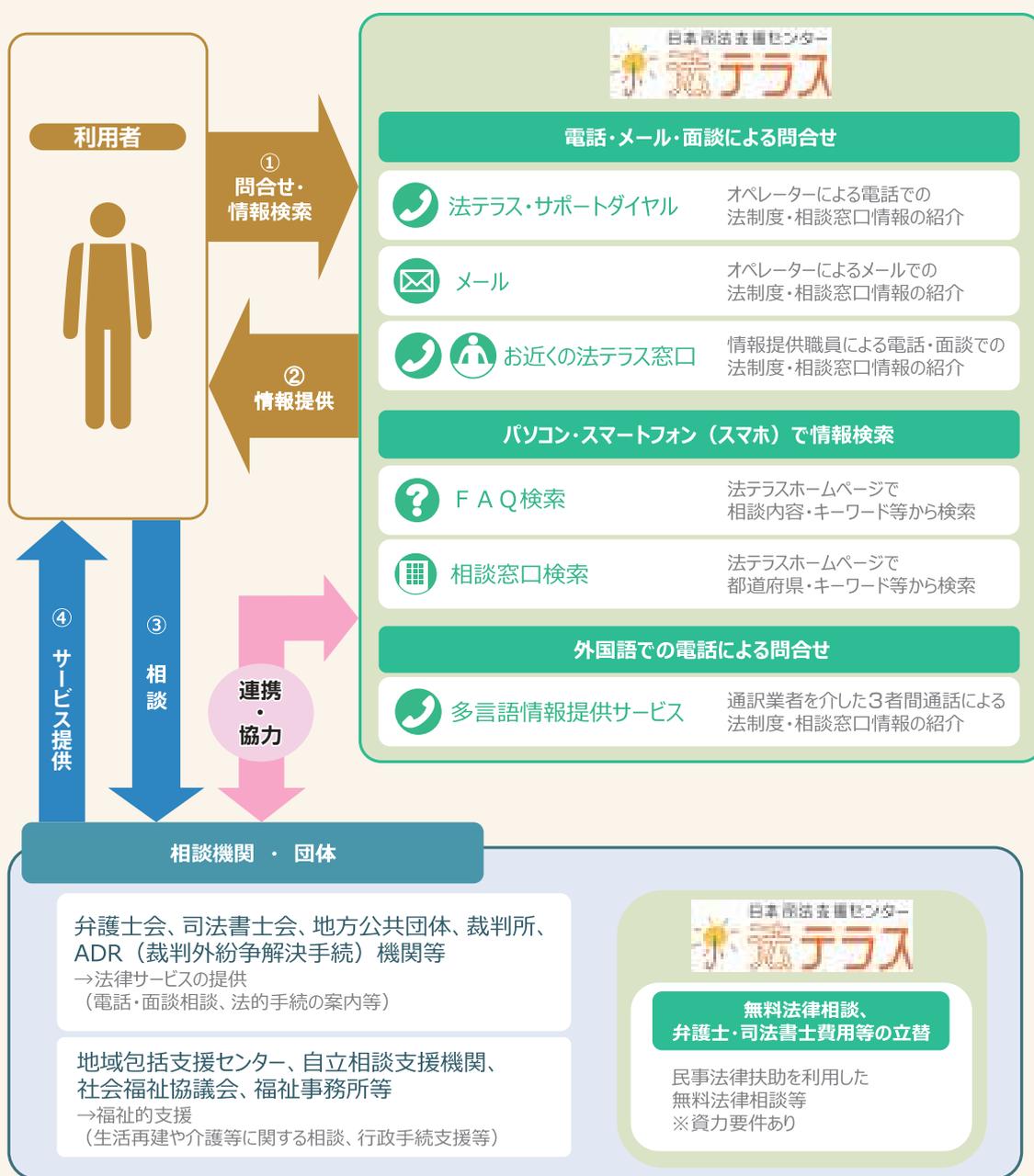
平成30年度以降、法テラスが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、全国の地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等のほか、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような業務説明を令和元年度も引き続き実施した。実施に際しては、一般市民に向けて開かれた企画とするなど、各地において趣向を凝らしながら法教育事業の充実を図った。

このほか、ホームページに「法とくらし」ページを新たに設け、法テラスが行う法教育についての説明や地方事務所が実施を予定する法教育イベントの告知、実施後の報告を掲載した。地方事務所が効果的に発信できるよう、統一フォーマットを作成・周知するとともに、今までは地方事務所の各ページに掲載していた法教育イベント情報を、集約して掲載できるように改善した。また、地方事務所において法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所がこれまでに実施した法教育企画の内容を取りまとめた「法教育実施事例集」について、平成30年度に実施したイベントをまとめた最新版を作成し、地方事務所に共有するとともに、地方事務所で行う取組を標準化し、かつ事務の負担も軽減させるために作成した「法教育教材」を地方事務所に共有した。

1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報（法制度情報）及び、②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものである。利用資格などの制限はないので、広く国民等にかかれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、各地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応しているが、それ以外にも、ホームページやリーフレットなどを利用した一般的な情報提供も行っている（資料1-1）。

資料 1-1 情報提供業務の流れ



1-3 問合せ件数

(1) サポートダイヤル

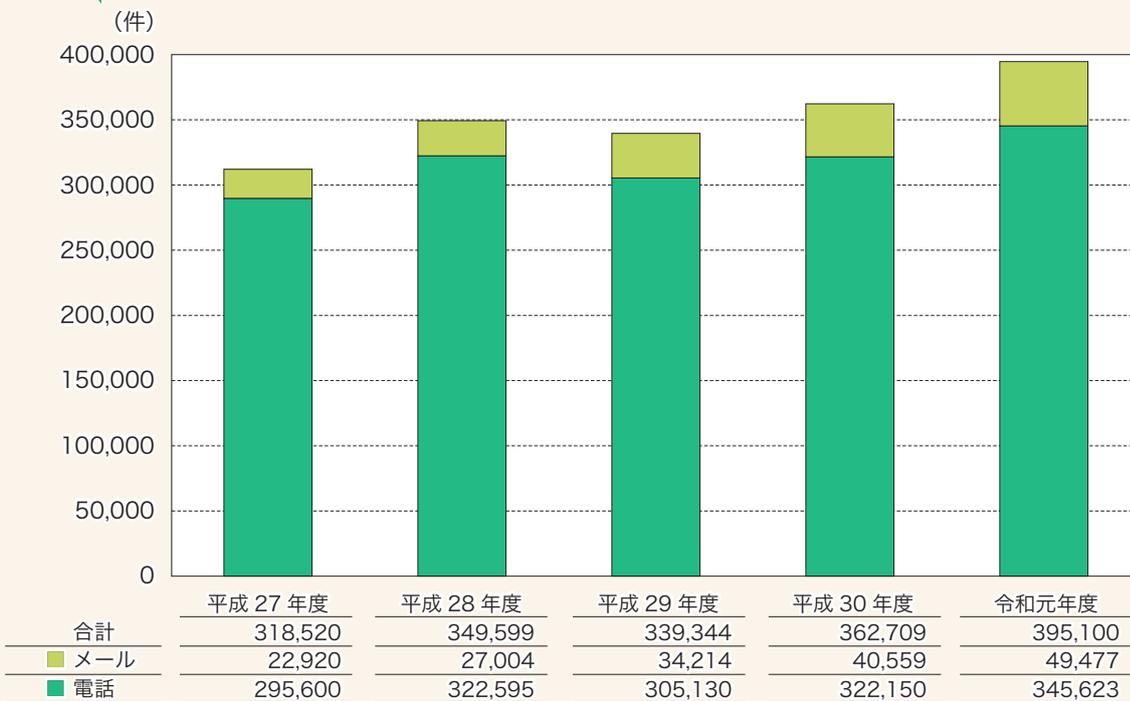
平成18年10月、法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機により親しみを持っていただけるよう、コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間は平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとして、お勤めの方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

平成27年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、平成28年9月にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降増え続けており、令和元年度は、件数が49,000件を超えた。

累計問合せ件数は、令和元年度に448万件に到達した。

資料 1-2 サポートダイヤル問合せ件数の推移



(2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に情報提供専門職員（地方事務所において情報提供業務を専門に行う職員）を配置し、面談と電話による問合せに対応している。情報提供専門職員は、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談関係の有資格者、司法書士などが担当している。平成27年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は資料1-3のとおりである。

資料 1-3 地方事務所問合せ件数の推移

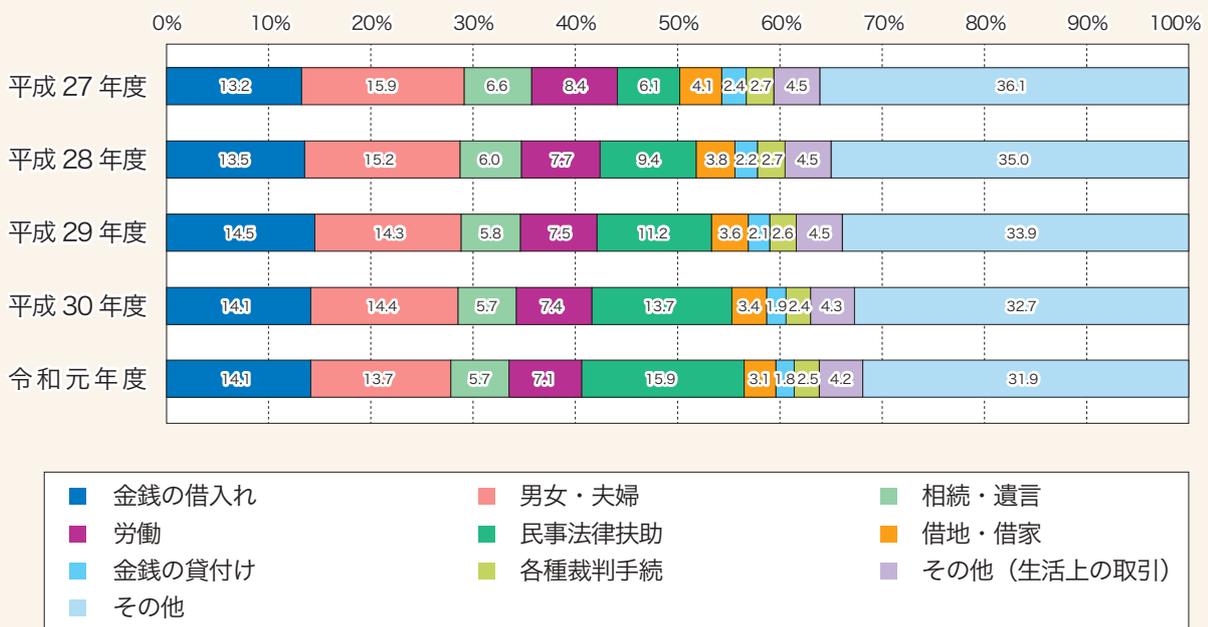


1-4 問合せの傾向

(1) サポートダイヤル

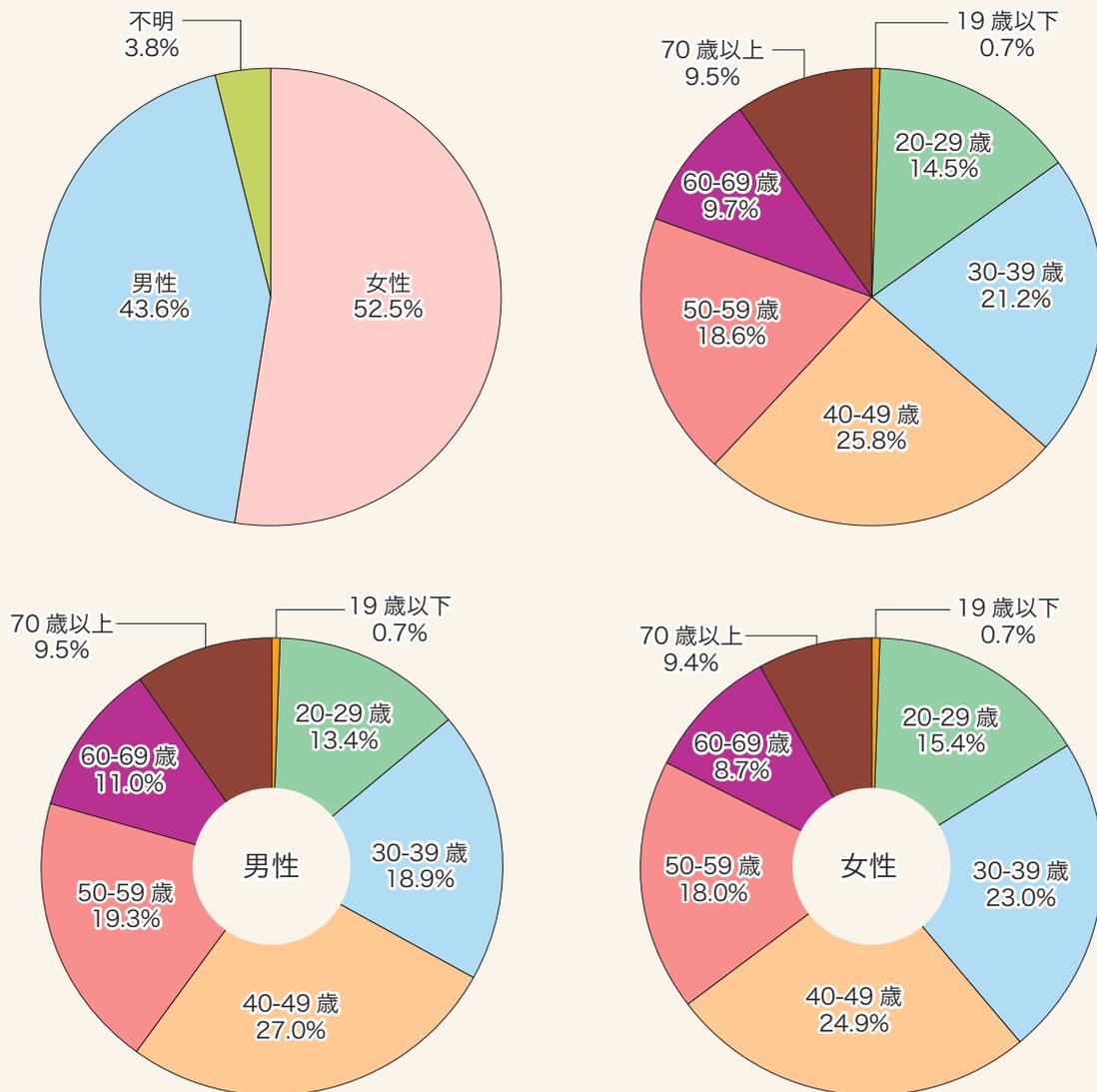
サポートダイヤルにおける平成27年度以降の問合せ分野別内訳は、資料1-4のとおりである。問合せが多い内容は、金銭の借入れ、男女・夫婦、民事法律扶助である。

資料1-4 サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移



令和元年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた人の性別及び年代は、資料1-5のとおりである。利用者は女性が多く、30代と40代の利用者が全体の約半数を占めている。

資料 1-5 令和元年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた人の性別、年代



(注) 年代は、令和元年9月に聞き取り調査実施

問合せ分野ごとの男女比は資料1-6のとおりである。女性からの問合せが多い分野は、男女・夫婦、相続・遺言、高齢者・障害者、子ども、家族などである。一方、各種裁判手続、職場、賃金・退職金、刑事手続のしくみ、犯罪・刑事事件、会社などの分野は男性の比率が高くなっている。

資料1-6 令和元年度サポートダイヤルにおける問合せ分野別の男女比（上位30分野）

順位	相談分野	件数			割合		
		合計	分野別男女件数		割合	分野別男女比	
			男性	女性		男性	女性
1	民事法律扶助	60,487	27,331	33,156	15.9%	45.2%	54.8%
2	金銭の借入れ	53,436	28,354	25,082	14.1%	53.1%	46.9%
3	男女・夫婦	52,063	13,530	38,533	13.7%	26.0%	74.0%
4	[参考] 労働に関する問合せ合計 ※注1	26,888	13,572	13,316	7.1%	50.5%	49.5%
5	相続・遺言	21,489	7,712	13,777	5.7%	35.9%	64.1%
6	その他（生活上の取引）	16,017	7,975	8,042	4.2%	49.8%	50.2%
7	借地・借家	11,764	5,473	6,291	3.1%	46.5%	53.5%
8	その他（法テラス）	11,221	5,476	5,745	3.0%	48.8%	51.2%
9	各種裁判手続	9,431	5,553	3,878	2.5%	58.9%	41.1%
10	金銭の貸し付け	6,845	3,444	3,401	1.8%	50.3%	49.7%
11	その他（職場） ※注1	6,491	3,530	2,961	1.7%	54.4%	45.6%
12	犯罪被害者	6,210	2,436	3,774	1.6%	39.2%	60.8%
13	高齢者・障害者	6,196	2,261	3,935	1.6%	36.5%	63.5%
14	いじめ・嫌がらせ ※注1	6,042	2,749	3,293	1.6%	45.5%	54.5%
15	定年・退職・解雇 ※注1	5,502	2,720	2,782	1.4%	49.4%	50.6%
16	損害賠償	5,447	2,852	2,595	1.4%	52.4%	47.6%
17	その他（家族）	4,674	1,600	3,074	1.2%	34.2%	65.8%
18	子ども	4,622	1,296	3,326	1.2%	28.0%	72.0%
19	弁護士	3,724	1,686	2,038	1.0%	45.3%	54.7%
20	賃金・退職金 ※注1	3,592	2,101	1,491	0.9%	58.5%	41.5%
21	その他の法律事務	3,142	1,578	1,564	0.8%	50.2%	49.8%
22	刑事手続のしくみ	3,047	1,744	1,303	0.8%	57.2%	42.8%
23	その他（犯罪・刑事事件）	3,010	1,714	1,296	0.8%	56.9%	43.1%
24	インターネット取引	2,773	1,470	1,303	0.7%	53.0%	47.0%
25	その他（会社）	2,769	1,895	874	0.7%	68.4%	31.6%
26	生活福祉	2,529	1,352	1,177	0.7%	53.5%	46.5%
27	その他（住まい・不動産）	2,416	1,032	1,384	0.6%	42.7%	57.3%
28	情報提供	2,328	1,161	1,167	0.6%	49.9%	50.1%
29	その他（人権）	2,316	921	1,395	0.6%	39.8%	60.2%
30	その他（医療）	2,135	945	1,190	0.6%	44.3%	55.7%

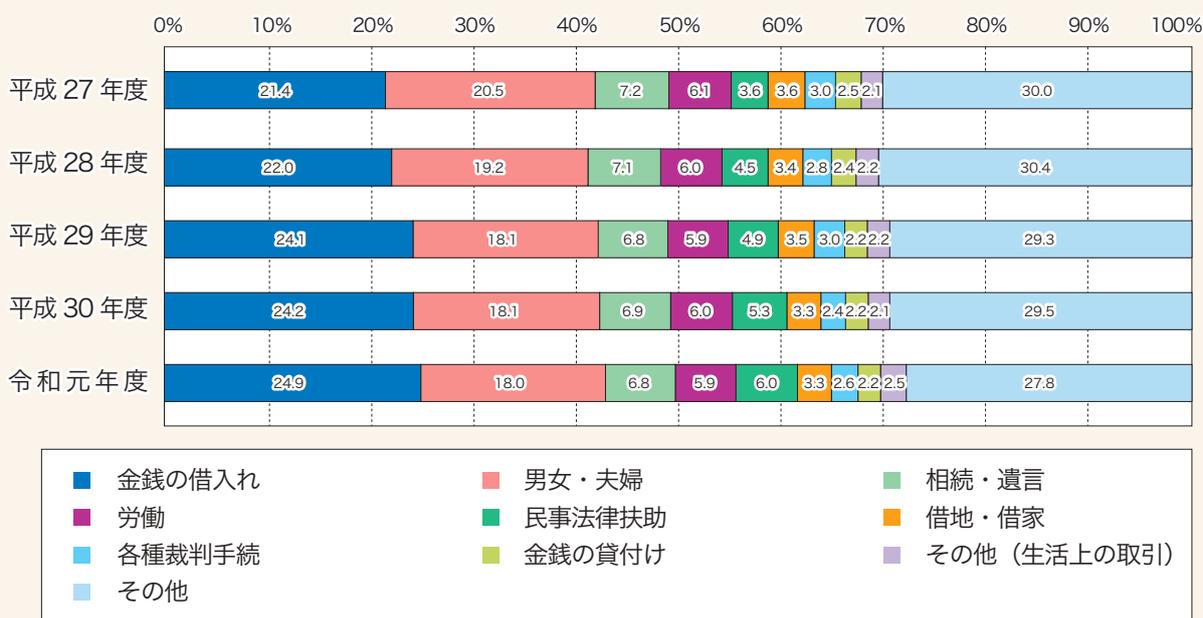
（注1）「【参考】労働に関する問合せ合計」は、表中の「その他（職場）」「いじめ・嫌がらせ」「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」等の職場に関する問合せの件数を含む件数であることから参考数値とした。

（注2）資料1-5に示した利用者の男女比（男性43.6%、女性52.5%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（53.6%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（62.5%以上）を赤色で表示した。

(2) 地方事務所

平成27年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-7のとおりである。平成27年度以降は金銭の借入れが最も多い。

資料1-7 地方事務所問合せ分野別内訳の推移

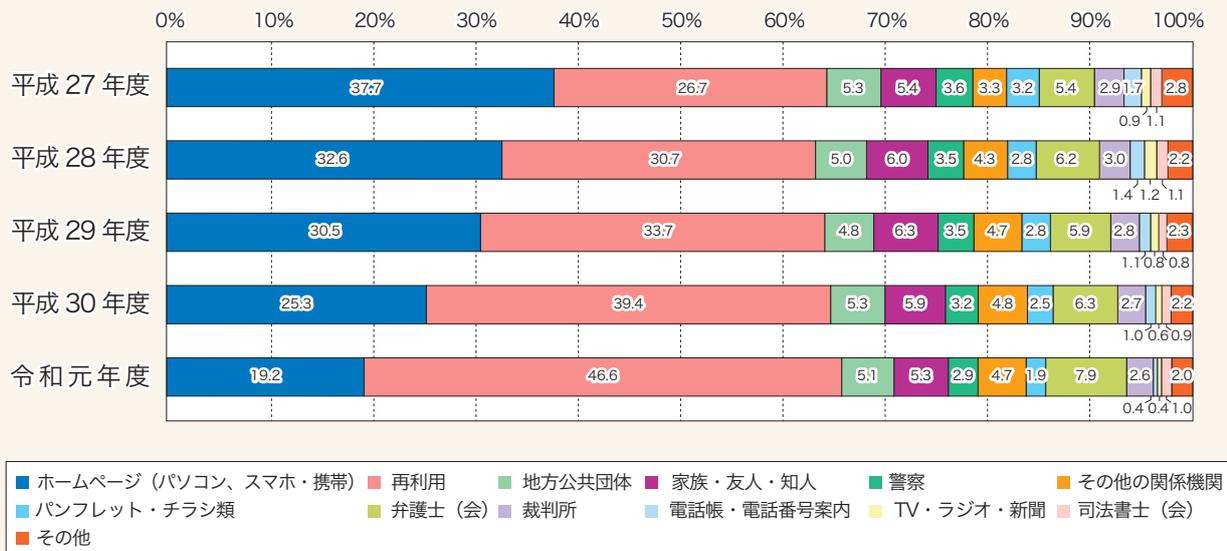


1-5 認知媒体（サポートダイヤル、地方事務所）

平成27年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体（注）内訳は、資料1-8のとおりである。再利用の割合が高く、次いで、ホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

（注）認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

資料1-8 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移

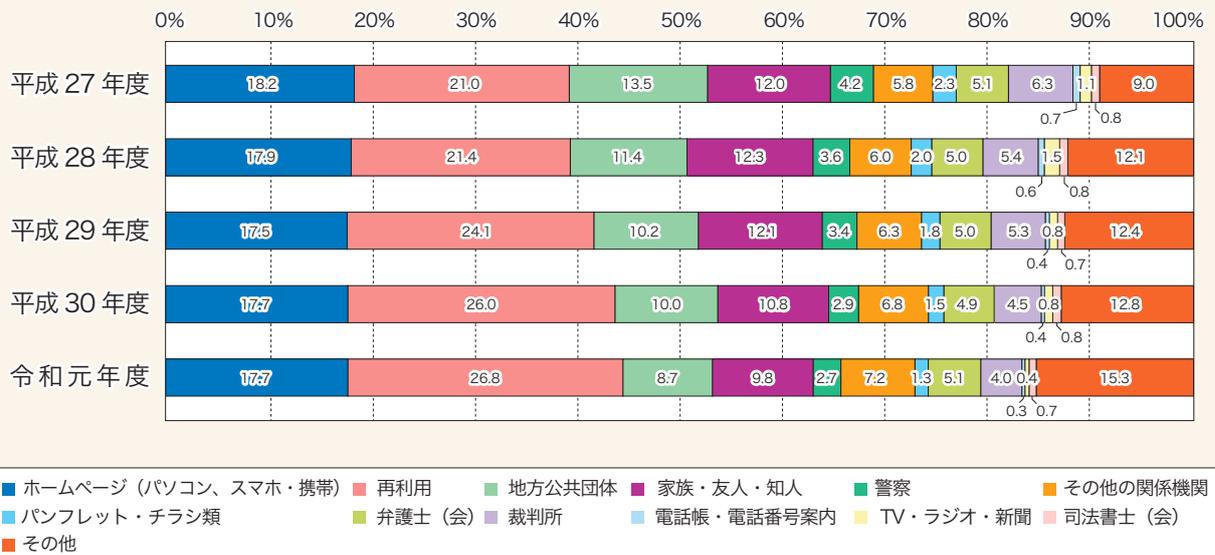


（注）令和元年度は9月に聞き取り調査実施

平成27年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体内訳は、資料1-9のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いで、ホームページとなっている。

地方事務所の特徴として、地方公共団体、裁判所などの関係機関や、家族・友人・知人から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-9 地方事務所認知媒体内訳の推移



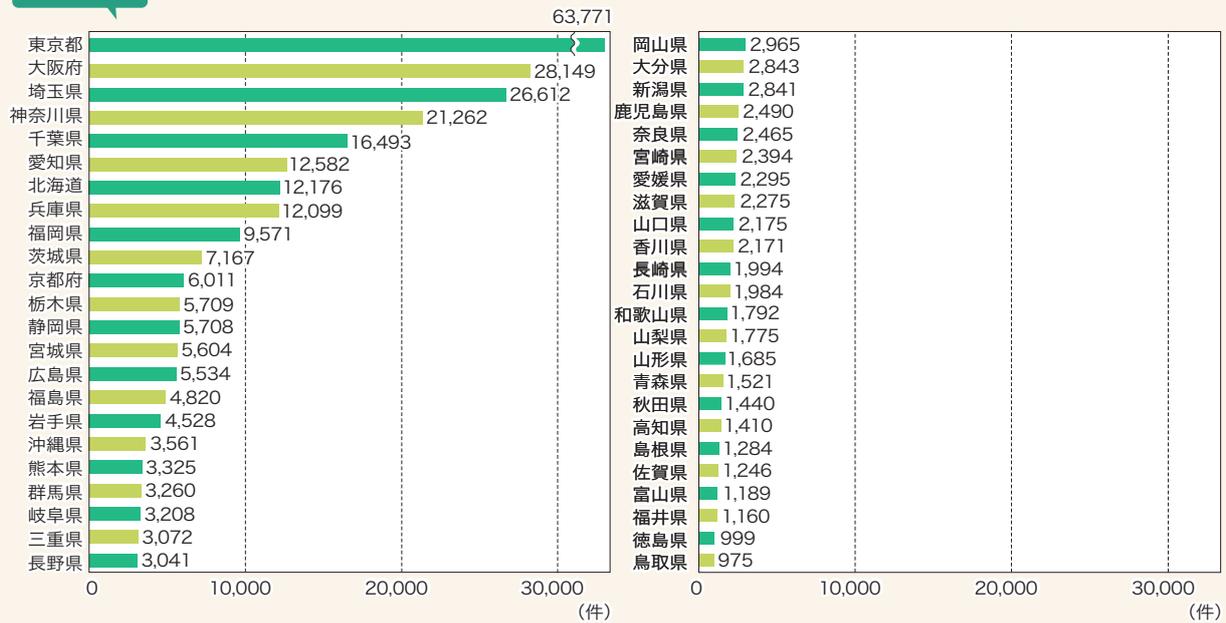
1-6 利用者の地域分布

(1) サポートダイヤル

令和元年度の都道府県別サポートダイヤル問合せ件数は、資料1-10のとおりである。東京、大阪、埼玉をはじめとする大都市圏での利用が多い。

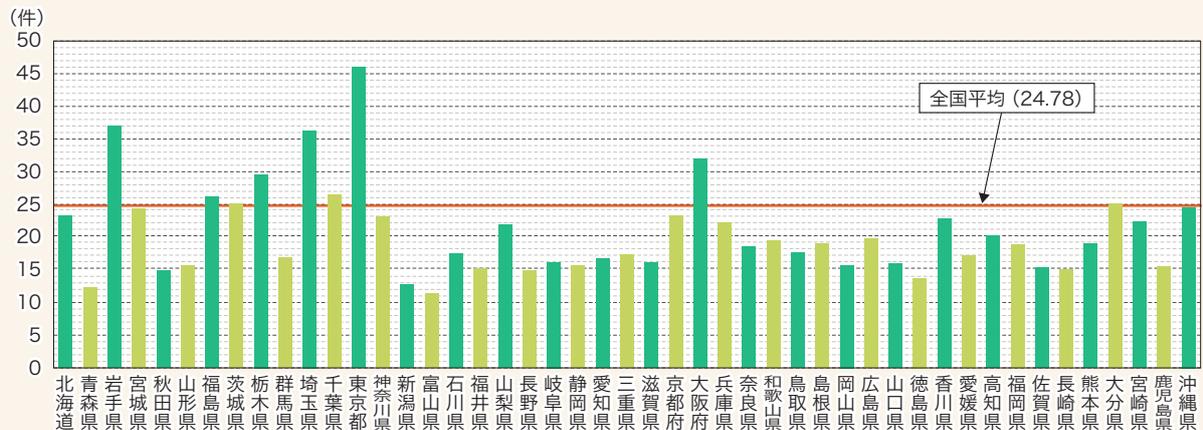
また、人口1万人あたりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-11のとおりである。東京が高く、次いで岩手、埼玉となっている。

資料 1-10 令和元年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数



(注) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-11 人口1万人あたりの令和元年度サポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）



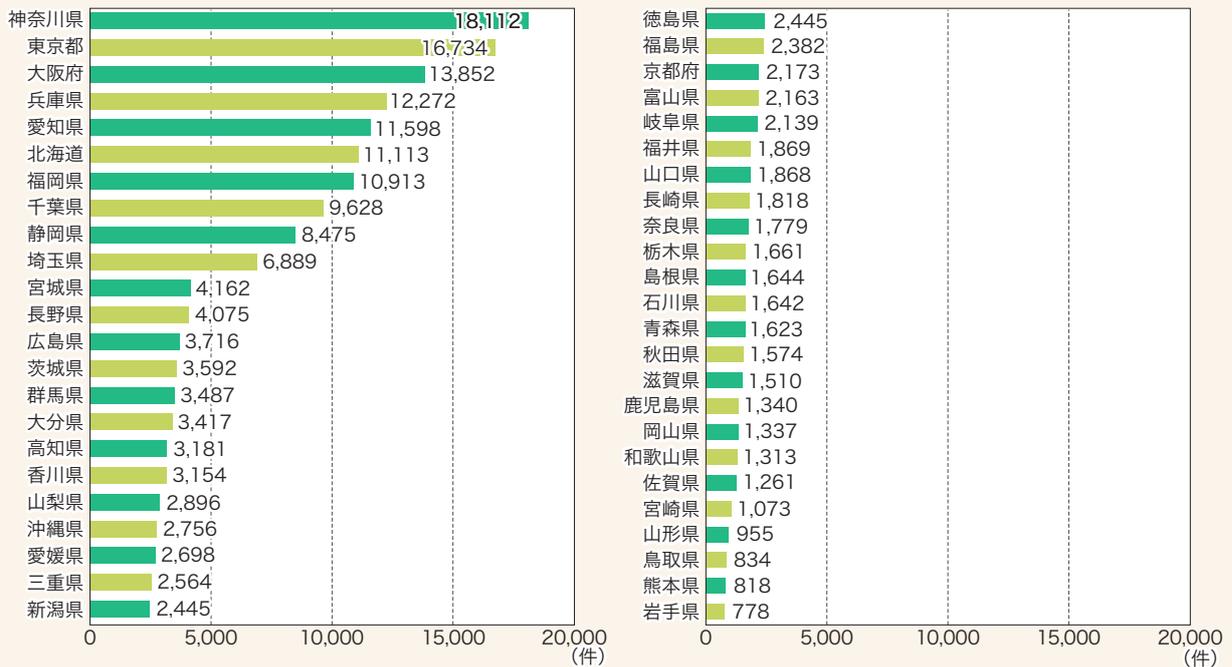
(注) 人口は、総務省統計局の「令和元年10月1日現在推計人口」データを参照した。

(2) 地方事務所

令和元年度の地方事務所ごとの問合せ件数は、資料1-12のとおりである。東京、神奈川、大阪をはじめとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人あたりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-13のとおりである。高知、山梨、徳島など比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

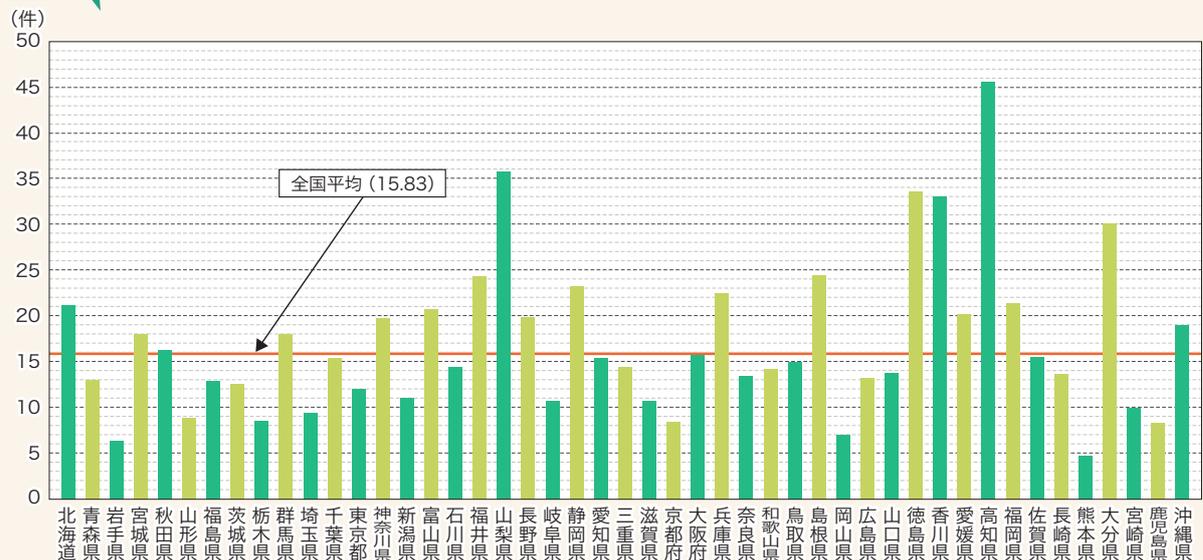
資料 1-12 令和元年度地方事務所別の問合せ件数（電話・面談の合計数）



(注1) 北海道は札幌(5,772)、函館(1,611)、旭川(1,702)、釧路(2,028)の合計

(注2) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-13 人口1万人あたりの令和元年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）

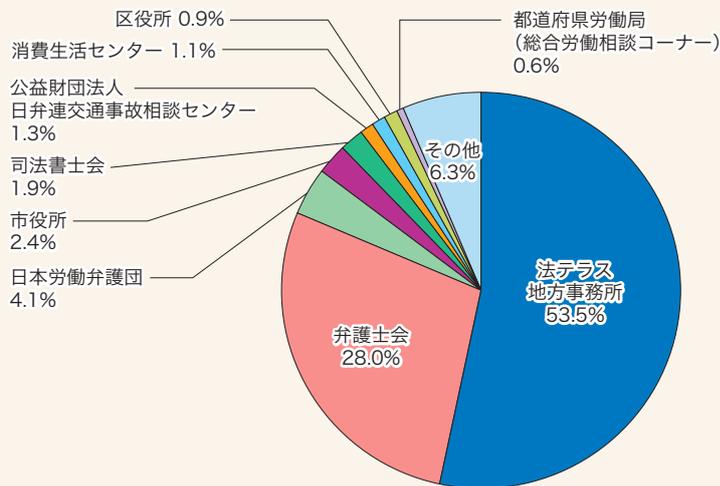


(注) 人口は、総務省統計局の「令和元年10月1日現在推計人口」データを参照した。

1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)

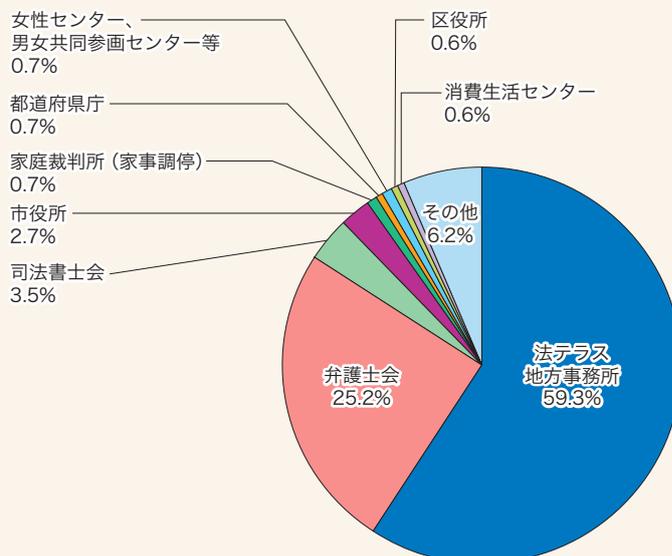
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じて、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索して、所在地や電話番号などを案内する。令和元年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対して、紹介した関係機関の内訳は、資料1-14、1-15のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、サポートダイヤルでは法テラスの地方事務所を案内し、地方事務所では法律相談の予約を取る。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方公共団体等がある。

資料 1-14 令和元年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-15 令和元年度地方事務所紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

1-8 多言語情報提供サービス

(1) サービスの概要

法テラスの情報提供業務は、日本語話者でない方々にも利用いただけるが、法テラス職員だけでは外国語による対応が困難であったために、従前は十分なサービス提供が行えない状況にあった。そこで、話す言語に関わらず、適切な情報提供が受けられるように、平成25年度から「多言語情報提供サービス」を行っている。

当初は5言語で対応を開始し、その後、対応言語を追加するなどし、令和元年度は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語の計9言語での対応を行った。

(2) サービスの仕組み

多言語情報提供サービスにおいては、専用電話番号「0570-078377（おなやみナインイ）」に入った電話を、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

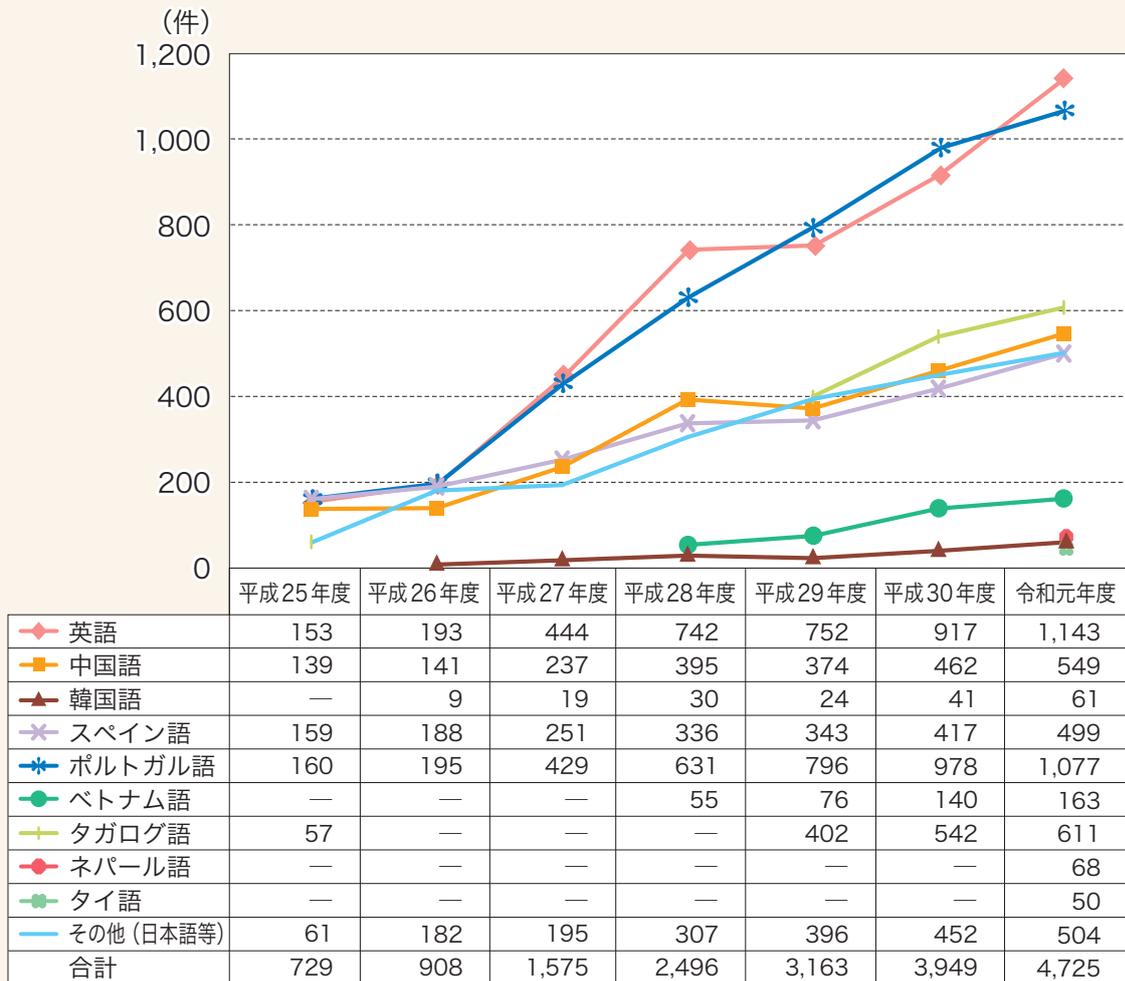
資料 1-16 多言語情報提供サービスの流れ



(3) 問合せ件数

多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移は資料1-17のとおりである。令和元年度の合計件数は、サービスを開始した平成25年度から増え続けており、今後も問合せ件数の増加が見込まれる。言語別にみると、問合せ件数が特に多いのは英語とポルトガル語である。

資料 1-17 多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移



(注1) タガログ語は平成26年度から28年度の間実施を停止している。

(注2) 韓国語は平成26年度から対応を開始した。

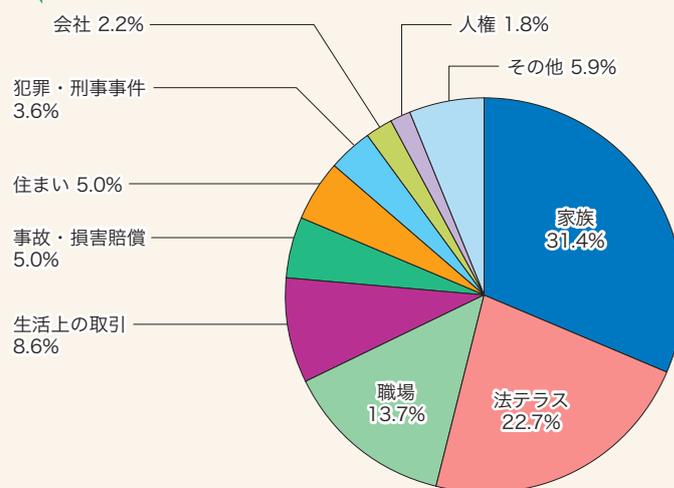
(注3) ベトナム語は平成28年度から対応を開始した。

(注4) ネパール語及びタイ語は令和元年度から対応を開始した。

(4) 問合せの傾向

令和元年度における多言語情報提供サービスの問合せ分野別内訳は資料1-18のとおりである。最も問合せが多いのは、離婚や子の親権など家族に関する問合せであり、このほか法テラス地方事務所の電話番号など、法テラスに関する問合せがそれに続いている。

資料 1-18 令和元年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳



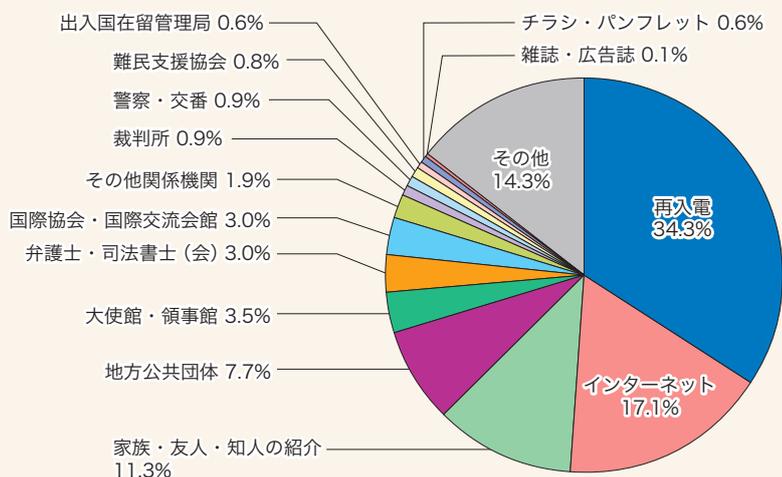
(注) 問合せ分野「会社」とは、会社の設立等に関連する問合せである。

(5) 認知媒体

令和元年度における多言語情報提供サービスの認知媒体（注）内訳は、資料1-19のとおりである。再入電の割合が高く、次いで、インターネットとなっている。

(注) 認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

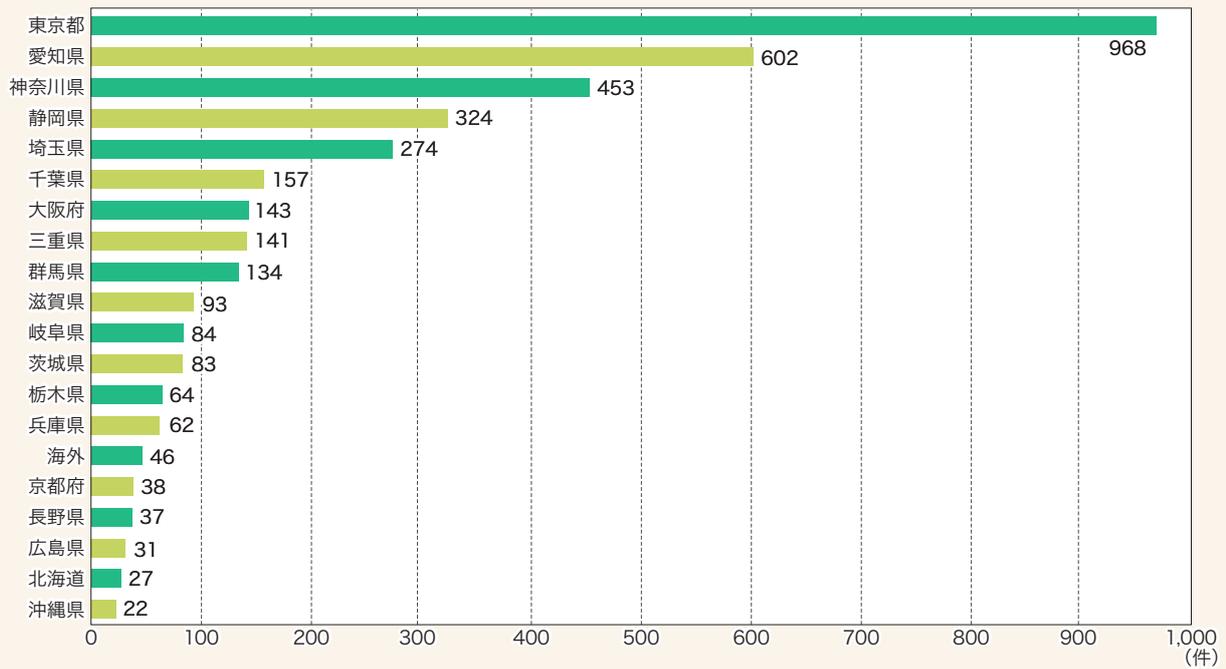
資料 1-19 令和元年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳



(6) 利用者の地域分布

令和元年度の利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数は、資料1-20のとおりである。東京、愛知、神奈川に住む利用者が多い。また、訪日旅行者などからの問合せも一定数見られた。

資料 1-20 令和元年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数 (上位20都道府県)



(注) 海外は訪日旅行者などからの問合せ件数

1-9 法教育

令和元年度は全国各地で合計135回の法教育を実施し、参加人数は合計7,956人に上った。全国の地方事務所において、一般市民向けの講演会や、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業などを企画し、法的トラブルについて具体的事例を取り入れた解説を行うなど、地域住民等の法的トラブルへの関心を深め、その対応能力の向上につながるような法教育イベントを開催した。

実施イベントの事例は以下のとおりである。

(注) いずれも役職、所属はイベント当時のもの。

事例1：自治体との共催による法教育

消費生活講座「相続をきっかけとする空き家問題」

新潟

新潟地方事務所では、佐渡市役所と連携して、消費生活講座と称して市民向けの法教育イベントを開催した。佐渡市では相続人がいない又は不明の空き家の増加が近年の問題点となっていることから、相続をきっかけとする空き家問題をテーマとした。法テラス佐渡法律事務所での勤務経験がある、冨田さとこ弁護士（第二東京弁護士会所属）が講師を務め、遺言を作成することによって円滑な相続が可能となることなどについて、事例を用いながら講演を行った。参加者からは、「近隣でどんどん空き家が増えていく。面倒でも自分たちの世代でできることをしていけないといけな。」との声が寄せられた。



当日の講演の様子

[日時] 令和元年10月30日（水曜日） [共催] 佐渡市市民生活課
[場所] アミューズメント佐渡（はまなすホール）
[参加人数] 100人

事例2：多職種による座談会で学ぶ法教育

終活のススメ3～改正相続法を中心に～

和歌山

和歌山地方事務所では、高齢者が生きがいを持って生活できる社会を実現する一助となるよう、過去に法教育セミナー「終活のススメ1」、「終活のススメ2」を開催してきた。令和元年度は、相続法改正を題材に取り上げ、同じテーマの第3弾となる法教育イベントを開催した。第1部では映画「エンディングノート」を上映し、終活についての理解を深めた。第2部では、法テラス和歌山副所長3名（谷口拓弁護士（和歌山弁護士会所属）、山本美佐子司法書士（和歌山県司法書士会所属）、廣井英徳社会福祉士（和歌山県社会福祉士会所属））が、座談会形式で解説を行った。参加者からは、「大変勉強になった。頂いた工



当日の様子

ンディングノートを活用します。」「相続は財産のある人の事で、一般市民には関係が無いと思っていた。知らないと困ることがよくある。高齢の親を抱えているので、良い機会を頂いた。」などの声が寄せられた。

[日時] 令和2年1月25日(土曜日)

[場所] 和歌山県民文化会館小ホール

[参加人数] 320人

[後援] 和歌山県、和歌山市、和歌山県教育委員会、和歌山市教育委員会、社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会、社会福祉法人 和歌山市社会福祉協議会、和歌山弁護士会、和歌山県司法書士会、一般社団法人 和歌山県社会福祉士会、NHK和歌山放送局、テレビ和歌山、和歌山放送、朝日新聞和歌山総局、産経新聞社、毎日新聞和歌山支局、読売新聞和歌山支局、紀伊民報、わかやま新報、ニュース和歌山、株式会社和歌山リビング新聞社

事例3：図書館との共催による法教育

暮らしに役立つ図書館講座

島根

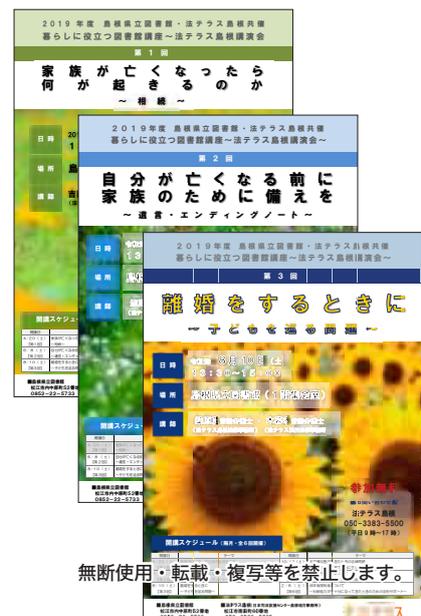
島根地方事務所では、一般市民に法律を身近に感じてもらうための取組みとして、平成23年度から毎月又は隔月で法律講座を開催してきた。令和元年度は、相続、エンディングノート、離婚と子ども、大規模災害、犯罪被害者支援、成年後見と多彩な問題を取り上げて法教育イベントを開催した。講師は法テラス島根のスタッフ弁護士が持回りで担当し、法テラスの各種制度の周知も行った。イラストや図などを多用しながら、法律用語を噛砕いた日常語で説明することを毎回心掛けた。また、回収したアンケートを参考に、市民のニーズも踏まえつつ、次年度の開催テーマの選定に活用した。参加者からは、「初心者に大変分かりやすい講演だった。」「法律は変わるので、新しい情報を知ることができてよかった。」「今後とも市民のために幅広い法律講座を開催していただきたい。」「弁護士さんが身近に感じられるようになりました。」などの声が寄せられた。

[日時] 平成31年4月20日、令和元年6月8日、令和元年8月10日、令和元年10月12日、令和元年12月21日、令和2年2月8日(全6回。いずれも土曜日)

[場所] 島根県立図書館

[共催] 島根県立図書館

[参加人数] 118人(全6回分の合計)



無断使用・転載・複写等を禁止します。

図書館講座のチラシ

事例4：当事者と映画で学ぶ法教育

「愛と法」～誰もが生きやすい社会へ～

岩手

岩手地方事務所では、社会の中における人権問題や、生活していく中で出会う差別や偏見について理解を深めるため、LGBT問題をテーマに法教育イベントを開催した。第1部では、同性カップルの弁護士夫婦(ふうふ)が、様々な問題を抱えた人たちへの差別や偏見に立ち向かう姿を追ったドキュメンタリー映画「愛と法」を上映し、人権はいかにして守られていくのかということについて理解を深めた。第2部では、映画「愛と法」の出演者であり、同性カップルの当事者でもある南和行弁護士(大阪弁護士会所属)が「LGBTのこと、そして人権～誰もが生きやすい社会へ～」をテーマに講演を行い、差別や偏見について、講師自身の体験を踏まえたエピソードを交えて、わかりやすく、説得力がある解説を行った。参加者からは、「『普通』とは何か、考えるきっかけになった。」「当事者の映画と講演で、人権について理解や認識が高まった。」との声が寄せられた。



イベントのチラシ

[日時] 令和2年1月18日(土曜日) [場所] 岩手県民情報交流センター(アイーナ)

[参加人数] 181人

[後援] 岩手県、岩手県教育委員会、岩手県男女共同参画センター、盛岡市、盛岡市教育委員会、岩手弁護士会、岩手県司法書士会、岩手県社会福祉士会

事例5：大学との共催による法教育

SNSとスマホなどの携帯端末の安全な利用について

函館

函館地方事務所では、SNSやスマートフォンなどの携帯端末の利用にひそむ危険についての認識を深め、情報機器の操作がもたらす法的トラブルに対する予防的観点を備えることを目的として北海道教育大学函館校との合同授業を行った。今回は同校の1年生全員を対象とし、法テラス江差法律事務所の柿谷佐保子弁護士(函館弁護士会所属)が、著作権・著作者人格権の観点や、実際におきた名誉棄損・バイオテロなどを原因とする業務妨害の事例紹介と、トラブルが発生した場合の対処方法について説明・解説した。授業に参加した学生からは「これまで普通のことと思ってやってきたことがトラブルを生む原因になる可能性があることが分かった」「著作権や著作者人格権の問題は身近なところにひそんでいることがわかったので、SNSの利用は慎重に行いたい」などの声が寄せられた。



当日の合同授業の様子

[日時] 令和元年7月12日(金曜日)

[場所] 北海道教育大学函館校 [共催] 北海道教育大学函館校

[参加人数] 288人

2. 民事法律扶助業務



2-1 令和元年度における業務の概況

(1) 法律相談援助及び代理援助の概況

弁護士・司法書士への無料法律相談（法律相談援助）の件数は毎年度増加している。令和元年度においては、法律相談援助の件数が315,085件で開業以来の累計が350万件に達した。代理援助の件数もこれまで毎年度増加していたが、令和元年度は112,237件と前年度（115,830件）より若干減少したものの、開業以来の累計は139万件に達した。

(2) 令和元年台風第19号の被災者に対し、被災者法律相談援助を実施

令和元年10月、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした台風災害（令和元年台風第19号）に対して、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法の「被災者法律相談援助」が適用され、令和元年10月18日から令和2年10月9日までの期間において、不動産問題、金銭問題、相続問題など、生活の再建に当たり必要な民事に関する問題全般について、被災者に対する無料の法律相談を実施した。当援助の実施は、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨。令和元年6月27日まで受付・実施）に続き、第3例目となる。

災害発生直後から日本弁護士連合会・災害発生地の弁護士会・司法書士会と迅速に連携して、円滑に援助業務の運営体制を整え、法テラスの事務所だけでなく市町村役場などの公共施設等にも弁護士・司法書士が出張して法律相談を行うなどしており、令和元年10月の援助開始以降相談件数は累計2万5千件を超えるに至っている（令和2年7月末日時点）。

（詳細は「6 災害対応」を参照）

(3) 特定援助対象者援助事業の状況

平成30年1月24日の援助開始以降、法律相談は月平均45件程度の件数で推移している。当援助は、地方公共団体等関係機関からの申入れがあってはじめて手続を進めることになるため、関係機関との連携・協力がより重要となる。毎月一定の相談件数があるのは、そうした連携・協力関係の一端を示すものであり、法テラスがこれまで取り組んできた司法ソーシャルワーク活動の成果のひとつといえるものである。

一方、特定援助対象者についてのみ代理援助・書類作成援助の対象となる公的給付にかかる行政不服申立手続は、令和元年度6件の援助実績であった。

2-2 業務の概要

1 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う（代理援助・書類作成援助）業務である。刑事事件に関するものは対象にはならない。法律相談援助は、法テラス事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。

援助の申込みは法テラスの事務所、契約弁護士・契約司法書士の事務所、指定相談場所で受け付けている。

法律相談援助を受けるには、援助要件として、①資力（収入・保有資産）に乏しいこと、②民事法律扶助の趣旨に適すること（報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合でないこと）の2点を満たすことが必要となる。この場合、相談料は無料である。ただし、法律相談援助に付随して、相談担当弁護士・司法書士が被援助者（相談者）名義で内容証明郵便等の簡易な法的文書を作成する簡易援助においては、被援助者が生活保護受給者でない場合、一部費用負担が発生する。

法律相談援助の結果、裁判や調停、交渉などの手続において弁護士・司法書士の代理が必要な場合（代理援助）や、自分で裁判を起こすときに裁判所提出書類の作成が必要な場合（書類作成援助）は、審査の上、弁護士・司法書士費用の立替えを行う。審査においては、援助要件①②に加えて、③勝訴の見込みがないとはいえないこと（和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含む）の3点を満たす必要がある。

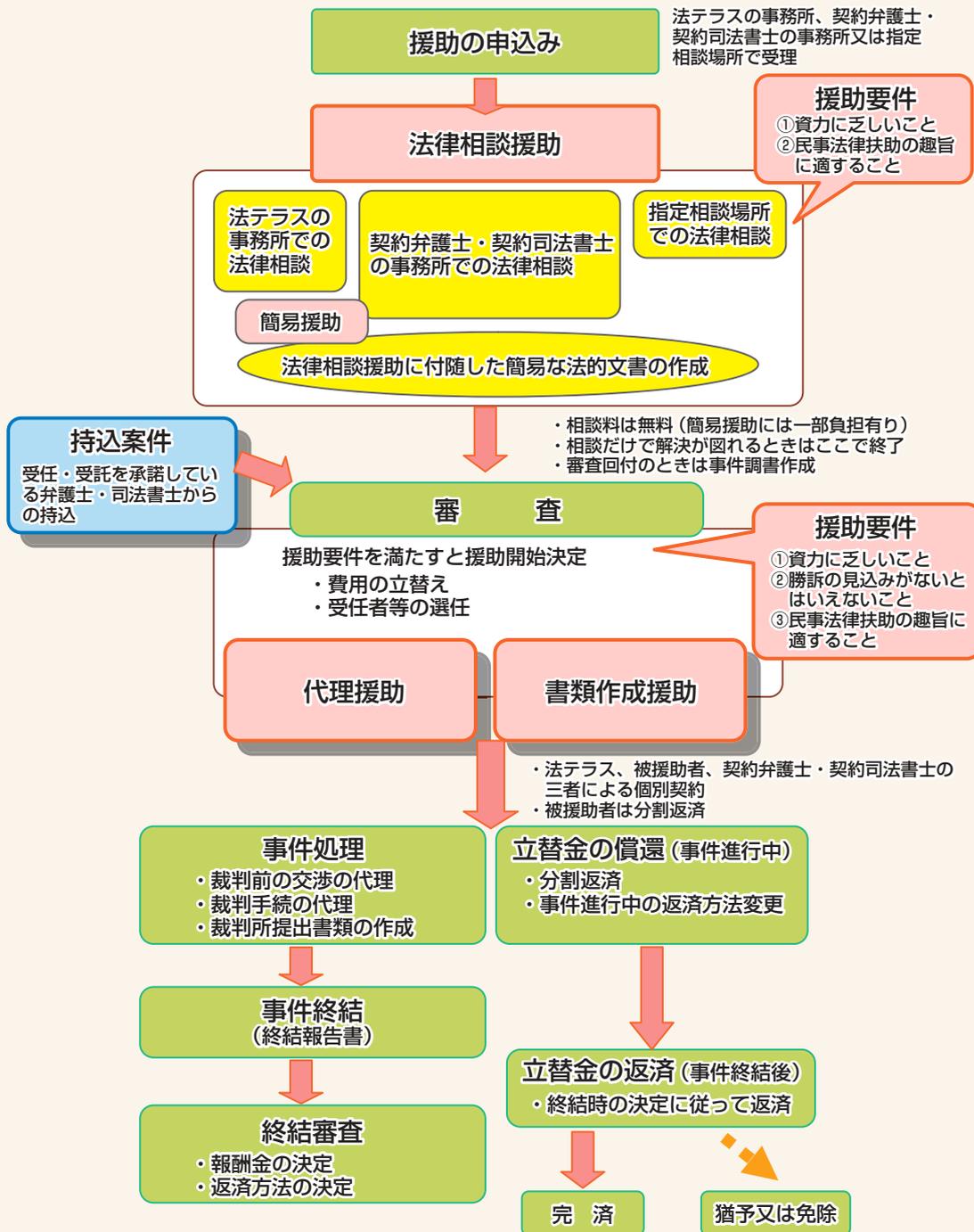
援助開始が決まると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用（着手金・実費等）が決定する。決定した費用は法テラスが立て替え、被援助者は毎月分割して償還（返済）することとなる。

事件処理が終了すると、弁護士・司法書士から終結報告書の提出を受けて終結審査を行い、報酬金及びその支払方法並びに立替残金の償還方法等を決定する。

報酬金の額は、事件の種類、性質、財産的利益の額に応じて法テラスが決定する（財産的利益がない場合でも、法的な成果があったと認められる場合には報酬金が発生する）。この決定において、被援助者が立替金を引き続き分割で償還する場合は、原則として援助終結日から3年以内に完済予定となる償還月額を法テラスが設定する。

なお、被援助者が生活保護を受給している場合は、原則として、事件終結まで立替費用の償還を猶予し、事件終結後に本人からの申請により立替費用の償還が免除となる場合がある（事件の相手方等から経済的に利益を得た場合を除く）。被援助者が生活保護を受給していない場合においても、それに準じる程度に生計が困難である場合は、本人からの申請により償還を猶予し、免除となる場合がある。

資料 2-1 民事法律扶助の手続（全体の流れ）

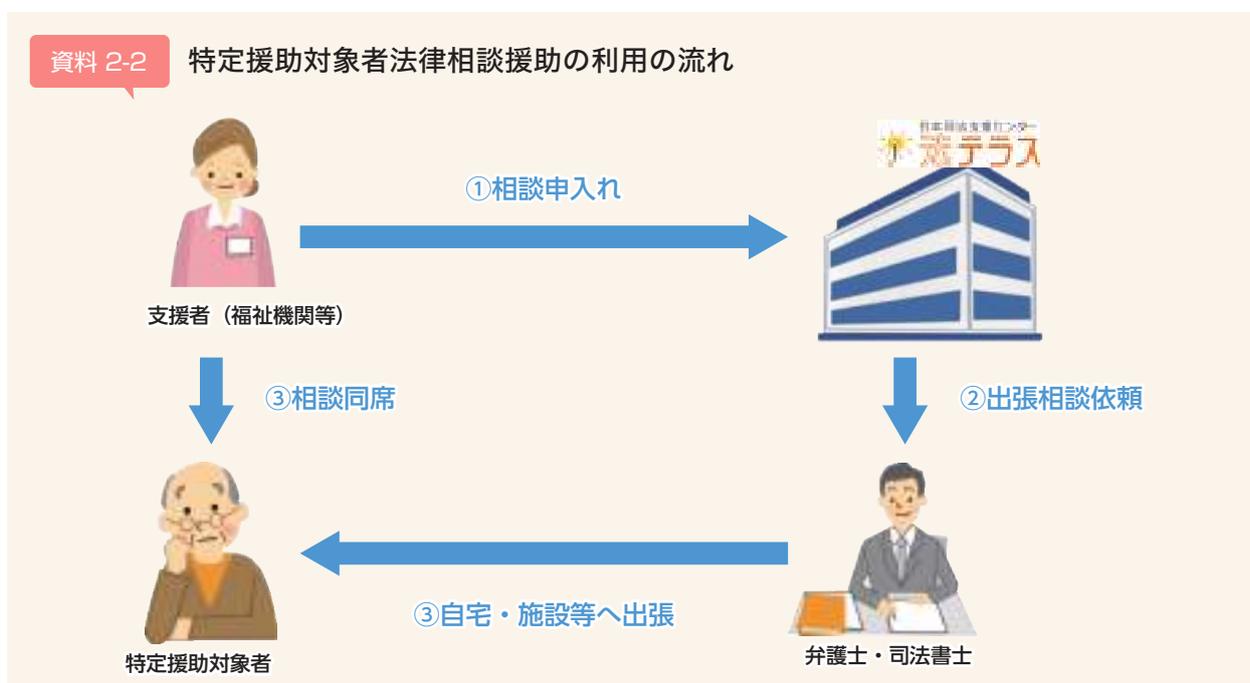


2 特定援助対象者援助事業

平成30年1月24日から、高齢や障がいなどで認知機能が十分でないために、自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象とした、資力にかかわらず法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を開始し、弁護士費用等の立替えの対象を一定の行政不服申立手続まで拡大した。

(1) 特定援助対象者法律相談援助

当援助は、対象者本人ではなく、対象者を支援する地方公共団体又は福祉機関等からの申入れに基づき、対象者の資力の有無にかかわらず、弁護士等が対象者のもとへ出張して法律相談を実施するところに特徴がある（但し、対象者に資力がある場合、法律相談料は対象者の負担となる）。申入れができる機関（特定援助機関）は、地方公共団体のほか、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の7種類の機関である（資料2-10参照）。



(2) 行政不服申立手続への法律扶助対象拡大

特定援助対象者については、代理援助・書類作成援助の対象手続が、公的給付にかかる行政不服申立手続に拡大された。具体的には、生活保護法（第64条の審査請求または第66号1項の再審査請求）、介護保険法（第183条1項の審査請求）及び障害者総合支援法（第97条1項の審査請求）上の不服申立手続、精神障害・身体障害者手帳の交付に関する不服申立手続が対象となる。

3 被災者法律相談援助

平成28年7月1日から、政令で指定された大規模災害により被災された方に、災害発生日から1年を超えない範囲内で、資力を問わない無料法律相談を行う業務（被災者法律相談援助）を開始した。当援助はこれまでに、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号に適用された。

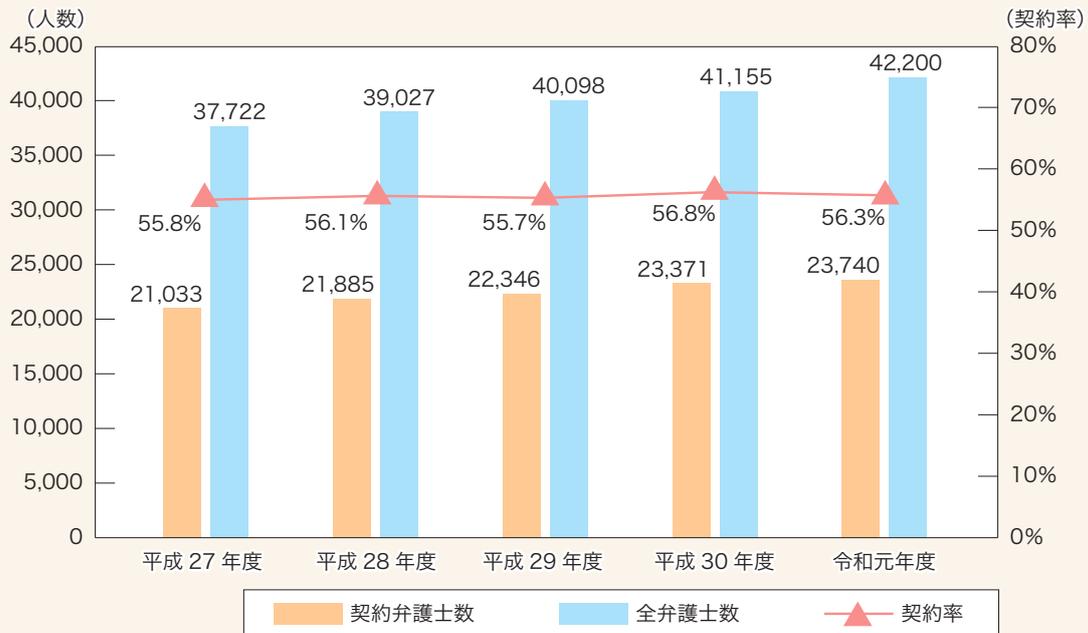
（詳細は、「6 災害対応」を参照）

2-3 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。契約弁護士数は毎年増加しており、令和元年度末には23,740名となった。

資料 2-3 契約弁護士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-1

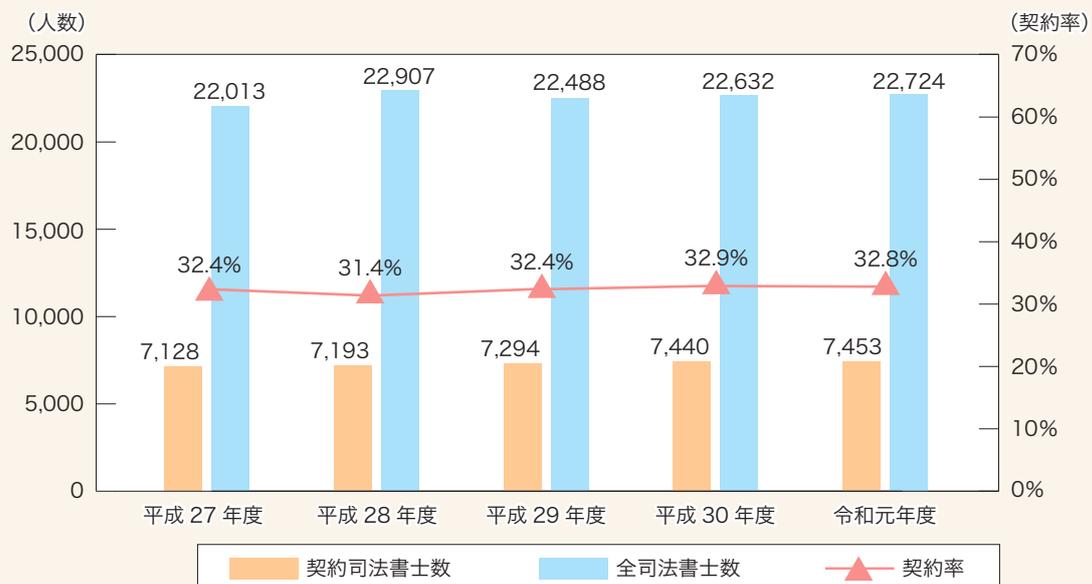


(注) 契約弁護士数は、平成28年度以前は「受任予定者契約弁護士数」である。

契約司法書士数も毎年増加しており、令和元年度末には7,453名となった。

資料 2-4 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-2



(注) 契約司法書士数は、平成28年度以前は「受託予定者契約司法書士数」である。

2-4 法律相談援助の状況

1 法律相談援助の状況

(1) 実施状況

法律相談援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に13,757件、平成5年度45,018件、平成17年度102,531件であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には147,430件に急増し、以後、平成23年度280,389件、平成29年度302,410件、平成30年度314,614件（前年度比4.0%増）、令和元年度315,085件（同0.1%増）と毎年増加している。

令和元年度は昭和50年度と比較して約23倍、平成19年度と比較しても2倍を超える件数であり、平成26年度以降、毎年過去最高の件数を更新している。



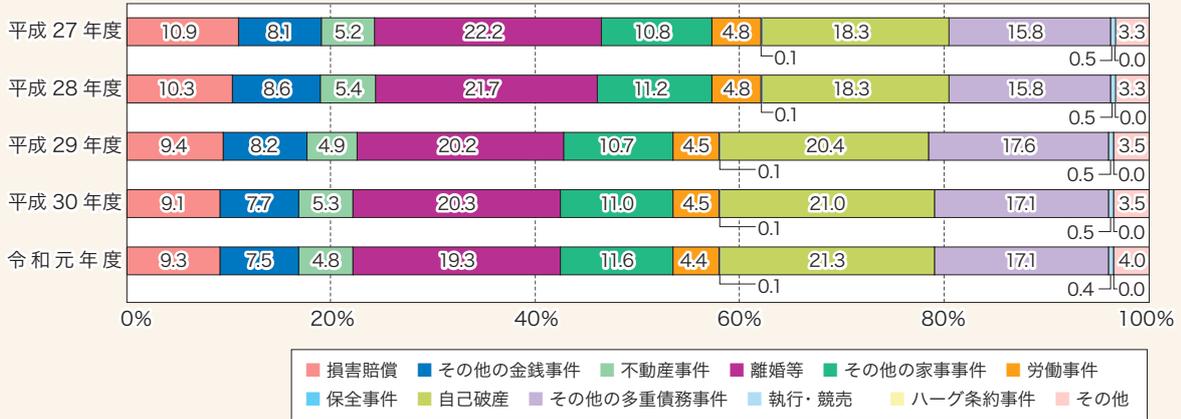
どのような問題で法律相談を受けたかを見ると、令和元年度は自己破産に関する相談が最も多く、21.3%となっている。

近年、離婚や親子関係などの家事に関する相談が、自己破産や任意整理などの多重債務に関する相談とほぼ同じ割合を占める傾向にあったが、平成29年度からは多重債務に関する相談の割合が増加している。

資料 2-6

法律相談援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-4 (令和元年度のみ)

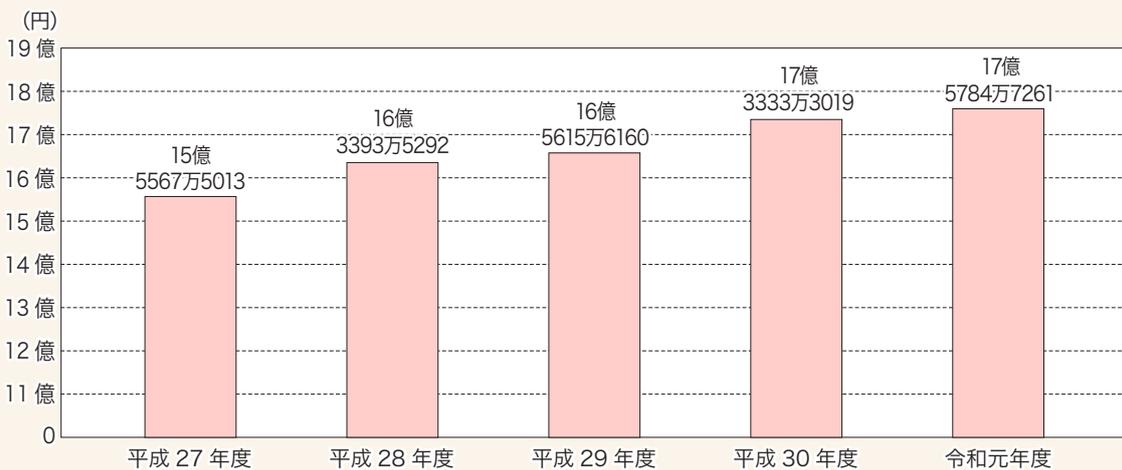


(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

法テラス業務開始以降、民事法律扶助の法律相談援助件数の増加に伴い、法テラスから弁護士・司法書士に支払った相談費用は増加しており、令和元年度は、過去最高となる、17億5784万7261円となった。

資料 2-7

法律相談費の推移



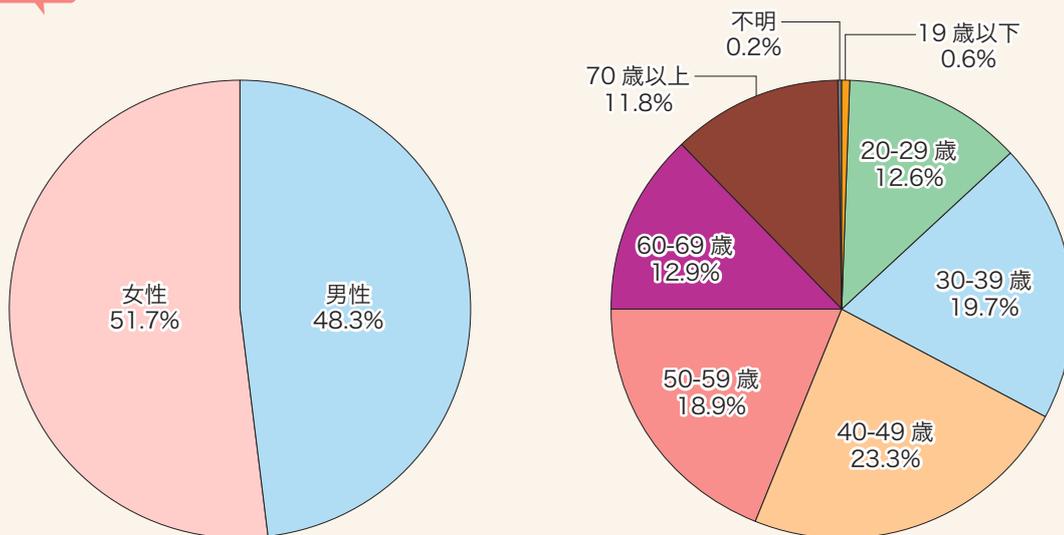
(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

(2) 法律相談援助を受けた人の属性

令和元年度に法律相談援助を受けた人は、女性が51.7%、男性が48.3%と、女性の比率が若干高くなっている。

年代別に見ると、40代の比率が一番大きく、全体の約4分の1を占める。次いで30代、50代となっている。

資料 2-8 令和元年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代



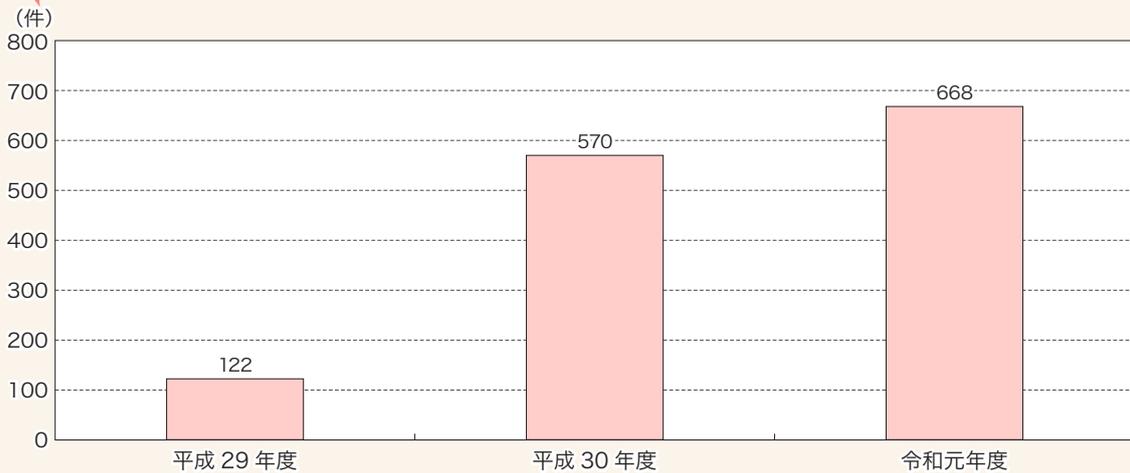
2 特定援助対象者援助事業の状況

特定援助対象者法律相談援助の実施状況

平成30年1月24日の制度開始時からの利用実績の推移は、資料2-9のとおりである。

資料 2-9 特定援助対象者法律相談援助件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-3



(注) 平成 29 年度分については平成 30 年 1 月から同年 3 月実施分

当援助は、相談する対象者本人からではなく、特定援助機関（7類型）からの申入れにより援助を開始するが、地域包括支援センターからの申入れが28.9%と最多となっている。申入れ特定援助機関ごとの実施件数は、資料2-10のとおりである。

資料 2-10 特定援助機関別相談実施件数

合計	申入れ特定援助機関						
	地方公共団体	社会福祉協議会	地域包括支援センター	介護保険法上のサービス事業者 (注1)	障害者総合支援法上のサービス事業者 (注1)	児童福祉法上の支援事業者 (注1)	その他 (注2)
668件	144件	53件	193件	81件	26件	1件	170件
100%	21.6%	7.9%	28.9%	12.1%	3.9%	0.2%	25.4%

(注1) 地方公共団体から指定又は監督を受ける事業者

(注2) 医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等

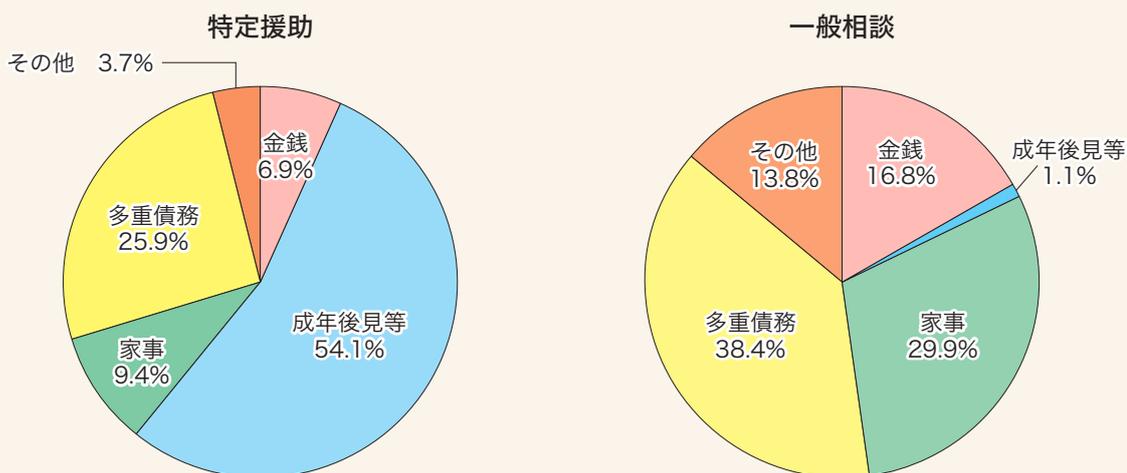
資力の有無にかかわらず法律相談援助制度であるが、申入対象者又はその配偶者が有する現金又は預貯金を合算した額が一定の基準を超える場合は、法律相談料は申入対象者の負担となる。

資料 2-11 申入対象者の資力状況

実施件数	資力状況	
	資力基準内だった方	資力基準を超えた方
668件	620件 (92.8%)	48件 (7.2%)

一般的な民事法律扶助制度による相談では1.1%程度の成年後見等の相談内容について、当援助では54.1%と最多となっている。

資料 2-12 特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳（一般相談との比較）



3 外国人向け法律相談の状況

日本国内に住所を有し適法に在留する外国人は、民事法律扶助制度を利用できる。また、ハーグ条約事件の対象者については、一定の要件のもと、国外に居住する外国人であっても利用が可能となっている。

資料 2-13 令和元年度外国人専門相談実施件数

地方事務所	東京	埼玉	浜松	愛知	三河	大阪	合計
実施件数 (注)	204	8	66	40	77	62	457

(注) 外国籍の方でも通訳を必要としない場合等は、一般相談として取り扱っている場合がある。

2-5 代理援助・書類作成援助の状況

(1) 実施状況

代理援助、書類作成援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に代理援助2,169件、平成5年度代理援助5,480件、平成17年度代理援助59,957件であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には代理援助68,910件、書類作成援助4,197件（書類作成援助の統計は法テラス設立後から）と増加し、以後も、平成23年度代理援助103,751件、書類作成援助6,164件、平成29年度代理援助114,770件、書類作成援助4,278件と増加してきたが、平成30年度代理援助115,830件（前年度比0.9%増）、書類作成援助3,522件（同17.7%減）、令和元年度代理援助112,237件（前年度比3.1%減）、書類作成援助3,309件（同6.0%減）と令和元年度は代理援助件数、書類作成援助件数ともに前年度より減少した。

代理援助件数は、令和元年度は昭和50年度と比較して約52倍、平成19年度と比較しても1.6倍を超える件数であり、法テラス設立以降、件数は大きく増加している。

資料 2-14 代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-5

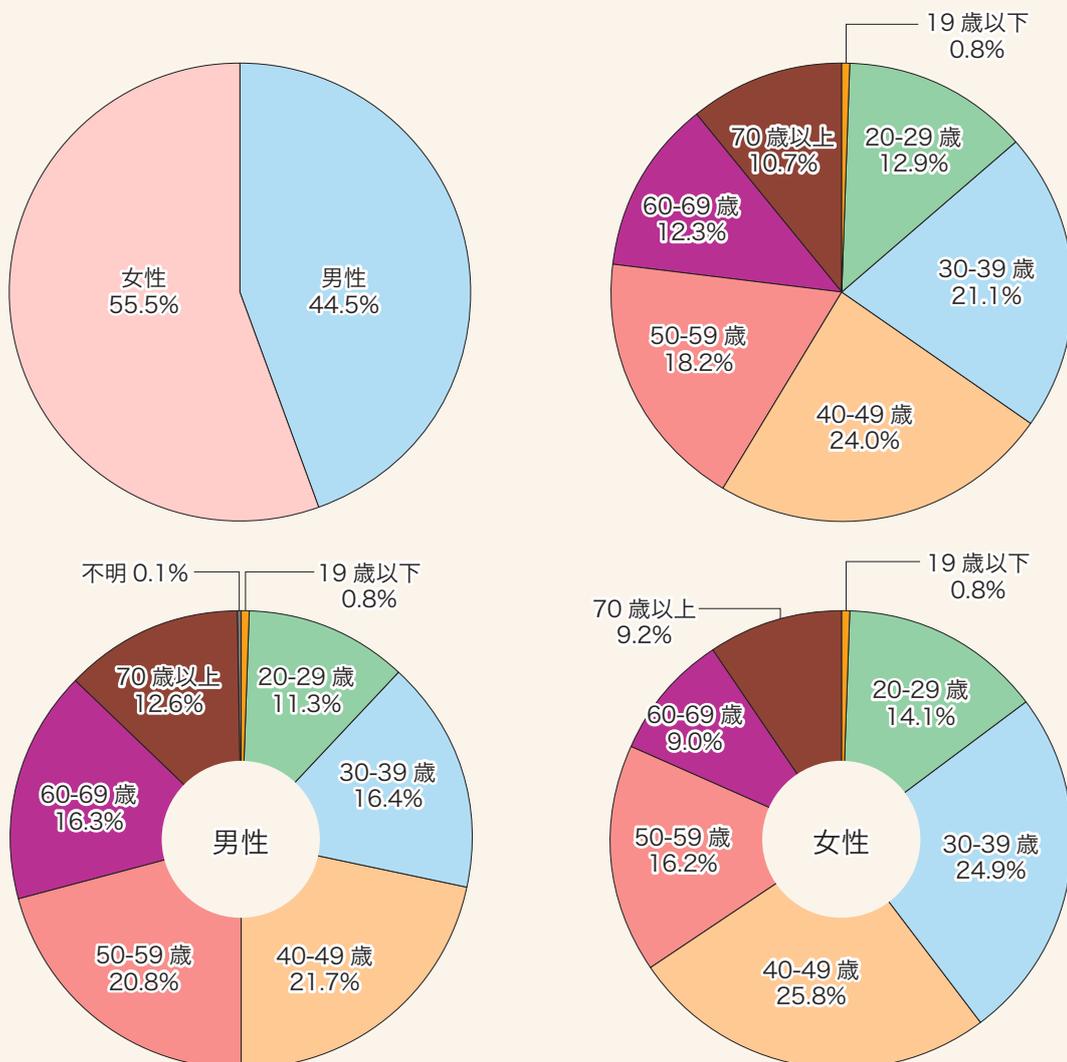


(2) 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性

令和元年度に代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が55.5%、男性が44.5%と、法律相談援助と同様に女性の比率が高くなっている。

年代別に見ると、男性、女性とも40代が最も多かった。援助を受けた人全体に占める、40代以下の比率をみると、男性では50.2%、女性では65.6%になり、女性のほうが、援助を受けた人の年齢層が若い傾向がある。

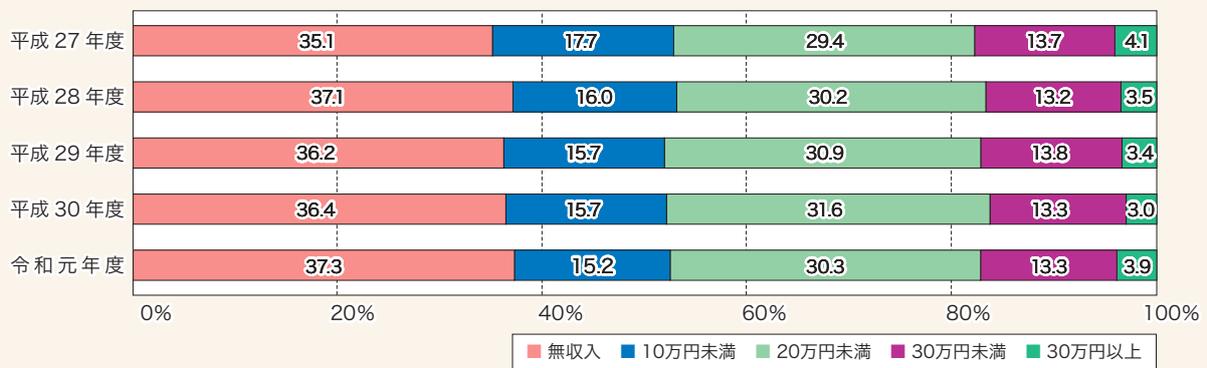
資料 2-15 令和元年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代



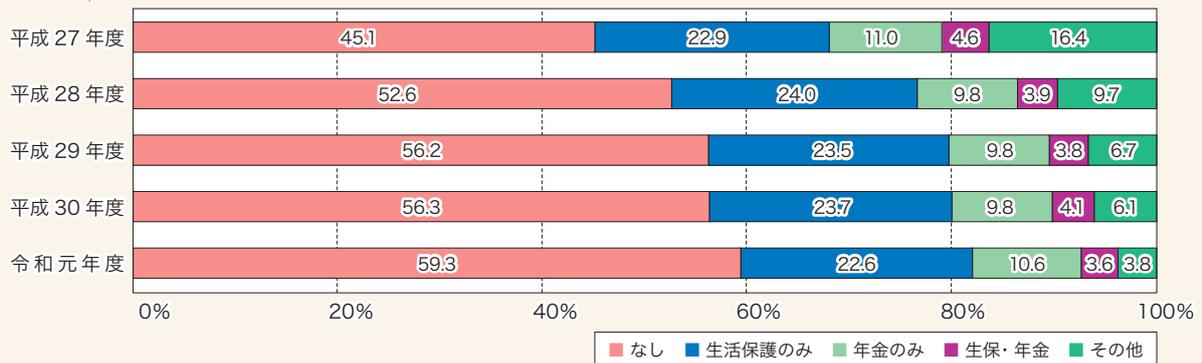
収入については、無収入が37.3%（前年度比0.9ポイント増）で、月収10万円未満の15.2%と合わせると52.5%（同0.4ポイント増）になる。これらの所得水準の方が援助利用者の半数を超える状況は平成24年度以降続いている。

また、援助を受けた方の公的給付の受給の有無及びその内容を見ると、平成27年度までは、なんらかの公的給付を受給している方の割合が増加していたが、平成28年度からは減少に転じ、公的給付を受けていない方の利用が50%を超えた。令和元年度も同様である。

資料 2-16 代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）の推移



資料 2-17 代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付受給状況の推移

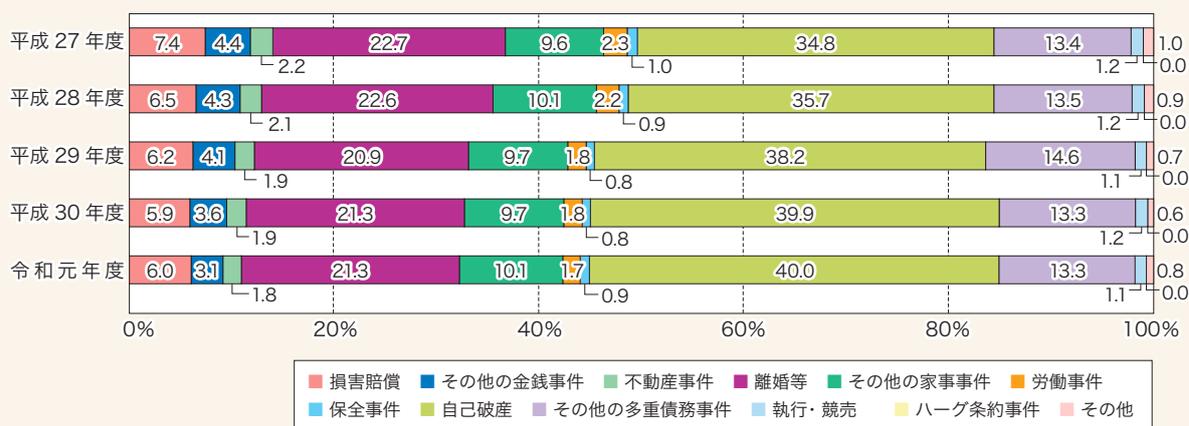


2-6 代理援助の状況

代理援助を事件内容別に見ると、依然として自己破産が最も多く、令和元年度は40.0%であり、任意整理などその他の多重債務事件と合わせると53.3%となった。平成25年度以降、50%を下回る状態が続いていたが、平成29年度以降は、50%を上回っている。

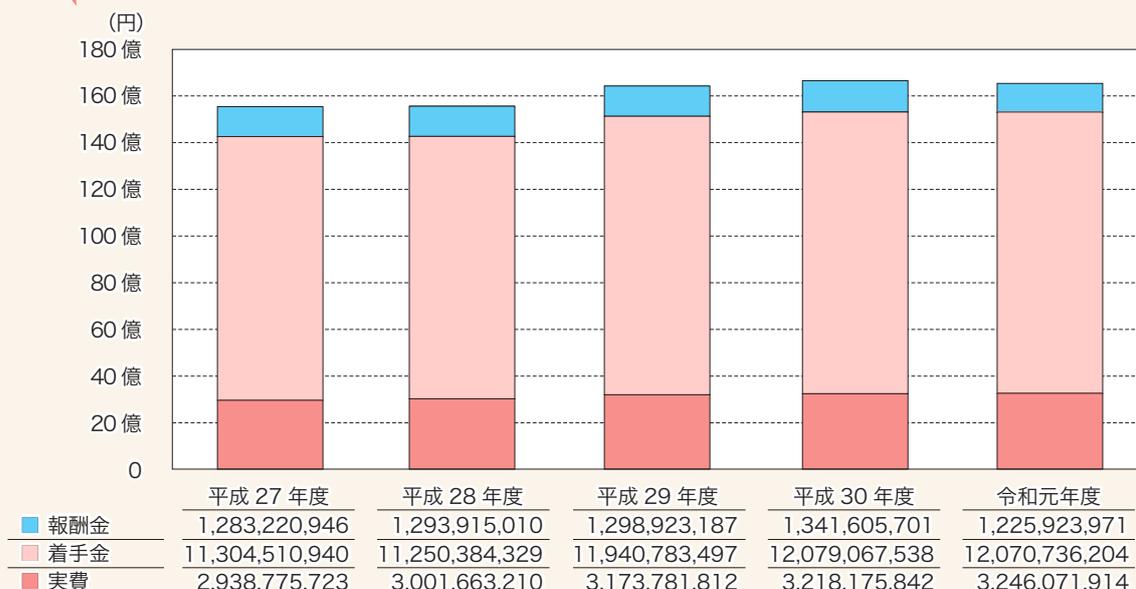
資料 2-18 代理援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-6 (令和元年度のみ)



代理援助にかかる立替金は着手金、実費、弁護士等への報酬及び保証金から成り、合計で、令和元年度は165億4273万2089円であった。

資料 2-19 代理援助立替金実績の推移

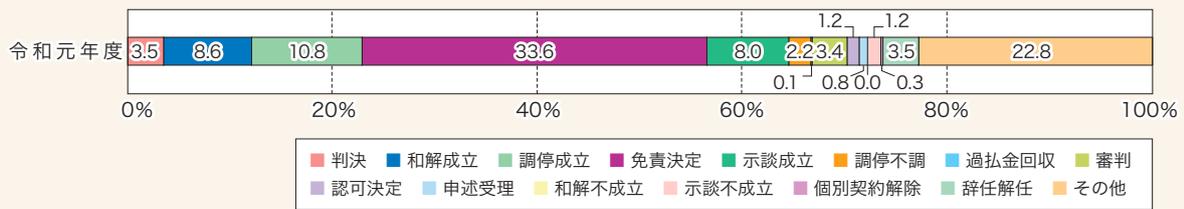
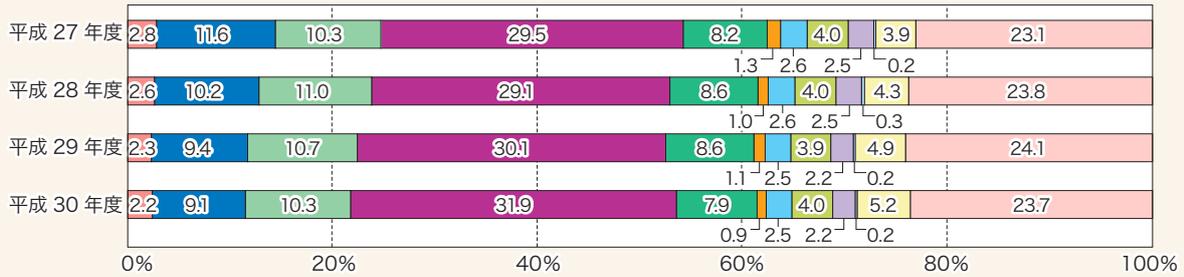


※平成27年度以降、保証金の実績はなし

令和元年度における代理援助事件の結果は、免責・和解成立等により成功裏に終了したものが63.0%と多く、示談不成立は1.2%、調停不調は2.2%である。

資料 2-20 代理援助事件の結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-7 (令和元年度のみ)



	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不調	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
令和元年度	3.5%	8.6%	10.8%	33.6%	8.0%	2.2%	0.1%	3.4%	1.2%	0.8%	0.0%	1.2%	0.3%	3.5%	22.8%

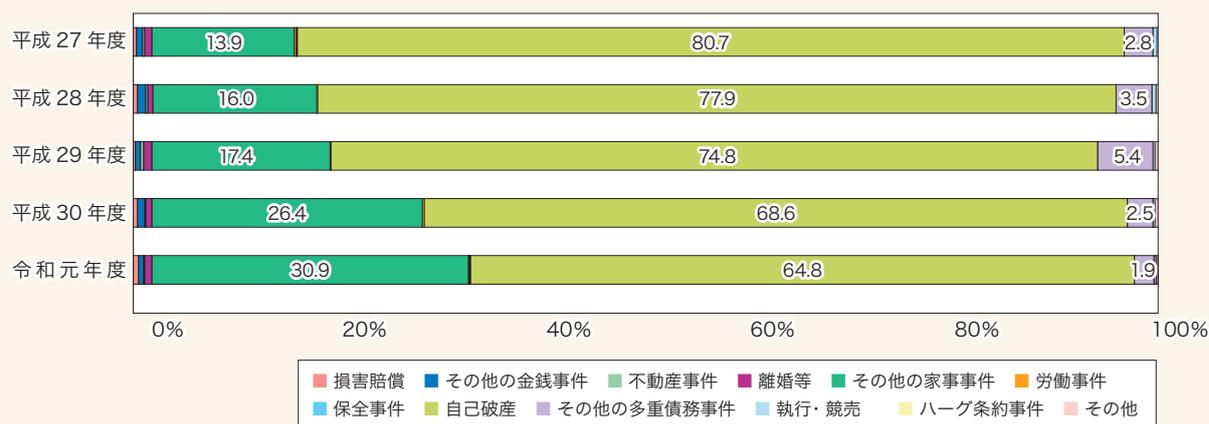
(注) 令和元年度より、事件結果の分類を変更した。

2-7 書類作成援助の状況

令和元年度における書類作成援助を事件内容別に見ると、64.8%が自己破産事件となっている。年々割合は減ってきているものの、依然として書類作成援助の大半を占めている。

資料 2-21 書類作成援助の事件別内訳の推移

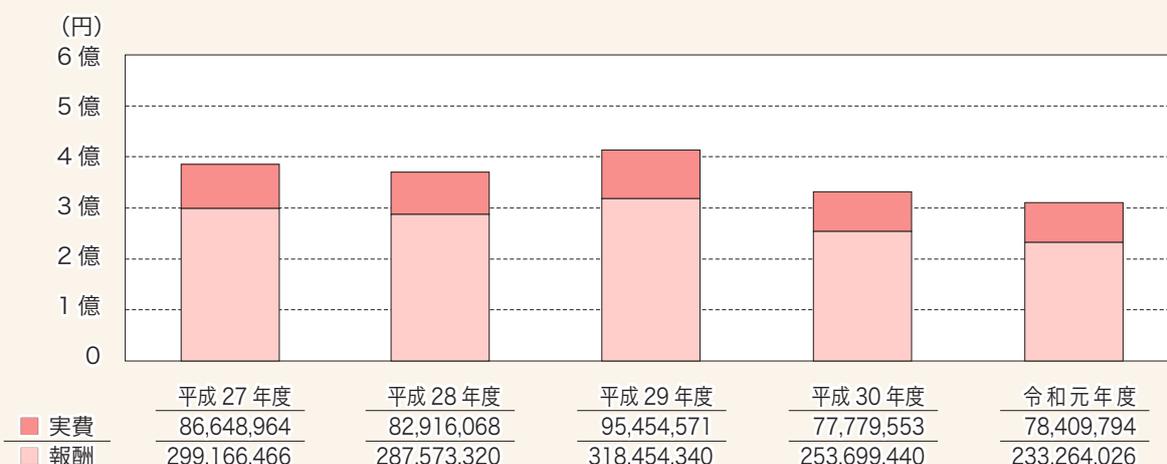
地方事務所別データは 付表 2-8 (令和元年度のみ)



	損害賠償	その他の金銭事件	不動産事件	離婚等	その他の家事事件	労働事件	保全事件	自己破産	その他の多重債務事件	執行・競売	ハーグ条約事件	その他
平成27年度	0.3%	0.6%	0.2%	0.7%	13.9%	0.2%	0.1%	80.7%	2.8%	0.4%	0.0%	0.1%
平成28年度	0.4%	0.8%	0.2%	0.5%	16.0%	0.1%	0.0%	77.9%	3.5%	0.4%	0.0%	0.2%
平成29年度	0.2%	0.5%	0.3%	0.8%	17.4%	0.1%	0.0%	74.8%	5.4%	0.2%	0.0%	0.3%
平成30年度	0.4%	0.7%	0.1%	0.6%	26.4%	0.0%	0.2%	68.6%	2.5%	0.2%	0.0%	0.2%
令和元年度	0.5%	0.5%	0.1%	0.7%	30.9%	0.1%	0.1%	64.8%	1.9%	0.2%	0.0%	0.2%

書類作成援助にかかる立替金は、実費と報酬から成り、合計で、令和元年度は3億1167万3820円であった。

資料 2-22 書類作成援助立替金実績の推移



2-8 立替金の償還（返済）

(1) 償還

代理援助、書類作成援助を受けた利用者は、法テラスが立て替えた弁護士又は司法書士の費用等を、免除や猶予の決定を受けた場合を除き、法テラスに対し毎月割賦償還（分割返済）する。立替金償還実績の推移は資料2-23のとおりである。

資料 2-23 立替金償還実績の推移



(2) 立替金の免除

援助を受けた利用者は、生活保護を受給しているなど一定の要件を満たす場合は、立替金の償還について免除の申請をすることができる。

立替金償還免除実績の推移は、資料2-24のとおりである。

資料 2-24 立替金償還免除実績の推移

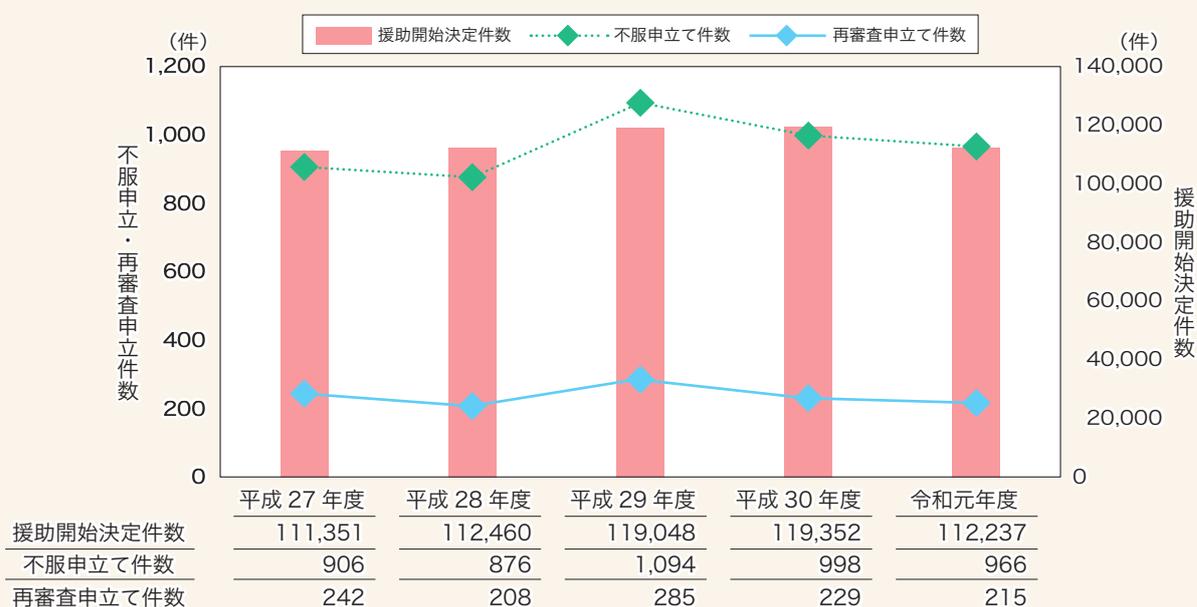


2-9 不服申立てと再審査申立て

代理援助又は書類作成援助に関する地方事務所長の決定に不服がある利用者（援助の申込みをした、又は援助を受けた人）、法律相談担当者や受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。この申立てに対する決定にさらに不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査の申立てを行うことができる。

令和元年度の不服申立件数は966件（前年度比3.2%減）、再審査申立件数は215件（同6.1%減）であった。

資料 2-25 不服申立てと再審査申立ての件数の推移



付表 2-1 契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成27年度							平成28年度						
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	全弁護士数	受任予定者契約率	契約法人数	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	全弁護士数	受任予定者契約率	契約法人数
札幌	518	586	611	588	754	81.0%	21	532	605	628	601	772	81.3%	22
函館	46	45	46	45	53	86.8%	1	47	46	47	46	55	85.5%	2
旭川	60	66	66	65	72	91.7%	2	64	69	69	68	76	90.8%	3
釧路	62	65	66	66	76	86.8%	10	64	67	68	68	77	88.3%	10
青森	99	101	101	98	117	86.3%	4	95	97	97	95	120	80.8%	4
岩手	90	91	92	87	100	92.0%	2	91	92	93	89	104	89.4%	2
宮城	351	363	368	334	440	83.6%	11	362	373	378	346	439	86.1%	11
秋田	68	70	71	66	78	91.0%	2	69	70	71	67	79	89.9%	2
山形	85	84	84	83	95	88.4%	4	89	88	88	87	101	87.1%	4
福島	176	179	179	176	194	92.3%	9	177	182	183	179	198	92.4%	10
茨城	215	227	227	223	269	84.4%	5	222	237	237	232	281	84.3%	7
栃木	134	152	156	151	211	73.9%	4	139	156	160	155	218	73.4%	4
群馬	206	227	233	226	278	83.8%	7	208	233	237	231	279	84.9%	7
埼玉	490	548	579	546	800	72.4%	15	513	577	603	569	830	72.7%	16
千葉	451	568	587	543	750	78.3%	12	467	580	600	555	775	77.4%	13
東京	4,812	4,740	5,705	4,785	17,592	32.4%	103	5,061	5,058	6,001	5,060	18,255	32.9%	118
神奈川	1,043	1,067	1,121	961	1,532	73.2%	25	1,096	1,124	1,180	1,024	1,597	73.9%	26
新潟	234	236	235	232	268	87.7%	10	243	245	245	242	277	88.4%	10
富山	93	90	92	86	114	80.7%	0	101	98	100	93	122	82.0%	1
石川	150	152	152	148	165	92.1%	4	153	154	153	150	173	88.4%	5
福井	92	92	93	85	103	90.3%	2	92	92	93	85	103	90.3%	2
山梨	107	107	106	105	120	88.3%	0	108	108	107	106	121	88.4%	0
長野	201	213	212	208	241	88.0%	3	201	214	213	209	244	87.3%	4
岐阜	133	142	145	129	189	76.7%	6	140	149	152	135	194	78.4%	6
静岡	370	354	365	332	447	81.7%	5	392	379	387	351	465	83.2%	6
愛知	902	959	1,140	438	1,860	61.3%	33	970	1,027	1,205	491	1,924	62.6%	39
三重	135	141	142	125	187	75.9%	0	140	148	150	128	190	78.9%	0
滋賀	123	125	125	121	144	86.8%	1	125	127	127	121	146	87.0%	2
京都	578	558	589	535	733	80.4%	16	609	587	615	561	754	81.6%	18
大阪	2,784	2,861	3,096	1,652	4,331	71.5%	80	2,875	2,959	3,184	1,705	4,461	71.4%	84
兵庫	684	697	705	660	874	80.7%	16	716	735	744	690	914	81.4%	22
奈良	141	143	143	134	165	86.7%	1	146	149	149	141	169	88.2%	1
和歌山	120	126	127	117	146	87.0%	2	118	125	126	116	143	88.1%	2
鳥取	60	61	60	60	66	90.9%	5	58	59	59	59	64	92.2%	5
島根	69	69	69	68	79	87.3%	2	66	66	66	65	80	82.5%	2
岡山	309	308	313	307	381	82.2%	10	311	309	313	308	397	78.8%	11
広島	407	434	449	434	560	80.2%	15	427	456	466	453	578	80.6%	17
山口	140	148	142	142	163	87.1%	9	146	155	149	149	170	87.6%	10
徳島	73	72	71	71	92	77.2%	5	78	77	76	76	96	79.2%	5
香川	102	103	105	105	172	61.0%	1	110	113	114	114	175	65.1%	1
愛媛	88	96	96	92	163	58.9%	4	91	102	101	97	166	60.8%	4
高知	71	68	72	62	88	81.8%	0	73	70	73	63	89	82.0%	0
福岡	815	840	878	832	1,195	73.5%	25	852	884	920	871	1,244	74.0%	29
佐賀	89	95	97	94	100	97.0%	5	83	93	96	92	103	93.2%	5
長崎	131	133	133	130	156	85.3%	8	135	136	137	134	163	84.0%	9
熊本	207	210	209	203	266	78.6%	11	222	219	220	212	273	80.6%	11
大分	138	138	139	139	156	89.1%	12	140	140	142	141	160	88.8%	12
宮崎	114	116	116	116	136	85.3%	13	120	122	122	122	142	85.9%	15
鹿児島	150	154	154	153	197	78.2%	20	157	162	162	160	207	78.3%	21
沖縄	158	168	171	157	254	67.3%	3	165	176	179	164	264	67.8%	5
全国合計	18,874	19,388	21,033	17,315	37,722	55.8%	564	19,659	20,289	21,885	18,076	39,027	56.1%	625

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在
(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。
(注3) 平成27年度から平成28年度の契約法人数は、受任予定者契約のある法人数

(人)

地 方 事 務 所	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	契約者数	全弁護士 数	契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士 数	契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士 数	契約率	契約 法人数
札幌	646	799	80.9%	22	671	807	83.1%	27	684	812	84.2%	30
函館	45	56	80.4%	2	46	54	85.2%	2	47	54	87.0%	2
旭川	68	72	94.4%	3	66	73	90.4%	4	72	79	91.1%	4
釧路	65	78	83.3%	8	75	81	92.6%	10	73	80	91.3%	11
青森	96	113	85.0%	4	94	113	83.2%	3	93	114	81.6%	4
岩手	93	104	89.4%	2	94	104	90.4%	2	94	102	92.2%	2
宮城	393	453	86.8%	11	395	457	86.4%	13	401	471	85.1%	16
秋田	73	77	94.8%	2	71	77	92.2%	2	69	76	90.8%	2
山形	88	97	90.7%	3	90	99	90.9%	4	94	103	91.3%	3
福島	173	203	85.2%	12	182	201	90.5%	12	178	200	89.0%	12
茨城	238	288	82.6%	8	243	287	84.7%	7	251	300	83.7%	9
栃木	161	222	72.5%	6	163	227	71.8%	6	158	228	69.3%	6
群馬	240	290	82.8%	7	241	295	81.7%	6	249	306	81.4%	7
埼玉	641	869	73.8%	19	664	881	75.4%	18	676	903	74.9%	20
千葉	610	799	76.3%	13	629	816	77.1%	13	644	829	77.7%	14
東京	6,219	18,880	32.9%	141	6,531	19,588	33.3%	142	6,638	20,258	32.8%	141
神奈川	1,223	1,637	74.7%	27	1,276	1,657	77.0%	26	1,314	1,695	77.5%	27
新潟	238	281	84.7%	10	256	289	88.6%	10	259	287	90.2%	11
富山	101	125	80.8%	2	100	122	82.0%	3	99	120	82.5%	3
石川	153	174	87.9%	4	152	173	87.9%	5	154	172	89.5%	5
福井	99	108	91.7%	2	105	113	92.9%	2	106	117	90.6%	4
山梨	107	122	87.7%	0	108	128	84.4%	0	109	128	85.2%	0
長野	209	244	85.7%	4	220	249	88.4%	4	225	255	88.2%	5
岐阜	155	203	76.4%	8	163	204	79.9%	9	166	207	80.2%	10
静岡	404	481	84.0%	6	423	498	84.9%	7	433	503	86.1%	12
愛知	1,294	1,963	65.9%	37	1,347	1,996	67.5%	44	1,373	2,039	67.3%	45
三重	150	184	81.5%	1	153	187	81.8%	1	161	194	83.0%	1
滋賀	133	154	86.4%	2	136	149	91.3%	1	134	155	86.5%	0
京都	613	772	79.4%	18	636	787	80.8%	20	644	813	79.2%	19
大阪	3,224	4,566	70.6%	90	3,461	4,652	74.4%	90	3,526	4,717	74.8%	96
兵庫	745	933	79.8%	22	807	970	83.2%	22	798	978	81.6%	26
奈良	147	173	85.0%	1	153	176	86.9%	1	154	176	87.5%	1
和歌山	130	146	89.0%	2	128	144	88.9%	2	129	145	89.0%	2
鳥取	55	65	84.6%	4	62	66	93.9%	5	65	67	97.0%	5
島根	71	82	86.6%	2	74	85	87.1%	2	75	85	88.2%	2
岡山	308	401	76.8%	15	316	408	77.5%	14	318	410	77.6%	14
広島	446	583	76.5%	18	481	594	81.0%	18	488	607	80.4%	20
山口	161	176	91.5%	10	154	177	87.0%	10	152	176	86.4%	10
徳島	71	93	76.3%	4	75	93	80.6%	5	74	90	82.2%	5
香川	114	172	66.3%	2	115	177	65.0%	2	115	184	62.5%	2
愛媛	108	164	65.9%	4	114	166	68.7%	4	118	165	71.5%	3
高知	68	86	79.1%	0	74	88	84.1%	0	75	90	83.3%	0
福岡	928	1,286	72.2%	29	955	1,319	72.4%	29	977	1,373	71.2%	35
佐賀	97	105	92.4%	4	100	108	92.6%	5	99	107	92.5%	5
長崎	132	159	83.0%	9	131	161	81.4%	9	132	159	83.0%	9
熊本	218	281	77.6%	10	227	282	80.5%	11	229	282	81.2%	13
大分	133	161	82.6%	14	138	156	88.5%	14	139	159	87.4%	18
宮崎	109	139	78.4%	15	116	136	85.3%	17	116	136	85.3%	19
鹿児島	163	211	77.3%	21	171	217	78.8%	21	170	221	76.9%	21
沖縄	190	268	70.9%	8	189	268	70.5%	7	193	273	70.7%	10
全国合計	22,346	40,098	55.7%	668	23,371	41,155	56.8%	691	23,740	42,200	56.3%	741

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。

(注3) 平成27年度から平成28年度の契約法人数は、受任予定者契約のある法人数

付表 2-2 契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成27年度							平成28年度						
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	全司法書士数	受任予定者契約率	契約法人数	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	全司法書士数	受任予定者契約率	契約法人数
札幌	173	201	214	218	472	46.2%	4	177	208	222	224	495	45.3%	5
函館	13	15	15	16	46	34.8%	1	10	12	12	13	43	30.2%	2
旭川	22	28	28	29	69	42.0%	0	23	30	30	31	71	43.7%	0
釧路	26	28	28	33	84	39.3%	1	23	25	25	30	84	35.7%	0
青森	35	41	42	46	119	38.7%	2	36	42	43	47	126	37.3%	2
岩手	35	36	35	36	147	24.5%	1	35	35	34	34	146	23.3%	1
宮城	92	101	101	102	323	31.6%	3	88	97	97	98	330	29.7%	3
秋田	54	56	57	65	112	58.0%	0	53	55	56	63	115	54.8%	0
山形	62	72	72	75	159	47.2%	0	62	71	71	74	156	47.4%	0
福島	108	113	112	115	278	41.4%	2	106	111	110	113	272	41.5%	3
茨城	75	104	90	96	326	29.4%	1	75	105	91	96	332	28.9%	1
栃木	61	80	80	80	231	34.6%	0	62	80	81	81	235	34.5%	0
群馬	102	108	107	109	298	36.6%	2	99	104	104	105	300	35.0%	5
埼玉	198	253	251	256	857	29.9%	7	203	258	257	262	897	29.2%	7
千葉	123	151	154	157	725	21.7%	9	124	154	157	160	763	21.0%	10
東京	574	661	689	717	3,943	18.2%	36	591	676	707	736	4,277	17.2%	39
神奈川	298	371	388	402	1,132	35.5%	20	322	392	410	422	1,181	35.7%	20
新潟	73	96	95	100	291	34.4%	5	74	99	97	102	308	33.1%	3
富山	31	47	51	52	161	32.3%	2	31	47	51	52	166	31.3%	2
石川	59	75	77	79	200	39.5%	0	59	75	77	79	204	38.7%	0
福井	23	37	35	48	124	38.7%	2	23	37	35	48	126	38.1%	2
山梨	44	44	44	44	133	33.1%	0	45	45	45	45	135	33.3%	0
長野	105	134	136	145	373	38.9%	1	106	137	138	147	366	40.2%	1
岐阜	68	86	83	93	350	26.6%	4	66	86	82	92	354	26.0%	4
静岡	111	135	139	140	493	28.4%	5	112	140	143	144	514	28.0%	8
愛知	371	428	422	488	1,275	38.3%	17	378	432	424	493	1,330	37.1%	19
三重	83	102	102	102	261	39.1%	2	80	100	100	100	261	38.3%	2
滋賀	67	73	73	77	226	34.1%	3	66	74	74	79	238	33.2%	3
京都	201	229	230	234	570	41.1%	10	206	236	237	241	595	40.5%	9
大阪	519	630	631	637	2,368	26.9%	25	517	629	631	640	2,471	25.9%	26
兵庫	347	416	414	429	1,042	41.2%	8	347	417	418	433	1,075	40.3%	7
奈良	64	72	71	72	218	33.0%	1	64	72	71	72	218	33.0%	1
和歌山	48	55	55	59	169	34.9%	0	49	54	55	58	164	35.4%	0
鳥取	32	45	38	42	102	41.2%	1	33	46	39	43	100	43.0%	1
島根	26	34	34	35	117	29.9%	0	26	34	34	35	112	31.3%	0
岡山	114	128	123	128	365	35.1%	7	114	127	123	127	383	33.2%	8
広島	201	215	212	221	518	42.7%	9	200	214	211	220	532	41.4%	9
山口	74	81	81	87	234	37.2%	2	74	82	82	89	233	38.2%	3
徳島	28	39	39	40	133	30.1%	1	29	40	40	42	141	29.8%	1
香川	69	66	67	70	168	41.7%	1	70	69	70	73	176	41.5%	1
愛媛	44	60	60	64	254	25.2%	4	43	59	59	64	254	25.2%	3
高知	67	68	66	69	117	59.0%	3	68	68	66	68	123	55.3%	4
福岡	288	394	408	418	939	44.5%	13	284	391	406	416	973	42.8%	16
佐賀	38	43	42	43	120	35.8%	7	43	48	47	48	123	39.0%	6
長崎	54	59	59	62	161	38.5%	2	52	56	56	60	166	36.1%	2
熊本	108	131	129	132	327	40.4%	6	102	126	124	128	335	38.2%	6
大分	50	61	56	62	174	35.6%	1	46	55	52	58	172	33.7%	2
宮崎	64	74	72	73	178	41.0%	2	64	74	72	73	178	41.0%	2
鹿児島	117	135	136	142	308	46.1%	3	118	137	138	145	331	43.8%	4
沖縄	45	85	87	89	223	39.9%	2	45	86	88	90	227	39.6%	3
全国合計	5,684	6,796	6,830	7,128	22,013	32.4%	238	5,723	6,847	6,892	7,193	22,907	31.4%	256

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在
(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。
(注3) 平成27年度から平成28年度の契約法人数は、受託予定者契約のある法人数

(人)

地 方 事 務 所	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数
札幌	232	500	46.4%	2	235	497	47.3%	3	236	506	46.6%	4
函館	12	39	30.8%	3	10	37	27.0%	3	10	37	27.0%	2
旭川	33	70	47.1%	0	32	70	45.7%	0	32	74	43.2%	0
釧路	29	84	34.5%	0	27	83	32.5%	0	28	81	34.6%	0
青森	27	128	21.1%	1	27	124	21.8%	2	27	118	22.9%	1
岩手	38	144	26.4%	1	49	141	34.8%	3	51	146	34.9%	3
宮城	102	324	31.5%	4	100	326	30.7%	4	99	328	30.2%	4
秋田	64	112	57.1%	0	55	112	49.1%	1	54	110	49.1%	1
山形	75	156	48.1%	0	76	156	48.7%	0	77	153	50.3%	0
福島	114	270	42.2%	3	115	279	41.2%	3	119	279	42.7%	2
茨城	103	336	30.7%	1	120	335	35.8%	1	114	340	33.5%	0
栃木	81	231	35.1%	0	81	232	34.9%	0	76	227	33.5%	0
群馬	112	296	37.8%	3	106	297	35.7%	6	110	292	37.7%	5
埼玉	255	899	28.4%	8	251	910	27.6%	8	245	901	27.2%	7
千葉	159	750	21.2%	9	161	742	21.7%	8	157	741	21.2%	6
東京	755	4,193	18.0%	42	764	4,294	17.8%	35	759	4,396	17.3%	31
神奈川	425	1,151	36.9%	18	432	1,189	36.3%	17	450	1,207	37.3%	16
新潟	106	293	36.2%	3	104	292	35.6%	5	101	294	34.4%	7
富山	55	160	34.4%	2	55	154	35.7%	2	56	152	36.8%	1
石川	78	203	38.4%	0	78	205	38.0%	0	78	199	39.2%	0
福井	49	126	38.9%	1	50	124	40.3%	2	47	118	39.8%	5
山梨	46	132	34.8%	0	47	133	35.3%	0	47	133	35.3%	1
長野	143	365	39.2%	1	142	367	38.7%	1	143	363	39.4%	1
岐阜	93	352	26.4%	4	93	343	27.1%	4	90	339	26.5%	3
静岡	144	500	28.8%	14	151	500	30.2%	14	160	495	32.3%	13
愛知	509	1,300	39.2%	18	570	1,298	43.9%	19	572	1,303	43.9%	13
三重	99	254	39.0%	2	99	252	39.3%	1	96	248	38.7%	2
滋賀	82	230	35.7%	3	85	233	36.5%	3	82	229	35.8%	4
京都	239	576	41.5%	10	246	572	43.0%	10	252	584	43.2%	9
大阪	658	2,404	27.4%	29	679	2,406	28.2%	31	686	2,415	28.4%	27
兵庫	448	1,057	42.4%	7	452	1,059	42.7%	7	451	1,055	42.7%	7
奈良	71	217	32.7%	2	67	215	31.2%	2	66	211	31.3%	2
和歌山	59	164	36.0%	0	58	168	34.5%	0	59	167	35.3%	0
鳥取	45	101	44.6%	1	49	97	50.5%	1	50	94	53.2%	1
島根	34	112	30.4%	0	31	109	28.4%	0	39	108	36.1%	0
岡山	129	366	35.2%	8	130	368	35.3%	7	132	358	36.9%	7
広島	228	519	43.9%	8	237	536	44.2%	8	234	540	43.3%	8
山口	85	228	37.3%	3	82	226	36.3%	2	78	227	34.4%	2
徳島	41	139	29.5%	1	40	143	28.0%	1	43	144	29.9%	1
香川	73	172	42.4%	1	74	172	43.0%	1	75	172	43.6%	0
愛媛	68	244	27.9%	3	70	240	29.2%	3	70	241	29.0%	2
高知	69	119	58.0%	4	72	116	62.1%	4	67	112	59.8%	4
福岡	406	972	41.8%	16	415	988	42.0%	13	415	985	42.1%	13
佐賀	48	123	39.0%	5	48	123	39.0%	7	49	125	39.2%	7
長崎	57	157	36.3%	2	57	156	36.5%	2	57	162	35.2%	2
熊本	134	329	40.7%	4	138	329	41.9%	7	137	328	41.8%	7
大分	58	166	34.9%	3	61	166	36.7%	3	62	168	36.9%	3
宮崎	80	179	44.7%	2	77	174	44.3%	2	72	167	43.1%	2
鹿児島	150	329	45.6%	4	149	328	45.4%	4	152	329	46.2%	4
沖縄	94	217	43.3%	4	93	216	43.1%	4	91	223	40.8%	5
全国合計	7,294	22,488	32.4%	260	7,440	22,632	32.9%	264	7,453	22,724	32.8%	245

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

(注3) 平成27年度から平成28年度の契約法人数は、受託予定者契約のある法人数

付表 2-3 法律相談援助件数の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成27年度				平成28年度				平成29年度				
	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数
札幌	12,209	498	11,711	74	11,903	643	11,260	106	10,993	526	10,467	6	107
函館	2,377	1,304	1,073	16	2,392	1,333	1,059	22	2,467	1,328	1,139	7	27
旭川	2,464	520	1,944	6	2,417	556	1,861	15	2,671	594	2,077	0	16
釧路	3,423	325	3,098	37	3,519	347	3,172	43	3,610	381	3,229	0	62
青森	5,078	2,948	2,130	41	5,000	2,672	2,328	36	4,668	2,517	2,151	3	41
岩手	1,102	148	954	5	1,098	170	928	14	1,242	172	1,070	1	11
宮城	2,387	456	1,931	10	2,538	617	1,921	3	2,922	678	2,244	0	4
秋田	3,342	1,351	1,991	23	3,425	1,317	2,108	28	3,250	1,195	2,055	0	40
山形	2,646	717	1,929	17	2,686	713	1,973	14	3,071	749	2,322	2	37
福島	1,049	230	819	8	1,089	257	832	10	1,212	254	958	1	6
茨城	1,776	236	1,540	31	1,812	167	1,645	21	1,824	137	1,687	3	31
栃木	1,947	298	1,649	8	1,988	293	1,695	9	2,234	325	1,909	5	20
群馬	2,729	1,646	1,083	2	3,140	1,927	1,213	7	3,082	1,786	1,296	2	8
埼玉	11,788	5,805	5,983	69	12,371	5,728	6,643	91	13,026	5,647	7,379	5	113
千葉	10,388	5,473	4,915	32	11,216	5,829	5,387	42	11,672	5,936	5,736	8	43
東京	37,135	26,930	10,205	107	38,575	27,301	11,274	108	40,488	27,712	12,776	7	136
神奈川	16,363	9,607	6,756	55	15,859	8,385	7,474	78	17,286	8,473	8,813	3	108
新潟	4,517	2,008	2,509	23	5,032	2,125	2,907	32	5,162	2,183	2,979	0	28
富山	1,498	676	822	5	1,701	709	992	19	1,731	697	1,034	1	19
石川	2,534	862	1,672	20	2,490	777	1,713	18	2,247	721	1,526	1	20
福井	1,503	669	834	9	1,540	663	877	13	1,549	698	851	1	9
山梨	2,562	1,332	1,230	35	2,561	1,419	1,142	44	2,311	1,219	1,092	2	31
長野	3,585	374	3,211	30	4,072	588	3,484	40	4,097	603	3,494	2	38
岐阜	3,491	2,180	1,311	13	3,315	2,107	1,208	22	3,755	2,067	1,688	1	25
静岡	6,558	3,887	2,671	35	7,206	4,413	2,793	52	7,037	4,421	2,616	6	49
愛知	9,441	5,130	4,311	55	10,494	5,905	4,589	72	10,849	5,975	4,874	8	91
三重	2,866	1,221	1,645	12	2,835	1,293	1,542	24	2,880	1,341	1,539	2	31
滋賀	3,180	1,033	2,147	34	3,009	1,026	1,983	31	3,040	979	2,061	1	29
京都	6,844	3,821	3,023	36	6,570	3,690	2,880	52	6,659	3,470	3,189	1	38
大阪	24,216	14,037	10,179	67	24,589	13,881	10,708	73	25,594	14,072	11,522	3	69
兵庫	12,064	5,135	6,929	56	12,991	6,056	6,935	72	13,028	6,279	6,749	7	75
奈良	3,821	1,101	2,720	14	3,790	1,096	2,694	25	3,887	1,058	2,829	6	24
和歌山	2,149	1,201	948	6	2,337	1,301	1,036	7	2,509	1,384	1,125	4	9
鳥取	2,132	676	1,456	44	2,172	744	1,428	17	2,345	898	1,447	0	28
島根	2,169	910	1,259	15	2,031	699	1,332	23	2,342	970	1,372	1	45
岡山	3,266	1,501	1,765	23	3,622	1,581	2,041	30	3,822	1,702	2,120	6	34
広島	8,006	2,703	5,303	64	8,441	3,204	5,237	61	8,259	3,192	5,067	3	60
山口	3,091	1,190	1,901	19	3,175	1,227	1,948	29	2,856	1,087	1,769	0	33
徳島	1,986	432	1,554	10	2,162	577	1,585	11	2,355	655	1,700	2	20
香川	1,980	750	1,230	21	2,032	738	1,294	44	2,518	1,006	1,512	2	64
愛媛	2,170	1,021	1,149	19	2,256	960	1,296	19	2,425	948	1,477	1	35
高知	2,157	1,107	1,050	31	2,055	1,003	1,052	30	2,214	1,129	1,085	1	38
福岡	15,943	7,246	8,697	117	15,540	7,347	8,193	109	15,795	7,355	8,440	0	130
佐賀	2,811	654	2,157	26	2,737	716	2,021	33	2,903	658	2,245	0	48
長崎	4,367	1,923	2,444	53	4,305	1,590	2,715	60	4,727	1,840	2,887	1	59
熊本	6,016	1,734	4,282	49	11,455	4,689	6,766	76	7,252	2,380	4,872	1	93
大分	4,024	1,902	2,122	20	3,779	1,681	2,098	33	4,176	1,873	2,303	3	47
宮崎	5,617	1,227	4,390	55	5,233	1,219	4,014	70	4,700	1,371	3,329	1	74
鹿児島	5,547	1,090	4,457	45	5,504	1,070	4,434	47	5,526	1,073	4,453	0	63
沖縄	6,288	2,812	3,476	37	6,161	3,140	3,021	42	6,142	3,073	3,069	1	56
全国合計	286,602	132,037	154,565	1,639	298,220	137,489	160,731	1,977	302,410	136,787	165,623	122	2,322

(注1) 相談件数には常勤弁護士によるものを含む。

(注2) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張・巡回相談（特定援助対象者法律相談件数を含む。）の件数を含む。

(注3) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

(人)

地方事務所	平成30年度					令和元年度				
	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数
札幌	11,778	638	11,140	20	105	11,485	682	10,803	40	87
函館	2,459	1,373	1,086	25	24	2,274	1,182	1,092	35	24
旭川	2,862	607	2,255	4	27	2,957	519	2,438	1	24
釧路	3,547	370	3,177	2	71	3,153	334	2,819	1	60
青森	4,819	2,491	2,328	6	67	4,538	2,332	2,206	5	47
岩手	1,214	180	1,034	4	5	1,288	228	1,060	2	7
宮城	3,048	761	2,287	2	14	3,744	1,069	2,675	4	10
秋田	3,244	1,196	2,048	5	44	3,432	1,252	2,180	5	35
山形	3,290	733	2,557	3	60	3,414	736	2,678	0	57
福島	1,341	305	1,036	7	8	1,834	469	1,365	5	18
茨城	2,110	346	1,764	1	37	4,445	407	4,038	5	66
栃木	2,164	331	1,833	11	17	3,297	369	2,928	14	32
群馬	3,437	2,081	1,356	18	13	3,715	2,016	1,699	7	6
埼玉	13,457	5,656	7,801	36	105	14,474	5,634	8,840	19	112
千葉	11,837	5,977	5,860	12	51	11,510	5,472	6,038	19	51
東京	40,460	27,173	13,287	30	144	38,807	25,433	13,374	51	130
神奈川	17,923	9,053	8,870	34	107	18,703	9,542	9,161	83	77
新潟	4,898	1,970	2,928	3	41	4,969	1,903	3,066	3	42
富山	1,892	814	1,078	3	33	1,924	753	1,171	11	24
石川	2,318	825	1,493	4	9	2,059	732	1,327	9	19
福井	1,604	684	920	6	11	1,806	651	1,155	6	23
山梨	2,487	1,424	1,063	10	37	2,947	1,850	1,097	8	23
長野	4,061	677	3,384	4	36	4,327	598	3,729	2	38
岐阜	4,054	1,928	2,126	5	30	3,841	1,805	2,036	1	23
静岡	6,778	4,285	2,493	2	58	6,804	4,268	2,536	3	56
愛知	11,013	6,011	5,002	28	68	11,503	6,125	5,378	16	93
三重	2,840	1,256	1,584	5	30	3,037	1,225	1,812	6	40
滋賀	3,084	1,052	2,032	28	32	3,262	1,107	2,155	27	27
京都	7,201	3,746	3,455	29	40	7,189	3,777	3,412	40	27
大阪	25,363	13,580	11,783	37	62	24,432	13,030	11,402	53	83
兵庫	13,595	6,170	7,425	7	78	13,393	5,849	7,544	19	77
奈良	4,186	1,029	3,157	17	30	3,896	828	3,068	14	23
和歌山	2,869	1,550	1,319	14	19	2,675	1,399	1,276	13	20
鳥取	2,453	941	1,512	1	28	2,364	892	1,472	1	22
島根	2,294	955	1,339	5	24	2,260	853	1,407	12	31
岡山	4,978	2,535	2,443	31	42	4,833	2,220	2,613	21	46
広島	12,832	5,000	7,832	15	98	10,837	3,946	6,891	21	85
山口	2,717	1,026	1,691	3	28	2,660	896	1,764	4	31
徳島	2,482	726	1,756	5	13	2,477	1,118	1,359	5	16
香川	2,423	1,011	1,412	24	64	2,375	840	1,535	18	58
愛媛	3,025	991	2,034	6	25	2,994	785	2,209	8	33
高知	2,637	1,216	1,421	5	42	2,706	1,419	1,287	6	40
福岡	15,923	7,032	8,891	4	100	15,555	6,706	8,849	6	131
佐賀	3,072	624	2,448	4	42	3,321	623	2,698	4	35
長崎	5,098	2,066	3,032	10	107	4,907	1,965	2,942	7	75
熊本	6,631	2,067	4,564	10	86	6,432	1,986	4,446	13	74
大分	4,094	1,900	2,194	2	36	4,101	1,935	2,166	3	41
宮崎	4,666	1,278	3,388	5	93	4,666	1,201	3,465	6	86
鹿児島	5,664	1,143	4,521	9	90	5,265	1,095	4,170	3	77
沖縄	6,392	3,135	3,257	9	69	6,198	3,132	3,066	3	73
全国合計	314,614	139,918	174,696	570	2,500	315,085	135,188	179,897	668	2,435

(注1) 相談件数には常勤弁護士によるものを含む。

(注2) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張・巡回相談(特定援助対象者法律相談件数を含む。)の件数を含む。

(注3) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

付表 2-4 令和元年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハグ	その他
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札幌	11,485	1,024	689	1,713	434	2,028	1,144	3,172	486	15	3,015	2,183	5,198	41	3	423
函館	2,274	221	169	390	130	404	352	756	78	0	510	355	865	12	0	43
旭川	2,957	208	165	373	126	581	484	1,065	125	6	484	638	1,122	19	0	121
釧路	3,153	254	237	491	102	645	440	1,085	127	1	725	511	1,236	14	0	97
青森	4,538	512	303	815	161	831	559	1,390	154	1	941	899	1,840	20	0	157
岩手	1,288	84	56	140	30	203	145	348	35	1	514	197	711	7	0	16
宮城	3,744	341	270	611	204	731	415	1,146	167	2	994	506	1,500	17	0	97
秋田	3,432	367	345	712	122	672	461	1,133	119	5	607	601	1,208	17	0	116
山形	3,414	281	282	563	104	808	470	1,278	108	5	644	580	1,224	10	0	122
福島	1,834	198	143	341	109	371	225	596	81	7	361	286	647	8	0	45
茨城	4,445	373	335	708	217	877	646	1,523	214	2	981	720	1,701	17	0	63
栃木	3,297	295	289	584	114	642	297	939	160	2	581	828	1,409	9	0	80
群馬	3,715	396	249	645	138	899	390	1,289	180	3	703	613	1,316	22	0	122
埼玉	14,474	1,174	838	2,012	646	3,351	1,551	4,902	553	11	3,680	2,149	5,829	95	0	426
千葉	11,510	840	646	1,486	515	2,138	1,329	3,467	412	14	2,663	2,446	5,109	52	1	454
東京	38,807	3,648	2,791	6,439	2,605	6,492	4,257	10,749	2,352	25	7,776	6,082	13,858	90	2	2,687
神奈川	18,703	1,451	1,323	2,774	881	3,710	1,868	5,578	666	17	4,920	3,039	7,959	61	1	766
新潟	4,969	587	320	907	194	1,032	510	1,542	153	2	1,059	961	2,020	21	0	130
富山	1,924	161	167	328	70	491	244	735	130	2	335	237	572	9	0	78
石川	2,059	190	130	320	59	524	289	813	111	1	329	365	694	9	0	52
福井	1,806	166	164	330	66	420	238	658	64	0	322	297	619	14	0	55
山梨	2,947	248	143	391	149	675	379	1,054	144	2	565	468	1,033	21	0	153
長野	4,327	472	329	801	173	1,084	446	1,530	219	1	845	610	1,455	35	0	113
岐阜	3,841	276	237	513	153	1,001	534	1,535	163	6	827	546	1,373	22	0	76
静岡	6,804	730	559	1,289	274	1,665	766	2,431	303	4	1,313	907	2,220	39	0	244
愛知	11,503	1,051	1,035	2,086	491	2,640	1,179	3,819	578	9	2,360	1,735	4,095	42	0	383
三重	3,037	245	182	427	101	709	309	1,018	134	0	604	638	1,242	11	0	104
滋賀	3,262	294	247	541	102	847	370	1,217	163	3	541	473	1,014	26	0	196
京都	7,189	793	667	1,460	529	1,446	927	2,373	320	6	1,300	878	2,178	34	0	289
大阪	24,432	2,613	1,854	4,467	1,134	3,465	2,227	5,692	1,381	21	6,587	3,768	10,355	111	1	1,270
兵庫	13,393	1,259	1,055	2,314	533	2,483	1,466	3,949	536	16	2,923	2,541	5,464	48	0	533
奈良	3,896	407	318	725	186	794	454	1,248	185	1	750	539	1,289	23	0	239
和歌山	2,675	265	161	426	131	540	333	873	89	1	485	581	1,066	20	0	69
鳥取	2,364	181	161	342	86	478	318	796	87	3	471	404	875	5	0	170
島根	2,260	207	203	410	80	470	356	826	90	2	404	316	720	16	0	116
岡山	4,833	603	590	1,193	238	947	712	1,659	224	14	801	571	1,372	20	0	113
広島	10,837	1,144	965	2,109	732	2,271	1,554	3,825	494	14	1,683	1,451	3,134	61	2	466
山口	2,660	200	224	424	123	546	352	898	114	5	473	521	994	9	0	93
徳島	2,477	204	172	376	109	555	380	935	79	2	400	476	876	7	0	93
香川	2,375	208	143	351	65	499	267	766	69	1	550	460	1,010	6	0	107
愛媛	2,994	227	207	434	113	475	353	828	108	6	806	541	1,347	4	0	154
高知	2,706	221	179	400	134	454	356	810	104	0	427	738	1,165	8	1	84
福岡	15,555	1,404	1,172	2,576	657	2,666	1,627	4,293	563	8	3,918	3,072	6,990	67	0	401
佐賀	3,321	315	305	620	81	665	425	1,090	216	0	637	562	1,199	15	0	100
長崎	4,907	470	375	845	230	850	683	1,533	179	0	1,081	819	1,900	36	0	184
熊本	6,432	574	683	1,257	304	1,104	847	1,951	233	2	704	1,780	2,484	25	0	176
大分	4,101	369	297	666	186	883	453	1,336	218	8	930	636	1,566	8	0	113
宮崎	4,666	472	351	823	195	781	747	1,528	183	6	816	982	1,798	16	0	117
鹿児島	5,265	590	480	1,070	227	1,032	719	1,751	138	1	929	1,011	1,940	38	0	100
沖縄	6,198	582	457	1,039	458	1,075	854	1,929	193	5	833	1,418	2,251	36	0	287
全国合計	315,085	29,395	23,662	53,057	15,001	60,950	36,707	97,657	13,982	269	67,107	53,935	121,042	1,373	11	12,693
割合	100.0%	9.3%	7.5%	16.8%	4.8%	19.3%	11.6%	31.0%	4.4%	0.1%	21.3%	17.1%	38.4%	0.4%	0.0%	4.0%

付表 2-5

代理援助・書類作成援助開始決定件数の推移（地方事務所別）

(件)

地方事務所	代理援助					書類作成援助				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
札幌	5,023	4,873	6,131	5,609	5,365	90	75	106	127	113
函館	812	846	909	946	861	6	10	2	8	5
旭川	916	859	993	1,004	1,086	20	14	22	15	12
釧路	1,178	1,155	1,214	1,201	1,001	10	7	6	3	11
青森	1,221	1,159	1,355	1,384	1,270	21	28	28	25	21
岩手	1,095	1,115	1,192	1,285	1,210	41	46	51	51	46
宮城	2,697	2,694	3,080	2,862	2,680	49	215	305	16	6
秋田	931	906	901	856	867	60	53	42	28	25
山形	1,015	953	1,126	1,038	1,128	8	12	3	9	4
福島	840	995	1,126	1,168	1,197	15	16	16	18	18
茨城	1,356	1,537	1,648	1,700	1,617	20	14	33	12	15
栃木	1,097	1,072	1,212	1,100	1,248	15	28	15	18	12
群馬	1,265	1,246	1,244	1,192	1,219	49	55	30	41	35
埼玉	4,913	4,834	4,836	5,482	5,414	137	102	102	74	87
千葉	3,718	3,857	4,298	4,521	4,304	66	47	50	59	46
東京	15,245	16,663	16,746	16,552	15,136	138	170	221	125	118
神奈川	6,778	6,747	6,929	7,189	6,925	179	175	161	151	159
新潟	1,699	1,646	1,600	1,649	1,642	65	51	66	93	121
富山	469	478	588	535	558	16	15	12	21	22
石川	1,098	988	897	1,039	780	19	16	18	21	17
福井	551	560	551	568	647	7	6	11	6	4
山梨	535	544	533	592	598	6	8	9	8	7
長野	1,111	1,301	1,343	1,328	1,293	56	78	74	46	57
岐阜	877	908	1,037	978	1,009	7	16	17	17	15
静岡	2,022	2,175	2,211	2,113	2,098	169	166	188	225	238
愛知	3,913	4,350	4,380	4,604	4,397	120	123	174	159	113
三重	809	754	811	853	868	69	42	48	40	47
滋賀	954	955	989	1,060	991	54	57	39	37	32
京都	2,462	2,241	2,362	2,388	2,492	114	114	123	183	202
大阪	10,746	11,008	11,398	11,563	10,882	566	477	529	471	432
兵庫	4,221	4,352	4,349	4,451	4,755	415	373	393	392	386
奈良	1,361	1,338	1,354	1,523	1,412	13	31	30	14	25
和歌山	806	830	828	980	837	25	23	19	21	14
鳥取	712	645	665	678	638	13	22	12	8	5
島根	569	545	634	638	621	6	10	8	6	7
岡山	1,258	1,282	1,343	1,392	1,416	118	95	168	60	51
広島	2,254	2,338	2,379	2,421	2,546	71	106	117	54	43
山口	882	903	937	997	901	32	11	19	12	13
徳島	535	560	577	690	687	22	25	26	24	28
香川	512	534	707	689	719	6	11	5	4	8
愛媛	562	661	753	785	723	41	21	24	14	15
高知	475	561	638	635	635	132	86	97	95	71
福岡	6,285	6,012	6,434	6,138	6,233	433	408	457	373	296
佐賀	896	821	877	819	916	31	24	23	35	32
長崎	1,159	1,063	1,214	1,340	1,299	35	47	39	12	25
熊本	1,797	1,409	1,691	1,600	1,475	101	54	58	49	53
大分	1,008	989	1,063	1,117	1,148	14	17	11	10	9
宮崎	1,771	1,511	1,621	1,588	1,555	22	29	25	24	20
鹿児島	1,670	1,523	1,661	1,602	1,494	98	96	103	78	72
沖縄	1,279	1,287	1,405	1,388	1,444	173	152	143	130	96
全国合計	107,358	108,583	114,770	115,830	112,237	3,993	3,877	4,278	3,522	3,309

付表 2-6 令和元年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーフ	その他
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札幌	5,365	311	144	455	109	1,045	544	1,589	98	43	2,350	635	2,985	52	0	34
函館	861	40	23	63	12	135	122	257	13	4	360	147	507	4	0	1
旭川	1,086	81	33	114	18	247	133	380	18	10	316	201	517	18	0	11
釧路	1,001	36	35	71	16	168	108	276	19	4	451	145	596	10	0	9
青森	1,270	106	23	129	13	199	91	290	13	12	571	225	796	5	0	12
岩手	1,210	52	27	79	11	231	104	335	14	6	581	176	757	7	0	1
宮城	2,680	158	93	251	46	621	217	838	50	16	1,113	310	1,423	35	0	21
秋田	867	65	29	94	8	140	69	209	12	3	402	125	527	9	0	5
山形	1,128	77	52	129	19	255	128	383	14	8	388	171	559	7	0	9
福島	1,197	65	45	110	12	291	156	447	32	9	429	135	564	16	0	7
茨城	1,617	62	43	105	19	338	118	456	22	19	722	251	973	17	0	6
栃木	1,248	68	29	97	17	292	101	393	28	12	505	174	679	12	0	10
群馬	1,219	83	39	122	9	355	113	468	18	7	418	155	573	16	0	6
埼玉	5,414	222	114	336	78	1,265	473	1,738	85	61	2,343	653	2,996	71	0	49
千葉	4,304	184	72	256	55	822	418	1,240	39	30	2,106	519	2,625	39	0	20
東京	15,136	891	499	1,390	396	2,980	1,393	4,373	291	107	6,323	1,904	8,227	172	7	173
神奈川	6,925	299	125	424	132	1,480	614	2,094	89	51	3,076	904	3,980	59	0	96
新潟	1,642	100	53	153	22	413	183	596	24	14	569	238	807	8	0	18
富山	558	35	20	55	9	168	66	234	14	8	176	54	230	5	0	3
石川	780	48	34	82	10	202	117	319	20	9	246	77	323	13	0	4
福井	647	44	23	67	11	175	68	243	15	9	209	67	276	10	0	16
山梨	598	38	13	51	7	156	61	217	8	6	226	75	301	6	0	2
長野	1,293	119	44	163	14	322	124	446	24	14	434	171	605	26	0	1
岐阜	1,009	30	24	54	15	258	124	382	7	3	418	113	531	14	0	3
静岡	2,098	106	60	166	22	525	211	736	40	12	857	224	1,081	30	0	11
愛知	4,397	304	143	447	73	1,301	462	1,763	75	37	1,380	530	1,910	57	0	35
三重	868	69	16	85	11	204	76	280	20	4	331	123	454	7	0	7
滋賀	991	83	35	118	12	229	122	351	23	5	348	112	460	13	0	9
京都	2,492	196	104	300	92	577	305	882	53	42	835	262	1,097	13	0	13
大阪	10,882	828	403	1,231	296	1,978	1,092	3,070	196	110	4,230	1,551	5,781	114	6	78
兵庫	4,755	295	168	463	81	1,043	563	1,606	87	38	1,690	711	2,401	47	0	32
奈良	1,412	106	59	165	28	354	159	513	24	22	450	172	622	19	0	19
和歌山	837	51	19	70	22	209	97	306	11	11	295	102	397	15	0	5
鳥取	638	45	16	61	7	144	79	223	9	9	233	88	321	4	0	4
島根	621	42	35	77	10	148	64	212	4	7	227	73	300	6	0	5
岡山	1,416	100	55	155	26	334	160	494	25	19	549	127	676	14	0	7
広島	2,546	169	91	260	46	611	226	837	39	23	992	301	1,293	25	0	23
山口	901	53	37	90	15	204	110	314	20	13	308	123	431	9	0	9
徳島	687	34	12	46	13	175	101	276	5	4	243	88	331	7	0	5
香川	719	32	21	53	9	148	72	220	8	12	322	80	402	7	0	8
愛媛	723	52	18	70	7	89	48	137	12	5	378	77	455	6	0	31
高知	635	31	17	48	5	105	62	167	13	7	277	102	379	5	0	11
福岡	6,233	391	191	582	96	1,189	601	1,790	96	58	2,410	1,084	3,494	66	1	50
佐賀	916	88	34	122	10	219	65	284	10	9	352	106	458	13	0	10
長崎	1,299	60	30	90	18	222	153	375	17	12	588	183	771	10	0	6
熊本	1,475	82	54	136	20	289	156	445	17	14	593	227	820	16	0	7
大分	1,148	80	32	112	12	259	86	345	17	11	491	147	638	8	0	5
宮崎	1,555	89	66	155	21	237	209	446	23	11	585	287	872	17	0	10
鹿児島	1,494	63	58	121	23	275	171	446	20	8	646	205	851	17	0	8
沖縄	1,444	74	46	120	40	294	208	502	24	4	514	215	729	13	0	12
全国合計	112,237	6,737	3,456	10,193	2,073	23,920	11,303	35,223	1,855	972	44,856	14,925	59,781	1,189	14	937
割合	100.0%	6.0%	3.1%	9.1%	1.8%	21.3%	10.1%	31.4%	1.7%	0.9%	40.0%	13.3%	53.3%	1.1%	0.0%	0.8%

付表 2-7

令和元年度代理援助事件の結果別内訳（地方事務所別）

(件)

担当事務所	合計	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不調	個別契約解除	辞任解任	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	その他
札幌	4,818	130	282	501	1,948	522	99	8	250	0	156	71	49	1	29	772
函館	834	13	22	75	325	128	10	0	48	0	41	12	15	0	6	139
旭川	874	26	58	102	221	118	13	11	17	1	59	9	8	0	9	222
釧路	977	45	61	85	366	92	21	0	71	0	48	17	2	0	18	151
青森	1,255	23	72	122	500	145	20	6	51	1	30	41	17	0	22	205
岩手	1,098	29	106	137	454	47	16	6	21	0	38	42	10	0	7	185
宮城	2,111	48	214	245	686	269	34	28	97	2	61	43	15	1	9	359
秋田	871	42	99	64	392	10	9	1	35	0	13	21	4	0	12	169
山形	967	49	158	99	280	29	16	0	40	4	29	24	3	0	23	213
福島	990	40	76	117	324	73	28	2	38	0	36	19	9	1	28	199
茨城	1,388	28	115	135	571	157	19	3	94	0	17	25	9	0	6	209
栃木	1,070	47	101	147	332	76	23	0	24	0	36	19	4	0	7	254
群馬	995	39	70	141	306	121	37	1	27	0	46	9	3	0	20	175
埼玉	4,722	140	542	521	1,692	185	95	13	122	2	105	28	60	0	38	1,179
千葉	3,725	111	409	379	1,508	118	68	7	106	4	116	25	46	2	6	820
東京	13,373	528	1,012	1,273	4,348	1,308	379	23	747	14	388	56	127	6	144	3,020
神奈川	6,003	173	647	556	2,146	180	102	15	206	10	174	55	38	0	22	1,679
新潟	1,419	34	171	184	408	112	38	1	11	0	64	21	3	1	24	347
富山	546	23	55	79	135	30	19	1	18	0	21	9	3	0	10	143
石川	824	45	60	113	253	74	21	1	8	2	47	13	4	0	2	181
福井	468	5	45	72	146	21	8	1	9	1	23	9	2	0	3	123
山梨	504	16	39	86	188	38	10	0	8	1	12	5	8	0	3	90
長野	1,294	34	99	141	393	166	34	3	57	1	47	22	8	0	40	249
岐阜	923	45	52	126	266	109	21	5	47	0	42	18	15	0	11	166
静岡	1,944	56	151	237	668	166	51	12	95	0	57	17	9	1	21	403
愛知	4,117	137	346	619	1,087	369	154	21	110	3	141	19	32	1	131	947
三重	699	24	56	82	240	40	25	1	25	1	29	12	2	1	6	155
滋賀	925	35	55	103	278	95	26	3	27	2	62	14	15	0	24	186
京都	2,362	94	139	337	726	271	54	2	78	1	123	15	18	0	27	477
大阪	10,458	410	856	981	3,519	860	170	15	132	20	365	90	117	7	188	2,728
兵庫	4,239	175	311	461	1,339	438	126	34	33	5	175	50	30	0	56	1,006
奈良	1,342	70	78	162	399	159	32	6	60	2	39	16	17	0	42	260
和歌山	828	37	76	127	200	106	20	14	18	1	19	12	3	0	34	161
鳥取	608	27	93	79	205	14	12	1	9	0	22	16	4	2	5	119
島根	599	13	104	81	164	25	7	3	26	1	24	11	1	1	8	130
岡山	1,343	72	150	162	479	61	37	0	12	0	47	17	11	0	12	283
広島	2,334	79	228	259	741	160	63	5	70	3	67	31	6	0	20	602
山口	930	42	68	115	286	108	19	1	46	0	34	15	8	0	6	182
徳島	594	14	56	69	188	44	12	0	19	0	19	14	7	0	0	152
香川	603	28	34	93	223	53	15	1	20	1	24	8	0	0	4	99
愛媛	657	33	66	65	287	32	7	0	10	1	17	12	1	0	7	119
高知	582	22	28	51	239	59	7	0	22	0	9	15	0	0	9	121
福岡	5,670	198	439	544	1,739	316	112	4	359	3	228	85	40	0	34	1,569
佐賀	831	30	81	108	319	56	19	2	33	0	28	7	7	0	14	127
長崎	1,109	27	59	66	445	127	3	1	39	2	65	25	4	0	6	240
熊本	1,373	48	178	121	440	22	38	2	5	3	45	18	8	0	0	445
大分	1,040	23	66	120	349	97	7	1	5	2	29	22	8	1	14	296
宮崎	1,371	50	159	104	498	112	10	12	71	2	54	14	4	0	5	276
鹿児島	1,227	45	157	127	435	71	21	3	67	0	24	8	10	0	3	256
沖縄	1,432	60	122	148	387	103	34	0	11	0	52	10	3	0	33	469
全国合計	101,266	3,562	8,721	10,921	34,068	8,092	2,221	280	3,554	96	3,447	1,186	827	26	1,208	23,057
割合	100.0%	3.5%	8.6%	10.8%	33.6%	8.0%	2.2%	0.3%	3.5%	0.1%	3.4%	1.2%	0.8%	0.0%	1.2%	22.8%

2 民事法律扶助業務

3 国選弁護等関連業務

4 司法過疎対策・常勤弁護士

5 犯罪被害者支援業務

6 災害対応

7 受託業務

8 その他

付表 2-8 令和元年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハグ	その他
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札幌	113	0	0	0	0	0	29	29	1	0	81	1	82	0	0	1
函館	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0
旭川	12	0	1	1	0	0	4	4	0	0	7	0	7	0	0	0
釧路	11	3	0	3	0	0	4	4	0	0	4	0	4	0	0	0
青森	21	0	0	0	0	0	3	3	0	0	17	1	18	0	0	0
岩手	46	0	0	0	0	0	5	5	0	0	34	7	41	0	0	0
宮城	6	1	0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	2	2	0	0
秋田	25	0	0	0	0	0	3	3	0	0	21	1	22	0	0	0
山形	4	0	0	0	1	0	2	2	0	0	1	0	1	0	0	0
福島	18	0	0	0	0	1	1	2	0	0	16	0	16	0	0	0
茨城	15	0	0	0	0	0	8	8	0	0	7	0	7	0	0	0
栃木	12	0	0	0	0	0	1	1	0	0	11	0	11	0	0	0
群馬	35	0	0	0	0	0	6	6	0	0	27	0	27	2	0	0
埼玉	87	2	1	3	0	0	9	9	0	0	75	0	75	0	0	0
千葉	46	1	1	2	0	1	16	17	0	0	27	0	27	0	0	0
東京	118	1	1	2	2	1	25	26	0	0	85	1	86	0	0	2
神奈川	159	0	2	2	0	0	41	41	0	0	114	0	114	1	0	1
新潟	121	0	0	0	0	1	62	63	0	0	56	2	58	0	0	0
富山	22	0	0	0	0	0	8	8	0	0	14	0	14	0	0	0
石川	17	0	1	1	0	0	3	3	0	1	12	0	12	0	0	0
福井	4	0	0	0	0	0	3	3	0	0	1	0	1	0	0	0
山梨	7	0	0	0	0	0	3	3	0	0	4	0	4	0	0	0
長野	57	0	0	0	0	0	8	8	1	0	45	3	48	0	0	0
岐阜	15	0	1	1	0	0	8	8	0	0	6	0	6	0	0	0
静岡	238	0	1	1	0	2	44	46	0	0	187	4	191	0	0	0
愛知	113	0	1	1	0	2	14	16	1	0	93	2	95	0	0	0
三重	47	1	0	1	0	0	4	4	0	0	40	2	42	0	0	0
滋賀	32	0	0	0	0	0	17	17	0	0	15	0	15	0	0	0
京都	202	0	0	0	0	0	144	144	0	0	54	4	58	0	0	0
大阪	432	1	2	3	0	5	169	174	0	2	245	8	253	0	0	0
兵庫	386	0	0	0	0	0	212	212	0	0	167	5	172	2	0	0
奈良	25	1	0	1	0	0	5	5	0	0	19	0	19	0	0	0
和歌山	14	1	0	1	0	0	2	2	0	0	11	0	11	0	0	0
鳥取	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	1
島根	7	0	0	0	0	0	2	2	0	0	5	0	5	0	0	0
岡山	51	0	0	0	0	1	25	26	0	0	25	0	25	0	0	0
広島	43	0	0	0	0	1	15	16	0	0	27	0	27	0	0	0
山口	13	0	1	1	0	0	1	1	0	0	11	0	11	0	0	0
徳島	28	0	0	0	0	0	9	9	0	0	17	2	19	0	0	0
香川	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0
愛媛	15	0	0	0	0	0	2	2	0	0	13	0	13	0	0	0
高知	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0	71	0	0	0
福岡	296	0	0	0	0	4	46	50	0	0	229	16	245	0	0	1
佐賀	32	0	0	0	0	1	5	6	0	0	24	1	25	1	0	0
長崎	25	0	1	1	0	1	6	7	0	0	17	0	17	0	0	0
熊本	53	0	1	1	0	0	14	14	0	0	37	1	38	0	0	0
大分	9	0	0	0	0	0	6	6	0	0	3	0	3	0	0	0
宮崎	20	0	0	0	0	1	6	7	0	0	12	1	13	0	0	0
鹿児島	72	1	1	2	0	1	19	20	0	0	49	1	50	0	0	0
沖縄	96	0	0	0	0	0	4	4	0	0	92	0	92	0	0	0
全国合計	3,309	15	16	31	3	24	1,023	1,047	3	3	2,145	63	2,208	8	0	6
割合	100.0%	0.5%	0.5%	0.9%	0.1%	0.7%	30.9%	31.6%	0.1%	0.1%	64.8%	1.9%	66.7%	0.2%	0.0%	0.2%

3. 国選弁護等関連業務



3-1 令和元年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状を発せられた）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。さらに、平成30年6月1日には、勾留状が発付された全ての被疑事件にまで対象事件が拡大された。

また、法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99%以上は24時間以内に指名通知を行っている。

令和元年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.9%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」）への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

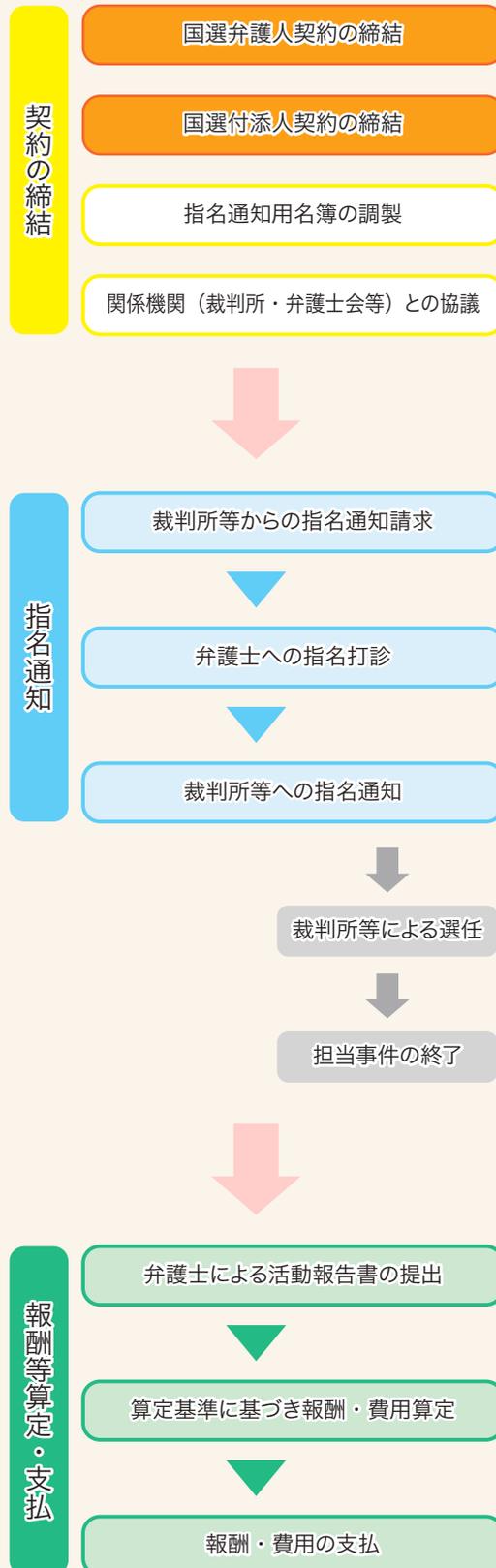
国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

統計年報によれば、令和元年に国選弁護人が付された割合は、被疑者国選弁護事件については86.7%（注1）、被告人事件については、地裁事件で85.4%、簡裁事件で92.4%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関して国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

「3-1」で述べたとおり、平成30年6月1日以降の被疑者国選弁護事件の対象は、勾留状の発せられた全ての事件に拡大されることになり、暴行、住居侵入など従前の被疑者国選対象事件より

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要



軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が付されることになった。

(注1) 令和元年検察統計年報及び令和元年司法統計年報の数値を基に算出

(注2) 令和元年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人が選任された者の数の割合

資料 3-2 勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が付された割合

<被疑者>

	勾留状発付数 ①	選任数 ②	②/①
令和元年	90,359	78,301	86.7%

(注) ①は令和元年検察統計年報、②は令和元年司法統計年報を基に作成

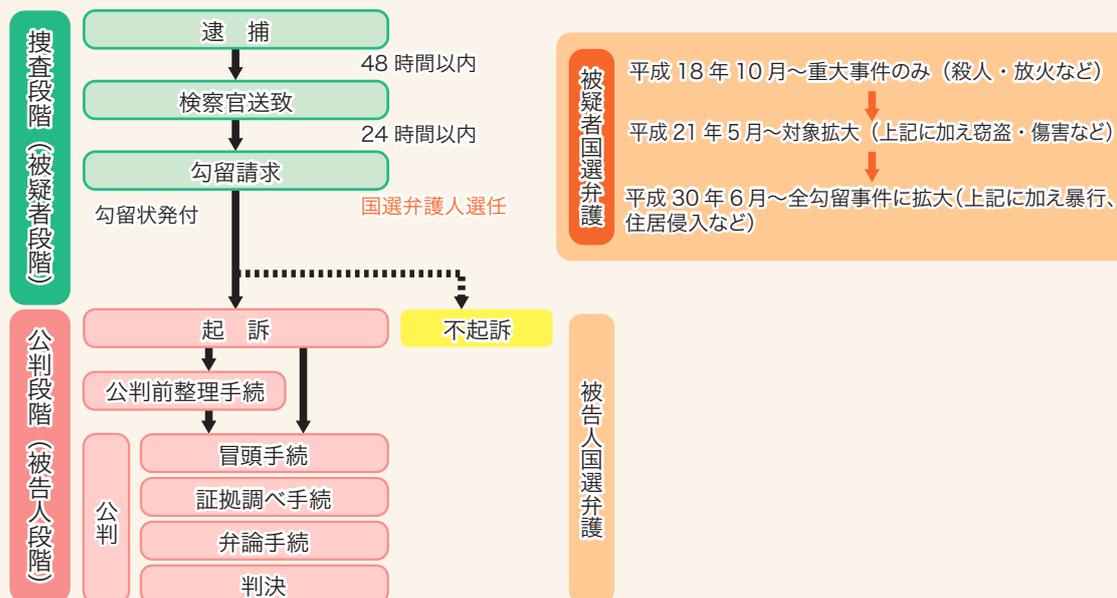
資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合

<被告人>

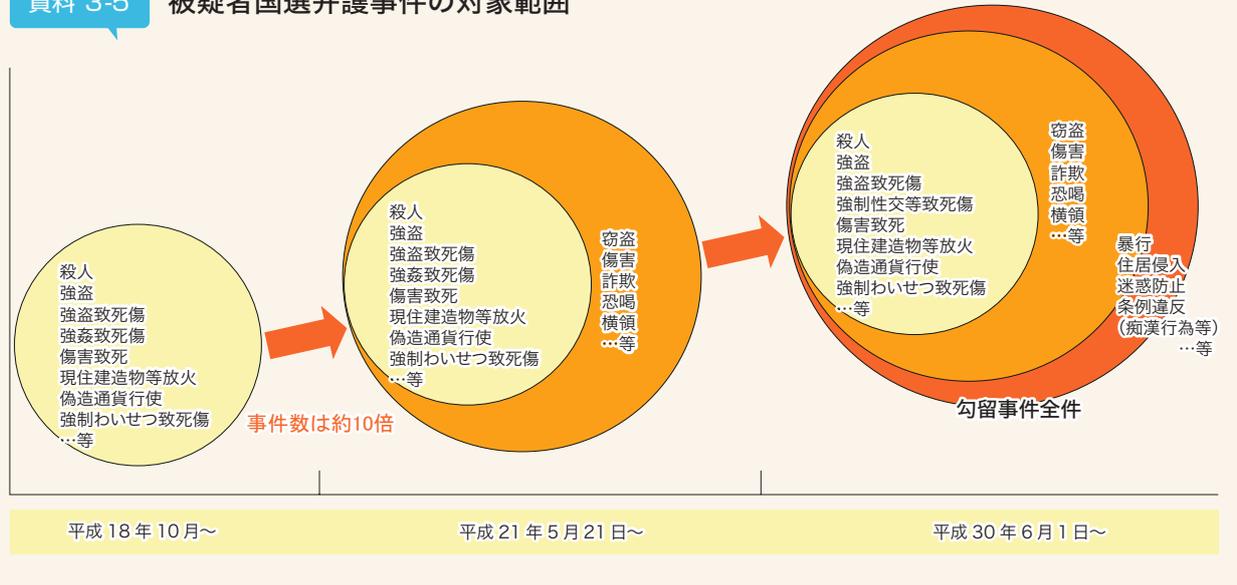
令和元年	地裁 簡裁	終局総人員 ①	うち弁護人のついた被告人		③/②
		②	うち国選 ③		
	地裁	48,751	48,538	41,456	85.4%
	簡裁	4,511	4,441	4,102	92.4%

(注) ①～③はいずれも令和元年司法統計年報を基に作成

資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

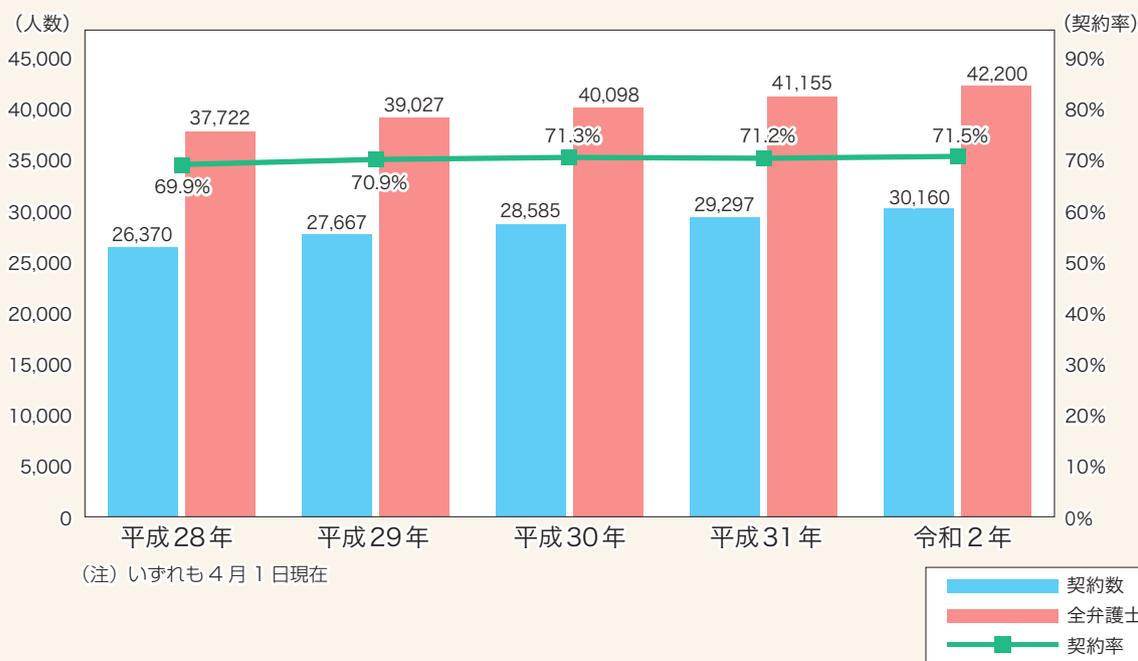
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和元年9月5日法務大臣認可版が現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項、並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和2年4月1日時点で30,160名となっており、これは全国の弁護士数の約71.5%に当たる。

資料 3-6 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移



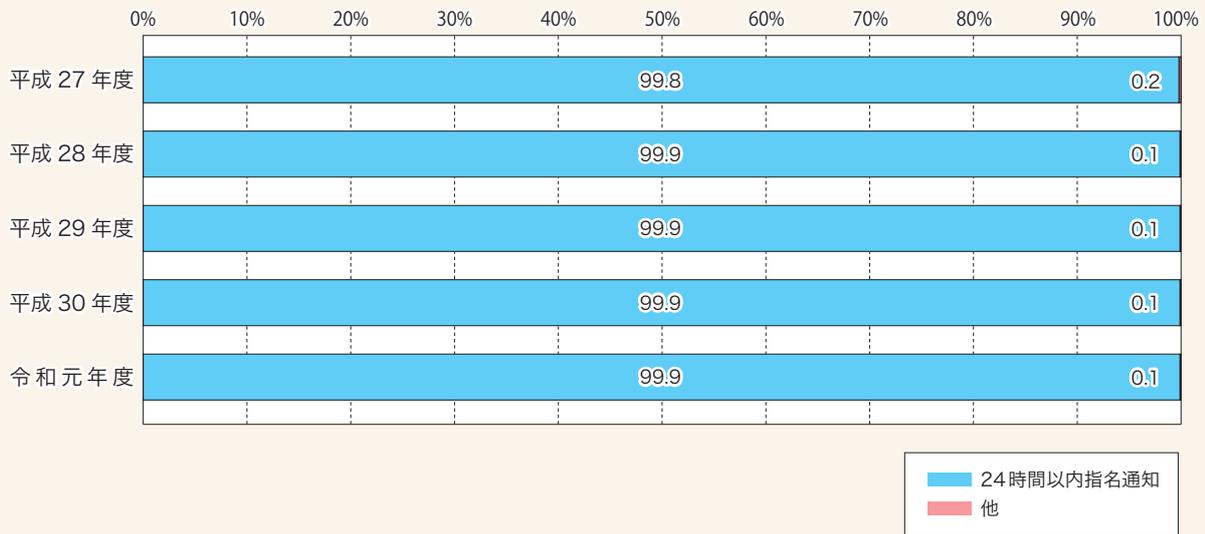
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実にを行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護事件用名簿、被告人国選弁護事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは具体的には、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選弁護事件については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和元年度においては、99.9%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名をした割合

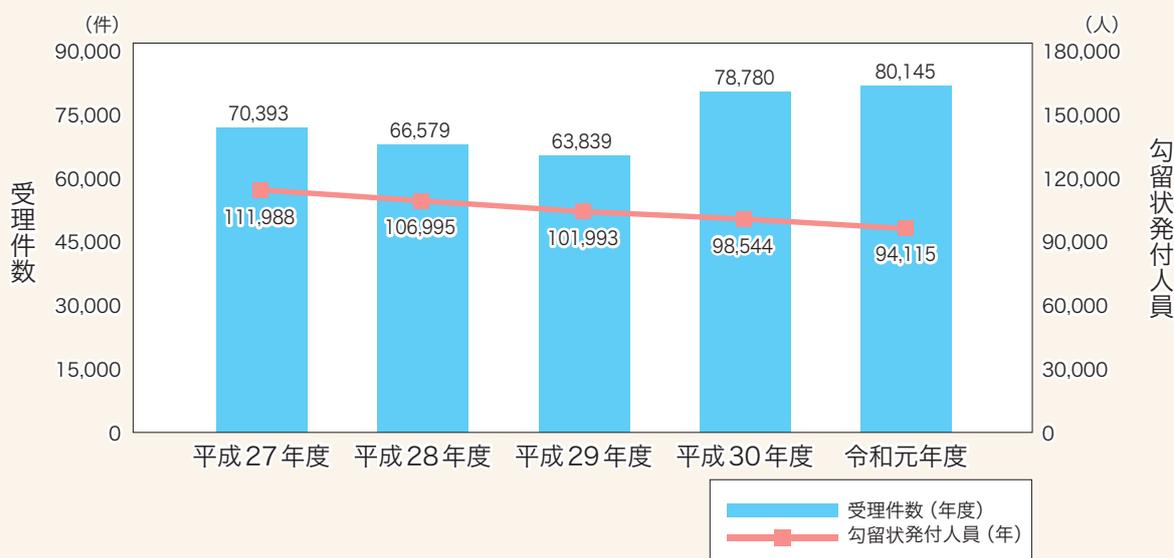


一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成31年4月から令和2年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護事件は80,145件、被告人国選弁護事件は53,010件（合計133,155件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は約6,679件、被告人国選弁護事件は約4,418件（合計約11,097件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約114件増加し、被告人は約71件減少した。

被疑者国選弁護事件については平成24年度以降緩やかな減少傾向にあったが、平成30年6月1日から対象事件が全ての勾留事件に拡大したため、平成30年度から増加に転じ、令和元年度は前年度より約1.7%増加した。一方、被告人国選弁護事件については、平成21年度以降緩やかな減少傾向にあり、令和元年度は前年度より約1.6%減少した。

資料 3-8 被疑者国選弁護事件受案件数の推移



(注) 勾留状発付人員は各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」(全簡裁・全地裁)による。

資料 3-9 被告人国選弁護事件受案件数の推移



(注) 起訴人員は各年の検察統計年報による(略式起訴人員を含む)。

(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬及び費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」(以下「算定基準」)に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で(労力基準)、②一定の成果に対しては別途報酬(成功報酬)の加算を行う(成果基準)、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護事件については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することとしている。具体的には、4日に1回の接見を基準接見回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10 被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合 20,000円×接見回数	
	基準接見回数以上の接見をした場合 20,000円×(基準接見回数-1)+26,400円	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回超から9回超まで	上記16,000円に加え3回目以降1回につき+4,000円
	基準10回超以上	基準9回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準10回超以降1回につき+3,000円(上限あり)

次に、第一審の被告人国選弁護事件については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することとしている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別(即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件)によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定(縮小認定)されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士2名以上	弁護士1名
公判前整理手続1～4回	(裁判官1裁判員4) 170,000円 (裁判官3裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：地裁単独	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスは、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

ところで、報酬及び費用の算定根拠となる算定基準は、改正を経るごとに複雑化しており、その適用

に際して過誤を生じる危険がある。そこで、複雑化した算定基準への対応を確実なものとするため、本部に、報酬及び費用の計算を専門的に行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を設置し、平成26年2月から、全国の地方事務所での報酬及び費用の算定前に、同室に報酬及び費用の計算を依頼する仕組みにした。

このような手続を経て算定された報酬及び費用の金額並びに内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成31年4月から令和2年3月までの不服申立件数は、合計291件であり、1か月あたり約24件であって、前年度における1か月あたり平均件数約29件に比べて減少した。

また、報酬算定に対する不服申立てについて「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して10年目に入った令和元年度は、29件（約10.0%）が地方事務所限りで処理されており、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

（6）国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、綜合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとでは、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談について、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。
- ⑥平成30年2月14日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になり、また、上訴国選弁護人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用（交通費等）なども支給対象となった。

3-3 国選付添関連業務

(1) 業務の概要

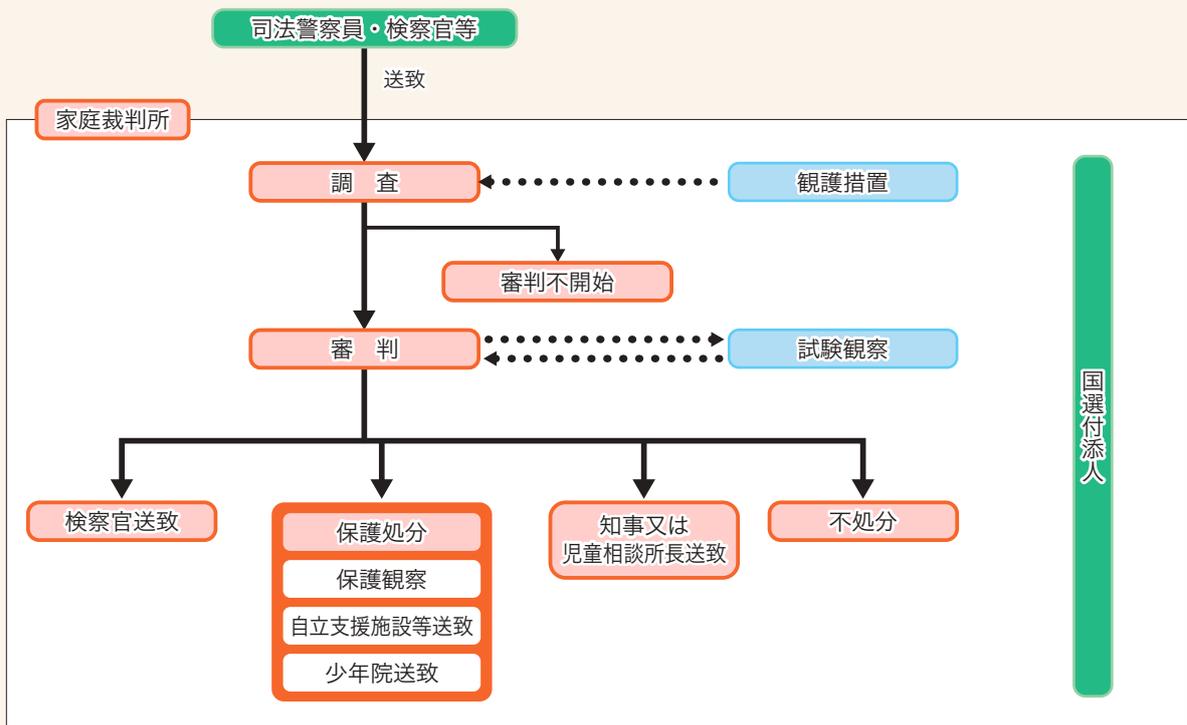
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされていた（同法第22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象

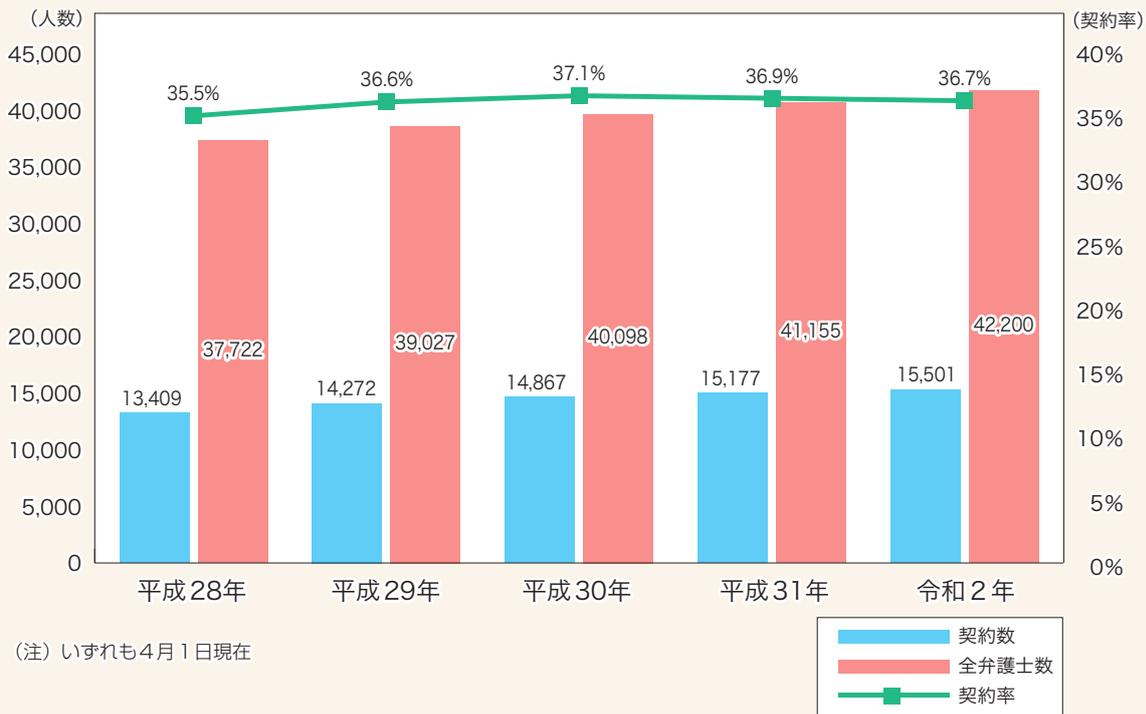
資料 3-14 少年事件の流れと国選付添制度



となる事件の範囲がさらに拡大することとなった。

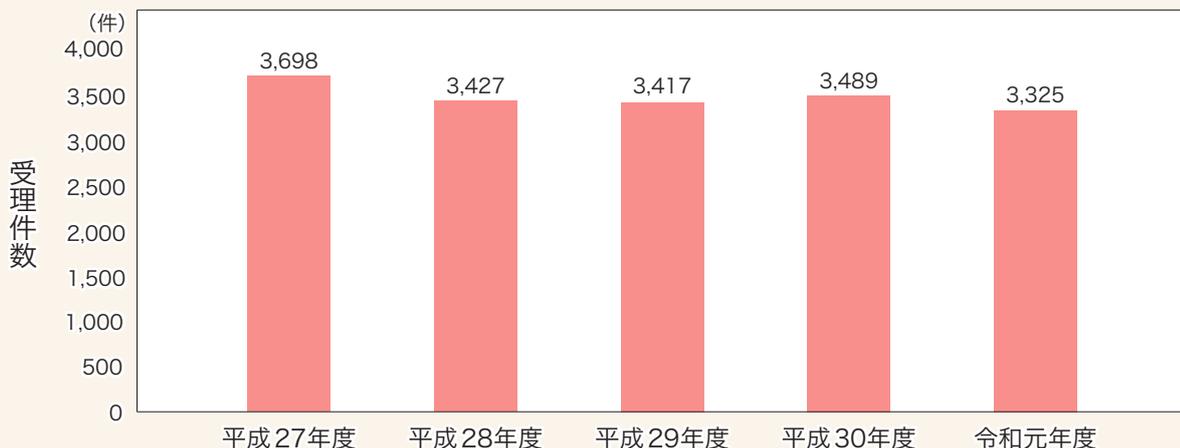
国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得て毎月増加し、令和2年4月1日時点で15,501名となった。

資料 3-15 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移



平成31年4月から令和2年3月までの国選付添事件の受理件数は合計3,325件である。平成27年度以降、受理件数は横ばい状態であり、令和元年度は前年度より4.7%減少している。国選付添人の選任率は、終局総人員中15.7%、観護措置人員中66.3%、付添人選任数中70.1%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17 一般保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり		終局総人員中 の選任率 ④/①	観護措置人員 中の選任率 ④/②	付添人選任数 中の選任率 ④/③
			③	うち国選 付添人あり ④			
令和元年	19,589	4,626	4,375	3,068	15.7%	66.3%	70.1%

(注1) ①②は令和元年司法統計年報を基に作成、③④は最高裁判所の提供値によるもの

(注2) 国選付添人選任数は法テラスの国選付添人事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬及び費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の種類(検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件)に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分が付さない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添人事件についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理1回目	審理2回目以降
	～45分未満	0円	6,400円
	45分～1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成28年4月1日現在			平成29年4月1日現在			平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
札幌	569	754	75.5%	543	772	70.3%	571	799	71.5%	589	807	73.0%	603	812	74.3%
函館	48	53	90.6%	50	55	90.9%	50	56	89.3%	50	54	92.6%	50	54	92.6%
旭川	67	72	93.1%	71	76	93.4%	68	72	94.4%	67	73	91.8%	73	79	92.4%
釧路	71	76	93.4%	73	77	94.8%	74	78	94.9%	76	81	93.8%	75	80	93.8%
青森	108	117	92.3%	106	120	88.3%	100	113	88.5%	100	113	88.5%	100	114	87.7%
岩手	96	100	96.0%	98	104	94.2%	95	104	91.3%	96	104	92.3%	98	102	96.1%
宮城	371	440	84.3%	377	439	85.9%	396	453	87.4%	398	457	87.1%	407	471	86.4%
秋田	68	78	87.2%	68	79	86.1%	69	77	89.6%	69	77	89.6%	65	76	85.5%
山形	85	95	89.5%	92	101	91.1%	92	97	94.8%	93	99	93.9%	95	103	92.2%
福島	185	194	95.4%	188	198	94.9%	191	203	94.1%	189	201	94.0%	185	200	92.5%
茨城	244	269	90.7%	250	281	89.0%	257	288	89.2%	256	287	89.2%	268	300	89.3%
栃木	170	211	80.6%	179	218	82.1%	183	222	82.4%	188	227	82.8%	188	228	82.5%
群馬	248	278	89.2%	252	279	90.3%	261	290	90.0%	263	295	89.2%	267	306	87.3%
埼玉	666	800	83.3%	696	830	83.9%	732	869	84.2%	754	881	85.6%	756	903	83.7%
千葉	660	750	88.0%	681	775	87.9%	709	799	88.7%	729	816	89.3%	727	829	87.7%
東京	10,678	17,592	60.7%	11,220	18,255	61.5%	11,683	18,880	61.9%	12,126	19,588	61.9%	12,826	20,258	63.3%
神奈川	1,291	1,532	84.3%	1,352	1,597	84.7%	1,409	1,637	86.1%	1,452	1,657	87.6%	1,486	1,695	87.7%
新潟	241	268	89.9%	251	277	90.6%	254	281	90.4%	253	289	87.5%	255	287	88.9%
富山	95	114	83.3%	106	122	86.9%	109	125	87.2%	108	122	88.5%	104	120	86.7%
石川	162	165	98.2%	165	173	95.4%	168	174	96.6%	165	173	95.4%	165	172	95.9%
福井	92	103	89.3%	94	103	91.3%	98	108	90.7%	104	113	92.0%	103	117	88.0%
山梨	110	120	91.7%	112	121	92.6%	113	122	92.6%	118	128	92.2%	119	128	93.0%
長野	221	241	91.7%	228	244	93.4%	230	244	94.3%	236	249	94.8%	236	255	92.5%
岐阜	163	189	86.2%	166	194	85.6%	166	203	81.8%	170	204	83.3%	168	207	81.2%
静岡	390	447	87.2%	410	465	88.2%	422	481	87.7%	430	498	86.3%	427	503	84.9%
愛知	1,529	1,860	82.2%	1,612	1,924	83.8%	1,662	1,963	84.7%	1,696	1,996	85.0%	1,696	2,039	83.2%
三重	171	187	91.4%	178	190	93.7%	166	184	90.2%	166	187	88.8%	173	194	89.2%
滋賀	106	144	73.6%	106	146	72.6%	118	154	76.6%	119	149	79.9%	113	155	72.9%
京都	584	733	79.7%	609	754	80.8%	617	772	79.9%	630	787	80.1%	643	813	79.1%
大阪	2,565	4,331	59.2%	2,819	4,461	63.2%	2,920	4,566	64.0%	2,903	4,652	62.4%	2,974	4,717	63.0%
兵庫	638	874	73.0%	686	914	75.1%	706	933	75.7%	751	970	77.4%	745	978	76.2%
奈良	149	165	90.3%	156	169	92.3%	158	173	91.3%	159	176	90.3%	158	176	89.8%
和歌山	129	146	88.4%	128	143	89.5%	130	146	89.0%	130	144	90.3%	128	145	88.3%
鳥取	65	66	98.5%	64	64	100.0%	64	65	98.5%	66	66	100.0%	67	67	100.0%
島根	75	79	94.9%	73	80	91.3%	74	82	90.2%	76	85	89.4%	75	85	88.2%
岡山	307	381	80.6%	314	397	79.1%	322	401	80.3%	335	408	82.1%	334	410	81.5%
広島	427	560	76.3%	441	578	76.3%	442	583	75.8%	448	594	75.4%	434	607	71.5%
山口	140	163	85.9%	145	170	85.3%	152	176	86.4%	152	177	85.9%	148	176	84.1%
徳島	82	92	89.1%	89	96	92.7%	86	93	92.5%	85	93	91.4%	82	90	91.1%
香川	127	172	73.8%	128	175	73.1%	129	172	75.0%	134	177	75.7%	141	184	76.6%
愛媛	125	163	76.7%	130	166	78.3%	131	164	79.9%	129	166	77.7%	129	165	78.2%
高知	79	88	89.8%	79	89	88.8%	77	86	89.5%	82	88	93.2%	84	90	93.3%
福岡	880	1,195	73.6%	960	1,244	77.2%	986	1,286	76.7%	1,014	1,319	76.9%	1,049	1,373	76.4%
佐賀	92	100	92.0%	95	103	92.2%	96	105	91.4%	98	108	90.7%	99	107	92.5%
長崎	142	156	91.0%	147	163	90.2%	147	159	92.5%	149	161	92.5%	148	159	93.1%
熊本	222	266	83.5%	230	273	84.2%	237	281	84.3%	236	282	83.7%	231	282	81.9%
大分	141	156	90.4%	143	160	89.4%	141	161	87.6%	140	156	89.7%	140	159	88.1%
宮崎	123	136	90.4%	127	142	89.4%	128	139	92.1%	121	136	89.0%	120	136	88.2%
鹿児島	190	197	96.4%	195	207	94.2%	199	211	94.3%	203	217	93.5%	206	221	93.2%
沖縄	183	254	72.0%	185	264	70.1%	197	268	73.5%	196	268	73.1%	197	273	72.2%
合計	26,370	37,722	69.9%	27,667	39,027	70.9%	28,585	40,098	71.3%	29,297	41,155	71.2%	30,160	42,200	71.5%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	被疑者	被告人								
札幌	1,605	1,527	1,497	1,379	1,707	1,399	1,701	1,301	1,473	1,229
函館	201	192	162	147	164	146	220	131	191	121
旭川	296	273	264	230	238	195	305	192	233	171
釧路	369	346	353	312	325	270	358	251	345	253
青森	438	368	324	330	322	363	353	320	426	287
岩手	440	356	411	364	358	327	474	328	481	327
宮城	1,328	1,032	1,052	1,006	1,099	834	1,274	821	1,385	867
秋田	269	311	338	359	296	313	324	304	276	297
山形	444	353	462	374	333	250	369	255	413	281
福島	975	800	818	739	739	693	891	692	962	625
茨城	1,561	1,282	1,456	1,182	1,378	1,343	1,851	1,235	1,769	1,172
栃木	1,069	990	1,014	960	1,044	1,015	1,188	968	1,261	906
群馬	1,649	1,048	1,443	887	1,356	828	1,660	864	1,585	747
埼玉	2,943	2,209	2,982	2,073	2,739	1,814	3,638	1,741	4,154	2,028
川越	656	475	664	440	554	369	662	282	905	383
千葉	3,173	2,488	2,946	2,420	2,685	2,058	3,459	2,017	3,531	2,186
松戸	642	372	572	315	610	366	826	364	760	358
東京	7,142	7,934	6,881	7,831	6,842	8,260	9,597	8,981	9,773	8,453
多摩	1,935	1,207	1,756	995	1,688	1,025	2,492	1,199	2,478	1,050
神奈川	2,890	1,868	2,563	1,911	2,466	1,827	2,851	1,749	2,798	1,519
川崎	573	373	597	335	516	321	600	324	681	286
小田原	561	352	632	494	547	492	589	317	527	276
新潟	978	763	943	780	935	730	1,096	781	1,052	714
富山	274	191	298	215	304	200	448	225	333	238
石川	550	518	611	430	445	331	634	402	710	407
福井	440	318	416	230	414	269	455	211	505	222
山梨	364	398	354	364	354	424	518	504	515	499
長野	720	685	622	576	587	563	624	521	647	566
岐阜	916	628	814	584	646	511	902	690	1,122	804
静岡	645	418	572	402	550	376	693	391	743	365
浜松	722	603	750	561	638	431	804	409	803	400
沼津	777	519	800	472	625	459	1,017	433	853	469
愛知	3,585	2,842	3,570	2,537	3,499	2,211	4,518	2,191	4,959	2,487
三河	1,314	888	1,339	781	1,216	789	1,492	679	1,614	658
三重	828	614	769	644	779	644	871	623	947	728
滋賀	792	550	693	528	768	530	888	625	823	632
京都	1,643	1,216	1,492	1,082	1,495	944	1,809	1,093	1,575	913
大阪	5,627	5,415	5,474	5,379	5,165	4,964	5,525	4,893	5,846	5,300
兵庫	1,669	1,244	1,582	1,143	1,681	1,323	2,356	1,236	2,289	1,181
姫路	911	785	807	605	985	669	1,120	560	1,027	572
阪神	712	523	740	538	820	571	980	503	988	499
奈良	840	614	802	581	642	472	690	473	761	533
和歌山	515	504	551	425	607	417	583	398	584	372
鳥取	232	174	239	181	254	181	306	224	293	203
島根	239	262	270	301	290	222	377	269	284	247
岡山	1,009	777	1,011	858	973	860	1,204	852	1,222	781
広島	1,544	1,256	1,498	1,171	1,431	914	1,836	1,094	1,904	1,081
山口	634	490	702	549	743	662	753	749	724	570
徳島	374	381	329	334	305	291	309	280	318	257
香川	649	841	619	800	508	724	585	790	772	746
愛媛	795	834	655	770	541	668	729	661	466	510
高知	374	462	404	441	372	420	419	389	411	331
福岡	2,672	2,613	2,383	2,338	2,306	2,111	3,002	2,123	3,026	2,066
北九州	1,070	1,082	951	893	822	674	1,080	743	1,139	753
佐賀	586	435	510	406	413	345	373	291	355	274
長崎	493	444	433	403	481	407	499	402	521	349
熊本	873	760	686	611	590	611	725	554	667	539
大分	440	444	383	348	475	347	422	321	417	299
宮崎	593	398	519	365	568	420	497	358	508	354
鹿児島	624	485	637	636	497	422	579	365	513	360
沖縄	1,211	974	1,164	1,043	1,109	1,040	1,380	920	1,502	909
合計	70,393	59,504	66,579	56,388	63,839	53,655	78,780	53,862	80,145	53,010

付表 3-3 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地方事務所	平成28年4月1日現在			平成29年4月1日現在			平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率									
札幌	496	754	65.8%	503	772	65.2%	532	799	66.6%	547	807	67.8%	560	812	69.0%
函館	45	53	84.9%	47	55	85.5%	47	56	83.9%	47	54	87.0%	47	54	87.0%
旭川	61	72	84.7%	65	76	85.5%	63	72	87.5%	62	73	84.9%	68	79	86.1%
釧路	63	76	82.9%	64	77	83.1%	65	78	83.3%	67	81	82.7%	66	80	82.5%
青森	90	117	76.9%	86	120	71.7%	84	113	74.3%	85	113	75.2%	86	114	75.4%
岩手	79	100	79.0%	82	104	78.8%	79	104	76.0%	78	104	75.0%	78	102	76.5%
宮城	291	440	66.1%	298	439	67.9%	316	453	69.8%	320	457	70.0%	330	471	70.1%
秋田	57	78	73.1%	58	79	73.4%	60	77	77.9%	60	77	77.9%	57	76	75.0%
山形	74	95	77.9%	80	101	79.2%	81	97	83.5%	83	99	83.8%	84	103	81.6%
福島	154	194	79.4%	161	198	81.3%	163	203	80.3%	163	201	81.1%	158	200	79.0%
茨城	193	269	71.7%	199	281	70.8%	208	288	72.2%	206	287	71.8%	211	300	70.3%
栃木	127	211	60.2%	134	218	61.5%	137	222	61.7%	141	227	62.1%	144	228	63.2%
群馬	189	278	68.0%	192	279	68.8%	203	290	70.0%	209	295	70.8%	217	306	70.9%
埼玉	427	800	53.4%	458	830	55.2%	491	869	56.5%	508	881	57.7%	514	903	56.9%
千葉	469	750	62.5%	488	775	63.0%	514	799	64.3%	529	816	64.8%	537	829	64.8%
東京	2,576	17,592	14.6%	2,723	18,255	14.9%	2,856	18,880	15.1%	2,952	19,588	15.1%	3,058	20,258	15.1%
神奈川	893	1,532	58.3%	942	1,597	59.0%	985	1,637	60.2%	1,014	1,657	61.2%	1,047	1,695	61.8%
新潟	168	268	62.7%	178	277	64.3%	178	281	63.3%	178	289	61.6%	180	287	62.7%
富山	75	114	65.8%	86	122	70.5%	90	125	72.0%	85	122	69.7%	84	120	70.0%
石川	114	165	69.1%	119	173	68.8%	125	174	71.8%	124	173	71.7%	126	172	73.3%
福井	85	103	82.5%	86	103	83.5%	89	108	82.4%	95	113	84.1%	95	117	81.2%
山梨	87	120	72.5%	89	121	73.6%	90	122	73.8%	93	128	72.7%	94	128	73.4%
長野	172	241	71.4%	180	244	73.8%	182	244	74.6%	186	249	74.7%	186	255	72.9%
岐阜	121	189	64.0%	125	194	64.4%	128	203	63.1%	132	204	64.7%	131	207	63.3%
静岡	310	447	69.4%	327	465	70.3%	338	481	70.3%	342	498	68.7%	347	503	69.0%
愛知	784	1,860	42.2%	867	1,924	45.1%	927	1,963	47.2%	970	1,996	48.6%	1,009	2,039	49.5%
三重	109	187	58.3%	117	190	61.6%	110	184	59.8%	109	187	58.3%	114	194	58.8%
滋賀	103	144	71.5%	102	146	69.9%	115	154	74.7%	115	149	77.2%	110	155	71.0%
京都	362	733	49.4%	390	754	51.7%	392	772	50.8%	398	787	50.6%	407	813	50.1%
大阪	1,319	4,331	30.5%	1,500	4,461	33.6%	1,573	4,566	34.5%	1,558	4,652	33.5%	1,608	4,717	34.1%
兵庫	442	874	50.6%	503	914	55.0%	543	933	58.2%	591	970	60.9%	598	978	61.1%
奈良	116	165	70.3%	127	169	75.1%	130	173	75.1%	132	176	75.0%	133	176	75.6%
和歌山	94	146	64.4%	91	143	63.6%	95	146	65.1%	93	144	64.6%	94	145	64.8%
鳥取	57	66	86.4%	57	64	89.1%	56	65	86.2%	58	66	87.9%	59	67	88.1%
島根	63	79	79.7%	62	80	77.5%	62	82	75.6%	65	85	76.5%	64	85	75.3%
岡山	249	381	65.4%	256	397	64.5%	262	401	65.3%	272	408	66.7%	270	410	65.9%
広島	303	560	54.1%	326	578	56.4%	329	583	56.4%	341	594	57.4%	340	607	56.0%
山口	122	163	74.8%	126	170	74.1%	135	176	76.7%	137	177	77.4%	132	176	75.0%
徳島	79	92	85.9%	86	96	89.6%	84	93	90.3%	83	93	89.2%	82	90	91.1%
香川	102	172	59.3%	106	175	60.6%	107	172	62.2%	107	177	60.5%	112	184	60.9%
愛媛	95	163	58.3%	100	166	60.2%	102	164	62.2%	103	166	62.0%	98	165	59.4%
高知	63	88	71.6%	64	89	71.9%	65	86	75.6%	71	88	80.7%	73	90	81.1%
福岡	655	1,195	54.8%	722	1,244	58.0%	746	1,286	58.0%	738	1,319	56.0%	766	1,373	55.8%
佐賀	88	100	88.0%	91	103	88.3%	90	105	85.7%	92	108	85.2%	93	107	86.9%
長崎	128	156	82.1%	133	163	81.6%	135	159	84.9%	137	161	85.1%	137	159	86.2%
熊本	178	266	66.9%	185	273	67.8%	190	281	67.6%	192	282	68.1%	187	282	66.3%
大分	100	156	64.1%	104	160	65.0%	103	161	64.0%	101	156	64.7%	102	159	64.2%
宮崎	112	136	82.4%	117	142	82.4%	119	139	85.6%	113	136	83.1%	112	136	82.4%
鹿児島	141	197	71.6%	141	207	68.1%	149	211	70.6%	149	217	68.7%	147	221	66.5%
沖縄	129	254	50.8%	129	264	48.9%	144	268	53.7%	146	268	54.5%	149	273	54.6%
合計	13,409	37,722	35.5%	14,272	39,027	36.6%	14,867	40,098	37.1%	15,177	41,155	36.9%	15,501	42,200	36.7%

3 国選弁護等関連業務

4 司法過疎対策・常勤弁護士

5 犯罪被害者支援業務

6 災害対応

7 受託業務

8 その他

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
札幌	42	32	48	59	59
函館	12	9	6	6	12
旭川	5	12	2	9	13
釧路	15	15	10	11	8
青森	13	9	17	17	10
岩手	6	11	23	15	16
宮城	31	41	32	36	30
秋田	6	9	8	5	4
山形	7	8	9	17	8
福島	27	31	30	33	16
茨城	140	106	76	88	73
栃木	27	52	47	69	42
群馬	58	49	50	41	69
埼玉	187	167	177	147	136
川越	43	46	47	39	43
千葉	161	146	147	163	99
松戸	37	56	34	34	25
東京	266	170	194	200	214
多摩	120	105	98	135	111
神奈川	232	183	257	215	252
川崎	49	39	60	45	53
小田原	57	49	30	42	39
新潟	43	44	55	47	42
富山	15	21	21	18	19
石川	9	19	7	17	15
福井	13	15	4	0	15
山梨	38	22	30	14	29
長野	39	26	27	36	23
岐阜	29	45	42	31	42
静岡	32	20	20	11	14
浜松	45	21	15	29	28
沼津	29	33	16	36	33
愛知	152	142	234	209	195
三河	48	73	64	56	72
三重	31	41	23	42	40
滋賀	16	25	48	51	55
京都	89	81	63	64	66
大阪	399	373	333	474	479
兵庫	99	111	131	105	103
姫路	54	46	40	39	35
阪神	32	52	46	46	47
奈良	38	29	34	31	26
和歌山	27	24	28	14	16
鳥取	9	7	13	10	10
島根	10	12	7	13	9
岡山	67	73	71	47	51
広島	66	95	91	84	74
山口	36	23	33	36	31
徳島	28	13	25	13	15
香川	39	33	33	34	29
愛媛	55	40	26	32	12
高知	19	8	17	17	16
福岡	164	182	143	135	121
北九州	69	53	40	43	38
佐賀	40	37	24	14	13
長崎	25	29	33	13	26
熊本	40	25	20	42	26
大分	7	24	13	15	26
宮崎	47	40	43	26	14
鹿児島	29	44	38	42	26
沖縄	130	81	64	77	62
合計	3,698	3,427	3,417	3,489	3,325

4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



4-1 令和元年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組にも尽力しており、地域に密着した活動を行う常勤弁護士の役割は、法テラスの基本理念である司法へのアクセシビリティの向上を図る上で、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、法律専門家である弁護士・司法書士と地方公共団体・福祉機関等の職員とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障害者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々の抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスでは、このような取組の重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任などを意欲的に行っている常勤弁護士に大きな期待がかかると考え、この事業への取組を充実させてきた。令和元年度における具体的取組としては、平成26年度に策定した司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえて、常勤弁護士による業務説明会を積極的に開催するなどして関係機関との連携を強化し、司法ソーシャルワークにおける経験豊かな常勤弁護士が他の常勤弁護士に1対1でノウハウなどについて個別指導をする実地研修などを行ったほか、地方事務所の職員も交えて各地域の司法アクセスに関する課題や課題の解消方法について意見交換するワークショップを実施した。

今後も、司法ソーシャルワーク事業の拡充に向けて、さまざまな取組を行っていく予定である。

(3) 被災地での活動

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）が特定非常災害に指定された際には、被災地に赴任する常勤弁護士が被災者相談援助の担当者となるなどの活動をした。

4-2 業務の概要

常勤弁護士がその重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（綜合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法的サービスの提供を行っている。司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談の実施などを行っている。

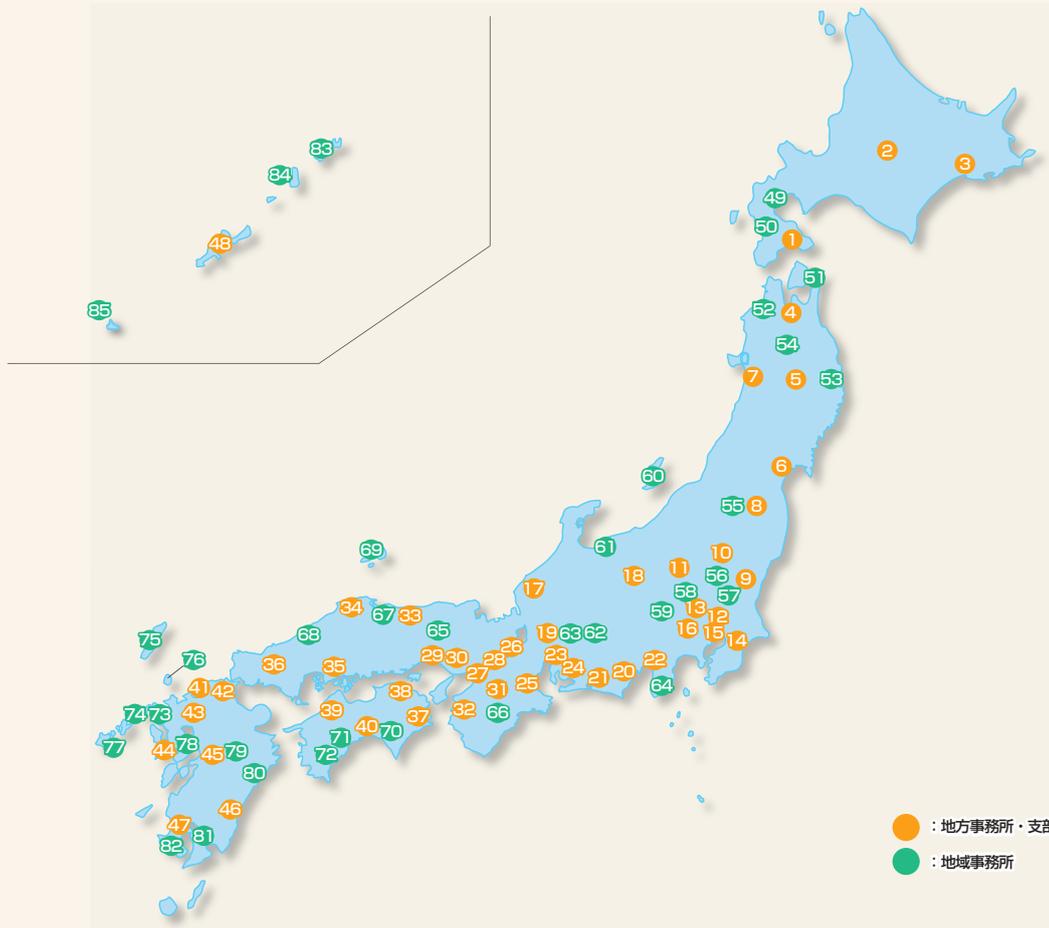
4-3 常勤弁護士の配置

(1) 配置

常勤弁護士は、令和2年3月31日現在、合計201名となり、資料4-1のとおり、合計85か所の事務所（全国48か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧（令和2年3月31日現在）

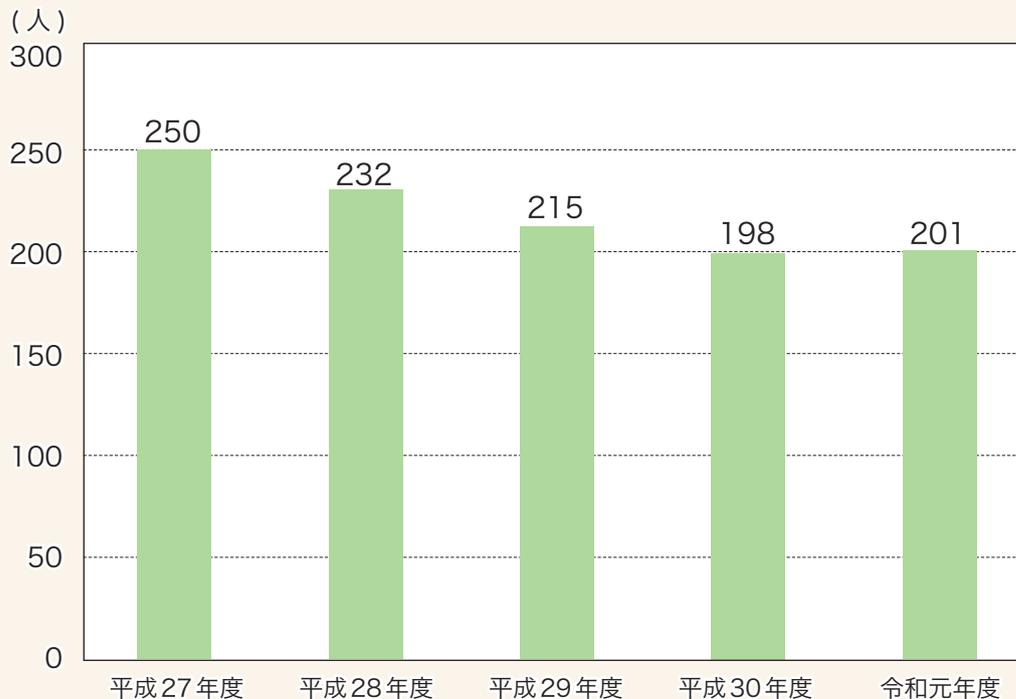


地方事務所（41か所）・支部（7か所）			
1	函館地方事務所	2	25 三重地方事務所
2	旭川地方事務所	1	26 滋賀地方事務所
3	釧路地方事務所	2	27 大阪地方事務所
4	青森地方事務所	2	28 京都地方事務所
5	岩手地方事務所	1	29 兵庫地方事務所
6	宮城地方事務所	1	30 兵庫地方事務所阪神支部
7	秋田地方事務所	2	31 奈良地方事務所
8	福島地方事務所	1	32 和歌山地方事務所
9	茨城地方事務所	2	33 鳥取地方事務所
10	栃木地方事務所	1	34 島根地方事務所
11	群馬地方事務所	2	35 広島地方事務所
12	埼玉地方事務所	7	36 山口地方事務所
13	埼玉地方事務所川越支部	3	37 徳島地方事務所
14	千葉地方事務所	7	38 香川地方事務所
15	東京地方事務所	15	39 愛媛地方事務所
16	東京地方事務所多摩支部	5	40 高知地方事務所
17	福井地方事務所	1	41 福岡地方事務所
18	長野地方事務所	1	42 福岡地方事務所北九州支部
19	岐阜地方事務所	3	43 佐賀地方事務所
20	静岡地方事務所	4	44 長崎地方事務所
21	静岡地方事務所浜松支部	3	45 熊本地方事務所
22	静岡地方事務所沼津支部	2	46 宮崎地方事務所
23	愛知地方事務所	3	47 鹿児島地方事務所
24	愛知地方事務所三河支部	3	48 沖縄地方事務所

地域事務所（37か所）			
49	八雲地域事務所	2	68 浜田地域事務所
50	江差地域事務所	2	69 西郷地域事務所
51	むつ地域事務所	1	70 安芸地域事務所
52	鱒ヶ沢地域事務所	1	71 須崎地域事務所
53	宮古地域事務所	1	72 中村地域事務所
54	鹿角地域事務所	1	73 佐世保地域事務所
55	会津若松地域事務所	1	74 平戸地域事務所
56	下妻地域事務所	2	75 対馬地域事務所
57	牛久地域事務所	2	76 沓岐地域事務所
58	熊谷地域事務所	2	77 五島地域事務所
59	秩父地域事務所	3	78 雲仙地域事務所
60	佐渡地域事務所	2	79 高森地域事務所
61	魚津地域事務所	2	80 延岡地域事務所
62	中津川地域事務所	1	81 鹿屋地域事務所
63	可児地域事務所	1	82 指宿地域事務所
64	下田地域事務所	3	83 奄美地域事務所
65	福知山地域事務所	1	84 徳之島地域事務所
66	南和地域事務所	2	85 宮古島地域事務所
67	倉吉地域事務所	1	

(注) 熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を修了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その契約期間を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

この制度により、令和元年度は23名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、令和元年度には常勤弁護士採用案内のパンフレットを改訂した上、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生などを対象として、募集要項などとともに配布し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する説明会を実施している。

司法修習生からの常勤弁護士を確保するため、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内などを配布する広報活動を行い、引き続き、令和元年度には、採用情報等に関する就職説明会を合計10回開催した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会や大学生向けのイベントへの参加や法科大学院などの講義に常勤弁護士を派遣し、各地の法律事務所では事務所訪問の受入れを可能とするなど、常勤弁護士の業務内容などを周知するための活動を行った。

また、法曹として一定の実務経験を有する弁護士等からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士の募集案内を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内のURLを常時掲載して周知を図るとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組により、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞った情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

さらに、常勤弁護士への関心を促すために、法科大学院生を対象とした業務説明会を合計16回開催し、司法研修所における選択型実務修習に参加して各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの学生を広く受け入れ、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入れも実施しており、常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

その他、法テラスのホームページ及び法律・法務求人サイトにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報などを掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

以上に加えて、令和元年度には、市民向けに常勤弁護士の存在を周知するためのポスターを作成し、各地の地方事務所や法科大学院等に配布した。

4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、また各地の弁護士会・地方公共団体など地域関係機関の支援体制などを考慮して設置している。

平成31年3月31日に八戸地域事務所を閉鎖したため、令和元年度の司法過疎地域事務所の設置数は34か所となった。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移

(地域事務所数)



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができることを目的としたパーソナリティ障害対応研修や、司法ソーシャルワークを推進するために同分野で経験豊かな常勤弁護士からノウハウなどを学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士のさらなる資質の向上を図るため、法律事務所へ赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習修了直後に採用した法テラス法律事務所へ赴任前の新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の勤務契約の期間に合わせ、期間終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法を学ぶ研修などを実施している。

イ その他の研修

全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し、地方の実情に応じた研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部主催研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和2年1月16日～17日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、法テラスの業務、扶助・国選・受託の手続、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室について、ビジネスマナー、傾聴スキル、業務上の注意事項について、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス
令和元年8月29日～30日 令和2年2月13日～14日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、弁護士倫理、裁判官の立場から見た弁護活動、先輩弁護士の体験談・質疑応答
令和元年11月14日～15日	【常勤弁護士赴任前研修】 マネジメント研修、後見業務研修、扶助・国選・有償事件の手続、法律事務所職員との関わり方、赴任手続、各種規程と手続

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
令和元年7月25日 令和元年11月29日	【裁判員裁判事例研究研修】 取調べ対応、量刑資料（分析・引用）、主張立証・証拠収集（動機経緯、成育歴、精神障害の影響等）、情状鑑定、無罪を主張している場合の弁護等
令和元年9月27日	【裁判員裁判専門研修】 公判前整理手続における予定主張明示、量刑弁護等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
令和元年5月23日	【考課者研修】 マネジメント研修（講義・ロールプレイング・グループワーク等）
令和元年9月11日～12日	【パーソナリティ障害対応研修】 精神的問題を抱える当事者への対応、模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション等
令和元年10月24日～25日	【常勤弁護士赴任2年目業務研修】 ケーススタディ労働実務、労働事件事例研究、刑事研修、プレゼンテーション研修等

2 ブロック別研修

各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	研修内容
令和元年5月17日	外国人問題（関東Bブロックと合同開催）

関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野

実施日	研修内容
令和元年5月17日	外国人問題（関東Aブロックと合同開催）
令和元年10月18日	生活困窮者の自立支援の現状について、司法ソーシャルワークの実践例

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	研修内容
令和元年7月4日～5日	母子家庭、子ども、生活困窮者らを取りまく法律問題（中国ブロックと合同開催）

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	研修内容
令和元年10月30日～31日	事例報告・検討（成年後見等事件の処理、司法ソーシャルワークの実践、法律事務所の運営と取組、裁判員裁判について等）

中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根

実施日	研修内容
令和元年7月4日～5日	母子家庭、子ども、生活困窮者らを取りまく法律問題（近畿ブロックと合同開催）

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	研修内容
令和元年5月17日～18日	法テラス地方事務所の司法ソーシャルワーク、成年後見支援センターの設立運営及び市民後見人の養成、事例報告及び意見交換（刑事施設収容者からの法律相談及び事件受任）

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・福島・山形・岩手・秋田・青森

実施日	研修内容
令和元年5月31日～6月1日	刑務所及び刑務支所の見学、施設職員による講義、施設職員との意見交換並びに質疑応答、各法律事務所による業務報告
令和元年11月22日～23日	被災地における法律支援業務、被災地施設の見学等

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	研修内容
令和元年6月14日～15日	国際人権法から見た日本の精神医療、強制入院と司法アクセス

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士が研究員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、常勤弁護士のOBなどを専門員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・一般刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。さらに、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどし、かつ、赴任1年目の常勤弁護士及び1人事務所に赴任している常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室ともに、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 令和元年度における業務の概況

(1) 犯罪被害者支援業務の概況

法テラスは、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法等の要請を受け、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、平成18年10月の業務開始当初から、犯罪被害者支援業務の体制を整備してきた。

被害者の支援に関する法制度や関係機関の情報提供は、全国の地方事務所に加えコールセンターに設置した犯罪被害者支援ダイヤルでも実施しているところ、令和元年度には同ダイヤルでの対応件数が過去最多の15,343件となった。

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介も業務開始当初から実施しているほか、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等が経済的に余裕のない場合に国選被害者参加弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務、平成25年12月からは「被害者参加人への旅費等支給業務」、平成30年1月からは「DV等被害者法律相談援助業務」を開始するなど、法テラスの取り扱う支援業務は徐々に拡充され、利用も増加している。また、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会の協力により、業務の担い手である犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士、被害者参加弁護士契約弁護士の確保にも努めている。

(2) DV等被害者法律相談援助事業の状況

平成30年1月24日から、新たな業務として特定侵害行為（DV、ストーカー及び児童虐待）の被害を現に受けている疑いのある方を対象に法律相談を実施する「DV等被害者法律相談援助業務」が開始された。令和元年度末までに約1,700件の利用実績があり、性別・年代も様々な方に利用いただいた。

法テラス本部では、制度施行後に新たに生じた課題について、日本弁護士連合会及び法務省等との協議を重ねながら、適切な援助実施に向けた検討を行っている。令和元年度においては、同制度において児童虐待の被害者への法律相談を行っていることを分かりやすく説明したポスター及びポケットカードを作成し、地方事務所と連携して小中学校に配布したほか、関係機関等へも配布してさらなる制度周知に努めた。地方事務所においても、より多くのDV、ストーカー及び児童虐待の被害者が本援助にアクセスできるよう、弁護士会をはじめとする関係機関との調整等を行い、地域ネットワークにおける関係機関等の連携強化や制度周知に努めた。

(3) 研修等の実施

令和元年度においては、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、被虐待児の支援を行っている弁護士及びNPO法人理事長を招いて研修を実施し、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。研修の様子はDVDに録画して地方事務所・支部・出張所・地域事務所に配布し、地方でも職員が講義を受講できる環境を整えた。

その他にも、職員が犯罪の被害に遭われた方の心情に配慮した対応ができるよう、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介に至るケースを元にしたロールプレイ方式での研修を実施するとともに、関係機関が開催する各地の犯罪被害者支援員養成研修や講演会等へ積極的に参加して、幅広く知識を習得することにより、法テラスが提供する犯罪被害者支援の内容及び質の向上に努めている。

5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

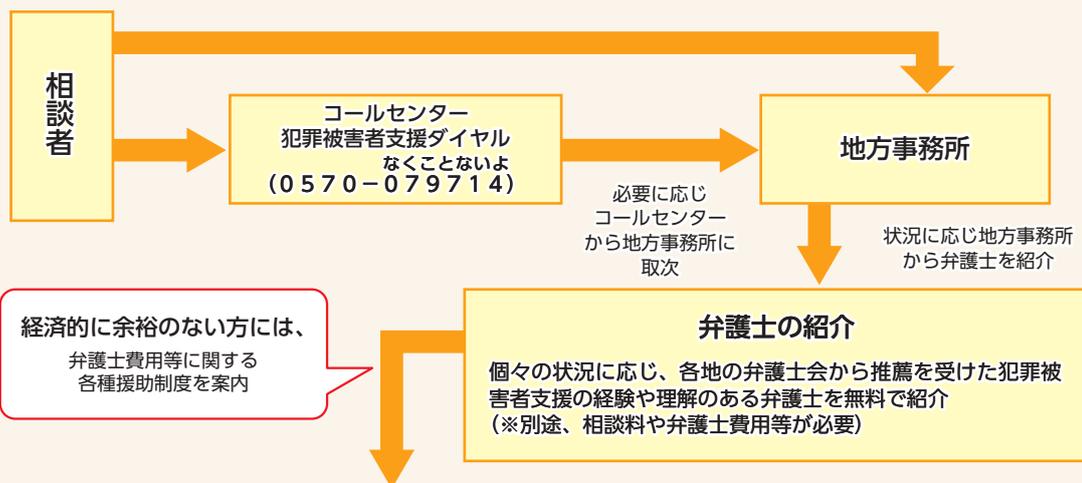
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の流れ



経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



弁護士費用等に関する援助制度

※利用には、それぞれ一定の要件等がある

民事法律扶助（民事裁判等手続）

民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う制度

- （例）・損害賠償命令制度の利用
- ・損害賠償請求（訴訟等）
- ・保護命令申立て など

DV等被害者法律相談援助

（民事／刑事／行政手続）

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施する制度

（平成30年1月24日開始）

被害者参加人のための国選弁護（刑事手続）

一定の事件の被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）の援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）の費用等を国が負担する制度

【日本弁護士連合会委託援助】

犯罪被害者法律援助（刑事／行政手続）

殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行う制度

- （例）・被害届提出
- ・マスコミ対応
- ・少年審判傍聴付添 など

子どもに対する法律援助（行政／法的手続）

児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度

- （例）・行政機関（児童相談所等）や施設との交渉代理
- ・訴訟代理 など

(2) 犯罪被害者支援ダイヤル

ア 問合せ件数

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

年度ごとの問合せ件数は資料5-3のとおりである。令和元年度には、犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所で受け付けた犯罪被害に関する問合せの総数が、業務開始から累計で32万件に達した。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移



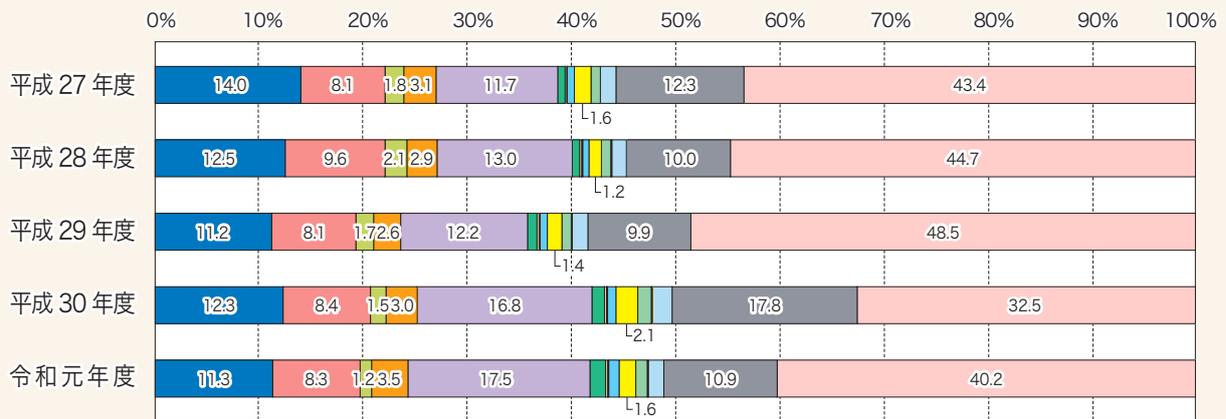
【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和元年度末の問合せ累計(件)

犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	153,732 件
地方事務所 (件数)	170,797 件
計	324,529 件

イ 問合せ内容

令和元年度における問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。昨年度同様、DVが最も大きな割合を占め、その他を除き生命・身体犯被害が続いた。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



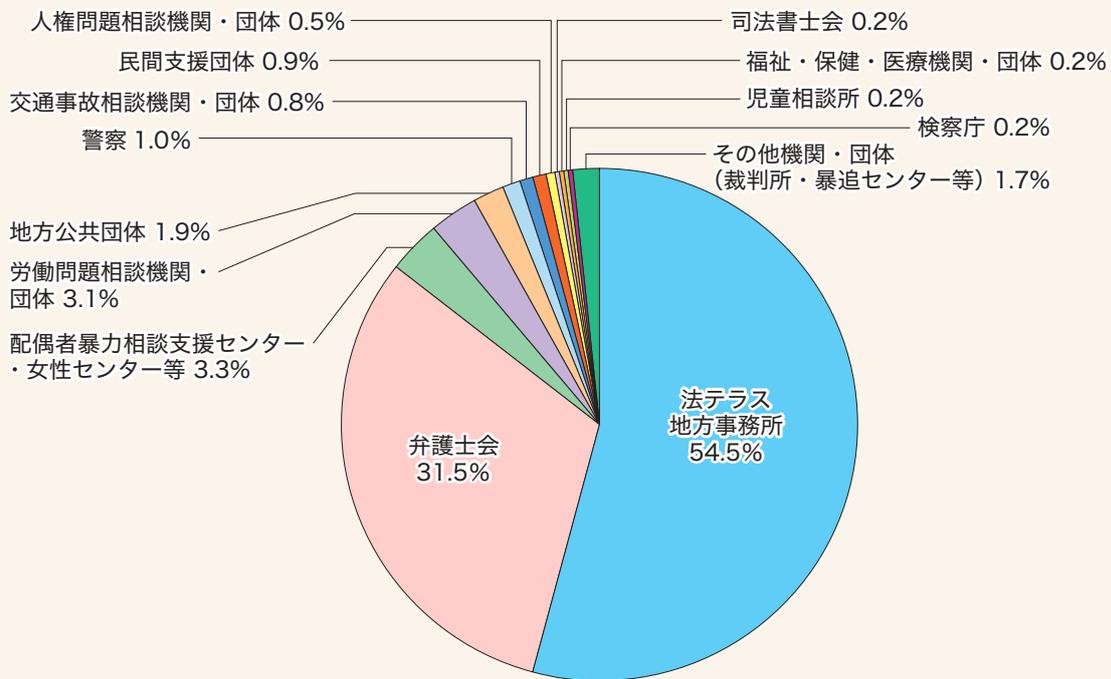
■ 生命・身体犯被害	■ 性被害	■ 交通犯罪	■ ストーカー
■ DV	■ 児童虐待	■ 高齢者虐待	■ 障害者虐待
■ いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	■ いじめ・嫌がらせ(職場)	■ セクシャル・ハラスメント	■ 民事介入暴力
■ 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	■ 刑事手続・犯罪の成否等	■ その他(消費者被害等)	

被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成27年度	14.0%	8.1%	1.8%	3.1%	11.7%	0.7%	0.1%	0.1%	0.7%	1.6%	0.9%	0.0%	1.5%	12.3%	43.4%
平成28年度	12.5%	9.6%	2.1%	2.9%	13.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.6%	1.2%	0.9%	0.1%	1.4%	10.0%	44.7%
平成29年度	11.2%	8.1%	1.7%	2.6%	12.2%	0.9%	0.2%	0.1%	0.7%	1.4%	0.9%	0.1%	1.5%	9.9%	48.5%
平成30年度	12.3%	8.4%	1.5%	3.0%	16.8%	1.2%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.3%	0.1%	1.9%	17.8%	32.5%
令和元年度	11.3%	8.3%	1.2%	3.5%	17.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.0%	1.6%	1.1%	0.1%	1.5%	10.9%	40.2%

ウ 紹介先

令和元年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先は、法テラス地方事務所が最も多く54.5%を占めている。犯罪被害者やその家族などがアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っている。次いで弁護士会が31.5%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、配偶者暴力相談支援センターや労働問題相談機関など、各被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-5 令和元年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

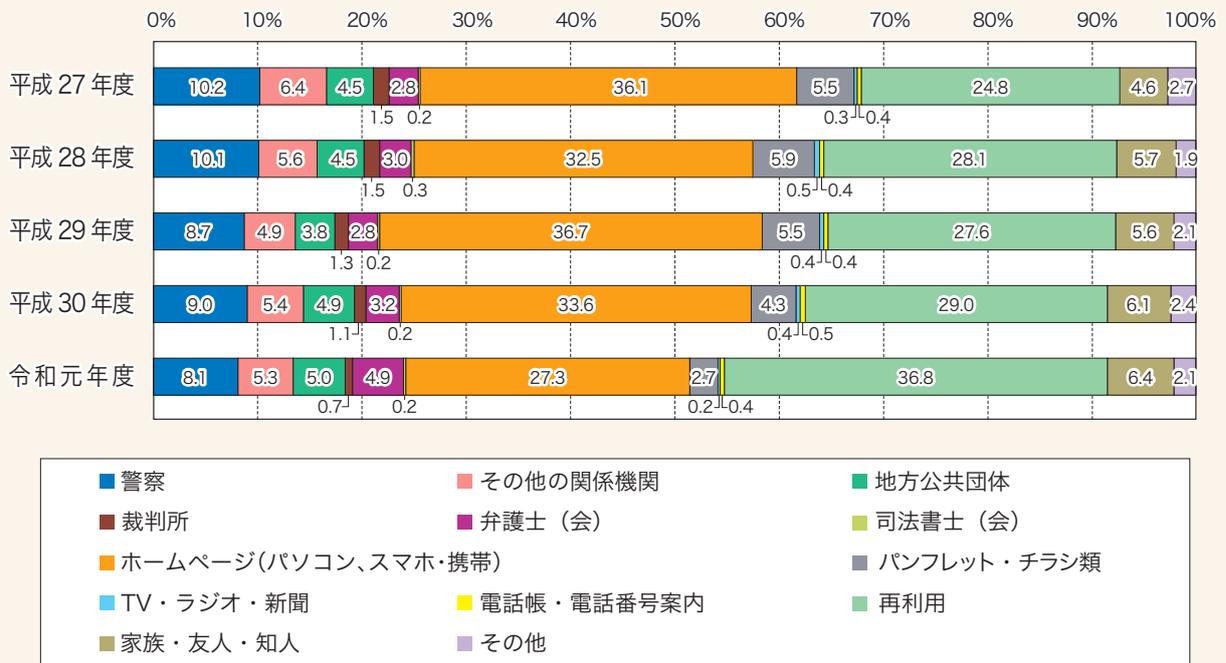


工 認知媒体

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体（注）は、例年ホームページが大きな割合を占めている。また、再利用及び家族・友人・知人が増加傾向であり、令和元年度には合わせて43.2%を占めた。利用者の高い満足度がうかがえる結果と言える。

（注）認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移



(3) 地方事務所

各地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

ア 電話及び面談による情報提供

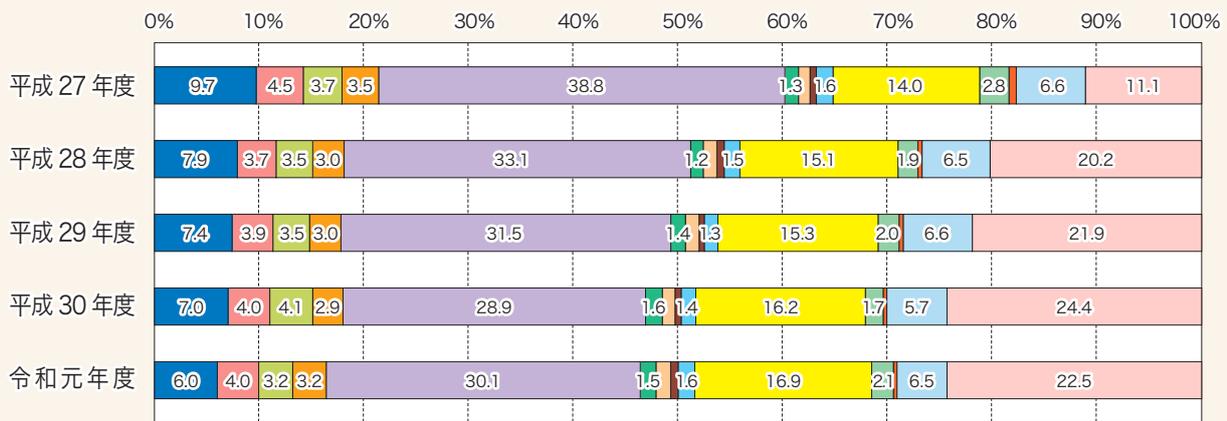
(ア) 問合せ件数

犯罪被害・刑事手続などに関する問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。業務開始以降の問合せ件数は累計約17万件となった。

(イ) 問合せ内容

令和元年度の問合せ内容内訳では、例年同様DVが最も多く、全体の30.1%を占めている。いじめ・嫌がらせ（職場）の割合は業務開始以来、減ることなく推移しており、16.9%となった。

資料5-7 地方事務所問合せ分野別内訳の推移

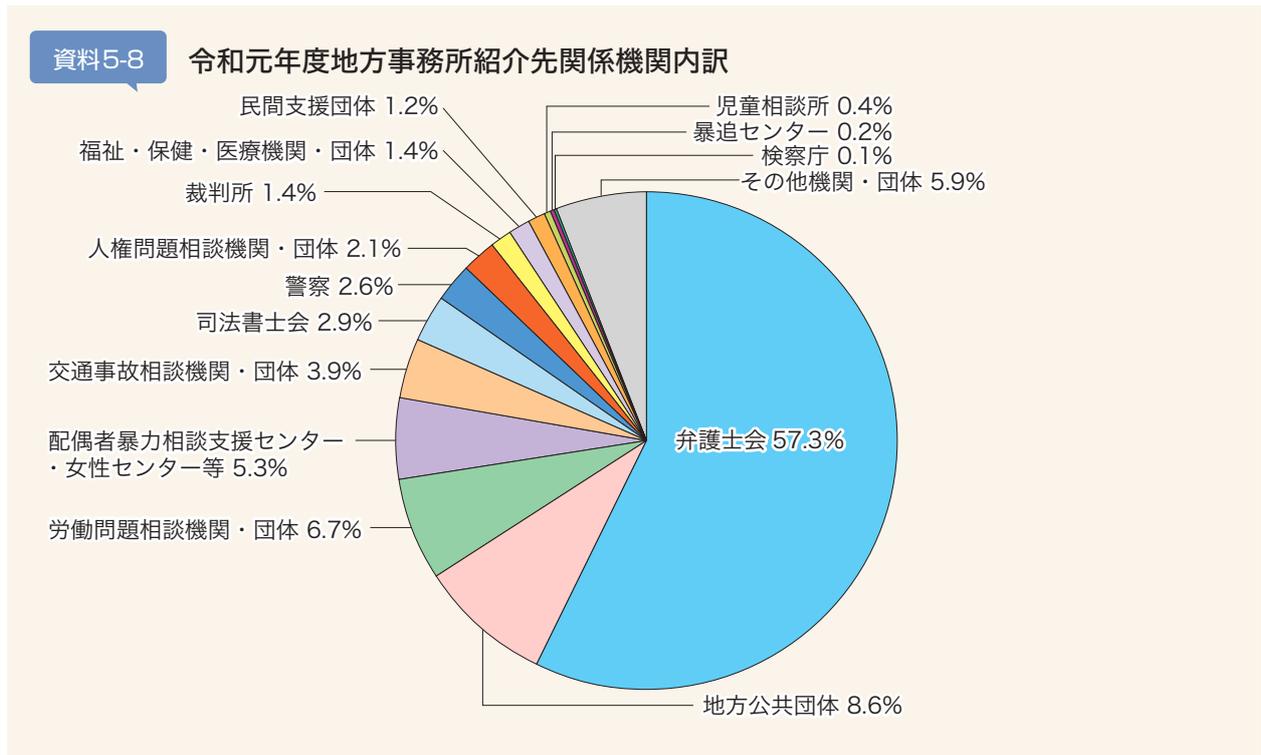


■ 生命・身体犯被害 ■ 性被害 ■ 交通犯罪 ■ ストーカー
■ DV ■ 児童虐待 ■ 高齢者虐待 ■ 障害者虐待
■ いじめ・嫌がらせ(子供・学生) ■ いじめ・嫌がらせ(職場) ■ セクシャル・ハラスメント ■ 民事介入暴力
■ 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権) ■ その他

被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成27年度	9.7%	4.5%	3.7%	3.5%	38.8%	1.3%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.8%	0.7%	6.6%	11.1%
平成28年度	7.9%	3.7%	3.5%	3.0%	33.1%	1.2%	1.3%	0.7%	1.5%	15.1%	1.9%	0.4%	6.5%	20.2%
平成29年度	7.4%	3.9%	3.5%	3.0%	31.5%	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	15.3%	2.0%	0.4%	6.6%	21.9%
平成30年度	7.0%	4.0%	4.1%	2.9%	28.9%	1.6%	1.2%	0.6%	1.4%	16.2%	1.7%	0.4%	5.7%	24.4%
令和元年度	6.0%	4.0%	3.2%	3.2%	30.1%	1.5%	1.4%	0.7%	1.6%	16.9%	2.1%	0.3%	6.5%	22.5%

(ウ) 紹介先

令和元年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先は、弁護士会が57.3%と最も多く、過半数を占めている。次いで地方公共団体が8.6%となっている。

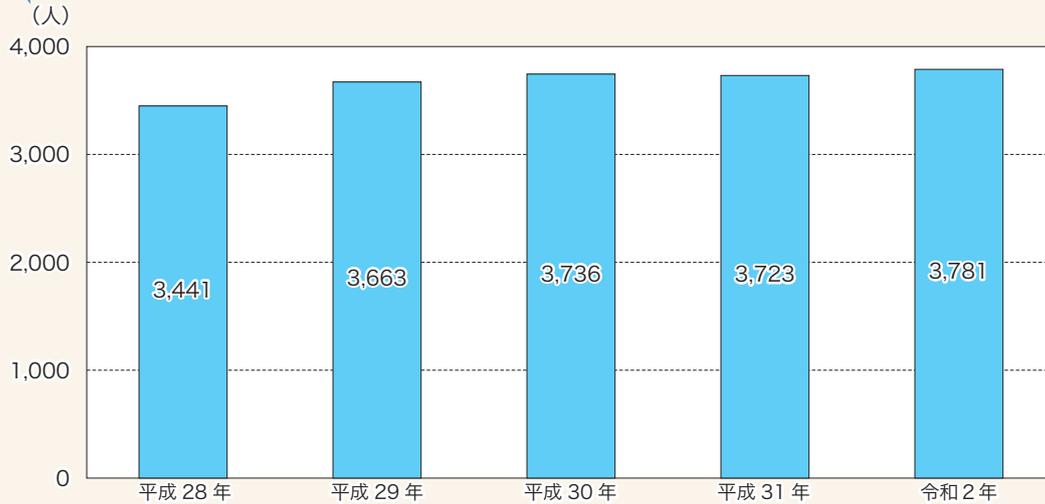


イ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和2年4月1日現在で3,781名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注) いずれも4月1日現在

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
札幌	142	166	186	204	217	愛知	139	143	149	150	156
函館	29	28	34	34	35	三重	57	57	42	41	41
旭川	13	14	14	14	14	滋賀	22	22	22	33	33
釧路	23	33	35	35	32	京都	150	164	194	202	209
青森	26	45	39	27	26	大阪	152	219	219	210	222
岩手	27	27	28	28	25	兵庫	100	110	108	107	126
宮城	77	75	84	43	55	奈良	33	36	40	43	30
秋田	39	40	39	39	37	和歌山	33	41	32	32	42
山形	54	54	64	56	61	鳥取	23	23	23	23	23
福島	37	42	47	48	47	島根	28	27	21	23	24
茨城	77	78	77	77	75	岡山	68	33	35	35	36
栃木	62	62	59	58	57	広島	41	42	44	44	45
群馬	47	47	43	43	43	山口	29	42	56	53	36
埼玉	38	41	41	41	43	徳島	53	52	46	43	42
千葉	86	85	93	85	80	香川	53	51	46	41	39
東京	322	370	372	379	385	愛媛	48	51	60	58	64
神奈川	201	204	210	213	211	高知	33	33	30	36	33
新潟	72	72	78	78	88	福岡	248	258	245	251	270
富山	22	22	22	29	30	佐賀	40	48	50	52	51
石川	44	46	58	55	42	長崎	58	59	57	57	57
福井	43	42	43	43	45	熊本	35	35	39	40	41
山梨	36	36	37	35	35	大分	61	65	65	61	62
長野	152	152	152	163	159	宮崎	31	32	35	35	29
岐阜	40	42	41	40	40	鹿児島	51	52	52	50	46
静岡	103	103	68	74	79	沖縄	43	42	62	62	63
						合計	3,441	3,663	3,736	3,723	3,781

(注) いずれも4月1日現在

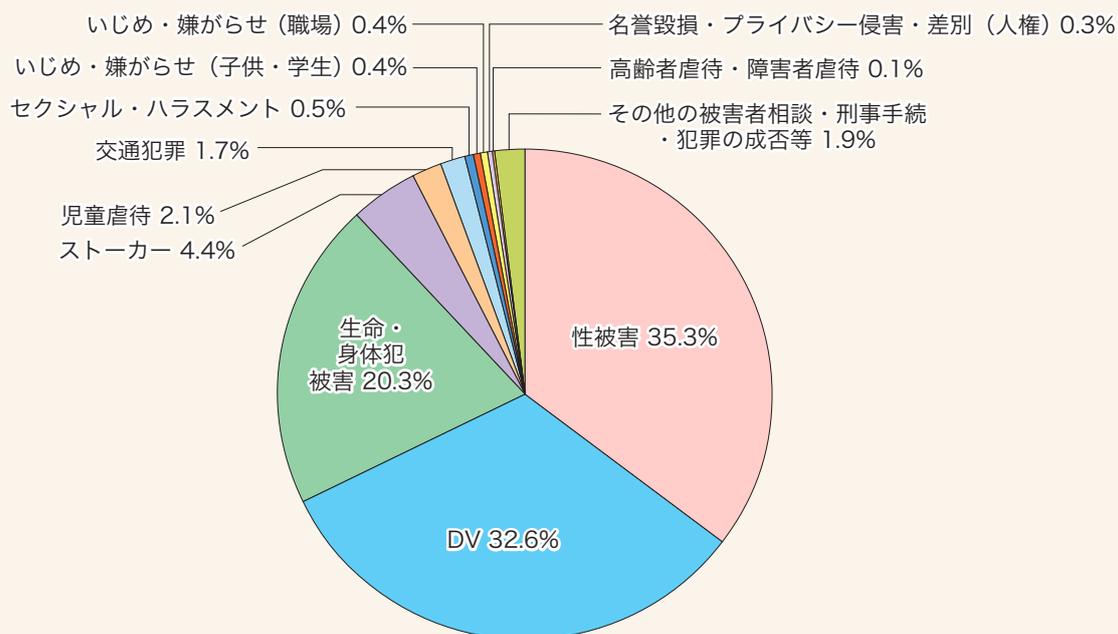
(イ) 弁護士紹介件数

令和元年度の弁護士紹介件数は1,355件となった。被害者の様々なニーズに対応するため、今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていかなければならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害で、これらの被害種別で全体の88.2%を占めている。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料5-12 令和元年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳

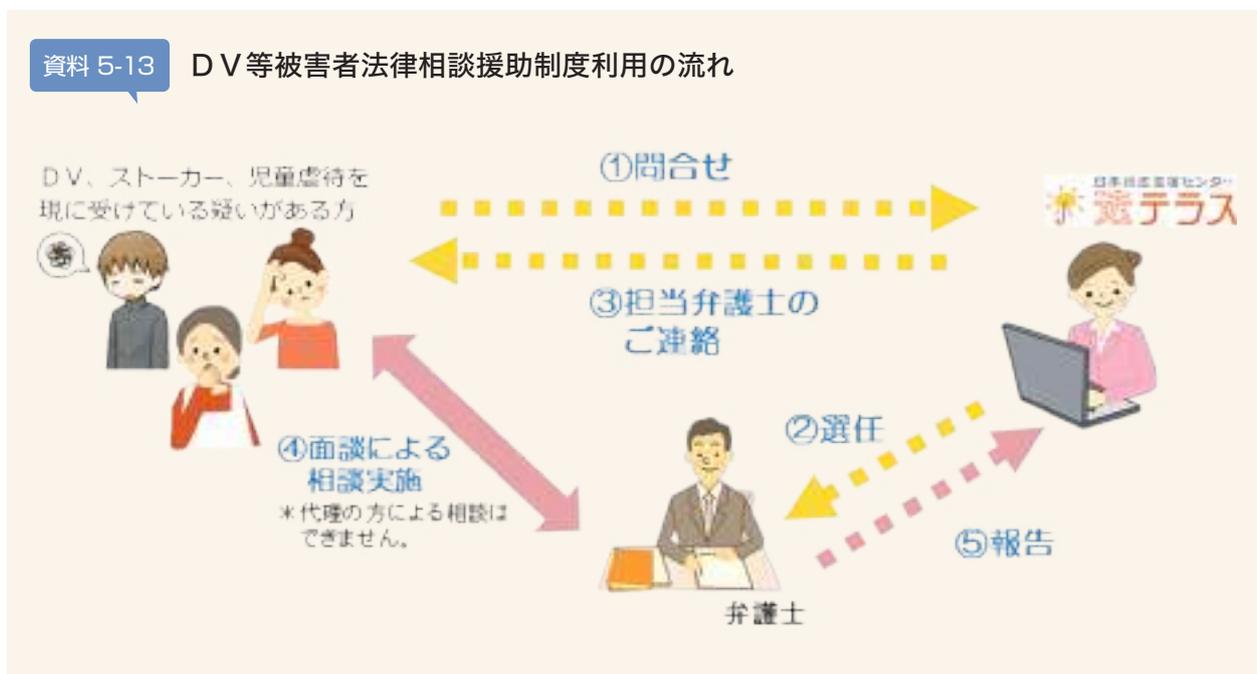


ウ DV等被害者法律相談援助業務

平成30年1月24日、特定侵害行為（DV、ストーカー及び児童虐待）の被害を現に受けている疑いのある方を対象に法律相談を実施する「DV等被害者法律相談援助業務」が開始された。

この援助は、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（但し、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる）。制度開始から令和元年度末までの相談件数は1,782件に上り、このうち利用者が法律相談料を負担したものは73件であった。

資料5-13は、制度利用の流れを説明したものであり、制度開始後の年度別推移は資料5-14のとおりである。



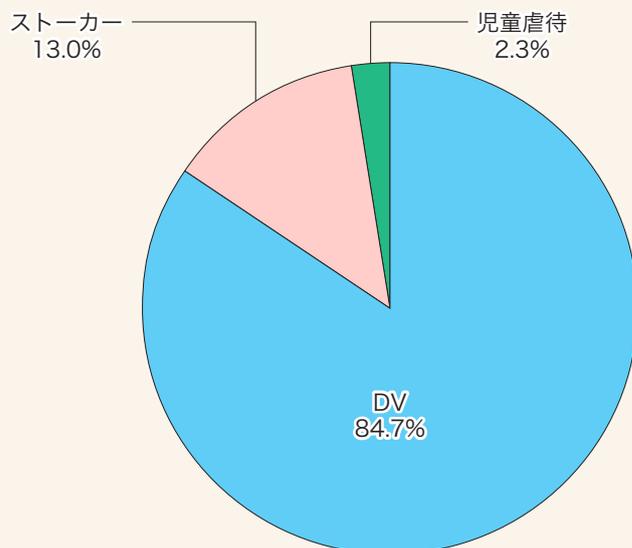
資料 5-14 DV等被害者法律相談援助の相談件数の推移



(注) 平成 29 年度分については平成 30 年 1 月から同年 3 月実施分

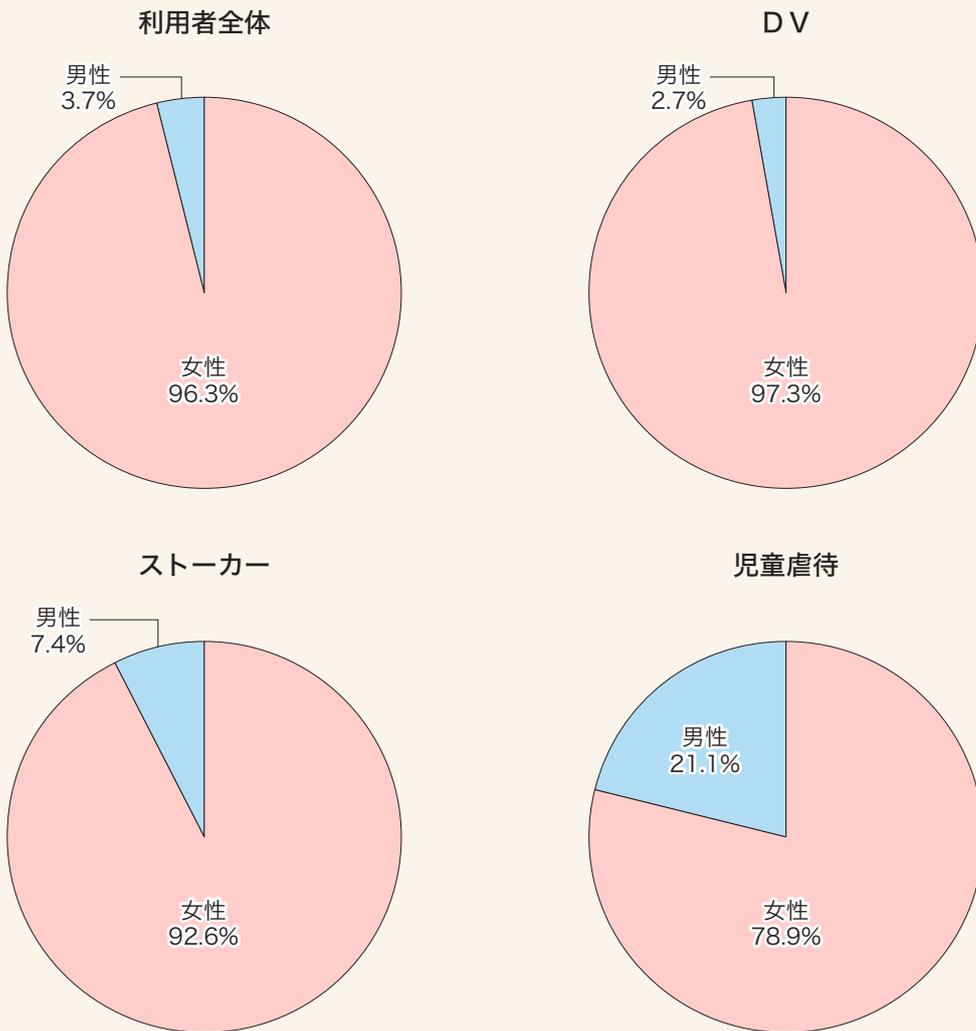
被害種別内訳は、資料5-15のとおりである。DVが最も多く、全体の84.7%を占めた。DV被害の相談の中には、子どもも巻き込まれていることについて、併せて相談しているケースも多く見られた。

資料5-15 令和元年度DV等被害者法律相談援助の被害種別内訳



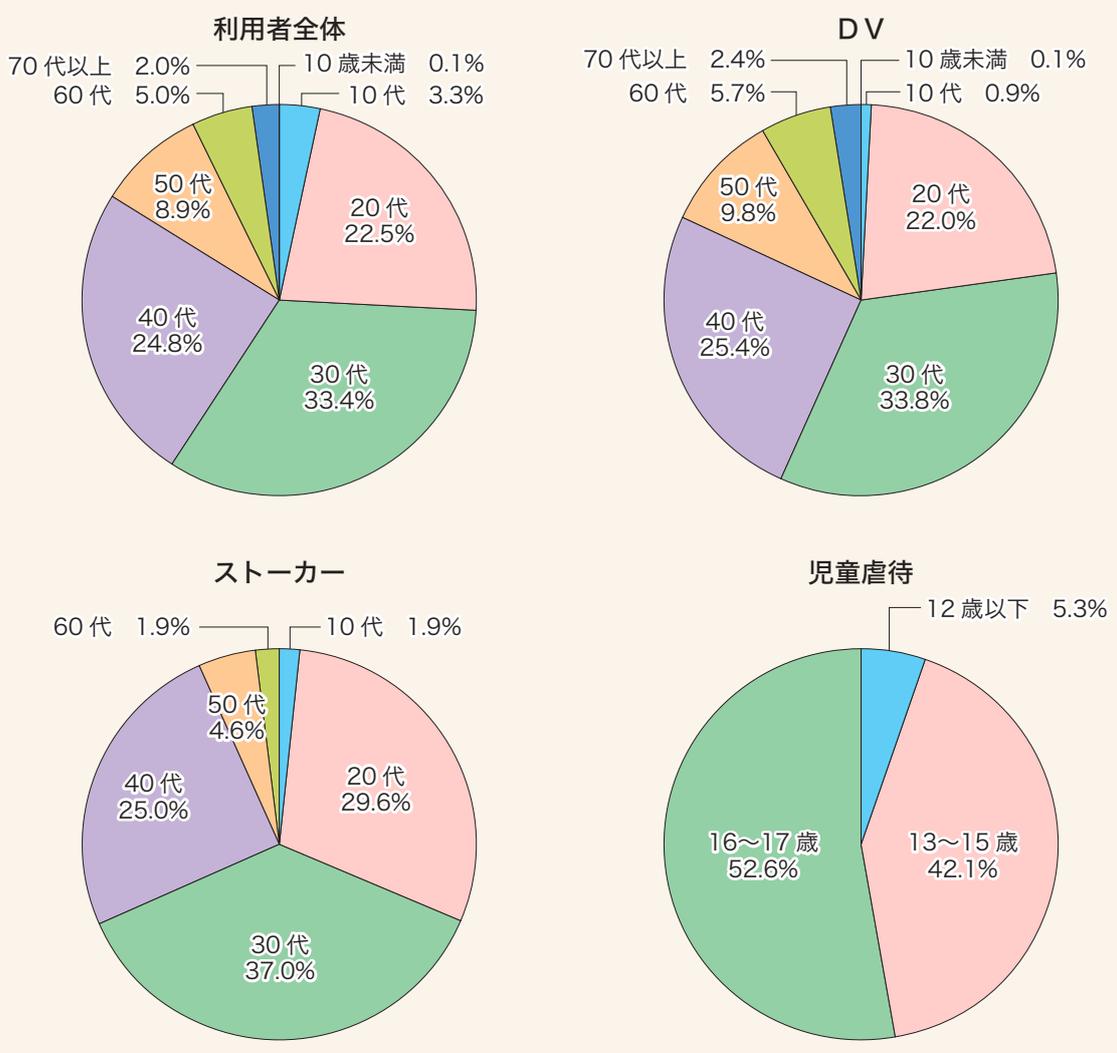
利用者の性別・年代の内訳は、資料5-16及び資料5-17のとおりである。女性が大きな割合を占めているが、全ての被害種別で男性利用者も一定数見られた。年代別では、児童虐待を除いて20代から40代が多数を占めた。

資料5-16 令和元年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



資料5-17

令和元年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



資料 5-18 DV等被害者援助弁護士数

地方事務所名	人数	(人)
札幌	97	
函館	16	
旭川	24	
釧路	34	
青森	21	
岩手	30	
宮城	48	
秋田	11	
山形	40	
福島	40	
茨城	36	
栃木	11	
群馬	27	
埼玉	55	
千葉	46	
東京	284	
神奈川	74	

地方事務所名	人数	(人)
新潟	34	
富山	19	
石川	52	
福井	30	
山梨	31	
長野	32	
岐阜	23	
静岡	31	
愛知	86	
三重	14	
滋賀	21	
京都	34	
大阪	68	
兵庫	32	
奈良	38	
和歌山	29	
鳥取	17	

地方事務所名	人数	(人)
島根	12	
岡山	40	
広島	23	
山口	29	
徳島	21	
香川	23	
愛媛	17	
高知	17	
福岡	93	
佐賀	30	
長崎	44	
熊本	34	
大分	47	
宮崎	17	
鹿児島	8	
沖縄	13	
合計	1,953	

(注) 令和2年4月1日現在

5-3 被害者国選弁護関連業務

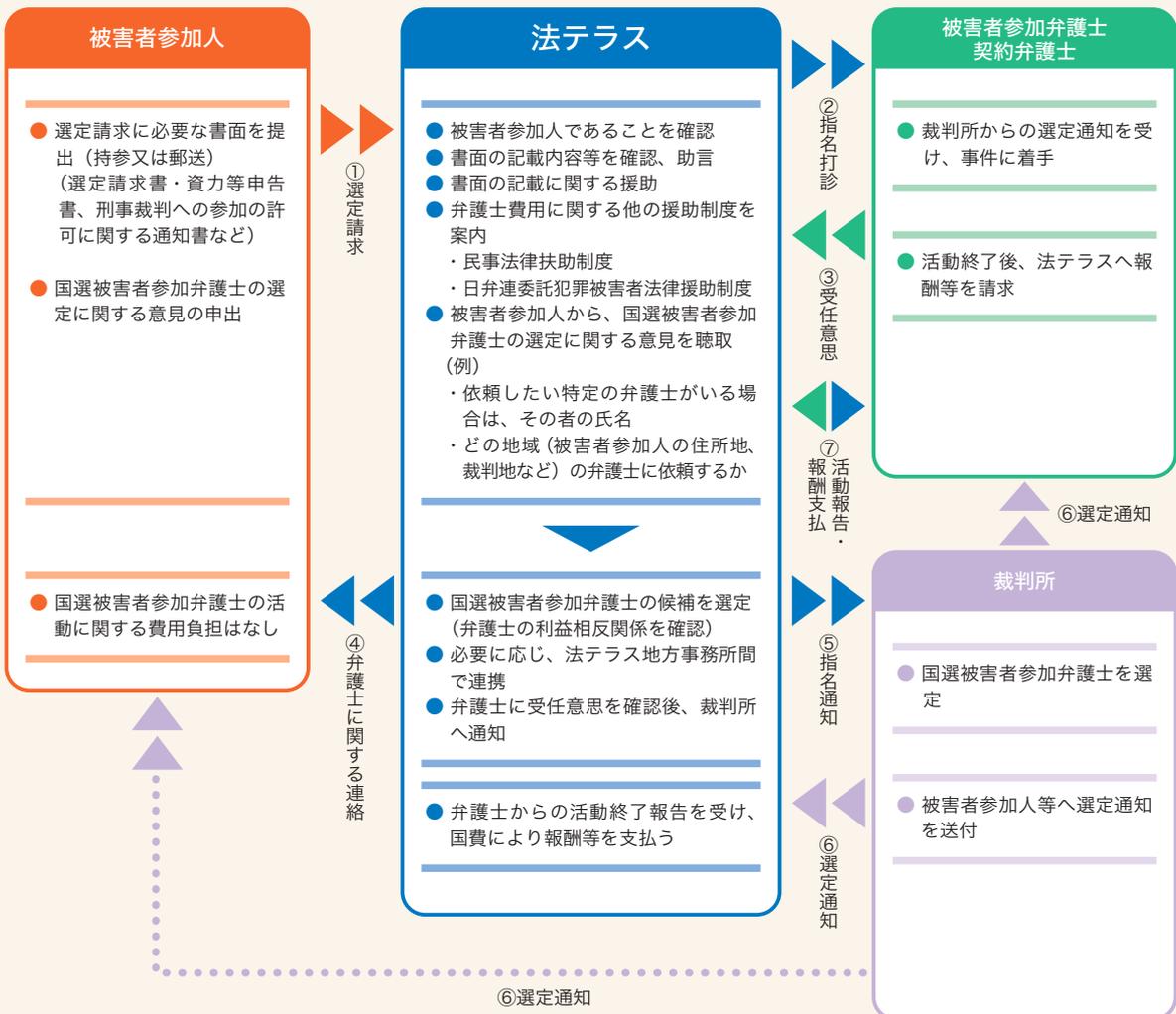
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ・強制性交等（平成29年7月の改正刑法施行以前における罪名は強姦）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-19 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ

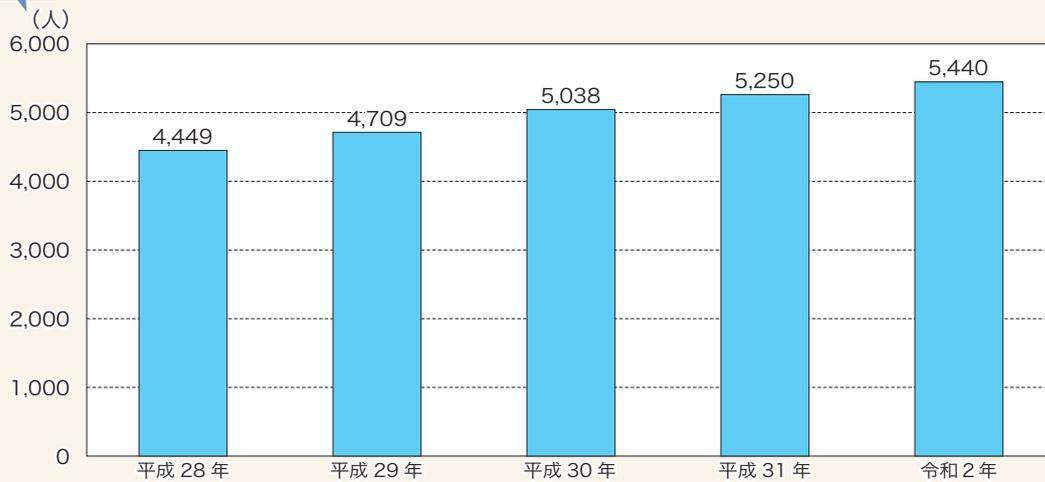


(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和元年4月1日現在で5,440名となった。前年度より190名、被害者参加制度が施行された平成20年度からは計3,893名の増加である。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-20 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注) いずれも4月1日現在

資料 5-21 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数 (人)					地方事務所名	人数 (人)				
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
札幌	160	183	204	219	235	愛知	144	152	161	187	183
函館	32	34	34	34	35	三重	57	59	58	56	57
旭川	54	59	57	53	57	滋賀	36	37	37	38	43
釧路	45	45	48	50	51	京都	165	178	173	169	186
青森	26	27	27	27	27	大阪	168	199	215	229	276
岩手	34	32	34	36	37	兵庫	113	127	136	157	156
宮城	83	81	98	100	100	奈良	31	34	76	79	80
秋田	27	26	28	27	26	和歌山	33	41	35	34	56
山形	43	52	52	55	56	鳥取	42	42	36	36	39
福島	45	50	54	56	54	島根	41	42	35	39	42
茨城	114	131	140	142	144	岡山	78	72	74	77	77
栃木	80	74	84	80	82	広島	138	145	144	152	154
群馬	74	71	68	76	75	山口	89	95	102	103	99
埼玉	68	71	79	83	89	徳島	52	52	53	50	50
千葉	238	240	252	258	252	香川	24	36	36	37	38
東京	494	552	673	708	752	愛媛	35	39	46	48	48
神奈川	219	234	245	251	261	高知	39	38	39	45	48
新潟	107	113	114	119	120	福岡	246	263	268	279	301
富山	27	27	35	35	36	佐賀	59	71	64	70	71
石川	53	52	63	59	58	長崎	79	81	85	90	89
福井	48	49	54	58	59	熊本	132	139	135	136	130
山梨	39	40	41	42	43	大分	75	80	80	75	73
長野	135	117	121	144	145	宮崎	90	96	98	97	92
岐阜	33	35	35	34	37	鹿児島	49	55	55	55	54
静岡	101	91	104	114	114	沖縄	55	50	53	52	53
合計	4,449	4,709	5,038	5,250	5,440						

(注) いずれも4月1日現在

イ 選定請求状況

令和元年度は595件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和2年3月までに受け付けた選定請求は累計4,705件となった。過去5年間の罪名内訳を見ると、強制わいせつ・強制性交等々は毎年度増加を続け、令和元年度は316件に上っている。

資料 5-22 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数					(割合)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
殺人(殺人未遂)	66	57	58	79	74	(12.4%)
傷害	79	65	71	73	66	(11.1%)
傷害致死	22	25	34	31	14	(2.4%)
強制わいせつ, 強制性交等等	228	249	273	295	316	(53.1%)
危険運転致死傷	17	14	19	12	13	(2.2%)
業務上過失致死傷	5	3	1	2	2	(0.3%)
重過失致死傷	0	2	0	1	0	(0.0%)
過失運転致死傷等	66	66	58	75	54	(9.1%)
逮捕・監禁等	9	10	7	10	9	(1.5%)
略取・誘拐等	3	2	5	10	12	(2.0%)
人身売買	0	0	0	0	0	(0.0%)
強盗致死傷, 強盗・強制性交等等	26	17	25	40	19	(3.2%)
その他刑法犯	0	1	6	7	13	(2.2%)
特別法犯	0	0	4	0	3	(0.5%)
合計	521	511	561	635	595	

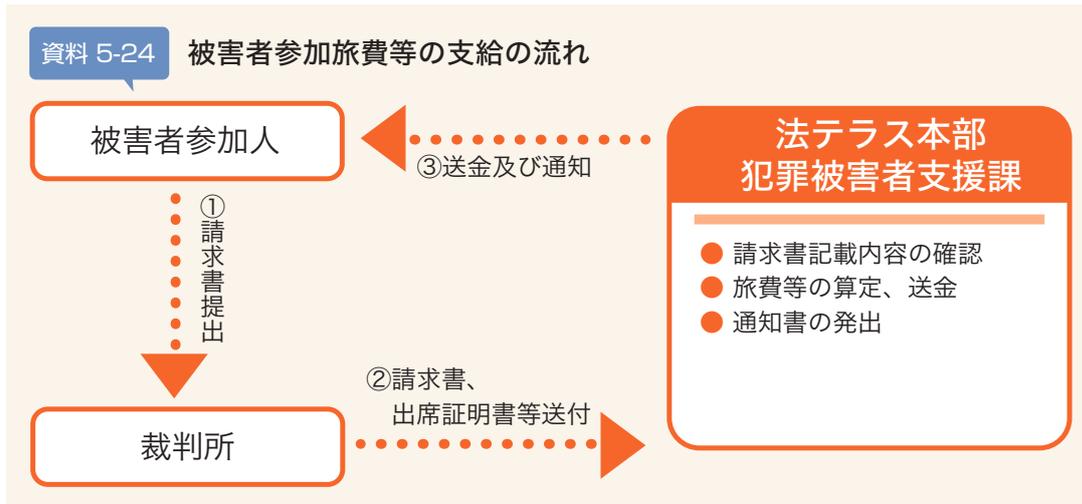
資料 5-23 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	合計(A)	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	155	130	94	150	140	669	73	80	44	89	79	365	54.6%
傷害	128	137	126	114	120	625	70	68	65	70	64	337	53.9%
傷害致死	68	92	48	67	49	324	34	48	36	43	24	185	57.1%
強制わいせつ, 強制性交 等等	270	290	321	344	350	1,575	179	213	239	276	271	1,178	74.8%
危険運転致死傷	17	5	0	0	0	22	6	0	0	0	0	6	27.3%
業務上過失致死傷	56	26	29	18	58	187	1	8	11	0	7	27	14.4%
重過失致死傷	2	4	5	3	2	16	0	1	0	0	0	1	6.3%
自動車運転過失致死傷	168	29	10	4	2	213	20	5	1	0	0	26	12.2%
逮捕・監禁等	4	7	16	16	8	51	4	4	8	10	7	33	64.7%
略取・誘拐等	16	2	14	8	21	61	14	2	7	4	13	40	65.6%
強盗致死傷, 強盗・強制 性交等等	62	54	56	28	58	258	44	30	31	14	33	152	58.9%
その他刑法犯	30	18	26	28	20	122	19	10	21	20	13	83	68.0%
道路交通法違反	34	44	47	49	43	217	8	11	14	11	8	52	24.0%
自動車運転死傷処罰法違反	357	559	585	652	591	2,744	60	98	75	110	83	426	15.5%
その他特別法犯	10	3	3	4	4	24	1	2	1	2	0	6	25.0%
合計	1,377	1,400	1,380	1,485	1,466	7,108	533	580	553	649	602	2,917	41.0%

5-4 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

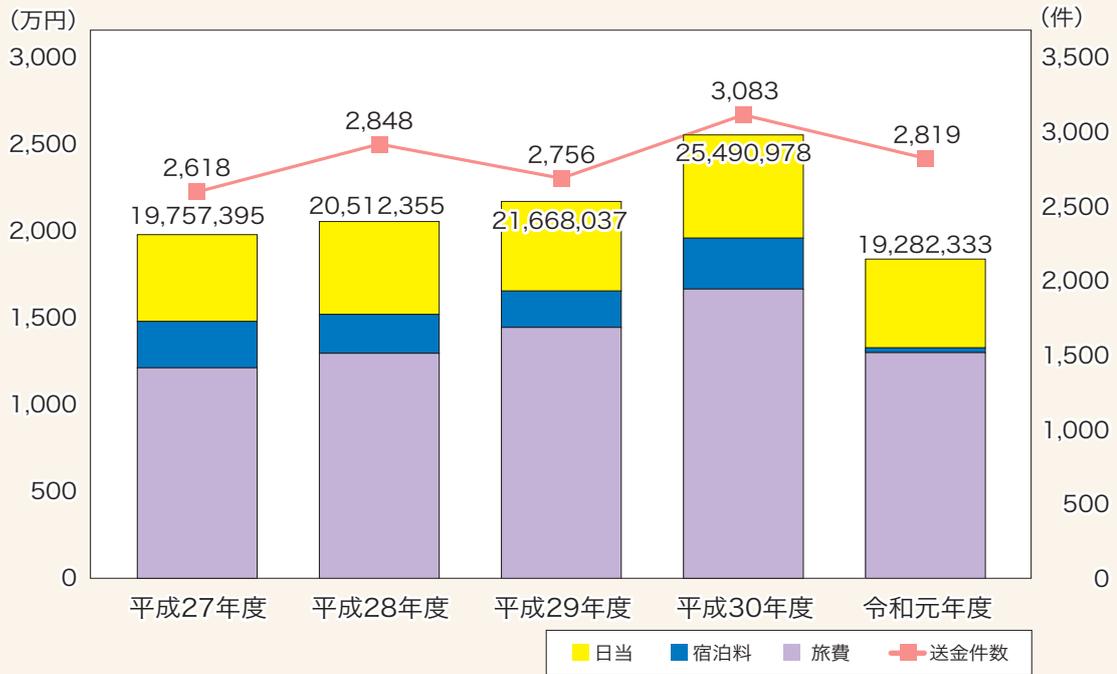
被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和元年度は被害者参加人から2,818件の請求を受け、計1928万2333円の旅費等を送金した。今後も裁判所等との連携のもと、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-25 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金							
		旅費		日当		宿泊料			
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成27年度	2,594	2,618	19,757,395	2,526	12,098,595	2,531	4,989,100	121	2,669,700
平成28年度	2,912	2,848	20,512,355	2,771	12,916,455	2,758	5,340,200	126	2,255,700
平成29年度	2,685	2,756	21,668,037	2,687	14,394,937	2,701	5,152,400	157	2,120,700
平成30年度	3,111	3,083	25,490,978	2,992	16,628,478	3,002	5,934,500	174	2,928,000
令和元年度	2,818	2,819	19,282,333	2,760	12,936,633	2,761	5,119,200	74	1,226,500
計	14,120	14,124	106,711,098	13,736	68,975,098	13,753	26,535,400	652	11,200,600

6. 災害対応



6-1 法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償などさまざまな法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

1 東日本大震災への対応

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」）直後、被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていた。しかしながら、民事法律扶助業務においては、被災者であっても資力要件を満たす必要がある点や、費用の立替えの対象となる事件が限定されていることなどが、被災者への法的支援にはそぐわないとして疑義が呈されることがあった。

そこで、平成24年3月23日、被災者の実情により即した法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、同年4月1日から施行された。これにより、法テラスは、総合法律支援法の定める業務に加え、東日本大震災法律援助業務を行うこととなった。

法テラス震災特例法による新たな制度には、被災者の実情に沿った支援を可能とする工夫が盛り込まれ、既存の民事法律扶助制度に比べ、被災者が法的支援を受けやすいものとなっている。具体的には、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかにも原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されること、などが特色である。

2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通して、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。

すなわち、東日本大震災被災者に対する支援として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度特例法を制定するのでは、即応性の点で不十分である、というものである。そして、今後起こりうる大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決の迅速な道筋をつけられるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中にあらかじめ定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」）が、法テラスの業務となった。

この改正総合法律支援法は、平成28年（2016年）熊本地震（以下「平成28年熊本地震」）発生時にはまだ国会で法案審議中であったが、その後成立し、同年7月1日、被災者法律相談援助が政令により平成28年熊本地震に適用されることとなった。そして、地震発生の日から1年間となる平成29年4月

13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。

なお、この被災者法律相談援助は、その後第2例目として、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、第3例目として、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風、以下「台風第19号」）に適用された。

3 被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度に関する情報も含めた各種情報である。

法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するほか、ホームページに各災害から派生する法的トラブルに関するQ&Aを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

資料 6-1

法テラス災害対応年表

年	月・日	内 容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会並びに東京三弁護士会と共催で電話相談を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で電話相談を実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までにさらに6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、情報提供を開始
	11月22日	「東日本大震災相談実例Q & A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生 これを受け、平成28年熊本地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（4月18日）
	5月14日	被災者専用フリーダイヤルを平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～ 7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生 これを受け、平成29年7月九州北部豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月28日～ 7月8日	平成30年7月豪雨発生 これを受け、平成30年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
	7月14日	・平成28年熊本地震に続き、政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・被災者専用フリーダイヤルを平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生 これを受け、平成30年北海道胆振東部地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月14日）
令和元年度 (平成31年度)	9月9日	令和元年台風第15号日本上陸（千葉県） これを受け、令和元年台風第15号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月24日）
	10月12日	令和元年台風第19号日本上陸（伊豆半島） これを受け、令和元年台風第19号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（10月15日）
	10月18日	・政令により令和元年台風第19号に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和2年10月9日まで） ・被災者専用フリーダイヤルを令和元年台風第19号被災者も利用可能とし、情報提供を開始

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令 条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項1号)	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項2号)	総合法律支援法の一部を改正 する法律(改正総合法律支援 法) 成立日：平成28年5月27日 (法律第53号) 施行日：平成28年7月1日 (第30条1項4号)	東日本大震災の被災者に対する 援助のための日本司法支援セン ターの業務の特例に関する法律 成立日：平成24年3月23日 (法律第6号) 施行日：平成24年4月1日 (第1条)
サービスの 概要	①解決に役立つ法制度や相談 窓口等の情報提供(電話や メール等)、ホームページに 災害特設ページを設け、災 害に関するQ&A等を掲載 ②被災者専用フリーダイヤル にて情報提供 ③東日本大震災の被災地に開 設した被災地出張所にて、 「よろず相談」を実施	経済的に余裕のない方などが 法的トラブルにあった際に、 無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規 模災害により被災された方に 対し、災害発生から最長で1 年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助 法が適用された区域に平成23 年3月11日に居住していた方 に對し、無料で法律相談を行う。
利用者の 条件	特になし	収入や資産(現金・預貯金) が一定額以下であること	・大規模災害が発生した日に、 政令で定められた被災地に 住所、居所、営業所又は事 務所を有していた方 ・資力は問わない	・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京 都を除く)に平成23年3月 11日に住居や営業所等があっ た方 ・資力は問わない
無料法律相談の 対象		刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て
適用災害	①サポートダイヤル：全ての 災害 ②被災者専用フリーダイヤ ル：東日本大震災、平成28 年熊本地震、平成30年7月 豪雨、令和元年台風第19号 ③よろず相談：東日本大震災	全ての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 ・令和元年台風第19号	東日本大震災
弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助		震災代理援助 ／震災書類作成援助
	サービスの 概要	弁護士・司法書士費用等の立替え		弁護士・司法書士費用等の立替 え
	利用者の 条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適すること		・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京 都を除く)に平成23年3月 11日に住居や営業所等があっ た方 ・資力は問わない
	代理援助 ／ 書類作成 援助の 対象	[代理援助の対象] ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む)		[代理援助の対象] 震災に起因する事件の以下の手 続 ・民事・家事・行政に関する裁 判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必 要と認められるものを含む) ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・民事裁判等手続に先立つ和解 の交渉(東京電力(株)に対す る請求書提出等)
	立替費用の 返済	[書類作成援助の対象] ・訴状等の民事裁判上の書類		[書類作成援助の対象] 震災に起因する事件の以下の書 類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書 等
		原則として事件の開始時から毎月返済		事件の終結後から毎月返済

6-2 令和元年度における災害対応

1 令和元年度の災害

令和元年度も前年度に引き続き、地震や大雨等の大規模な自然災害が日本列島を襲った。

台風第15号（9月、令和元年房総半島台風）では、大雨のほか記録的な暴風により、千葉県内を中心に送電線の鉄塔や電柱が倒壊するなどし、首都圏で大規模な停電が発生した。長期間にわたる停電の影響で、通信障害、断水等のライフラインへの被害や交通障害が発生し、住民生活に大きな支障を及ぼした。

それから間もなく上陸した台風第19号（10月、令和元年東日本台風）では、気象庁が東日本と東北地方の1都12県（過去最多）に大雨特別警報を発表して、最大級の警戒を呼び掛けた。多くの地点で、半日から1日程度の短期間での降水量が観測史上1位を更新するほどの記録的な大雨が降り、広い範囲で非常に強い風を観測した。これにより、堤防の決壊や土砂災害等が広範囲で発生、死者・行方不明者94名、重傷者42名の人的被害のほか、多数の住宅等が浸水・損壊するなど、甚大な被害が発生した。

このほか、6月の山形県沖を震源とする地震をはじめ、同月下旬には鹿児島県を主な被災地とする大雨、8月には九州北部を中心とした前線に伴う大雨などにより、日本各地で洪水・土砂災害が、立て続けに発生した。



読売新聞（令和元年10月13日）紙面の一部を抜粋



「令和元年台風第19号トゥルーカラー再現画像（JMA,NOAA/NESDIS,CSU/CIRA）」
気象庁ホームページより

2 台風第15号及び第19号への対応

法テラスでは、台風第15号及び第19号による災害発生に当たって、被災者の生活再建に役立つ情報提供の一環として、ホームページ上に被災者支援のためのQ&Aを掲載し、サポートダイヤルでも情報提供を開始した。

10月18日には、政府により、台風第19号につき、特定非常災害特別措置法及び総合法律支援法に基づく特別措置を適用するための各政令が閣議決定された。これにより法テラスでは、台風第19号被災者を対象とした無料法律相談（被災者法律相談援助）を実施することとなった。この援助制度の実施は、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨に続き、第3例目となった（令和2年10月9日まで）。また、これにより、被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を台風第19号被災者にも利用可能とした。

なお、台風第19号において、被災者法律相談援助の対象となる災害救助法適用区域は、14都県390市区町村（内閣府、令和元年11月1日公表）に及んだ。これは、平成30年7月豪雨における11府県110市町村をはるかに上回ると同時に、東日本大震災における適用区域をも超えて最多で広範囲に及ぶものであった。



提供：読売新聞社（令和元年10月13日）

法テラスでは、災害救助法適用区域の地方公共団体に対してQ&Aリーフレット及びチラシを送付し、報道機関向けにプレスリリースを行うなどして、当制度の周知に一層努めた。また、被災各県の地方事務所においては、地方公共団体、弁護士会・司法書士会等の関係機関からの問合せに対する制度説明や協議等を随時行ったほか、地方協議会の場や、地方公共団体や関係機関主催のイベントにおいて被災者法律相談援助の周知を行ったり、地方公共団体を訪問してチラシの配布を依頼するなど、これまでの連携を生かして迅速な被災者支援を行った。

(1) 令和元年台風第19号における被災者法律相談援助業務の実施状況

ア 全体の件数及び推移（月別）

業務開始以降、当援助による法律相談の実施件数は、増加傾向が続いていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により相談業務に支障が生じたことから一時減少した。その後は再び増加傾向を示している。

資料 6-3 被災者法律相談援助の月別件数の推移



(注) 令和元年10月～令和2年7月実施分

イ 事務所別件数

東京、埼玉、千葉、茨城など首都圏の地方事務所で全体の約8割を占めている。

他の地域においても台風被害は甚大なものであったが、首都圏は多数の人口を抱えており、被災者相談の適用を受ける人の割合も高いことから、全体の大半を占める相談数になっているものと考えられる。

資料 6-4 被災者法律相談援助の事務所別件数

地方事務所名	件数
岩 手	254
宮 城	1,940
福 島	1,175
茨 城	4,814
栃 木	1,927

地方事務所名	件数
群 馬	1,855
埼 玉	4,352
千 葉	2,341
東 京	4,823
神 奈 川	598

地方事務所名	件数
新 潟	28
山 梨	492
長 野	1,554
静 岡	63
そ の 他	7
合 計	26,223

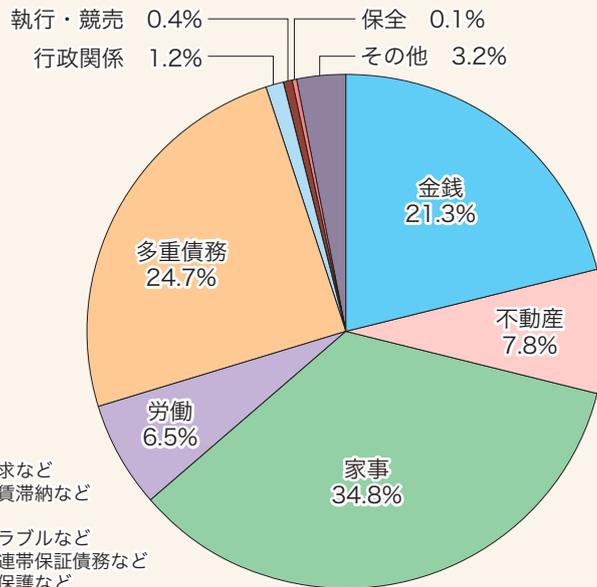
(注1) 令和元年10月～令和2年7月実施分

(注2) 「その他」は、令和元年台風第19号に係る災害救助法適用区域を有していない5事務所での合計件数

ウ 相談内容の傾向

相談内容を事件別に見ると、離婚や相続などの家族に関するトラブル、借金やローンなどの多重債務問題、損害賠償請求などの金銭事件が大きな割合を占めている。

資料6-5 被災者法律相談援助の事件別内訳



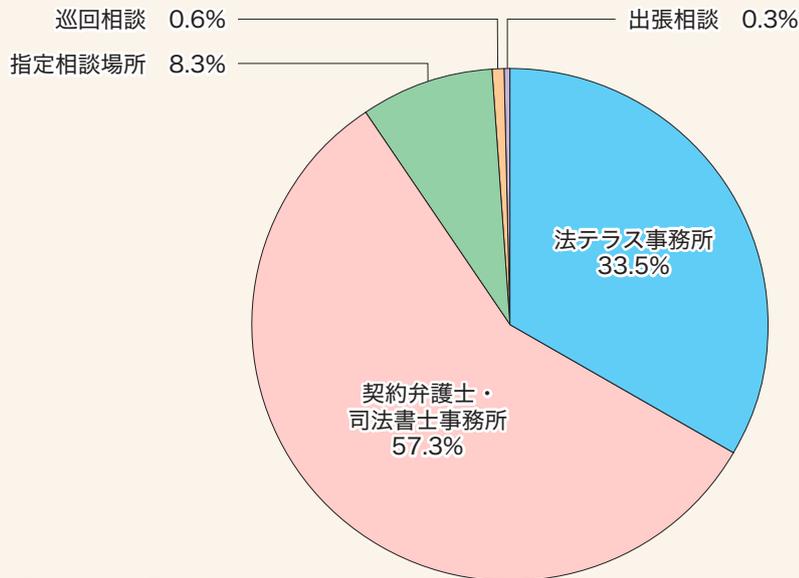
(注1) 金銭…損害賠償、貸金返還請求など
 不動産…土砂の流入問題、家賃滞納など
 家事…離婚、相続問題など
 労働…未払賃金、職場でのトラブルなど
 多重債務…住宅ローン滞納、連帯保証債務など
 行政関係…支援金申請、生活保護など
 保全…不動産の仮差押など
 執行・競売…不動産の強制競売など

(注2) 令和元年10月～令和2年7月実施分

エ 相談を実施した場所の傾向

当援助による法律相談の半数以上が、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所で行われている。法テラスの事務所と合わせると、全体の約9割を占めている。

資料 6-6 被災者法律相談援助の実施場所別件数



(注) 令和元年10月～令和2年7月実施分

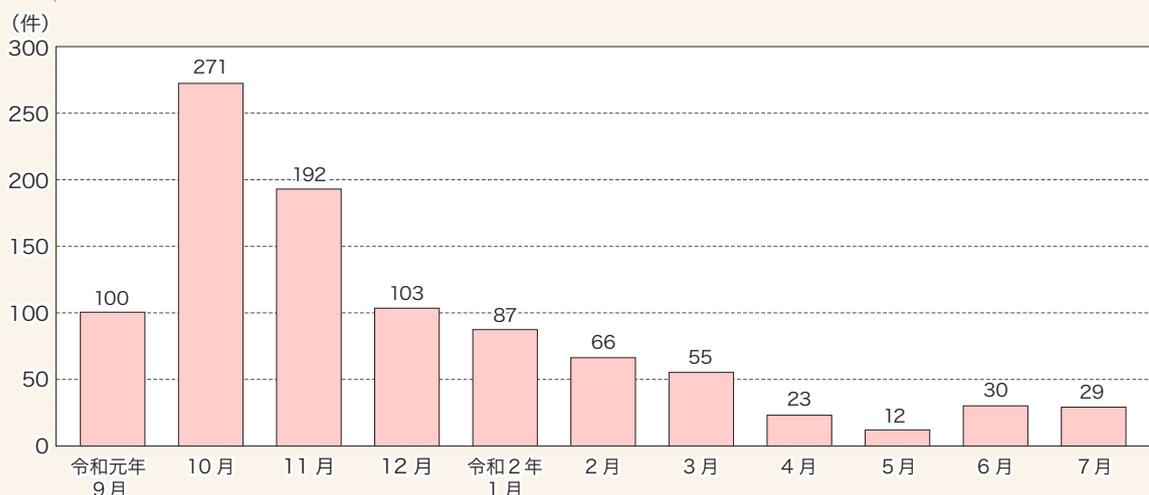
(2) 情報提供業務の実施状況

法テラスでは、ホームページに「令和元年台風第15号Q&A」及び「令和元年台風第19号Q&A」を掲載した。また、令和元年10月18日からは、被災者専用フリーダイヤルで、台風第19号の被災者からの問合せも受け付け始めた。

ア 問合せ件数の推移（月別）

問合せ件数は、被災者専用フリーダイヤルで受付を始めた令和元年10月に271件に達したのち、減少傾向にあるものの、令和2年7月の時点においても、29件の問合せがある。

資料 6-7 令和元年台風第15号・第19号に関する問合せ月別件数の推移

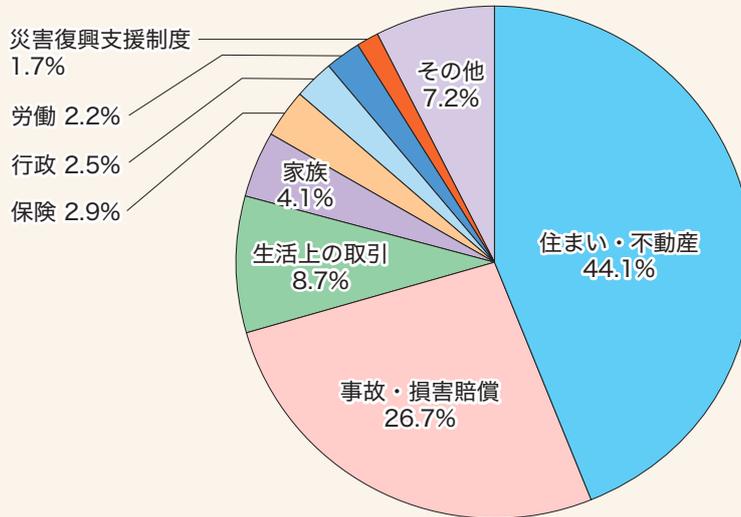


(注) 令和元年9月～令和2年7月被災者専用フリーダイヤル(サポートダイヤル受付分一部含む)問合せ受付分

イ 問合せの傾向

住まい・不動産に関する問合せが最も多く、次いで事故・損害賠償、生活上の取引と続いている。

資料 6-8 令和元年台風第15号・第19号に関する問合せ分野別内訳



(注) 令和元年9月～令和2年7月被災者専用フリーダイヤル(サポートダイヤル受付分一部含む)問合せ受付分

問合せ例として、「借りているアパートが床上浸水の被害にあい、不動産業者から立退きをするように言われている。貸主に修繕をもらい引き続き居住したいが、どのようにすればよいか。」「台風による倒木で、隣家の物置と車を潰してしまった。隣人から仕事が出来ないので休業補償をしてほしいと言われているが、全額賠償しなければならないのか。」などがある。

6-3 東日本大震災対応

前述のとおり、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）は、当初、平成27年3月31日までの3年間の期限付きの法律であったが、平成30年3月30日に2度目の延長が決定し、令和3年3月31日まで本業務を行うこととなった。

東日本大震災への対応としては、法テラス震災特例法に基づく「東日本大震災法律援助業務」のほか、被災地7か所（令和2年3月31日現在）に設置した被災地出張所での「よろず相談」、「被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）」（通話料無料）における全国各地の被災者への情報提供を実施している。

1 震災法律援助業務の実施状況

（1）業務の状況

震災法律相談援助件数は平成24年度の業務開始以降、毎年増加していたが、平成28年度は52,995件（前年度比2.9%減）と初めて減少した。しかし、平成29年度は53,433件（前年度0.8%増）、平成30年度は54,765件（前年度2.5%増）と増加し、令和元年度は50,944件（前年度比7.0%減）と再び減少したが、震災法律相談援助のニーズは依然として高いといえる。

震災代理援助件数は、令和元年度は100件（前年度比53.7%減）と減少し、震災書類作成援助は36件の実績があった（前年度は実績なし）。

資料 6-9 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助開始決定件数の推移

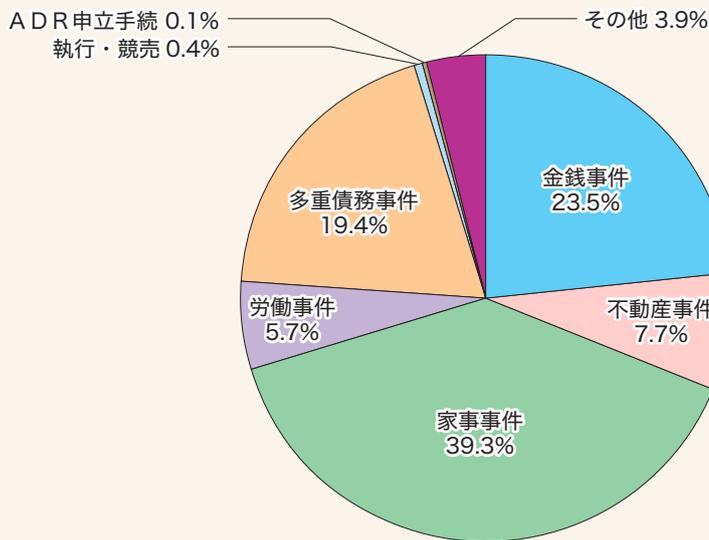
地方事務所	震災法律相談援助								震災代理援助							
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
札幌	0	2	0	3	2	0	1	0	1	8	0	1	0	0	1	0
函館	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	3	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
青森	160	167	148	229	262	413	517	475	2	3	3	0	0	0	0	0
岩手	7,424	8,916	9,299	9,489	9,225	9,463	9,135	8,777	74	37	27	20	23	20	11	4
宮城	18,675	19,789	20,636	21,050	20,263	20,119	20,808	20,568	323	203	113	89	51	30	30	15
秋田	10	3	1	0	3	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	235	452	234	126	68	21	27	8	119	1,087	957	413	111	51	42	33
福島	9,564	10,583	11,237	12,930	11,591	11,208	10,947	11,112	390	174	279	231	106	62	30	22
茨城	4,555	5,802	6,711	7,420	8,150	8,858	9,864	7,329	45	19	10	4	6	3	1	2
栃木	1,387	1,955	2,519	2,619	2,595	2,576	2,723	1,997	3	4	3	3	2	0	0	0
群馬	1	5	4	3	0	0	4	1	0	4	1	3	0	0	0	0
埼玉	44	15	12	9	6	6	4	1	1	10	6	2	0	1	0	2
千葉	164	310	332	380	505	504	401	364	7	0	1	0	0	0	0	0
東京	258	80	64	58	37	32	64	56	1,694	366	24	1,260	144	45	92	13
神奈川	60	12	4	1	6	4	1	1	5	3	1	0	0	0	1	0
新潟	306	248	299	220	255	194	250	238	1	314	329	74	20	4	0	1
富山	4	3	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
石川	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	4	2	0	0	0	0	2	0	11	1	0	0	0	0	1	1
山梨	14	5	4	1	0	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0	2
長野	1	0	0	2	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	2	3	2	2	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0
愛知	1	4	0	7	1	6	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0
三重	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	3	2	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
京都	28	6	3	2	3	5	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0
大阪	14	9	1	1	1	0	0	2	2	2	0	0	1	0	2	0
兵庫	6	5	2	3	1	0	0	0	3	2	5	1	1	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
鳥取	0	7	2	2	0	0	0	1	0	5	1	3	0	0	0	0
島根	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	8	2	0	0	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
広島	11	8	5	8	3	1	1	3	6	3	7	5	0	0	0	4
山口	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	1	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	1	1	0	1
高知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	3	1	3	1	0	0	0	0	18	13	4	0	0	0
佐賀	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	3	0	2	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
大分	9	5	4	1	2	0	0	0	0	11	12	0	0	0	0	0
宮崎	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島	3	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
沖縄	8	5	8	1	4	6	8	0	1	1	2	0	0	1	4	0
全国合計	42,981	48,418	51,542	54,575	52,995	53,433	54,765	50,944	2,699	2,267	1,802	2,126	471	219	216	100

(件)

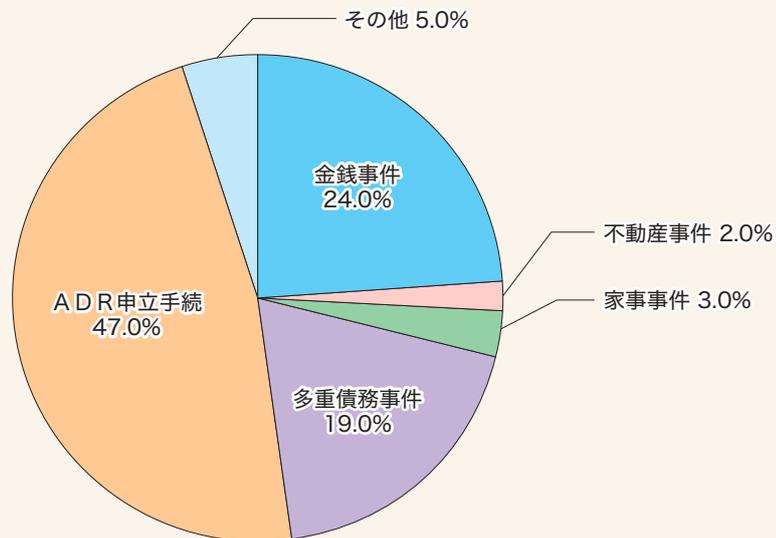
地方事務所	震災書類作成援助							
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	4	2	2	37	26	14	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	2	6	5	5	1	6	0	36
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	1	0	0	0	0	0	0
群馬	0	1	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	1	0	0	0	0	0	0
千葉	1	0	0	0	0	1	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	1	1	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	1	0	0	0	0
三重	0	0	1	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	4	8	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	1	1	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	8	13	9	43	31	29	0	36

令和元年度の震災法律相談援助を事件内容別に見ると、家事事件が最も多く39.3%となっている。震災代理援助では、ADR申立手続が最も多く、全体の47.0%を占めている。

資料 6-10 令和元年度震災法律相談援助の事件別内訳



資料 6-11 令和元年度震災代理援助の事件別内訳



(2) 震災法律援助契約弁護士数・司法書士数の推移

震災法律援助の担い手になる弁護士、司法書士は、民事法律扶助事業と別の新たな契約を交わす必要がある。この契約弁護士数は平成27年度に微減したが、平成28年度から再び増加し、令和元年度は前年比0.9%増となった。契約司法書士数は平成30年度に微減したが、令和元年度に再び増加し、前年度比1.4%増となった。

資料 6-12

震災法律援助契約弁護士数・震災法律援助契約司法書士数の推移

(人)

地 方 事 務 所	震災法律援助契約弁護士数								震災法律援助契約司法書士数							
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
札幌	166	180	181	191	197	201	207	212	36	34	34	33	33	33	33	33
函館	15	17	26	20	22	22	22	22	3	3	3	3	3	3	3	3
旭川	15	16	19	23	27	27	26	28	4	4	4	4	4	4	4	4
釧路	16	17	20	19	19	20	20	20	3	4	4	4	4	4	4	4
青森	32	38	52	45	44	44	43	47	9	10	12	11	11	9	7	7
岩手	76	83	87	85	87	87	88	89	16	25	28	32	33	35	44	46
宮城	322	343	370	384	391	407	403	411	50	55	56	61	59	65	66	68
秋田	43	48	49	46	46	47	46	46	15	17	17	17	17	18	17	17
山形	60	66	69	70	72	67	68	71	25	28	28	29	30	31	31	31
福島	151	155	170	175	180	175	180	184	56	63	68	70	72	74	74	81
茨城	148	170	202	198	216	218	225	225	12	37	45	47	49	51	52	55
栃木	69	75	88	88	87	99	100	101	2	3	5	5	6	6	6	6
群馬	49	51	53	52	50	48	47	46	27	27	27	26	25	25	25	25
埼玉	25	39	65	47	50	54	57	58	15	17	17	17	17	18	19	19
千葉	79	112	125	138	144	154	159	162	22	26	31	36	38	40	40	40
東京	339	399	538	526	537	547	558	556	75	110	119	122	127	129	129	132
神奈川	49	51	55	59	61	68	69	70	18	21	20	18	19	19	18	19
新潟	93	103	111	110	115	116	118	120	24	25	25	25	26	29	28	27
富山	9	10	13	10	12	12	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
石川	39	39	40	43	41	41	38	37	22	24	24	24	24	24	24	24
福井	21	25	27	27	26	26	27	27	6	6	6	6	6	6	6	5
山梨	18	18	22	21	21	20	19	19	14	16	16	16	16	16	16	16
長野	2	2	5	5	8	9	10	11	23	24	25	25	27	28	28	28
岐阜	18	30	38	29	29	29	30	29	5	5	5	5	5	5	5	5
静岡	64	69	91	78	86	88	90	90	57	56	56	57	58	55	55	54
愛知	8	11	16	13	16	17	18	17	57	62	74	86	85	85	83	82
三重	35	35	37	33	32	32	31	31	20	20	24	20	20	20	19	17
滋賀	25	25	30	25	25	25	26	26	3	3	3	3	3	3	3	3
京都	66	67	71	65	65	67	66	66	21	21	22	22	22	22	21	21
大阪	11	15	30	21	24	24	25	25	80	80	79	81	83	89	88	94
兵庫	11	18	23	20	25	26	27	26	5	5	5	5	5	5	5	5
奈良	10	10	16	15	15	15	19	20	6	6	6	6	6	5	5	5
和歌山	33	41	47	45	41	41	41	41	8	8	8	8	8	7	7	7
鳥取	2	2	4	2	2	4	4	5	1	2	1	1	1	1	1	1
島根	3	3	9	6	6	6	6	6	3	3	3	3	3	2	2	2
岡山	42	42	43	42	41	40	39	39	22	21	19	19	19	19	16	16
広島	14	29	34	29	30	30	30	29	40	37	35	34	33	32	33	33
山口	12	16	20	15	15	15	13	13	23	25	26	27	29	28	28	28
徳島	20	20	21	19	19	19	18	18	0	4	4	4	4	4	4	4
香川	6	7	12	6	7	7	7	7	4	4	4	4	4	4	4	4
愛媛	2	3	6	2	3	6	6	5	7	8	8	8	9	11	11	11
高知	6	6	13	4	4	4	4	4	8	7	7	8	9	11	12	12
福岡	12	13	24	15	18	18	18	18	96	94	92	89	84	80	78	76
佐賀	18	18	22	21	20	19	19	19	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	6	6	16	7	8	8	8	8	5	5	5	3	3	3	3	3
熊本	48	53	57	53	55	54	51	51	13	14	13	13	14	14	13	13
大分	25	28	34	39	41	41	41	42	7	7	7	7	6	6	6	7
宮崎	4	5	8	5	5	5	5	5	14	13	13	13	12	12	12	12
鹿児島	20	20	25	18	15	14	14	13	9	9	9	9	9	9	9	9
沖縄	30	32	39	34	34	34	34	34	15	15	15	15	14	14	11	11
全国合計	2,387	2,681	3,173	3,043	3,134	3,197	3,231	3,259	1,017	1,124	1,168	1,192	1,205	1,224	1,219	1,236

(注) いずれも各年度末現在

2 被災地出張所における「よろず相談」

法テラスは、平成25年3月までに、宮城、福島、岩手の3県に合計7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所では、弁護士、司法書士による法律相談だけでなく、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などによる「よろず相談」を実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるようにしている。平成29年度から令和元年度における各出張所での相談件数・内訳の推移は、資料6-13のとおりである。相談内容は、各地それぞれの傾向はあるが、家族、住まい・不動産、行政の割合が高い地域が多い。

資料 6-13

被災地出張所における「よろず相談」件数と内訳の推移

(注1) 年度ごとに、件数の割合が一番高い相談内容を赤色、次に高い相談内容を青色で示した。
(注2) 1件の相談で複数の相談内容を含む場合には、複数回カウントしている。

〈宮城〉

法テラス南三陸（平成23年10月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	66	21.3%	98	34.3%	56	30.3%
住まい・不動産	57	18.4%	36	12.6%	26	14.1%
生活上の取引	29	9.4%	39	13.6%	34	18.4%
保険	10	3.2%	6	2.1%	6	3.2%
医療・年金・福祉	39	12.6%	12	4.2%	10	5.4%
事故・損害賠償	13	4.2%	11	3.8%	13	7.0%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	9	2.9%	24	8.4%	16	8.6%
行政	41	13.2%	20	7.0%	9	4.9%
災害復興支援制度	2	0.6%	2	0.7%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	44	14.2%	38	13.3%	15	8.1%
合計	310	100.0%	286	100.0%	185	100.0%

法テラス山元（平成23年12月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	76	27.3%	89	37.1%	102	37.9%
住まい・不動産	53	19.1%	40	16.7%	27	10.0%
生活上の取引	31	11.1%	20	8.3%	27	10.0%
保険	2	0.7%	1	0.4%	2	0.7%
医療・年金・福祉	31	11.1%	27	11.3%	28	10.4%
事故・損害賠償	8	2.9%	3	1.3%	17	6.3%
動産	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%
労働	6	2.2%	9	3.8%	12	4.5%
行政	50	18.0%	32	13.3%	31	11.5%
災害復興支援制度	1	0.4%	1	0.4%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	20	7.2%	18	7.5%	22	8.2%
合計	278	100.0%	240	100.0%	269	100.0%

法テラス東松島（平成24年2月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	187	30.6%	267	32.2%	213	31.8%
住まい・不動産	67	10.9%	87	10.5%	67	10.0%
生活上の取引	72	11.7%	106	12.8%	77	11.5%
保険	8	1.3%	7	0.8%	5	0.7%
医療・年金・福祉	101	16.5%	136	16.4%	101	15.1%
事故・損害賠償	30	4.9%	60	7.2%	41	6.1%
動産	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
労働	39	6.4%	61	7.4%	50	7.5%
行政	87	14.2%	83	10.0%	87	13.0%
災害復興支援制度	1	0.2%	2	0.2%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	19	3.1%	20	2.4%	27	4.0%
合計	612	100.0%	829	100.0%	669	100.0%

〈福島〉

法テラス二本松（平成24年10月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	212	30.2%	267	28.9%	287	36.1%
住まい・不動産	125	17.8%	187	20.2%	124	15.6%
生活上の取引	86	12.3%	120	13.0%	99	12.5%
保険	6	0.9%	8	0.9%	4	0.5%
医療・年金・福祉	38	5.4%	47	5.1%	37	4.7%
事故・損害賠償	38	5.4%	65	7.0%	55	6.9%
動産	0	0.0%	2	0.2%	2	0.3%
労働	59	8.4%	59	6.4%	41	5.2%
行政	52	7.4%	90	9.7%	62	7.8%
災害復興支援制度	1	0.2%	4	0.4%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	84	12.0%	76	8.2%	84	10.6%
合計	701	100.0%	925	100.0%	795	100.0%

法テラスふたば（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	76	38.0%	79	36.1%	91	32.6%
住まい・不動産	34	17.0%	25	11.4%	49	17.6%
生活上の取引	16	8.0%	50	22.8%	67	24.0%
保険	0	0.0%	1	0.5%	1	0.4%
医療・年金・福祉	8	4.0%	3	1.4%	6	2.2%
事故・損害賠償	3	1.5%	11	5.0%	6	2.2%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	18	9.0%	11	5.0%	18	6.5%
行政	38	19.0%	28	12.8%	26	9.3%
災害復興支援制度	0	0.0%	0	0.0%	2	0.7%
その他（津波・原発・その他）	7	3.5%	11	5.0%	13	4.7%
合計	200	100.0%	219	100.0%	279	100.0%

〈岩手〉

法テラス大槌（平成24年3月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	30	34.8%	41	35.7%	44	45.4%
住まい・不動産	35	40.7%	41	35.7%	29	29.9%
生活上の取引	6	7.0%	10	8.7%	6	6.2%
保険	0	0.0%	0	0.0%	2	2.1%
医療・年金・福祉	0	0.0%	2	1.7%	1	1.0%
事故・損害賠償	1	1.2%	5	4.3%	0	0.0%
動産	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%
労働	1	1.2%	5	4.3%	3	3.1%
行政	7	8.1%	6	5.2%	6	6.2%
災害復興支援制度	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	6	7.0%	4	3.5%	6	6.2%
合計	86	100.0%	115	100.0%	97	100.0%

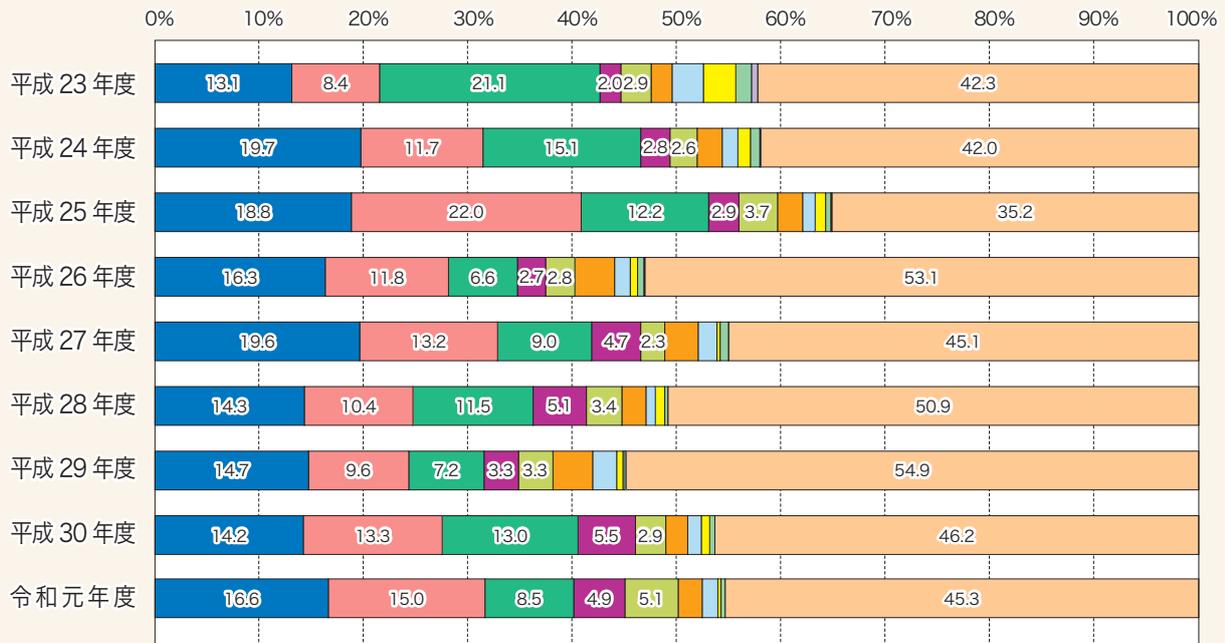
法テラス気仙（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	50	39.7%	43	30.1%	55	40.1%
住まい・不動産	12	9.5%	24	16.8%	11	8.0%
生活上の取引	10	7.9%	18	12.6%	13	9.5%
保険	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%
医療・年金・福祉	10	7.9%	8	5.6%	8	5.8%
事故・損害賠償	1	0.8%	0	0.0%	4	2.9%
動産	0	0.0%	1	0.7%	1	0.7%
労働	3	2.4%	6	4.2%	5	3.6%
行政	38	30.2%	36	25.2%	28	20.4%
災害復興支援制度	0	0.0%	1	0.7%	1	0.7%
その他（津波・原発・その他）	2	1.6%	6	4.2%	10	7.3%
合計	126	100.0%	143	100.0%	137	100.0%

3 被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）

法テラスでは、平成23年11月から被災者専用フリーダイヤルを開設し、全国各地の被災者に通話料無料で法的な問題の解決に役立つ法制度などについて、情報提供を行っている。問合せ内容の内訳では、家族、生活上の取引の割合が高い傾向が続いている。

資料 6-14 被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）問合せ内訳の推移



■ 家族
■ 事故・損害賠償
■ 行政
■ 動産(車・船舶他)
■ 生活上の取引
■ 労働
■ 災害復興支援制度
■ その他(津波・原発・その他)
■ 住まい・不動産
■ 医療・年金・福祉
■ 保険

	家族	生活上の取引	住まい・不動産	事故・損害賠償	労働	医療・年金・福祉	行政	災害復興支援制度	保険	動産(車・船舶他)	その他(津波・原発・その他)	合計(件数)
平成23年度	13.1%	8.4%	21.1%	2.0%	2.9%	2.0%	3.0%	3.1%	1.5%	0.6%	42.3%	1,143
平成24年度	19.7%	11.7%	15.1%	2.8%	2.6%	2.4%	1.5%	1.2%	0.9%	0.1%	42.0%	2,981
平成25年度	18.8%	22.0%	12.2%	2.9%	3.7%	2.4%	1.2%	1.0%	0.5%	0.1%	35.2%	4,952
平成26年度	16.3%	11.8%	6.6%	2.7%	2.8%	3.8%	1.5%	0.7%	0.6%	0.1%	53.1%	3,743
平成27年度	19.6%	13.2%	9.0%	4.7%	2.3%	3.2%	1.8%	0.3%	0.8%	0.0%	45.1%	1,897
平成28年度	14.3%	10.4%	11.5%	5.1%	3.4%	2.3%	0.9%	0.9%	0.3%	0.0%	50.9%	1,573
平成29年度	14.7%	9.6%	7.2%	3.3%	3.3%	3.8%	2.3%	0.6%	0.2%	0.1%	54.9%	1,070
平成30年度	14.2%	13.3%	13.0%	5.5%	2.9%	2.1%	1.3%	0.8%	0.5%	0.0%	46.2%	759
令和元年度	16.6%	15.0%	8.5%	4.9%	5.1%	2.3%	1.5%	0.3%	0.4%	0.0%	45.3%	895

(注) 東日本大震災に関する問合せ件数である。

7. 受託業務



7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。前者については、令和2年3月末で受託を終了した。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

ア 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（勾留状が発せられた被疑者を除く。）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他逮捕段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む。）。ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者	難民認定申請、申請却下に対する審査請求、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動 3 子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない）
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②資力に乏しいこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終結により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないと見えなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

ウ 業務実績（資料7-2、7-3、7-4参照）

令和元年度は、12,374件の援助申込みを受理した。

平成30年6月に施行された改正刑事訴訟法に基づく被疑者国選制度の拡大により、刑事被疑者弁護援助は年々減少し、令和元年度は、改正法施行前の平成29年度実績の35.7%まで減少した。さらに、少年保護事件付添援助も改正少年法に基づく国選付添人制度の拡大により年々件数の減少が進んでおり、平成30年度実績の83.7%まで減少した。また、難民認定に関する法律援助、及び外国人に対する法律援助も減少し、平成30年度と比較すると、全体で2,784件の減少（前年度比18.4%減）であった。これら以外の援助項目は、ほぼ横ばいで推移している。

令和元年度の各地方事務所における申込受理件数の実績は資料7-2のとおりであるが、申込受理件数を援助項目ごとに見ると、改正法施行前の平成29年度では刑事被疑者弁護援助と少年保護事件付添援助で全体の70%を占めていたが、前述の要因から令和元年度は合わせて51.2%まで減少した。平成27年度から令和元年度までの援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は、資料7-3のとおりである。

エ 援助費用

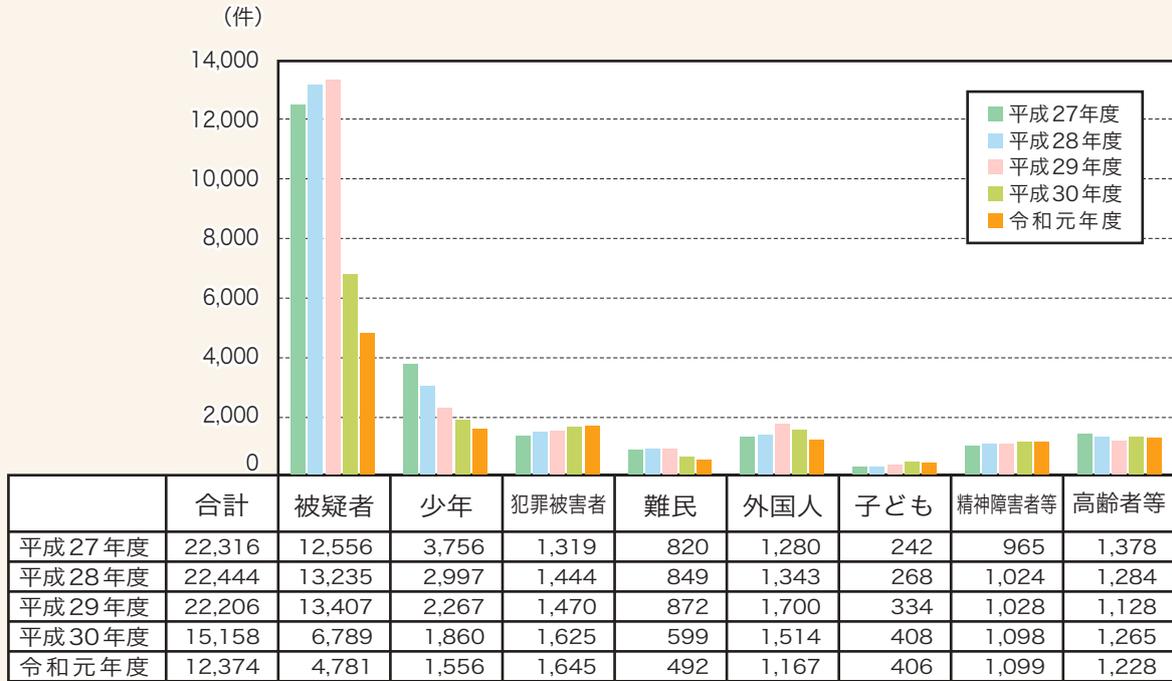
令和元年度の援助費用は全体で7億8905万6107円であった。刑事被疑者弁護援助等の減少により、平成30年度と比較すると2億2829万2545円減少（前年度比22.4%減）した。援助費用の内訳を項目別に見ると、件数は減少したものの刑事被疑者弁護援助が16.5%、少年保護事件付添援助は23.7%を占め、この2つの援助で費用全体の40.2%を占めた。平成27年度から令和元年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-4のとおりである。なお、援助に要する費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

資料 7-2 令和元年度申込受理件数（地方事務所別）

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
札幌	640	410	29	58	1	1	7	121	13
函館	83	58	3	16	0	0	0	2	4
旭川	39	34	2	0	0	0	1	0	2
釧路	22	6	10	5	0	0	0	0	1
青森	16	2	3	7	0	0	0	0	4
岩手	15	4	2	7	0	0	0	2	0
宮城	156	84	23	31	0	1	1	1	15
秋田	20	5	6	6	0	0	1	0	2
山形	21	7	2	3	0	0	3	1	5
福島	32	5	12	8	0	0	4	0	3
茨城	107	3	7	4	37	53	1	0	2
栃木	84	24	21	5	0	9	6	1	18
群馬	66	14	21	11	3	7	2	1	7
埼玉	505	163	66	82	20	55	3	15	101
千葉	545	171	92	81	14	44	22	3	118
東京	3,358	1,711	210	294	283	591	72	30	167
神奈川	539	68	102	253	3	24	32	27	30
新潟	64	11	24	13	0	3	10	0	3
富山	39	13	5	5	0	1	0	1	14
石川	125	35	7	14	0	0	5	47	17
福井	44	20	9	8	0	0	2	0	5
山梨	35	5	6	16	0	0	0	1	7
長野	35	11	4	6	0	7	3	0	4
岐阜	28	3	15	5	0	1	1	0	3
静岡	207	46	34	20	0	13	3	0	91
愛知	528	60	135	65	11	164	35	11	47
三重	29	7	6	4	0	2	0	1	9
滋賀	62	6	18	16	0	1	2	7	12
京都	315	181	36	34	1	2	8	22	31
大阪	1,544	959	151	69	70	79	60	41	115
兵庫	284	51	101	78	3	14	6	8	23
奈良	69	7	22	18	5	0	0	3	14
和歌山	56	2	21	12	0	0	16	0	5
鳥取	59	10	3	5	0	30	3	4	4
島根	33	3	1	13	0	2	1	4	9
岡山	132	25	32	18	0	0	16	5	36
広島	229	55	39	64	2	7	15	35	12
山口	39	8	18	7	0	0	2	1	3
徳島	23	1	2	17	0	0	0	0	3
香川	164	10	32	35	0	2	2	0	83
愛媛	43	4	18	16	0	2	0	1	2
高知	55	6	3	29	0	1	7	1	8
福岡	1,164	260	115	81	32	24	16	505	131
佐賀	82	28	8	7	0	0	5	21	13
長崎	62	5	8	7	7	23	2	4	6
熊本	78	6	8	17	0	0	3	37	7
大分	59	28	9	14	0	1	0	3	4
宮崎	103	29	16	8	0	0	15	28	7
鹿児島	108	1	11	25	0	0	0	63	8
沖縄	229	116	28	28	0	3	13	41	0
合計	12,374	4,781	1,556	1,645	492	1,167	406	1,099	1,228

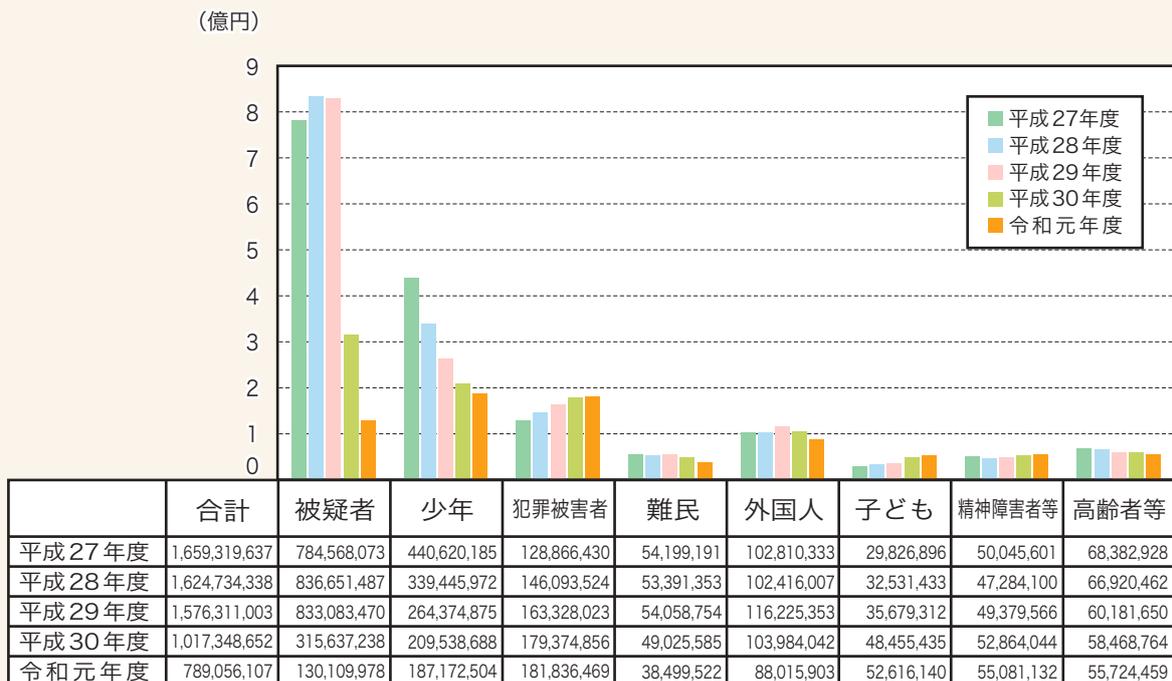
(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-3 事業種別申込受理件数の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-4 事業種別受託業務援助費用の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

(2) 中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務

日本に永住帰国した中国残留邦人等の戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続について援助する事業である。対象者は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第2条の中国残留邦人等のうち、身元が判明している者。令和元年度は新規の援助申込みはなかった。なお、援助に要する費用は全て、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、法テラスに支払う委託経費から支出される。

なお、本事業は令和2年3月末で受託を終了した。

資料 7-5 令和元年度申込受理件数（本部取扱い）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	0件	0件	1件	0件	0件

8. その他



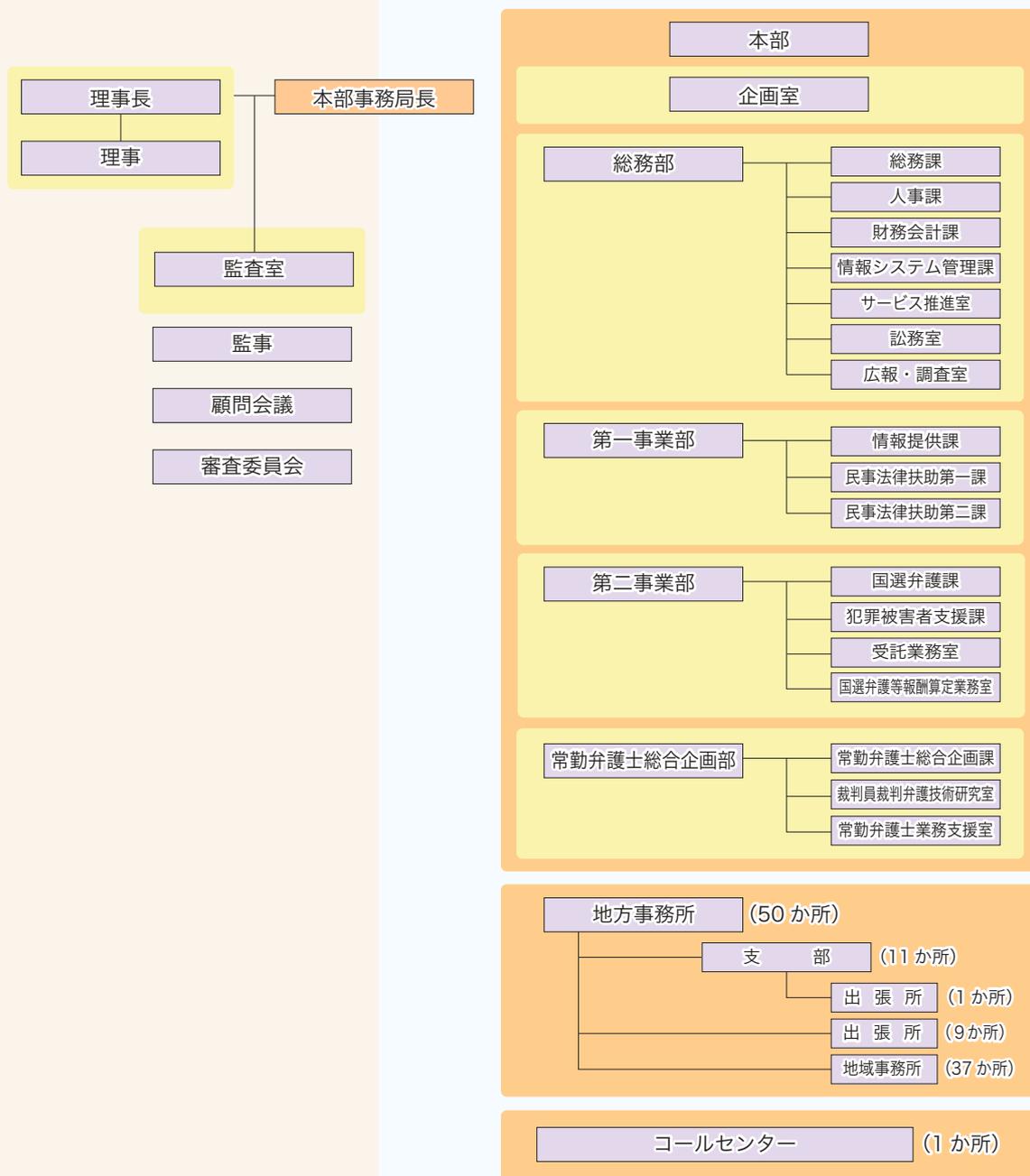
8-1 組織

(1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1 本部及び地方事務所組織図

(令和2年3月31日現在)



(2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2 法テラス全国事務所所在地 (令和2年3月31日現在)

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌地方事務所	060-0001	札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0503383-5560
八雲地域事務所	049-3106	北海道二海郡八雲町富士見町21-1	0503383-8366
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央1-5-1	0503383-0067
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	岩手県宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0503383-1402
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1-3	0503383-1350
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
東松島出張所	981-0503	宮城県東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009
山元出張所	989-2203	宮城県亶理郡山元町浅生原字日向13-1	0503383-0213
南三陸出張所	986-0725	宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56	0503383-0210
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町2-7-10 NANABEANS 8F	0503383-5544
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
二本松出張所	964-0904	福島県二本松市郭内1-196-1 福島県男女共生センター4F	0503381-3803
ふたば出張所	979-0407	福島県双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮N1ビル2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-5-1 Qiball (きぼーる) 2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330
上野出張所	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通 1 番町 86-51 新潟東中通ビル 2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町 394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター 2F	0503383-5422
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町 3-4-1 富山県弁護士会館 1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂 1-12-18 魚津商工会議所ビル 5F	0503383-0030
石川地方事務所	920-0937	石川県金沢市丸の内 7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 2F	0503383-5475
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-12-37 I R I X ビル 1・2F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4F	0503383-5415
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 2F	0503383-5471
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町 7-30 イシックス駅前ビル 1F	0503383-0068
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見 5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ 1F	0503383-0005
静岡地方事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-1 札の辻ビル 5F	0503383-5400
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5410
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5405
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷 1-1-10 パールビル 3F	0503383-0024
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティービル 15F	0503383-5460
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9 岡崎市役所西庁舎 1F (南棟)	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5 津中央ビル	0503383-5470
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 5F	0503383-5454
京都地方事務所	604-8005	京都府京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 京都朝日会館 9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町 1-1-1 中川ビル 4F	0503383-0519
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 B1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル 6F	0503383-5430
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 13F	0503383-5440
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条 1-408-5 光栄産業棟第 2 ビル	0503383-5448
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5F	0503383-5445
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル 6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵 68-4 やすらぎビル 4F	0503383-0025
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15 九番丁 MG ビル 6F	0503383-5457
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311 鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根 572 サンク・ピエスビル 202 号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル 6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9 N T T 隠岐ビル 1F	0503383-5326
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2F	0503383-5491
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1F	0503383-5485
山口地方事務所(注)	753-0072	山口県山口市大手町 9-11 山口県自治会館 5F	0503383-5490
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24 アミコビル 3F	0503383-5575
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11 高松丸田ビル 8F	0503383-5570
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11 共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5580
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2F	0503383-5577
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町 9-20 すまいるあき 4F	0503383-0029
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町 2-3-26	0503383-5579
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町 13-15 アメニティオフィスビル 1F	0503383-0467
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21 魚町センタービル 5F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5510

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25 長崎MSビル 2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19 バードハウジングビル 402 号室	0503383-5516
平戸地域事務所	859-5121	長崎県平戸市岩の上町 1507-1 NTT平戸ビル本館 2F	0503383-0468
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3 おおたビル 3F	0503383-0517
杵岐地域事務所	811-5135	長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦 174 吉田ビル 3F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14 雲仙市小浜総合支所 3F	0503383-5324
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1 NTT西日本高森ビル 1F	0503383-0469
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7 UMK祇園ビル 2F	0503383-0520
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22 南商ビル 1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28 A I SビルA棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553-1 徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1F	0503383-0201
本部			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8F	0503383-5333
裁判員裁判弁護技術研究室(注)	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6F	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室(注)	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6F	0503383-0062

(注) 令和2年4月1日以降、住所等に変更あり。詳細はホームページなどでご確認ください。

(3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

(4) 主務大臣

法務大臣

(5) 資本金

3億5100万円（国の全額出資）

(6) 役員の状況

令和2年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	板東久美子	平成30年4月10日就任
理事	丸島 俊介	平成29年10月1日就任
同	山崎 学	平成28年4月10日就任
同	北原斗紀彦	平成30年4月10日就任
同	新保 美香	平成30年4月10日就任
監事	津熊 寅雄	平成27年12月21日就任
同	山下 泰子	平成24年9月3日就任

(7) 職員の状況

令和2年3月31日現在の職員の総数は1,495名（地方事務所の所長などの非常勤職員を含む）である。

8-2 法テラスの認知状況

(1) 認知状況の推移

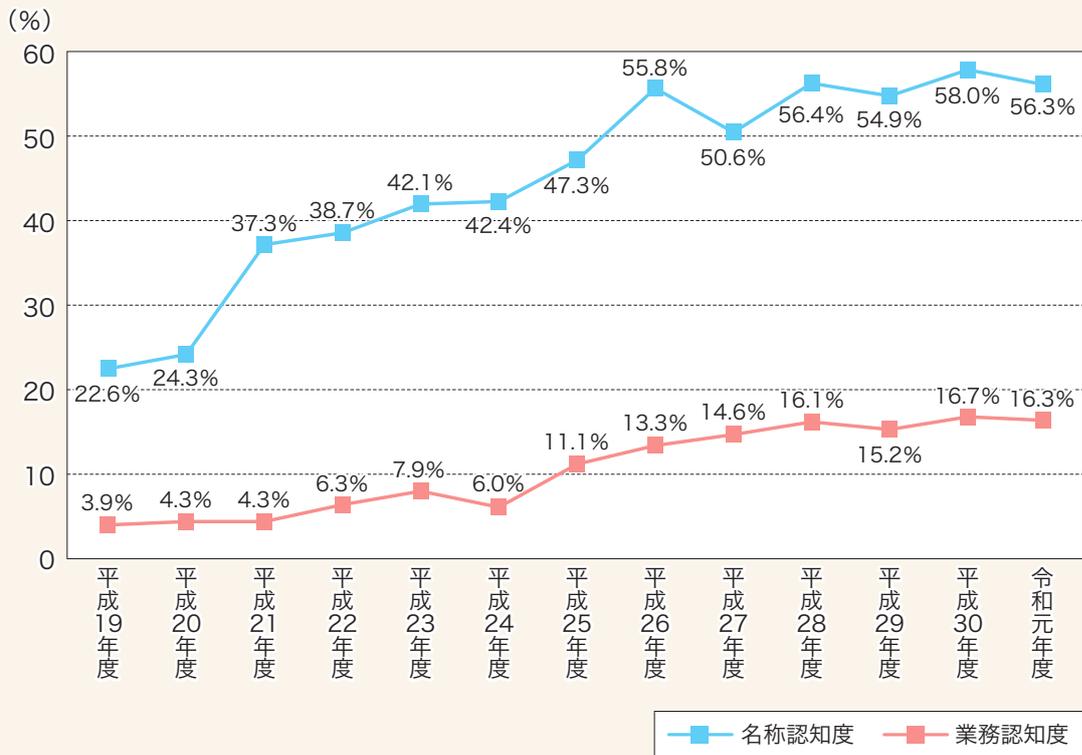
法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、広報活動や各業務遂行上の参考とするため、平成19年度から毎年「認知状況等調査」を実施している。

調査方法は、平成19年度から平成25年度までは電話による調査（※1）で、平成26年度以降はインターネットによる調査（※2）である。

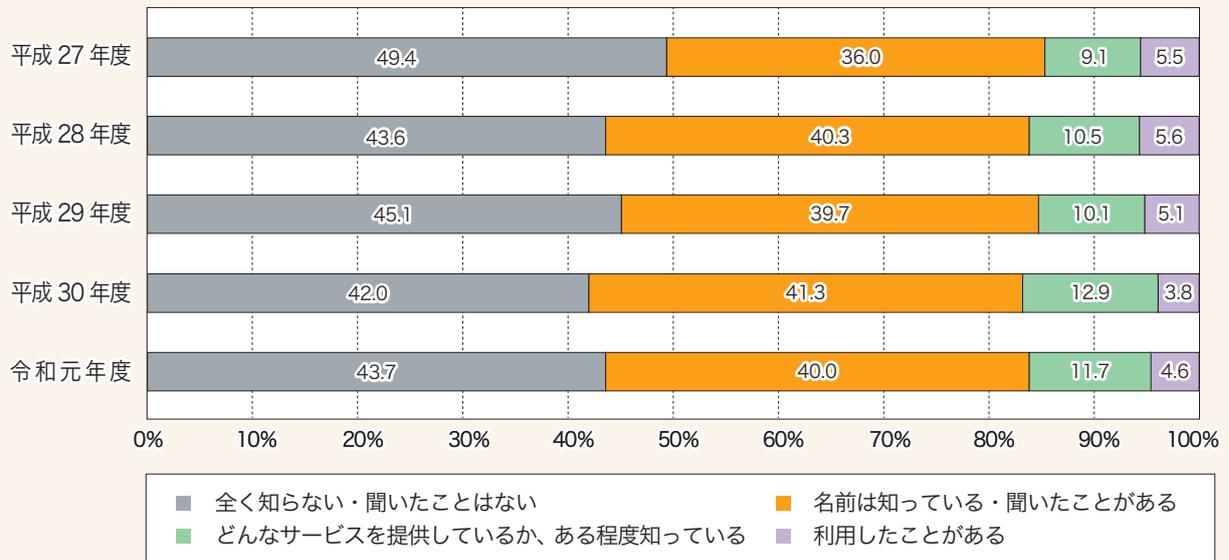
（※1）サンプルは20代以上の男女1,100名。

（※2）平成26年度から平成29年度までのサンプルは、都道府県ごとに20代、30代、40代、50代及び60代以上の男女各10名ずつで100名、合計4,700名。平成30年度以降のサンプルは、全国を9ブロック（北海道、東北、関東1、関東2、中部、関西、中国、四国、九州・沖縄）に分け、同様に各年代の男女50名ずつで500名、合計4,500名。

資料8-3 名称認知度及び業務認知度の推移



資料8-4 認知状況の推移



名称認知度（「全く知らない」を除く回答割合）は、平成19年度22.6%であったのが、年々上がり、平成26年度に初めて5割を超え、以降は5割以上を維持し、令和元年度は56.3%であった。

業務認知度（※3）は、平成19年度3.9%であったのが、おおむね年を追うごとに上がっていき、平成25年度に11.1%と初めて10%台となった。以降、微増傾向を維持し、令和元年度は16.3%であった。

（※3）平成23年度から平成25年度までは、「名前も知っているし、業務内容もある程度知っている」との回答及び「実際に利用したことがある」との回答を合計した割合であり、平成26年度以降は、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない。）」との回答及び「利用したことがある」との回答を合計した割合である。

（2）性別・年代別認知度

令和元年度の性別・年代別の調査において、名称認知度が最も高かったのは女性50代、業務認知度が最も高かったのは男性40代であった。

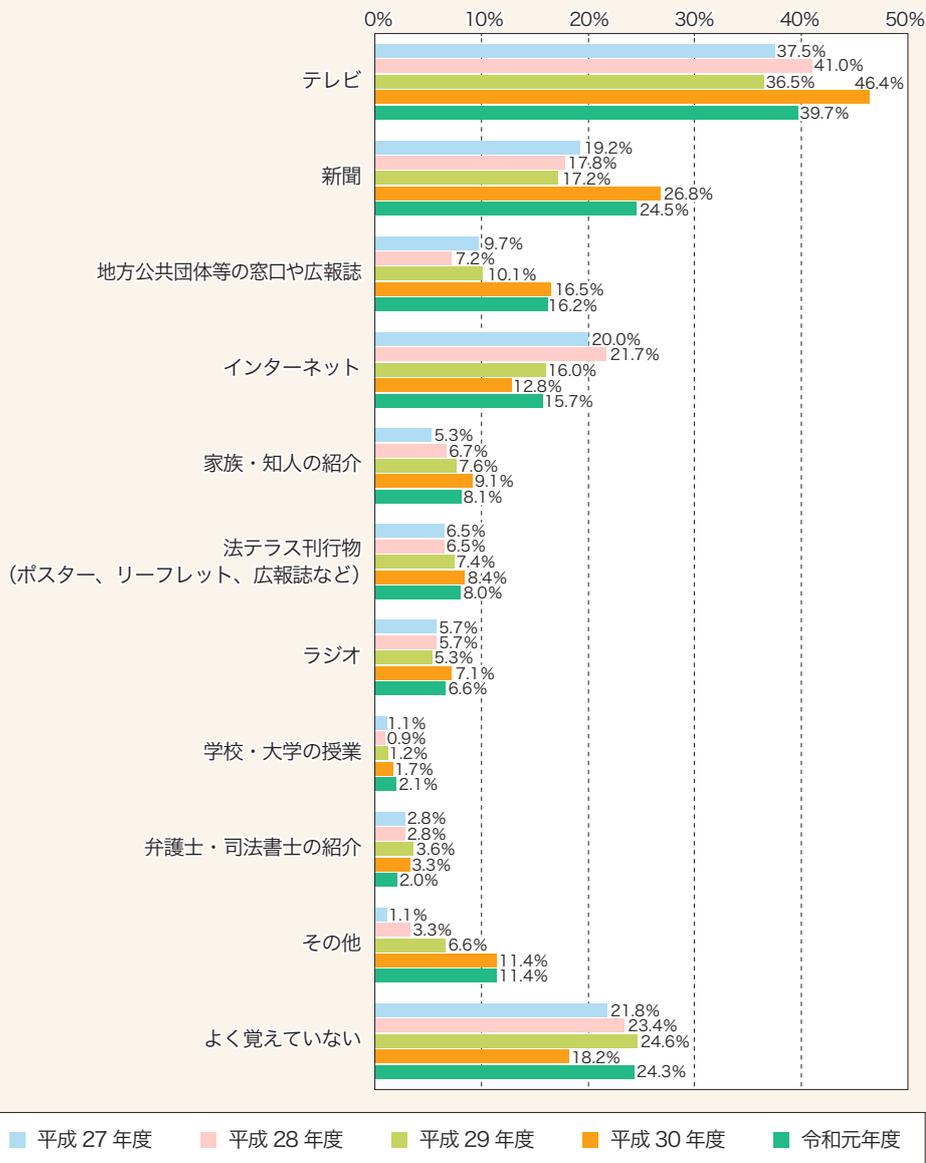
一方、昨年度同様、男女とも20代の認知度が最も低く、特に女性20代は、名称認知度・業務認知度ともに最も低かった。

(3) 認知経路

法テラスをなにて知ったか（認知経路）について尋ねた結果は、資料8-5のとおりである。

「テレビ（テレビ番組・テレビCM）」が最も高く、次いで「新聞（新聞記事・新聞広告）」であった。「市役所などの行政窓口、自治体の広報誌」や「インターネット（バナー広告、ニュース記事、SNSなど）」は、他の媒体による認知が減少する中で、一定程度の割合を維持している。

資料 8-5 認知経路の内訳の推移



(注1) 回答は複数回答である。

(注2) 令和元年度の「その他」には、「政府広報4.8%」、「駅構内の広告や電車・バスの車内広告3.0%」、「イベント（街頭・図書館・各種勉強会など1.4%）」、「郵便局やスーパー、コンビニなどに置いた電子看板に流しているアニメーション動画広告1.2%」なども含まれる。

8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声

法テラスでは、総合法律支援法に基づく各種の法的サービスを提供しており、サービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者の方々から、電話や書面、メールなどで様々な苦情やご意見・ご要望（以下「苦情等」）が寄せられている。

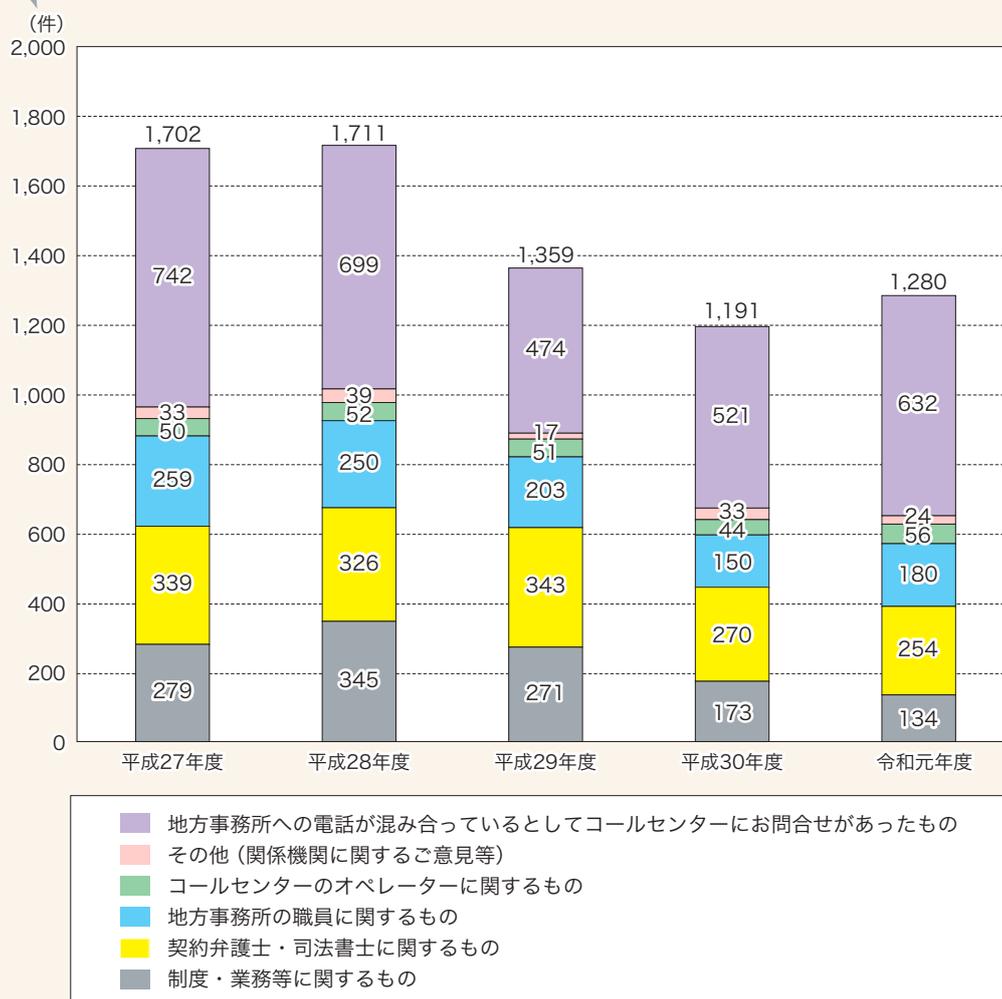
令和元年度の苦情等の受付件数は1,280件で、平成30年度の件数1,191件から、約7.4%（89件）増加した。（資料8-6）

最も多く寄せられた苦情等は「地方事務所への電話が混み合っている」というものであり、平成30年度の521件から21.3%（111件）増加して632件となった。地方事務所を受電しきれない入電をサポートダイヤルに転送する取組を平成27年10月から行っているが、引き続きこの取組を進め、「電話が混み合って、なかなかつながらない」といった苦情が少なくなるよう改善に努めている。

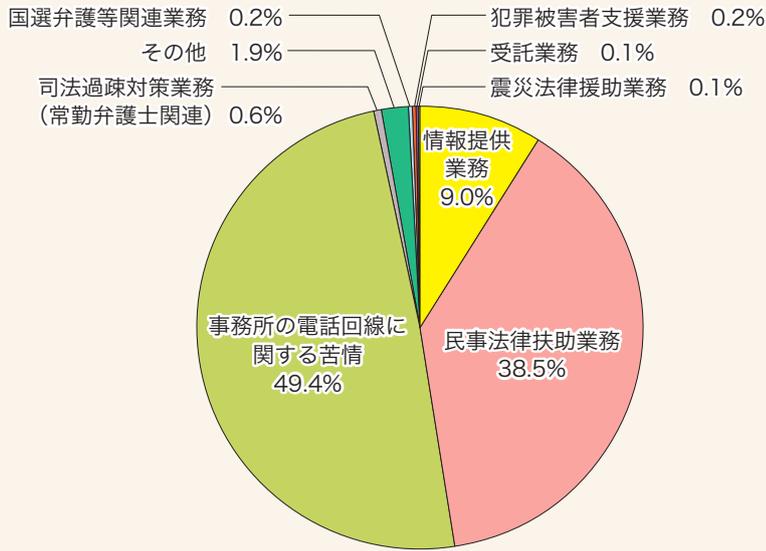
また、その他の苦情等としては、多い順に「契約弁護士・司法書士に関するもの」、「地方事務所の職員に関するもの」、「制度・業務等に関するもの」、「コールセンターのオペレーターに関するもの」、「その他（関係機関に関するご意見等）」となっている。（資料8-6、8-7）

これらの苦情等に対する取扱結果は、資料8-8のとおりであり、具体的取組事例等の一部を資料8-9で紹介している。

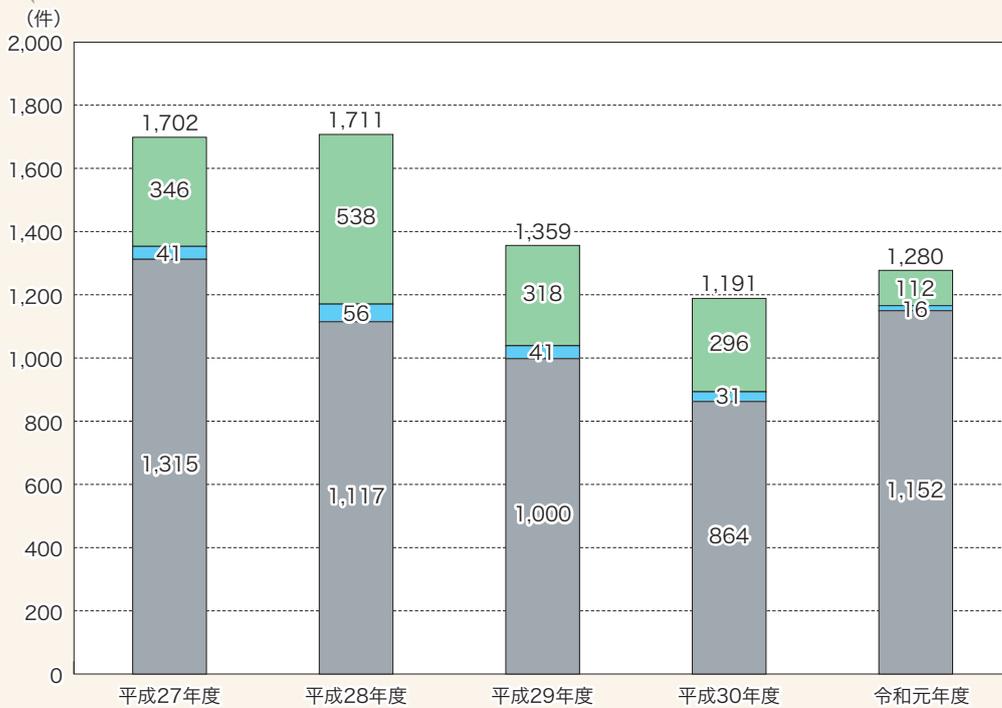
資料 8-6 苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移



資料 8-7 令和元年度業務別苦情内訳



資料 8-8 苦情等取扱結果の推移



〈苦情等取扱い結果の主な内容〉

- 関係課室・事務所等に苦情内容を伝え配慮を求めたもの、対応策を実施したもの等
- 関係課室・事務所等で検討中のもの、関係機関との協議に付されているもの等
- 申出者や事案の特定ができなかったもの、初期対応で申出者が納得し、以上の対応を要しないと判断されたもの等

	皆様からの声	➡	法テラスの取組事例等
【情報提供関連業務】	サポートダイヤルに電話をし、大型連休中に専門家に相談したいと話したところ、対応したオペレーターに「個別の弁護士紹介はできない」、「相談できる窓口の情報はない」等と繰り返し話をされた後、法テラスの無料法律相談の予約を取るか取らないか聞かれた。 一方的に説明をされ、不快な思いをした。	➡	ご不快な思いをおかけしたことについてお詫びした。対応したオペレーターは、利用者の話に被せて応答をするような場面があった。当該オペレーターには、利用者の話が一息ついたところで応答するなど、利用者の心情に沿った案内を心がけるようフィードバックを行った。
	償還金の問合せで地方事務所に電話したところ、サポートダイヤルにつながった。その後地方事務所に転送してもらったが、利用している地方事務所ではないところにつながり、電話をかけ直すように言われた。	➡	対応したオペレーターは、利用者が利用している地方事務所に転送しようとしたが、利用者の記録を見誤って転送していた。当該オペレーターには、電話を転送する際は、記録や情報をよく確認した上で転送するようフィードバックを行った。
	サポートダイヤルで紹介してもらった相談窓口に電話をかけたところ、利用者自身が住んでいる県では利用できないと言われた。	➡	対応したオペレーターは、利用者の居住する都道府県を誤って聞き取り、誤った相談窓口を案内していたことから、関係機関を案内する際は、よく確認した上で案内するようフィードバックを行った。
【民事法律扶助制度】	無料法律相談を利用したが、相談開始から10分ほど経過したところから、相談担当弁護士が相談内容に関心がないようなそぶりを見せ、あまり法律的なアドバイスをもらえなかった。	➡	民事法律扶助制度の無料法律相談は、同一案件で3回まで利用できることを説明し、再度のご利用を提案した。また、再度のご利用の際には前回の事情を説明して予約をお取りいただくよう提案した。
	無料法律相談の予約をキャンセルしようと地方事務所へ電話したところ、対応した職員から、配慮に欠けた言動を受け、非常に不快に感じた。	➡	利用者のお気持ちに沿った対応ができず、ご不快な思いをおかけしたことについてお詫びした。地方事務所内において、丁寧な対応を心がけるよう情報共有した。
【その他】	勤めている会社のハラスメントについて相談しようと地方事務所に電話したところ、対応した職員から「それは無理ですね」という言い方をされた。何をしても無駄だというような発言で不快だった。	➡	職員の対応でご不快な思いをおかけしたことについてお詫びした。 改めて制度等についてご案内をし、対応した職員には、事実確認後、注意・指導した。
【感謝の言葉】	皆様からの声		
	法テラスを利用し、委任した弁護士がよくしてくれたおかげで、依頼した事件が希望通りに進み、大変感謝している。		
	地方事務所の情報提供担当の職員が、とても親切に話を聞いてくれた。その後弁護士に相談し、必要な手を教えてもらった。 「親身になってくださってありがたかった。今後やらなければならないことがはっきり見えた。あなたのおかげです。」と伝えてほしい。		

法テラスでは、これらの苦情等に対応する姿勢を「基本方針」（以下に掲載）としてまとめ、苦情等に対する取組事例等と併せ、ホームページに公表している。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、さまざまな事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられるさまざまな声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられるさまざまな声を取り扱ってまいります。

8-4 審査委員会

(1) 審査委員会とは

ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態は独立行政法人に準じた枠組みで作られており、その内部組織の構成は、独立行政法人としての自律性にに基づき、自ら決定すべきものである。

一方で、法テラスは、その業務運営に当たり、業務遂行を担う契約弁護士及び司法書士等の法律専門家の職務の独立性などに配慮する必要もある。

そこで、総合法律支援法第29条は、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するため第三者機関である審査委員会を法テラス内部に設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（総合法律支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来は、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、半面、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等にはない、審査委員会という独自の組織により審議を行う制度を設けたものである。

イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（総合法律支援法第29条第1項）

ウ 構成（資料8-10参照）

最高裁判所推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日本弁護士連合会会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名で、理事長が任命する（総合法律支援法第29条第2項）。

エ 委員の任期

2年（総合法律支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（総合法律支援法第29条第4項）。

資料8-10 日本司法支援センター審査委員会委員名簿（令和2年3月31日現在）

委員長	高橋宏志	東京大学名誉教授
委員	飯室勝彦	前中京大学文学部教授
委員	伊藤雅人	東京地方裁判所判事
委員	岡本直美	中央労働委員会委員・日本労働組合総連合会顧問
委員	小林利治	前独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
委員	作問功	弁護士（福岡県弁護士会）
委員	森本加奈	最高検察庁検事
委員	谷萩陽一	弁護士（茨城県弁護士会）
委員	山本一宏	司法書士（三重県司法書士会）

（委員については、五十音順・敬称略）

(2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会の審議事項

審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）、並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（総合法律支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（総合法律支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定めるとされている（総合法律支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（総合法律支援法第29条第8項第2号）。

イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（総合法律支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（総合法律支援法第29条第10項）。

ウ 審査委員会の開催頻度等

令和元年度は、毎月1回程度開催した。

エ 審査委員会議決の内訳（資料8-11参照）

オ 公表事項

審査委員会議事録及び契約弁護士等にとった措置は、法テラスのホームページに掲載している。

資料 8-11 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置						計	合計
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年		
平成27年度	3	5	1	3	1	13	0	14	32	40
平成28年度	2	1	2	3	2	11	3	13	34	37
平成29年度	8	1	1	6	0	10	2	18	37	46
平成30年度	11	4	0	8	1	10	1	9	29	44
令和元年度	4	0	2	7	1	8	4	0	22	26

8-5 顧問会議

(1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務を運営するため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

令和元年度は下記のとおり1回開催し、令和元年度の業務実績（概況）について報告を行い、外国人に対する取組及び児童虐待に関する取組について意見を聴取した。

(2) 顧問会議メンバー（令和2年3月31日現在、敬称略）

＜座長＞	片山 善博	早稲田大学公共経営大学院教授
	石井 卓爾	東京商工会議所特別顧問
	高木 剛	全国勤労者福祉・共済振興協会顧問
	滝鼻 卓雄	ジャーナリスト
	津島 雄二	弁護士
	坂東真理子	昭和女子大学理事長・総長
	中山 弘子	元新宿区長
	村木 厚子	元厚生労働事務次官
	長谷部由起子	学習院大学大学院法務研究科教授

(3) 顧問会議の開催状況

第18回 令和2年2月25日（火）

【報告案件】

- ・令和元年度業務実績（概況）について

【協議案件】

- ・外国人に対する取組について
- ・児童虐待に関する取組について

8-6 地方協議会

開催の目的、状況

法テラスは、総合法律支援法第32条第4項で、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで、全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

開催に当たっては、司法ソーシャルワーク、高齢者・障がい者対策及び特定援助対象者法律相談援助に重点を置くとともに、DV等被害者法律相談援助、自然災害など昨今の問題を踏まえた議題とするなど工夫し、制度説明以外にも常勤弁護士から活動事例を報告するなど具体的な情報を周知することで、関係機関との更なる連携強化を図った。

令和元年度は、特定援助対象者法律相談援助の更なる利用促進を図るため、福祉機関・団体を中心に参加を呼び掛けた地方事務所が多くあった。地方事務所ごとの主な内容は資料8-12のとおりであり、令和元年度中の延べ開催数は全国で75回となった。

資料 8-12 令和元年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
札幌	令和元年8月26日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・業務説明、業務報告、事例検討	5名
函館	令和元年11月1日	・生活困窮者への支援について ・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	31名
	令和元年11月8日	同上	14名
	令和元年11月15日	同上	16名
旭川	令和元年9月26日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	15名
	令和元年11月27日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・自然災害対応について ・高齢者・障がい者対策について ・外国人対応について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	55名
釧路	令和元年11月7日	・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	38名
	令和元年11月13日	同上	39名
	令和元年11月19日	同上	80名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
青森	令和2年3月18日	・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	6名
岩手	令和元年7月22日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	47名
	令和2年2月21日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	30名
宮城	令和元年11月21日	・成年後見制度について ・業務説明、業務報告、事例検討	110名
秋田	令和元年10月17日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	59名
山形	令和元年9月20日	・特定援助対象者法律相談援助について ・業務説明、業務報告、事例検討	41名
	令和2年2月21日	同上	17名
福島	令和元年12月13日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・自然災害対応について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	36名
茨城	令和元年10月18日	・自然災害対応について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	154名
栃木	令和2年2月21日	・外国人対応について ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	16名
群馬	令和元年10月18日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	21名
	令和元年10月30日	同上	21名
	令和元年11月7日	同上	34名
	令和元年11月15日	同上	34名
	令和元年12月16日	・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	49名
埼玉	令和元年11月11日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・自然災害対応について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	298名
埼玉 (秩父地域事務所)	令和元年10月21日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・自然災害対応について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	75名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
千葉	令和元年10月9日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	28名
	令和2年1月16日	同上	11名
東京	令和2年2月12日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 自然災害対応について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 外国人対応について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	25名
神奈川	令和2年1月27日	・ 外国人対応について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	57名
神奈川 (小田原支部)	令和元年11月1日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 自然災害対応について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討	81名
新潟	令和元年7月25日	・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討	30名
	令和2年1月14日	同上	20名
富山	令和元年11月25日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	45名
石川	令和元年11月13日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討	21名
	令和元年11月20日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討	19名
福井	令和元年11月14日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	8名
山梨	令和元年5月17日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討	80名
	令和元年9月11日	・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携について ・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討	50名
	令和2年2月19日	・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携について ・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討	42名
長野	令和元年11月12日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 自然災害対応について ・ 高齢者・障がい者対応について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	6名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
岐阜	令和元年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	43名
静岡	令和元年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・女性・子どもへの支援と司法の連携について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	69名
静岡 (沼津支部)	令和元年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進法の実現に向けて ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	32名
静岡 (浜松支部)	令和元年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事事件における入口支援について ・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	77名
静岡 (下田地域事務所)	令和2年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	19名
愛知	令和2年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおける巡回法律相談について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討 	29名
愛知 (三河支部)	令和元年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・相続法改正について ・高齢者・障がい者対策について ・業務説明、業務報告、事例検討 	26名
三重	令和2年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	20名
滋賀	令和元年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関連携による情報提供について ・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	31名
京都	令和元年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討 	22名
大阪	令和元年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・業務説明、業務報告、事例検討 	62名
兵庫	令和元年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター等関係機関との連携について ・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討 	175名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
奈良	令和2年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について ・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	52名
和歌山	令和元年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・業務説明、業務報告、事例検討 	15名
鳥取	令和元年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	29名
島根	令和元年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・業務説明、業務報告、事例検討 	44名
	令和元年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	13名
岡山	令和元年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル依存症に関する支援について ・業務説明、業務報告、事例検討 	12名
広島	令和元年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援機関との連携について ・業務説明、業務報告、事例検討 	44名
山口	令和元年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法を中心とした法律講座 ・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討 	40名
徳島	令和元年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・業務説明、業務報告、事例検討 	75名
香川	令和元年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	65名
愛媛	令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討 	38名
高知	令和元年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人対応について ・業務説明、業務報告、事例検討 	10名
福岡	令和元年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討 	58名
福岡 (北九州支部)	令和元年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護担当者に向けた講座 ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討 	27名
佐賀	令和2年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討 	16名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
長崎	令和元年10月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度について ・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討 	58名
大分	令和元年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討 	18名
宮崎	平成31年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討 	12名
	令和2年1月24日	同上	77名
鹿児島	令和2年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討 	47名
鹿児島 (徳之島 地域事務所)	令和元年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討 	13名
沖縄	令和元年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討 	59名

法テラス用語の解説

総務

1 司法制度改革／司法制度改革審議会意見書

「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」及び「国民の司法参加」の3つの柱を基本理念として行われた司法制度全般に関する改革（司法制度改革）において、平成13年6月、司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出。

同報告書内の「国民の期待に応える司法制度の構築」において、「司法へのアクセスを拡充するため、利用者の費用負担の軽減、民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」とされ、法テラスの設立につながった。

2 総合法律支援法

司法制度改革審議会意見書を受け、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律。

法テラスは、この法律に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

3 法テラス震災特例法

東日本大震災の被災者への法的支援を目的として、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が制定された。

法テラスはこの特例法に基づき、震災法律援助業務を行っている。

4 全国の法テラス事務所

○地方事務所：地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスが行うすべての業務を行う。

○支部：人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスが行う5つの本来業務を行う。

○出張所：民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

○地域事務所：弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。

○被災地出張所：東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島県の7か所に設置された臨時出張所。いずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域に置かれ、車内で相談できる移動相談車両を備えている。各種専門士業による「よろず相談」も実施している。

情報提供業務

5 法テラス・サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話とメールによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」。

6 多言語情報提供サービス

外国語話者からの問合せに応じるためのサービス。専用電話番号を設け、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度や相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

電話番号は「0570-078377（おなやみナイナイ）」

7 被災者専用フリーダイヤル(震災 法テラスダイヤル)

東日本大震災の発生をきっかけに設けられた被災者専用のフリーダイヤル。政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、無料で法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

これまでの対象災害は、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨。

電話番号は「0120-078309（おなやみレスキュー）」。

8 「よくある質問と答え」(FAQ)

サポートダイヤルや地方事務所に入った問合せに対し情報提供をするために、法制度情報を「よくある質問と答え」として法テラスがデータベース化して整備したもの。令和2年3月31日現在、約5,000件のFAQを整備している。

9 よろず相談

東日本大震災をきっかけに、宮城、福島、岩手3県に設けられた被災地出張所において実施。被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるよう、弁護士、司法書士のほか、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などの各専門士業による相談会を実施している。

民事法律扶助業務

10 センター相談／事務所相談

- センター相談：法テラスの事務所で実施する法律相談
- 事務所相談：契約弁護士・司法書士の事務所で実施する法律相談

11 出張相談／巡回相談／指定相談場所

- 出張相談：弁護士又は司法書士が出張して実施する法律相談
- 巡回相談：地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士・司法書士がその場所に赴いて実施する法律相談
- 指定相談場所：地方事務所長が指定して、法律相談援助を行う場所

12 援助(資力)要件

- 収入や資産が一定の基準を超えていないこと。
- 法律相談援助、代理援助・書類作成援助を利用するには、当該要件に該当する必要がある。

13 法律相談援助

- 民事法律扶助業務で最も一般的な法律相談。
- 収入や資産が一定の基準を下回る方を対象に、弁護士又は司法書士による無料法律相談を行う。

14 特定援助対象者法律相談援助

- 平成30年1月24日施行
- 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対して、支援機関からの申入れにより、資力にかかわらず弁護士・司法書士が出張法律相談を行う。
- 対象者の収入や資産が一定の基準を超える場合は、法律相談料は対象者の負担となる。

15 被災者法律相談援助

- 平成28年7月1日施行
- 政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、災害発生日から最長で1年間、資力を問わない無料法律相談を行う。
- これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号に適用された。

16 電話等法律相談援助

- 新型インフルエンザ等緊急事態の発生により、面談での法律相談の実施が困難となった場合に、その代替措置として、一定の実施期間を定めて、電話やインターネット上のWeb会議ソフト等を用いて法律相談を行う。

17 震災法律相談援助

- 「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行う。

18 代理援助／書類作成援助

- 代理援助：民事裁判等手続に関して、代理人となる弁護士・司法書士費用（実費・報酬など）の立替えを行う。
- 書類作成援助：裁判所に提出する書類の作成を司法書士又は弁護士に依頼する費用の立替えを行う。
- いずれも立替金の償還は原則として事件の開始時から始まる。

19 震災代理援助／震災書類作成援助

- 「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、震災に起因する事件について、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（震災代理援助、震災書類作成援助）。
- いずれも立替金の償還は事件の終結後から始まる。

20 簡易援助

- 法律相談に付随して被援助者名義の簡易な法的文書の作成をすること。

21 援助開始決定／終結決定

- 援助開始決定：代理援助・書類作成援助を開始することを審査で決定すること。審査では、立替額や事件の処理方針などを決定する。
- 援助終結決定：事件が終了したとき又は援助を継続する必要がなくなったときに、代理援助・書類作成援助の終了を審査で決定すること。審査では、報酬金・立替残金の支払い方法を決定する。

22 立替金(着手金・実費・報酬金)

- 弁護士・司法書士費用等について、法テラスが被援助者に代わって一時的に立替払いした金員。被援助者は原則毎月法テラスに返済する。以下の金員を立て替える。
- 着手金：弁護士が事件の依頼を受けたときに支払いを受ける金員。事件等の結果の成功、不成功の如何にかかわらず弁護士が受け取るもの。
- 実費：弁護士が受任した事件の事務の処理に伴って必要となる費用。裁判記録謄写料、照会手数料、出廷・打合せのための交通費、通信費、予納郵券など。
- 報酬金：弁護士が一定の成果を得られたときに支払いを受ける金員。

法テラス用語の解説

23 償還

法テラスが立て替えた費用を被援助者が分割で返済すること。

24 免除／猶予

- 免除：立替金の償還を不要とすること。
- 猶予：立替金の償還を一定期間止めること。
いずれも、一定の要件等がある。

25 ハーグ条約

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の通称。法テラスでは、ハーグ条約事件の日本国内における民事裁判等手続について、民事法律扶助事業を行っている。

26 民事法律扶助契約弁護士・司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いについて契約を締結した弁護士・司法書士のこと。

国選弁護等関連業務

27 国選弁護制度(国選弁護人契約、国選弁護人契約弁護士)

刑事事件で勾留・起訴された人が、貧困等の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱う契約(国選弁護人契約)を結んだ弁護士(国選弁護人契約弁護士)の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選弁護人として定める制度。

28 国選付添制度(国選付添人契約、国選付添人契約弁護士)

少年事件について、一定の重大事件等の場合に、法テラスとの間で国選付添人の事務を取り扱う契約(国選付添人契約)を結んだ弁護士(国選付添人契約弁護士)の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選付添人として定める制度。

29 指名通知請求／指名打診／指名通知／選任

個別事件の国選弁護人等を定めるために、裁判所は法テラスに対し、候補者を裁判所に通知するように依頼する(指名通知請求)。

法テラスは、契約弁護士の中から候補者を選び、国選弁護人等に指名することを候補者に打診し(指名打診)、承諾を得て裁判所に通知する(指名通知)。

これを受けて、裁判所は、同候補者を国選弁護人等として選任する(選任)。

司法過疎対策・常勤弁護士

30 常勤弁護士(スタッフ弁護士)

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関して他人の法律事務を契約している弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士。司法過疎対策、民事法律扶助及び国選弁護等の重要な担い手である。

31 司法過疎地域

弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者（以下「弁護士等」という。）がその地域にいないことその他の事情により、当該地域の居住者が、弁護士等に対して、法律事務の取扱いを依頼することに困難な状況にある地域。

32 司法過疎地域事務所

法テラスが司法過疎地域に設置した法律事務所。当該司法過疎地域の居住者等の依頼に応じ、相当の対価を得て、常勤弁護士（スタッフ弁護士）が法律事務を取り扱う。

33 有償事件

民事法律扶助、国選弁護等関連事件及び受託事件以外の事件で、依頼者等から相当の対価を得て法律事務を行う事件。基本的には、司法過疎地域事務所においてスタッフ弁護士が取り扱っているが、地方裁判所の本庁所在地等に設置している法テラスの法律事務所においても、スタッフ弁護士が例外的に取り扱っている。

34 隣接法律専門職者

弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者。

35 司法ソーシャルワーク

地方公共団体・福祉機関の職員等や法律専門家である弁護士・司法書士と協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組。

36 養成事務所・養成弁護士

常勤弁護士（スタッフ弁護士）が、全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任するために、原則1年間、一般の法律事務所において、経験豊富な指導弁護士による指導を受けながら業務を行うことを「養成」という。養成を受ける法律事務所のことを養成事務所といい、養成期間中の常勤弁護士のことを養成弁護士という。

犯罪被害者支援業務

37 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターに設置している、犯罪被害に関する問合せ専用の電話窓口。犯罪被害者支援の知識や経験を持ったオペレーターが法制度や相談窓口等の情報提供を行っている。

必要に応じて法テラス地方事務所へ支援の引き継ぎを行う。

電話番号は「0570-079714（なくことないよ）」。

38 DV等被害者法律相談援助

平成30年1月24日施行

特定侵害行為(DV、ストーカー、児童虐待)を現に受けている方（現に受けている疑いがある方も含む）に対し、資力にかかわらず弁護士が再被害の防止に必要な法律相談を行う。

対象者に一定の基準を超える資産がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。

39 被害者参加制度（被害者参加人、被害者参加弁護士）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度。

刑事裁判への参加を許可された被害者等を被害者参加人、被害者参加人の委託を受けた弁護士を被害者参加弁護士という。

40 被害者参加人のための国選弁護制度（被害者参加弁護士契約弁護士）

経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度。法テラスが、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選被害者参加弁護士候補の指名、国選被害者参加弁護士に対する報酬の算定・支払等の業務を行っている。

なお、国選被害者参加弁護士となるための契約を法テラスと結んだ弁護士を被害者参加弁護士契約弁護士という。

41 選定請求／指名打診／指名通知／選定通知

被害者参加人のための国選弁護制度を利用する被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士を選定することを請求する（選定請求）。必要書類の提出は法テラスを通して行う。

法テラスは、被害者参加弁護士契約弁護士に対し、国選被害者参加弁護士の候補として指名することを打診し（指名打診）、承諾を得て、裁判所に通知する（指名通知）。

裁判所は、被害者参加人・被害者参加弁護士契約弁護士・法テラスに対し、当該弁護士を国選被害者参加弁護士として選定したことを通知する（選定通知）。

42 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して裁判に出席した被害者参加人に、国が旅費・日当・宿泊料(宿泊が必要と認められる場合)を支給する制度。

法テラスが、旅費等の算定・支払等の業務を行っている。

法テラスの刊行物

法テラスのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物を作成しています。各刊行物については、法テラスのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。

法テラスの刊行物

法テラスを利用したい方へ

組織概要を知りたい方へ



一般リーフレット



パンフレット



白書



法人パンフレット

利用対象者別パンフレット



高齢者支援パンフレット

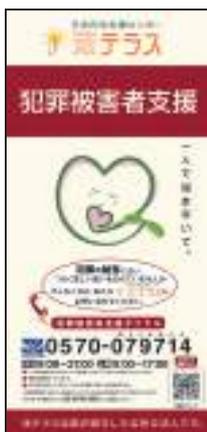


知的障害者支援
パンフレット



点字パンフレット

犯罪被害者支援リーフレット





法律相談Q&Aシリーズ

広報誌



シリーズ内容
離婚問題、相続問題、労働問題、多重債務問題、
成年後見、身近なトラブル

調査報告書

紀要



東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書



法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書



総合法律支援論叢

法テラス白書 令和元年度版

令和2年11月発行

編著・発行者 日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 0503383-5333
<https://www.houterasu.or.jp/>

印刷・製本 株式会社 アイネット



法的トラブルのお問合せは…

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し
0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ
0570-079714

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

期間限定 被災者専用フリーダイヤル
(震災 法テラスダイヤル)

お な や み レスキュー
0120-078309

※被災者の方専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ

<https://www.houterasu.or.jp>

法テラス 携帯サイト

<https://www.houterasu.or.jp/k>



スマートフォンサイト



携帯サイト



日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F TEL0503383-5333(IP電話)